

平成19年度

行政評価実施結果報告書

《別冊 事務事業評価編》

平成19年9月

新宿区

事務事業評価シート(総括表) 一覧表

章	施策	事務事業	前年度	今年度		ページ
			評価 結果	評価 結果	今後の 方向性	
I	生涯を通じた心と体の健康づくり	1 健康づくりの推進	B	D	手段改善	1・2
		2 元気館事業の充実	B	B	手段改善	3・4
		3 アレルギー疾患等健康相談事業	D	D	手段改善	5・6
		4 結核対策の充実	B	B	継続	7・8
		5 エイズ対策の充実	B	B	継続	9・10
		6 骨粗しょう症予防検診	B	C	手段改善	11・12
	きめこまやかな総合的福祉の推進	7 利用者支援の充実	B	B	手段改善	13・14
		8 成年後見制度の利用促進		B	継続	15・16
	在宅福祉、在宅医療の推進	9 訪問指導の充実	C	B	継続	17・18
	社会参加と生きがいづくり	10 高齢者が輝くまちづくり	B	B	拡大	19・20
		11 高齢者就業支援事業への助成	B	B	拡大	21・22
		12 知的障害者通所授産施設の充実	B	B	継続	23・24
	子育て支援の推進	13 待機児童の解消	A	B	拡大	25・26
		14 子育て相談の充実	B	B	継続	27・28
		15 絵本でふれあう子育て支援	B	B	手段改善	29・30
		16 在宅子育て支援サービスの充実	B	B	継続	31・32
		17 子ども家庭支援センター機能の強化	B	B	拡大	33・34
		18 乳幼児親子の居場所づくり	B	B	継続	35・36
		19 児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化	B	B	拡大	37・38
		20 幼稚園と保育園の連携・一元化	A	A	拡大	39・40
		21 新宿区児童手当		B	継続	41・42
	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開	22 介護サービス基盤整備の推進	B	D	手段改善	43・44
		23 介護予防事業の整備		B	継続	45・46
		24 自立支援対策の推進	C	B	継続	47・48
		25 認知症高齢者対策の推進	B	B	継続	49・50
		26 地域包括支援センターの整備		B	継続	51・52
		27 介護保険利用者保護体制の充実	B	B	その他	53・54
		28 介護保険の適正利用の促進	B	B	その他	55・56
	ともにつくる福祉の推進	29 知的障害者・障害児ショートステイの充実	B	B	継続	57・58
		30 心身障害者グループホームの設置促進	B	B	拡大	59・60
		31 心身障害者入所施設の設置促進	B	D	継続	61・62
		32 地域見守りネットワークの充実	B	B	継続	63・64
II	学習・教育環境の充実	33 家庭の教育力の向上	B	B	継続	65・66
		34 地域の教育力との協働・連携の推進	B	B	手段改善	67・68
		35 特色ある学校づくり	B	B	継続	69・70
		36 情報教育の推進	B	B	継続	71・72
		37 少人数学習指導の推進	B	B	継続	73・74
		38 確かな学力推進員の配置		A	継続	75・76
		39 学校図書の実施	B	B	拡大	77・78
		40 地域学校協力体制の整備	B	B	継続	79・80
		41 心身障害教育の充実	A	A	拡大	81・82
		42 学校適正配置の推進	B	B	継続	83・84
		43 学校施設の計画的整備	B	B	継続	85・86
		44 学校施設の改修	B	B	継続	87・88
		45 学校施設の改善	B	B	拡大	89・90
	開かれた学校づくり	46 開かれた学校づくり	B	B	手段改善	91・92
		47 国際理解教育の推進	B	B	継続	93・94
	生涯学習、スポーツの条件整備	48 職員の地域派遣事業の推進(ふれあいトーク宅配便)	B	B	継続	95・96
		49 屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保	D	B	手段改善	97・98
		50 生涯学習指導者・支援者バンクの充実	B	B	手段改善	99・100
		51 総合型地域スポーツ・文化クラブの育成	B	B	手段改善	101・102
		52 子ども読書活動の推進	B	B	継続	103・104
	地域文化活動の活性化	53 文化体験プログラム事業の展開	B	B	拡大	105・106
		54 文化・観光施策の推進	B	B	継続	107・108
		55 文化・芸術活動への区民参加の促進	B	B	継続	109・110
		56 新宿文化センターの整備	B	B	継続	111・112

事務事業評価シート(総括表) 一覧表

章	施策	事務事業	前年度	今年度		ページ
			評価 結果	評価 結果	今後の 方向性	
II	文化資源の保護と文化環境づくりの推進	57 博物館友の会の推進	B	B	継続	113・114
		58 ミニ博物館の充実及び推進	B	B	継続	115・116
	コミュニティ活動の充実と支援	59 NPO等との協働の環境づくりの推進	B	A	拡大	117・118
		60 地域協働事業への支援	B	B	継続	119・120
	コミュニティ施設の充実と利用の促進	61 学校跡地を活用したひろばづくり	B	B	継続	121・122
		62 地域センターの整備	B	B	継続	123・124
	男女平等のための意識づくり	63 男女共同参画への啓発活動の充実	B	B	継続	125・126
	あらゆる分野における男女共同参画の促進	64 女性の参画の促進	B	B	継続	127・128
		65 職場における男女共同参画の推進	B	B	手段改善	129・130
	家庭生活を男女がともに担うための支援	66 男女共同意識啓発のための情報提供	B	B	手段改善	131・132
	平和事業の推進	67 平和啓発事業の推進	A	B	継続	133・134
	国際化に対応した地域社会づくり	68 多文化共生のまちづくり	A	A	拡大	135・136
		69 日本語学習への支援	B	A	手段改善	137・138
		70 鉄道網の整備促進	B	B	継続	139・140
	適切な都市構造の実現	71 都市マスタープランの改定	B	A	継続	141・142
		72 都市計画道路の整備(補助第72号線)	B	B	継続	143・144
		73 都市計画道路の整備(駅街路10号線)	D	D	継続	145・146
		74 地籍情報の調査	A	B	継続	147・148
		75 交通結節点の整備推進(中井駅周辺)	B	B	継続	149・150
		76 交通バリアフリーの整備促進	B	B	継続	151・152
		77 再開発による市街地の整備	B	B	継続	153・154
III	地域の特性をいかした参加のまちづくり	78 地域別市街地整備の推進	B	B	縮小	155・156
		79 区民主体のまちづくり・地区計画の推進	B	B	継続	157・158
		80 都市防災機能の向上	D	B	手段改善	159・160
	防災都市づくり	81 百人町三・四丁目地区の整備推進	B	B	継続	161・162
		82 百人町三・四丁目地区の道路・公園整備	B	B	継続	163・164
		83 水位警報装置の改良	A	B	休廃止	165・166
		84 歌舞伎町対策の推進	B	B	手段改善	167・168
		85 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	A	A	継続	169・170
		86 安全・安心な建築物づくり	B	B	継続	171・172
		87 建築物等耐震化支援事業		B	手段改善	173・174
		88 道路・公園擁壁等の安全対策		B	継続	175・176
	地域ぐるみの防災体制づくり	89 多目的環境防災広場の確保	D	D	休廃止	177・178
		90 防災ボランティアの育成	B	B	継続	179・180
		91 避難所等の震災対策	A	A	継続	181・182
		92 災害対策用各種水利の確保及び充実	B	B	休廃止	183・184
		93 避難所機能の充実	B	B	手段改善	185・186
		94 災害情報システムの更新		B	継続	187・188
		95 職員防災住宅の整備	B	B	継続	189・190
	住みよい環境づくり	96 分譲マンションの適切な管理運営の支援	B	B	継続	191・192
		97 住宅建設資金融資あっ旋	D	D	手段改善	193・194
		98 住み替え居住継続支援	D	B	手段改善	195・196
		99 子育てファミリー世帯居住支援	B	B	手段改善	197・198
		100 都心共同住宅供給事業等の推進	D	D	手段改善	199・200
		101 子育て支援マンションの整備誘導	D	D	手段改善	201・202
	人にやさしい道路、交通施設の整備	102 主要な生活道路の整備推進	B	B	継続	203・204
		103 細街路の拡幅整備	B	B	継続	205・206
		104 人とのくらしの道づくり	B	B	継続	207・208
		105 道路の改良	B	B	継続	209・210
		106 やすらぎの散歩道整備	B	B	継続	211・212
		107 道路の無電柱化整備	A	B	継続	213・214
		108 路面下空洞調査	A	A	継続	215・216
		109 まちをつなぐ橋の整備	B	B	継続	217・218
		110 放置自転車対策の推進	B	B	拡大	219・220

事務事業評価シート(総括表) 一覧表

章	施策	事務事業	前年度	今年度		ページ
			評価結果	評価結果	今後の方向性	
III	みどりと水の豊かなまちづくり	111 公共施設の緑化・民間施設の緑化	B	B	拡大	221・222
		112 安心のみどり整備	D	D	手段改善	223・224
		113 みどりの保全	D	B	手段改善	225・226
		114 新宿りっぱな街路樹運動	B	B	継続	227・228
		115 アユが喜ぶ川づくり	B	B	継続	229・230
	公園、広場などの整備充実	116 みんなで考える身近な公園の整備	A	A	継続	231・232
		117 サポーター制度による公園管理	B	B	継続	233・234
		118 漱石公園のリニューアル	A	B	拡大	235・236
		119 妙正寺川公園第II期整備	B	B	継続	237・238
IV	魅力ある都市空間づくり	120 新宿駅周辺地区の交通環境整備推進	B	B	継続	239・240
	清潔で美しいまちづくり	121 路上喫煙対策の推進	B	B	手段改善	241・242
		122 ボイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進	B	B	拡大	243・244
		123 新たな景観まちづくりの推進	B	B	継続	245・246
	中小企業の振興	124 中小企業活性化支援	B	B	手段改善	247・248
	地場産業の振興	125 地場産業の振興	B	B	手段改善	249・250
		126 ものづくり産業支援	B	B	継続	251・252
	商店街の活性化	127 商店街ステップアップ支援	B	B	手段改善	253・254
	魅力ある買物空間づくり	128 魅力ある商店街づくり支援	B	B	継続	255・256
		129 商店街にぎわい創出支援	B	B	拡大	257・258
V	消費者の自立支援	130 消費者学習の充実	B	B	継続	259・260
	環境への負荷の低減	131 公害の監視・規制・指導の充実	B	B	継続	261・262
	資源循環型社会の形成	132 ごみの発生抑制に向けた普及啓発	B	B	拡大	263・264
		133 資源回収の推進	B	B	拡大	265・266
	環境保全思想の普及啓発	134 環境学習情報センターを核とした普及啓発	B	B	手段改善	267・268
	環境施策の総合的展開と推進	135 環境白書の作成と報告会の開催	B	B	拡大	269・270
	環境保全型まちづくり	136 環境に配慮した道づくり	B	B	継続	271・272
VI	参加と協働のまちづくりの推進	137 区民参加型ミニ市場公募債の発行	B	B	継続	273・274
	地域を基盤にした区政の推進	138 区民との協働による基本構想・基本計画づくり	A	A	継続	275・276
		139 地区協議会の設立・運営(地区協議会との協働)	A	A	拡大	277・278
	広域的な都市課題への対応	140 ホームレス対策	B	B	継続	279・280
	行財政の効率的運営	141 電子区役所の推進	B	B	継続	281・282
		142 行政評価制度	B	B	手段改善	283・284
		143 コンビニ収納業務委託	B	A	継続	285・286
		144 区公共施設の保全計画の推進	B	B	継続	287・288

事務事業評価シート(総括表) 一覧表の見方

- A: 意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。事業の目的や意図する成果に対して、取組内容の達成度が事業総体として高いもの。
- B: 「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に事業を推進し、予定していた成果をあげたもの。
- C: 法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。
- D: 目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。

今後の方向性は7種類

- 1) 現状のまま継続 2) 手段改善 3) 縮小 4) 拡大 5) 統合 6) 休廃止 7) その他

D: 発生主義の考え方を取り入れた事業

事務事業評価シートの見方

事務事業

目的
施策を実現するための
手段

成果
事業により実現を目指す
状態

事業成果指標
成果を計る測定可能な
指標

事業の実施内容
事業の実施状況

事務事業	44	学校施設の改修					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	区立学校の校舎棟・屋内運動場を計画的に改修することにより、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。さらに、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。						
対象・手段	建設又は改修後一定年数を経過した区立小・中学校を対象とします。						
成果（事業が意図する成果）							
改修を行うことにより、施設の機能維持と安全性の確保を図り、良好な学習・教育環境を整備できます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
改修割合	各年度に計画している改修の達成率	(毎) 年度に (100%) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 1 ②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	③＝①／②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	<外壁改修工事>小学校・校舎－1校 <屋上防水工事>小学校・校舎－3校、中学校・校舎－1校						
平成18年度	<外壁事前調査>小学校・校舎－2校、小学校・屋内運動場－1校 <屋上防水工事>小学校・校舎－3校						

トータルコスト
決算数値である

減価償却算出の考え方
施設の残存価格を整備費の10%とし、「定額法」により耐用年数に応じて減価償却費を算出した

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育環境整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	72,113	45,421	0	0	事業費については、17年度から発生主義の考え方を取り入れています。 <減価償却費の算定> (外壁改修) 工事費 7,035千円×90% (残存価値10%) ÷耐用年数 20年 = 317千円 (屋上防水) 工事費 46,828千円×90% (残存価値10%) ÷耐用年数 15年 = 2,810千円
	人件費⑪	千円	0	1,167	1,251	1,490	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	5,818	8,945	
	総計⑭ = ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬	千円	72,113	46,588	7,069	4,617	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯ = ⑭ - ⑮	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源⑰ = ⑯ - ⑱	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.14	0.15	0.18	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命のため計画的改修がますます重要となってきています。その際、学校施設の保全計画、統合計画を勘案しつつ、さらなる効率的な改修を行っていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	計画どおりに進捗しています。				
	効率性	2	児童・生徒の安全と施設の延命効果を見据えながら経費の節減を図ることができました。ただし、計画策定時に計画的保全の面から必要であっても、実施時期を先送りした施設もあるので、モニタリングしながら時宜に適った改修を行っていく必要があります。				
	実施の成果	3	改修により施設の維持管理をすることで、児童・生徒の安全が確保できます。				
	行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は、学校設置者である区の責務です。				
	妥当性	3	学校施設の保全計画、統廃合計画を勘案しつつ、計画的・効率的な改修を行っており、妥当です。				
	施策寄与度	3	統廃合による建て替え等は、予定が立つものではないので、施設の計画的な改修により、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。				
	総合評価	学校施設の改修は、良好な学習・教育環境を整備する上での安全性を担保するために、施設の現状と将来を勘案しながら、計画的に進めてきました。しかし、改修に多額の経費を要するとともに、老朽化した学校施設が多いので、今後は統合も含めた建替え計画を視野に入れながら改修を行っていく必要があります。					
改革方針	老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命を図るための計画的な改修が重要です。学校施設の統合計画を勘案しつつ、予防保全の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切で効率的な改修を行っていきます。						※ 1 方向性 現状のまま継続

耐用年数
基本的に税法上規定に基づいている

事業に関する検討課題
目的に対する妥当性、目的に対する事業実施上の問題、成果に対する実施状況など

1:計画どおりにすすんでいない
2:ほぼ計画どおり
3:計画どおり

事業の達成度
目的としているところが達成できているのか

事業実施の効率
投入した「事業費」「人数」「時間」に対して効率的か

事業実施による成果
事業実施したこと、事業の意図する成果があったか

行政関与の妥当性
行政関与の仕方は妥当か

目的・手段・対象の妥当性
目的に対して、選択している手段・対象は妥当か

施策寄与度
事業実施したことで、施策の目的としているところに寄与したか

総合評価、17年度過年度評価
A: 目標以上の成果
B: 計画どおりの成果
C: 制度改正等により見直し
D: 目標を下回った
平成16年度以前の過年度評価
A: 目標以上の成果
B: 計画どおりの成果
C: 制度改正等により見直し

方向性
1:現状のまま継続
2:手段改善
3:縮小
4:拡大
5:統合
6:休廃止
7:その他

総合評価
事業の目的や意図する成果に対して達成できているか

改革方針
事業に関する検討課題を踏まえた事業の方向性

事務事業評価シートの変更点

事務事業	44	学校施設の改修					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	区立学校の校舎棟・屋内運動場を計画的に改修することにより、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。さらに、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。						
対象・手段	建設又は改修後一定年数を経過した区立小・中学校を対象とします。						
成果（事業が意図する成果）							
改修を行うことにより、施設の機能維持と安全性の確保を図り、良好な学習・教育環境を整備できます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
改修割合	各年度に計画している改修の達成率	(毎) 年度に (100%) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業 成果 指標	目標値 1 ①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 1 ②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	③=①/②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥=⑤/④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨=⑧/⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	<外壁改修工事>小学校・校舎－1校 <屋上防水工事>小学校・校舎－3校、中学校・校舎－1校						
平成18年度	<外壁事前調査>小学校・校舎－2校、小学校・屋内運動場－1校 <屋上防水工事>小学校・校舎－3校						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育環境整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	72,113	45,421	0	0	事業費については、17年度から発生主義の考え方を取り入れています。 <減価償却費の算定> (外壁改修) 工事費 7,035千円×90%(残存価値10%)÷耐用年数20年=317千円 (屋上防水) 工事費 46,828千円×90%(残存価値10%)÷耐用年数15年=2,810千円
	人件費⑪	千円	0	1,167	1,251	1,490	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	5,818	8,945	
	総計⑭=⑩+⑪+⑫+⑬	千円	72,113	46,588	7,069	4,617	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯=⑭-⑮	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
受益者負担率⑰/⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源⑰=⑯-⑱	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑲/⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.14	0.15	0.18	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命のため計画的改修がますます重要となってきています。その際、学校施設の保全計画、統合計画を勘案しつつ、さらなる効率的な改修を行っていくことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	計画どおりに進捗しています。				
	効率性	2	児童・生徒の安全と施設の延命効果を見据えながら経費の節減を図ることができました。ただし、計画策定時に計画的保全の面から必要であっても、実施時期を先送りした施設もあるので、モニタリングしながら時宜に適った改修を行っていく必要があります。				
	実施の成果	3	改修により施設の維持管理をすることで、児童・生徒の安全が確保できます。				
	行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は、学校設置者である区の責務です。				
	妥当性	3	学校施設の保全計画、統廃合計画を勘案しつつ、計画的・効率的な改修を行っており、妥当です。				
	施策寄与度	3	統廃合による建て替え等は、予定が立つものではないので、施設の計画的な改修により、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。				
総合評価	学校施設の改修は、良好な学習・教育環境を整備する上での安全性を担保するために、施設の現状と将来を勘案しながら、計画的に進めてきました。しかし、改修に多額の経費を要するとともに、老朽化した学校施設が多いので、今後は統合も含めた建替え計画を視野に入れながら改修を行っていく必要があります。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命を図るための計画的な改修が重要です。学校施設の統合計画を勘案しつつ、予防保全の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切で効率的な改修を行っていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	01	健康づくりの推進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	01	心と体の健康づくり					
施策	01	生涯を通じた心と体の健康づくり					
事業内容							
目的	区民が食事や栄養について正しい理解をし、食を通じた健康づくりを実践するための手助けとします。						
対象・手段	①栄養表示、栄養情報を提供している店舗に健康づくり協力店として登録していただき、区民にその利用を促します。（新宿区のホームページ、健康づくり実践ガイドに掲載） ②一般の飲食店が提供するメニューや惣菜、弁当などに栄養表示ができるよう支援します。						
成果（事業が意図する成果）							
区民が外食時などに自分にふさわしいメニューを選択することができ、区民の自発的な生活習慣病予防の一助となります。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
健康づくり協力店の店舗数の増加	1年に30店舗の登録	（ 毎 ） 年度に （ 30店舗 ） の水準達成					
		（ ） 年度に （ ） の水準達成					
		（ ） 年度に （ ） の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	店舗	30.00	30.00	30.00	30.00	
	実績 1 ②	店舗	33.00	29.00	31.00	2.00	
	③＝②／①	%	110.00	96.67	103.33	6.67	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	「新宿区 街のヘルシーメニューブック」を500部作成 健康づくり協力店と住民に配布 健康づくり協力店新規登録数 一般飲食店 31 計31店						
平成18年度	健康づくり協力店の実施要綱にこれまで考えられていなかった受動喫煙防止にかかわる規定を設けるために既存の健康づくり協力店の実態調査を実施しました。						

部名称		健康部		課名称		健康いきがい課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	3,879	171	213	56	
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,501	2,484	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,380	2,672	2,714	2,540	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,380	2,672	2,714	2,540	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,380	2,672	2,714	2,540	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
「健康づくり協力店」として登録しているにもかかわらず、受動喫煙防止の対策がなんらなされていない場合が多いことが問題です。健康増進法で施設管理者に受動喫煙防止の努力義務が課せられたことにより、新宿区健康づくり協力店の実施要綱の変更を検討しなければなりません。今後は飲食店等に対して栄養表示や禁煙に対する住民の要望を伝えることにより、飲食店が自発的に表示をするための支援をする方法に変えていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	1	区民の健康意識の高まりの中で、健康づくり協力店実施要綱に受動喫煙防止について規定がないことが問題となり新規登録は2件にとどまりました。				
	効率性	1	これまで、各食品業者組合の協力により、効率的に実施してきました。しかし、受動喫煙防止を要件とした場合、「健康づくり協力店」の主要メンバーは小規模の飲食店であり、受動喫煙防止の対策は非常に遅れているため、効率的推進は困難です。				
	実施の成果	2	平成18年度末の協力店登録数は156店舗となっており、順調に増えています。しかし、受動喫煙防止を要件とした場合健康づくり協力店として継続できる店舗は45店舗程度となります。				
	行政の関与	3	健康増進のための食環境の整備は、区と事業者が協力しながら実施していくものであると考えています。栄養表示に加えて受動喫煙防止を普及するためには、区の援助が必要です。				
	妥当性	2	国や都と連携しながら区が栄養表示を推進することにより住民の意識が高まりました。また、大手の外食チェーン店では自主的な栄養表示も進んできました。個人商店の栄養表示やヘルシーメニューの開発を支援することは必要です。				
	施策寄与度	2	食育や高齢者の低栄養予防事業を推進する上での基本的な情報として栄養表示や栄養情報は重要です。適切な栄養情報の提供を通して、自発的な健康づくりに寄与しています。				
総合評価	外食の栄養成分表示は健康的な食習慣を促進する環境づくりとして有効な事業と考えられます。これまでは区が飲食店に栄養表示を働きかけることにより推進してきました。しかし、受動喫煙防止の意識が高まる中、健康づくり協力店の要件として受動喫煙防止策を付加することが必要です。						※ D 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	健康的な食環境を確立するには飲食店の禁煙・分煙は必須要件と考え、実施要綱を変更するとともに、利用者によくわかる表示方法にします。これまでは、栄養表示、栄養情報提供を主に考えてきましたが、禁煙・分煙の働きかけとともに、栄養表示を提案していきます。						※ 2 手段改善

事務事業	02	元気館事業の充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	01	心と体の健康づくり					
施策	01	生涯を通じた心と体の健康づくり					
事業内容							
目的	区民の運動習慣のきっかけづくりと地域健康づくり活動の活性化を図ります。						
対象・手段	誰でも気軽に利用できる軽運動プログラム等の健康づくり事業及び健康づくり活動を行う自主グループ・その他の団体に対する施設の貸出事業を、指定管理者が運営します。						
成果（事業が意図する成果）							
運動の実践による健康づくりを促進し、高齢者の運動機能を向上させます。 地域自主グループの活動支援を通じた健康づくり活動を活性化させます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
健康増進プログラムの利用率	健康増進プログラムの利用率（利用者延べ人数/延べ定員数）	（平成19年度に 60%）の水準達成					
		（ ）年度に （ ）の水準達成					
		（ ）年度に （ ）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	60.00	60.00	60.00	60.00	
	実績 1 ②	%	32.70	47.90	53.90	57.40	
	③＝②／①	%	54.50	79.83	89.83	95.67	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	コース型；利用者延べ人数 24,756人 利用率（利用者延べ人数/延べ定員数×100）63.7%（4月から3月の平均） フリー型；利用者延べ人数 19,382人 利用率（利用者延べ人数/延べ定員数×100）44.0%（4月から3月の平均） プログラム平均利用率 53.9%						
平成18年度	コース型；利用者延べ人数 29,211人 利用率（利用者延べ人数/延べ定員数×100）66.5%（4月から3月の平均） フリー型；利用者延べ人数 15,160人 利用率（利用者延べ人数/延べ定員数×100）48.2%（4月から3月の平均） プログラム平均利用率 57.4%						

部名称		健康部		課名称		健康いきがい課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	30,456	43,737	39,254	22,329	18年度から指定管理者制度を導入し、利用料金は利用者が直接指定管理者に支払い、区はその金額分、指定管理委託料を減額しています。
	人件費⑪	千円	8,338	8,338	8,338	8,280	
	事務費⑫	千円	49,757	34,661	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	88,551	86,736	47,592	30,609	
	受益者負担⑮	千円	13,842	21,384	14,482	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	74,709	65,352	33,110	30,609	
	受益者負担率⑮／⑭	%	15.63	24.65	30.43	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	72,206	62,424	30,893	30,609	
	特定財源⑱		2,503	2,928	2,217	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	81.54	71.97	64.91	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
健康増進プログラムについては、各プログラムの利用率に偏りが減ったものの、実施プログラムの再編成等を継続して検討していく必要があります。高齢者の運動機能向上プログラムは、スクリーニング方法の充実を図り積極的に広報等で周知していくことが必要です。 また、サービスの向上と、より効率的な運営を目指し、モニタリング、自己評価結果に対し、区と指定管理者が連携を強化していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	平成18年度利用者数については、コース型延べ29,211人、フリー型延べ15,160人で、徐々に利用者も増えつつあり、ほぼ計画どおりに進んでいます。				
	効率性	2	3か月ごとに利用率の高いメニューを増やすなど、効率的な運営を行っています。 委託料1万円あたりの利用者数は、平成17年度11.2人、平成18年度19.9人であり、効率化の成果を挙げています。				
	実施の成果	2	区民の運動実践のきっかけづくりとして機能しています。 また、施設貸出事業は地域の健康づくり活動を支援しています。				
	行政の関与	3	健康増進法や地域保健法などにより、区民の健康づくり実践のための事業、地域における健康づくり活動等への支援を区が行うことは妥当です。				
	妥当性	2	指定管理者制度を導入し、より効率的な運営と区民ニーズに対応したサービスを向上しました。				
	施策寄与度	3	子どもから高齢者までの幅広い年齢層の区民に対する運動習慣の定着、運動機能の向上・改善につながっています。				
総合評価	子どもから高齢者まで気軽に参加できる様々なプログラムを用意しているため区民の運動実践のきっかけづくりに効果が期待できます。また、健康づくり自主グループを主な対象とした施設の貸出事業は、健康づくり活動の活性化に寄与しています。 指定管理者制度の導入により、健康増進プログラムにおける各プログラム間の人気のばらつきや、高齢者筋力向上プログラムにおける対象者の選定方法、効果測定の仕方などを改善しました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
	軽運動プログラムについては、3か月ごとに内容の見直しを行い人気のあるプログラムを導入する等、内容を充実させていきます。 また、高齢者の運動機能の向上事業は、スクリーニング方法の充実を図り積極的に広報等で周知していき、対象者の選定方法や効果測定の手段などを工夫していきます。 今後は、指定管理者と協議を行い、より効率的な運営を行うとともにメタボ講座等の開催などによるメタボリックシンドローム対策事業を展開するなど、事業内容の充実を図っていきます。						※ 2 手段改善

事務事業	03	アレルギー疾患等健康相談事業					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	01	心と体の健康づくり					
施策	01	生涯を通じた心と体の健康づくり					
事業内容							
目的	アレルギー疾患の早期発見を行い、ぜん息発症の未然防止を図ります。また、既にぜん息等の症状がある方については、早期に適切な治療指導を行い疾病予後の改善と生活の質の向上を図ります。						
対象・手段	乳幼児健診でスクリーニングした方及び電話予約した一般の15歳未満のぜん息児等のアレルギー疾患児及びその保護者を対象に、各保健センター巡回で月1回、小児専門医等による問診・診察・住環境指導・栄養指導・保健指導を行います。また育児グループ等を対象に小児専門医等による集団指導を行います。そのほか15歳以上の方を対象に呼吸器健康相談を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
アレルギーに関する正しい知識・情報を提供することで、ぜん息等への発症予防や早期対応ができ、不安軽減につながります。またぜん息等アレルギー疾患は慢性疾患であり長期管理を要することが多いため、相談事業により、生活場面で実践できるよう具体的な自己管理能力（抗原回避等）が身につくとともに、納得して主治医とパートナーシップがとれるようになります。							
事業成果指標							
指標名		定義				目標水準	
健康相談予約率		健康相談予約者数／定員（450名）				（平成19年度） （100%）の水準達成	
大気汚染患者に占める相談者の割合		アレルギー相談者数（15歳未満）／大気医療券認定者（15歳未満）				（平成19年度） （14%）の水準達成	
						（ ）年度に （ ）の水準達成	
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	【目標値2】 平成19年度の目標値13.6%については、計画策定当時の相談者数定員/大気汚染認定者見込数である。
	実績1②	%	79.33	85.11	84.22	102.00	
	③＝②／①	%	79.33	85.11	84.22	102.00	
	目標値2④	%	13.60	13.60	13.60	13.60	
	実績2⑤	%	8.00	8.10	12.10	13.40	
	⑥＝⑤／④	%	58.82	59.56	88.97	98.53	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑦／⑧	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	ぜん息予防アレルギー相談（小児）：実施回数12回、予約人数108名、相談実数99名 集団指導（小児）：実施回数7回、予約人数189名、相談実数153名 呼吸器健康相談（成人）：実施回数6回、予約人数82名、相談実数52名						
平成18年度	ぜん息予防アレルギー相談（小児）：実施回数12回、予約人数137名、相談実数117名 集団指導（小児）：実施回数7回、予約人数266名、相談実数211名 電話相談：実施回数24回、相談実数0名 呼吸器健康相談（成人）：実施回数6回、予約人数58名、相談実数44名						

部名称		健康部		課名称		計画推進課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,160	1,190	1,210	1,738	
	人件費⑪	千円	5,003	5,003	5,003	4,968	
	事務費⑫	千円	162	139	306	166	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,325	6,332	6,519	6,872	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,325	6,332	6,519	6,872	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	5,004	5,004	5,004	4,969	特定財源： 環境保健事業助成金 独立行政法人環境 再生保全機構（旧特殊法人公 害健康被害補償予防協会）
	特定財源⑱		1,321	1,328	1,515	1,903	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	79.11	79.03	76.76	72.31	
職員	常勤職員	人	0.60	0.60	0.60	0.60	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
情報が氾濫する中、ぜん息等アレルギー疾患患者に対する疾患別の正しい情報提供の機会拡大や、現在症状のない方や保育・教育機関関係者等も含めた幅広い対象への普及啓発をさらに推進し、アレルギー等に対する社会の理解を高めることが課題です。また、15歳以上の気管支ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患患者に対しては、知識の普及及び療養上の指導を行い自己管理能力を高めることが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	15歳未満のぜん息予防アレルギー相談及び集団指導の相談予約者は、手段を改善した影響があり、目標定員以上の予約者がありました。15歳以上の呼吸器相談は専門医を確保し定員の枠を増やしましたが、定員割れの状態でした。電話相談も実績がない状態でした。				
	効率性	2	各年度とも、職員の人件費を除き、環境再生保全機構から受けている助成金額の範囲内で実施しており、ほぼ効率的といえます。				
	実施の成果	2	15歳未満の相談は、集団指導及びホームページを充実した影響で、予約者・相談者共に増加し成果は得られましたが、15歳以上の相談は、専門医を確保し定員枠を増加しましたが、定員割れの状態でした。また、電話相談は実績がなく成果は得られませんでした。				
	行政の関与	3	当事業は、自治体が行う健康被害予防事業の一つとして法律に基づき実施しています。さまざまな機会をとらえて、現在症状のない者も含めて幅広い対象者への普及啓発に取り組むことが必要です。				
	妥当性	2	個別相談事業は、相談手段として妥当です。また、集団指導も潜在的相談者が受けられる相談・事後フォローとして手段としては妥当です。相談事後フォロー等の電話相談は見直しが必要です。				
	施策寄与度	2	相談事業の充実が必要です。15歳未満の相談は、需要の高い集団指導やホームページの充実により目的達成に寄与しましたが、15歳以上の相談は実績が少なく、電話相談については実績がなく、目的達成には寄与できませんでした。				
総合評価	小児ぜん息の90%から95%までがアレルギーが関与していることから、小児期における潜在的相談者を発掘する手段として実施した集団指導の充実やホームページ閲覧により、相談者の数も増加し成果が上がりましたが、電話相談については実績がない状態でした。相談者の多くは電話相談より直接専門医等への診察・相談を望んでいることが伺えます。成人の呼吸器相談も定員割れでしたが、予防、不安解消には専門医による身近な相談の場は必要があると考えられます。また、アレルギー疾患患者の早期発見を行い、ぜん息発症を未然に防ぐには、これらの事業は効果的です。						※ D 過年度評価
							17年度 D 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	呼吸器相談では定員枠の拡大にも係わらず定員割れを生じたため周知徹底を図ります。15歳未満のアレルギー疾患児及び保護者に対しての知識普及及び潜在的相談者を発掘する手段としての集団指導及びホームページを充実します。電話相談については実績がない状態ですので、廃止も含め検討し、需要の高い集団指導やホームページ閲覧等の充実にシフトしていきます。						※ 2
							手段改善

事務事業	04	結核対策の充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	01	心と体の健康づくり					
施策	01	生涯を通じた心と体の健康づくり					
事業内容							
目的	結核の予防及びまん延を防止します。						
対象・手段	対象：結核患者、学校・施設・事業主が行う健康診断対象以外の者、日本語学校及び路上生活者 手段：結核健康診断の実施(業態者検診・患者家族検診・管理検診・受託健診・住民健診・定期外健診・日本語学校検診・路上生活者検診)及び健康教育やパンフレットの配布、広報掲載を通じた正しい知識の普及並びに結核患者への服薬治療支援等						
成果（事業が意図する成果）							
結核患者を早期発見することによって、結核がまん延することを防止します。 また、服薬治療支援（DOTS）の実施、服薬治療中断を防止すること及び知識の普及啓発によって、結核治療の完遂を目指します。このことにより、治療困難な結核菌の出現を防止し、結核患者を減少させ、結核のまん延を防止します。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
結核健康診断等の受診割合		結核健康診断(路上生活者検診及び日本語学校検診)の実施人員／実施予定者数	(平成19) 年度に (100%) の水準達成				
結核服薬治療支援非中断率		路上生活者服薬治療支援非中断者数／路上生活者新規登録者数	(平成19) 年度に (100%) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	100.00	100.00	100.00	①111+3024／177+3775 ②30/32 目標値2の服薬治療非中断率について、平成18年度のDOTS対象者は、現在も服薬治療中で事業成果指標は翌年度以降に判明するため、現時点では実績は0とする。	
	実績 1 ②	%	78.49	76.59	77.20		79.30
	③＝②／①	%	78.49	76.59	77.20		79.30
	目標値 2 ④	%	100.00	100.00	100.00		100.00
	実績 2 ⑤	%	93.90	94.50	93.80		0.00
	⑥＝⑤／④	%	93.90	94.50	93.80		0.00
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00		0.00
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00		0.00
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00		0.00
事業の実施内容							
平成17年度	結核健康診断及び予防接種実施人員 服薬治療支援（DOTS）実施人員 （保健所DOTS 18人、薬局DOTS 17人、在宅支援者DOTS 4人、保健師定期面接 51人、連絡確認DOTS等 67人）		33,717人 157人	発見患者数	11人		
平成18年度	結核健康診断及び予防接種実施人員 服薬治療支援（DOTS）実施人員 （保健所DOTS 13人、薬局DOTS 44人、連絡確認DOTS等 44人）		33,872人 92人 7人、在宅支援者DOTS 3人、保健師定期面接 25人、	発見患者数	10人		

部名称		健康部		課名称		予防課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	13,712	12,991	11,701	11,853	
	人件費⑪	千円	41,317	41,317	41,317	41,348	
	事務費⑫	千円	4,386	4,567	4,471	4,668	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	59,415	58,875	57,489	57,869	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	59,415	58,875	57,489	57,869	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	50,787	50,758	53,028	55,264	
	特定財源⑱		8,628	8,117	4,461	2,605	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	85.48	86.21	92.24	95.50	
職員	常勤職員	人	4.67	4.67	4.67	4.67	
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00	
事業に関する検討課題							
新宿区のり患率は国や都の約2倍と高く、特別区では概ねワースト2です。 新宿区の特性である発生率の高い外国人留学生や路上生活者への検診を確実に行うとともに、人材派遣やアルバイト就労等検診機会に恵まれない対象者への検診機会の提供が課題です。 平成18年度は指定対象者健診に区内に多く存在するマンガ喫茶も対象としました。今後とも積極的な取り組みにより、患者の早期発見・早期治療及び確実な服薬治療支援を充実させていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	すべての登録患者に対する服薬治療支援（DOTS）を平成17年度から実施し、治療中断の防止を図っています。しかし、服薬支援については困難ケースもあり、苦慮している部分もあります。				
	効率性	3	定期外健診等は、対象者の絞込みを行い、より効率的かつ効果的に実施しています。服薬治療支援（DOTS）についても薬局の協力を得て行うなど、効率的に実施しています。				
	実施の成果	3	服薬治療支援（DOTS）については、対象をすべての登録患者に拡大して引き続き実施しており、結核の予防、まん延防止に大きな成果をあげています。				
	行政の関与	3	結核予防やまん延防止は、法律に基づきその役割が保健所に義務づけられています。				
	妥当性	3	法律や国の指針に沿って結核の予防及びまん延防止に必要な事業を実施しています。対象者についても、新宿区の特徴に合わせた対応をしており、妥当といえます。				
	施策寄与度	3	心と体の健康づくりの進展及び公衆衛生の向上に、結核対策は大いに寄与しています。				
総合評価	新宿区のり患率は徐々に低下しているものの、依然として国や都よりも高い状態が続いています。 このため、結核対策の充実が区における重要課題であり、予定していた対策については今年度もほぼ計画どおり実施しています。 今後とも、患者に対して一定期間確実に服薬治療を実施することにより治癒に結びつけ周囲への感染リスクを抑えていきます。 さらに、患者の早期発見に向け、新宿区の特性を踏まえた検診の実施や定期外健診等の徹底が重要です。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
	改革方針	定期外健診等の受診率向上のためには受診機会の拡大が不可欠であり、引き続き検討していきます。					

事務事業	05	エイズ対策の充実				
章	1	健康でおもいやりのあるまち				
大項目	01	心と体の健康づくり				
施策	01	生涯を通じた心と体の健康づくり				
事業内容						
目的	エイズ及び性感染症の感染及びまん延防止、並びに社会的偏見を解消します。					
対象・手段	対象：青少年・外国人・同性愛者など 手段：検査受診時等での相談及び指導の充実、教育現場との連携、国・都・関係機関等との連携により、エイズ（性感染症）対策の基盤整備、効果的な事業実施を図ります。					
成果（事業が意図する成果）						
患者・感染者の早期発見、早期治療及び療養支援を行うことにより、エイズ及び性感染症への感染予防、まん延防止、さらには公衆衛生の向上が図られます。 また、相談と正しい知識の普及啓発により、患者・感染者が偏見や差別を受けずに、より良い治療及び生活を続ける社会的環境が整います。						
事業成果指標						
指標名	定義	目標水準				
はたちのつどい参加者アンケートにおけるエイズ・性感染症に関する正しい知識を持つ人の割合（正解率）	一般区民への正しい知識の普及向上を目指すことは、感染予防及びまん延を防止することとなる。 【正解率＝延べ正解数／参加者×設問数】	（平成19年度）に （90%）の水準達成				
H I V抗体検査受診者数	H I V抗体検査受診者数	（平成19年度）に （900人）の水準達成				
		（ ）年度に （ ）の水準達成				
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	90.00	90.00	90.00	①正解率 1,607÷(217×8) =92.57
	実績 1 ②	%	84.20	85.79	85.09	
	③＝②／①	%	93.56	95.32	94.54	
	目標値 2 ④	人	900.00	900.00	900.00	
	実績 2 ⑤	人	712.00	732.00	808.00	
	⑥＝⑤／④	%	79.11	81.33	89.78	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度	①検査体制 26回（うち男性同性愛者対象2回） HIV検査808件・クラミジア775件等 ②相談業務（カッコ内は外国人） 来所相談1512名（128名） 電話相談374名（138名） ③性感染症講習会（約70名） 成人式イベント（230名） ④外国語版啓発用パンフレット、カード（3言語4種類） ⑤H I V検査啓発カードの作成（3000枚）					
平成18年度	①検査体制 26回（うち男性同性愛者対象2回） HIV検査844件・クラミジア822件等 ②相談業務（カッコ内は外国人） 来所相談1688名（190名） 電話相談348名（133名） ③性感染症講習会（約33名） 成人式イベント（217名） ④外国語版啓発用パンフレット、カード（3言語4種類） ⑤H I V検査啓発カードの作成（4500枚）					

部名称		健康部		課名称		予防課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	8,162	7,310	8,160	8,410	
	人件費⑪	千円	5,837	5,837	5,837	5,796	
	事務費⑫	千円	207	196	220	236	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	14,206	13,343	14,217	14,442	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	14,206	13,343	14,217	14,442	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	10,410	9,200	9,979	10,293	
	特定財源⑱		3,796	4,143	4,238	4,149	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	73.28	68.95	70.19	71.27	
職員	常勤職員	人	0.70	0.70	0.70	0.70	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する横府課題							
H I V感染者は増加の一途をたどっており、早期発見・早期治療に結びつく抗体検査の充実及び啓発について、国や都などとの広域的な連携を強化していくことが必要です。 また、若年層に性感染症のり患が増えていることから、青少年への正しい知識の普及啓発について、教育関係機関等と連携を強めていくことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	H I V抗体検査及び性感染症検査の実施により、疾病の早期発見はもとより、検査及び結果説明時に行なう相談の充実により受診者への正しい知識が浸透しています。				
	効率性	3	検査の案内等をエイズ関係団体のホームページに掲載してもらうなど、費用をかけず効率的に周知しています。また、男性同性愛者（M S M）対象検査についても同様に周知しています。				
	実施の成果	3	医師による結果説明や保健師によるカウンセリング等、検査・結果時の来所相談による性感染症の理解度は高く、外国人への相談体制充実を含め、予防及び治療に向けた環境が整い、大きな成果をあげています。				
	行政の関与	3	検査受診者のプライバシー保護、知識情報の提供、感染予防、偏見・差別の無い社会づくり、感染者への適正な対応等行政としての関与は妥当です。				
	妥当性	3	早期発見・早期治療に結びつく抗体検査や啓発を青少年・外国人等を実施しており、手段・対象とも妥当です。また、保健師による青少年への啓発講座を行なっています。				
	施策寄与度	3	H I V抗体検査による患者の早期発見、早期治療により、区民の健康づくりの進展及び公衆衛生の向上に寄与しています。				
総合評価	H I V抗体検査時の相談・実施方法等の内容充実、外国人に対する相談体制の充実など新宿区のエイズ対策については、国や都と連携しつつ計画通りの成果をあげています。 また、青少年の性感染症対策及び啓発として、区内の専門学校にポスター・チラシの配付を行ったほか、保健師による出前講座（ふれあいトーク宅配便）も行っています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
	改革方針	青少年への正しい知識の普及啓発を行うため、教育関係機関等との連携を強めていきます。					

事務事業	06	骨粗しょう症予防検診					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	01	心と体の健康づくり					
施策	01	生涯を通じた心と体の健康づくり					
事業内容							
目的	骨粗しょう症を早期に発見し、早期から予防を推進するために、骨粗しょう症検診を実施し、その結果を踏まえた指導を行うことを目的としています。						
対象・手段	① 20歳以上の区民 生活習慣病予防健診時・骨粗しょう症予防検診（単独） ② 40歳以上の区民 健康教育事業実施時 ③ 1歳6か月児の母親 1歳6か月児健診時						
成果（事業が意図する成果）							
寝たきりの原因の17.1%は骨粗しょう症等に起因します。骨粗しょう症の予防は生活の質（ＱＯＬ）の向上及び高齢期における健康寿命の延伸に寄与します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
骨粗しょう症予防検診受診者数の増加	骨粗しょう症検診受診者数／平成15年設定の目標人数	（平成19）年度に （100％）の水準達成					
成壮年期の骨粗しょう症予防検診受診率の増加	60歳未満の女性の受診者数／骨粗しょう症検診全体の女性の受診者数	（平成19）年度に （90％）の水準達成					
生活習慣病予防健診の女性受診者と1歳6か月児健診受診者の母親の骨粗しょう症検診受診率の増加	生活習慣病予防健診と1歳6か月の骨粗しょう症検診女性受診者数／生活習慣病予防健診の女性受診者と1歳6か月健診の母親の数	（平成19）年度に （90％）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績1②	%	55.53	63.89	78.94	76.46	
	③＝②／①	%	55.53	63.89	78.94	76.46	
	目標値2④	%	90.00	90.00	90.00	90.00	
	実績2⑤	%	92.42	92.78	80.56	83.02	
	⑥＝⑤／④	%	102.69	103.09	89.51	92.24	
	目標値3⑦	%	90.00	90.00	90.00	90.00	
	実績3⑧	%	60.43	74.97	71.42	67.06	
	⑨＝⑧／⑦	%	67.14	83.30	79.36	74.51	
事業の実施内容							
平成17年度	① 生活習慣病予防健診受診者の男女（希望者）1431名 ② 1歳6か月児健診の母親（希望者）887名 ③ 健康教育事業の転倒予防教室参加者 174名 ④ 骨粗しょう症予防検診（単独）受診者 501名 （新規） （合計）2993名						
平成18年度	① 生活習慣病予防健診受診者の男女（希望者）1277名 ② 1歳6か月児健診の母親（希望者）919名 ③ 健康教育事業の骨粗しょう症予防教室参加者 112名 ④ 骨粗しょう症予防検診（単独）受診者 582名 （合計）2890名						

部名称		健康部		課名称		西新宿保健センター	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,709	2,650	3,597	4,131	
	人件費⑪	千円	3,394	3,394	6,730	6,724	
	事務費⑫	千円	163	172	122	179	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,266	6,216	10,449	11,034	
	受益者負担⑮	千円	0	641	733	737	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,266	5,575	9,716	10,297	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	10.31	7.02	6.68	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,266	4,906	8,712	9,341	
	特定財源⑱		0	669	1,004	956	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	78.93	83.38	84.66	
職員	常勤職員	人	0.37	0.37	0.77	0.77	
	非常勤職員		0.13	0.13	0.13	0.13	
事業に関する横府課題							
寝たきりを防ぐには、若年層の方、特に女性が骨粗しょう症を予防する日常生活習慣を確立することがもっとも効果的ですが、この年齢層の骨粗しょう症への関心はまだ十分ではありません。今後は、若年層の女性に対して検診の受診勧奨と日常生活習慣改善指導を積極的に進めることが必要です。 また、平成20年度、現行の40歳以上の方への健診制度が大きく変わるため、骨粗しょう症検診もそれに合わせて新たな体制を確立する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	単独検診で検診対象者の拡大を図りましたが、全体の受診者数は17年度より多少減少しました。女性の受診者のうち60歳未満の方が占める割合は高くなってきています。栄養指導・保健指導を要指導者や生活習慣上の問題で指導が必要な方に実施できました。				
	効率性	2	既存の健診の中に取り込んでの検診は人的・経費的な面で効率的ですが、対象を検診の必要性が高い方に絞り込むことで効率化を図る余地は残っています。				
	実施の成果	3	受診結果により、医療機関受診の勧奨や保健栄養相談の実施、さらに1年後の再検査の勧奨などにより、自ら積極的な予防を進めるよう働きかけてきた結果、骨粗しょう症についての関心が深まってきています。				
	行政の関与	2	骨密度測定をできる医療機関に限られること、また、検診で受診者の状態に合わせた、きめ細やかな生活習慣改善の指導ができることから、老人保健法に基づき区が実施することは妥当です。				
	妥当性	2	骨密度測定と保健・栄養相談を組み合わせることにより、生活習慣の改善指導を実施しており、効率的な手法と言えます。				
	施策寄与度	3	高齢化が進んでいる中で、寝たきりの原因の一つである骨粗しょう症に起因する骨折の増加が懸念されており、成壮年期から生活習慣の改善を促すことで、寝たきり状態になるのを予防する効果をあげています。				
総合評価	保健センターでの受診者数は伸び悩んでいますが、区民健康センターと合わせた区全体の受診者数は増加しています。保健センターでの検診時に実施する保健栄養相談により、生活習慣改善の必要性への理解が受診者に定着してきていますので、20年度の健診制度改正への対応策の中で、事業効果のもっとも高い更年期前の女性の受診を増やす取組みをさらに進める必要があります。						※ C 過年度評価
							17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	平成20年度からの健診制度改正を見据えたうえで、骨粗しょう症検診の新たな場を確保して、効率的に検診を実施できる体制を確立します。また、対象を主として事業の効果の高い女性に限定し、40歳以上の方については予防を主眼とした検診を、40歳未満の方については意識啓発を主眼とした検診を推進します。						※ 2
							手段改善

事務事業	07	利用者支援の充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	01	きめこまやかな総合的福祉の推進					
事業内容							
目的	区民が安心して福祉サービスを利用することができるように、福祉制度全般に対応する利用者を支援する制度が確立することを目的とします。						
対象・手段	対象は、福祉サービス利用者及び福祉サービス事業者です。 手段としては、ホームページ等による総合的な情報提供、福祉サービス第三者評価を普及すること及び相談対応です。						
成果（事業が意図する成果）							
利用者の選択権の保障、サービスの質の向上、情報公開のしくみを構築することにより、利用者が安心して福祉サービスを受けられるようにします。また、支援を必要とする人や家族に対し、利用しやすい相談体制が整備されます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
民間サービス事業者のサービス評価受審件数	受審費用助成の制度を利用してサービス評価を受審した民間のサービス事業者の数	(平成18年度に 36所)の水準達成					
福祉総合電話相談、成年後見・権利擁護相談及び法律相談件数	福祉総合電話相談、成年後見・権利擁護相談及び法律相談における相談件数	(平成18年度に 280件)の水準達成					
福祉ホームページアクセス件数	福祉ホームページへのアクセス件数	(平成18年度に 1,176,000件)の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	所	0.00	0.00	36.00	36.00	旧HP 654,101件 新HP 990,460件
	実績 1 ②	所	0.00	0.00	14.00	13.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	38.89	36.11	
	目標値 2 ④	件	0.00	0.00	280.00	280.00	
	実績 2 ⑤	件	0.00	0.00	157.00	288.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	56.07	102.50	
	目標値 3 ⑦	件	0.00	0.00	1,176,000.00	1,176,000.00	
	実績 3 ⑧	件	0.00	0.00	1,227,697.00	1,644,561.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	104.40	139.84	
事業の実施内容							
平成17年度	区立福祉施設に対する福祉サービス第三者評価（11所） 民間在宅福祉事業者に対するサービス評価受審費用助成（14所） 福祉総合電話相談（63件）、福祉サービスに関する法律相談（7件） 成年後見・権利擁護相談（87件）、サービス評価結果冊子の作成、福祉ホームページ更新						
平成18年度	区立福祉施設に対する福祉サービス第三者評価（6所） 民間在宅福祉事業者に対するサービス評価受審費用助成（13所） 福祉総合電話相談（161件）、福祉サービスに関する法律相談（8件） 成年後見・権利擁護相談（119件）、サービス評価結果冊子の作成						

部名称		福祉部		課名称		管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	14,541	8,446	
	人件費⑪	千円	0	0	16,676	16,560	
	事務費⑫	千円	0	0	24	40	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	31,241	25,046	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	31,241	25,046	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	22,250	19,340	
	特定財源⑱		0	0	8,991	5,706	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	71.22	77.22	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
福祉サービス第三者評価の主な目的は、「利用者のサービス選択」及び「事業の透明性の確保」のための情報提供です。福祉サービスの質の継続的な向上のために、福祉サービス第三者評価の意義を普及啓発し、民間事業者の受審をより一層推進していく必要があります。 また、福祉総合電話相談は、利用者の利便に寄与して一定の効果を上げました。気軽な相談方法として、より多くの区民に利用されるよう、引き続き周知に努める必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	福祉ホームページの利用件数は、着実に増加しています。福祉総合電話相談では、法律・福祉苦情・一般相談等へとつなげていく体制を構築しました。また、福祉サービス第三者評価は、民間事業者の受審率が高くないので、受審の促進を図っていきます。				
	効率性	3	ホームページによる情報提供をはじめ、福祉相談等を通じた一体的な相談体制を構築しています。福祉サービス第三者評価では、評価からインターネットでの結果公表まで一貫して実施しており、効率的に事業を実施しています。				
	実施の成果	2	サービス評価は、客観的評価の公開により、サービスの質の向上や事業の透明性確保など、大きな成果が期待できます。福祉総合電話相談では、ワンストップサービスを実施して相談者の利便性向上に寄与し、一定の成果を上げました。				
	行政の関与	3	福祉サービスの利用が、措置から契約へと移行する状況において、区民が安心して福祉サービスを利用するために、支援や相談を行うことは行政の重要な役割です。福祉相談では、事情をよく把握して関係機関と連携し、的確に対応することが必要です。				
	妥当性	3	第三者評価の普及促進は安心して福祉サービスを選択するための、また、福祉総合電話相談等は適切な助言を受けるための重要な支援策です。これらは、利用者の利便を図るという観点に立って考えたとき、いずれも妥当な手段であるといえます。				
	施策寄与度	3	区民が福祉サービスを比較検討するためには、十分な情報を提供する必要があります。また、困り事を解決するためには、専門家による助言が有効です。インターネットによる各種の情報提供や福祉相談は、利用者支援に大いに寄与するものです。				
総合評価	福祉ホームページは、再構築後、より検索しやすくなって利用件数も増加しています。また、福祉総合電話相談は、ワンストップサービスを実施して相談者の利便性向上に寄与しました。 その一方、福祉サービス第三者評価における民間事業者の受審率は伸び悩んでいます。福祉サービスの質の向上と、利用者への事業選択時の情報提供のために、引き続き普及啓発を図っていく必要があります。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針	民間事業者が福祉サービス第三者評価を受審するよう、引き続き制度の内容や意義について周知していきます。また、区民に対し、ホームページ、印刷物で広く周知するとともに、ケアマネジャー等に対しても積極的に情報提供していきます。 福祉総合電話相談等の各種相談はさらに区民周知を図り、福祉に関する総合的な相談の一環として促進します。このうち、成年後見・権利擁護相談については、平成19年4月から社会福祉協議会に設置した成年後見推進機関で実施しています。						※ 2
							手段改善

事務事業	08	成年後見制度の利用促進				
章	1	健康でおもいやりのあるまち				
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり				
施策	01	きめこまやかな総合的福祉の推進				
事業内容						
目的	認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の積極的な活用を図れる体制をつくります。					
対象・手段	新宿区社会福祉協議会に成年後見制度推進機関を設置し、成年後見制度の利用に関わる人を支援していきます。					
成果（事業が意図する成果）						
後見人の担い手の裾野の拡大、孤立の防止及び関係者等による横断的な連携が図れるとともに、制度の利用を必要とする人の把握や、後見人業務以外での地域でのサポート体制が構築されます。その結果、成年後見制度のより円滑な活用が行われます。						
事業成果指標						
指標名	定義	目標水準				
成年後見制度推進機関の設置運営	成年後見制度の利用を促進するための機関を新たに設置運営します	(平成19) 年度に (100%) の水準達成				
		() 年度に () の水準達成				
		() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①		0.00	0.00	0.00	
	実績 1 ②		0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度						
平成18年度	成年後見制度推進機関検討委員会の開催（計7回） 事務処理システムの導入 講演会（1回200名） パンフレット作成（10,000部）					

部名称		福祉部		課名称		管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	4,318	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	408	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	4,726	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	4,726	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	4,726	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
平成18年度は、成年後見制度推進機関の設置に向けた検討を検討委員会において行ってきました。推進機関を設置する平成19年度以降においては、推進機関の運営体制の充実と制度のさらなる普及促進を図っていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	新宿区における成年後見制度の推進に向け、専門家、医師、福祉関係者等で構成する成年後見制度推進機関検討委員会を設けました。検討委員会において、推進機関の運営体制等について討議を重ね、推進機関の設置に向けた準備を行いました。				
	効率性	3	推進機関において総合的に成年後見制度の利用を推進していくことは、制度を必要とする区民、関係者等にとって有用であり、利便の向上につながります。				
	実施の成果	3	推進機関を設置し、総合的に成年後見制度の利用促進を図ることで、後見人等の支援を必要とする人に対し、きめ細やかな対応をすることができるようになります。また、成年後見制度に対する理解が広がることにより、より円滑な活用が行われるようになります。				
	行政の関与	3	福祉サービスにおける成年後見制度の相談、問い合わせは、今後、増加していくものと思われます。これから制度を利用するであろう人や利用に結びついていない人に対して、行政として働きかけをする責務は十分にあります。				
	妥当性	2	社会福祉協議会は、昭和28年の設立以来、地域福祉の中核を担っており、地域住民からの信頼も厚く、成年後見制度を積極的に推進していくことができます。				
	施策寄与度	2	認知症者、精神及び知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を続けていくことができるようになります。このことは、きめこまやかな総合的福祉の推進に寄与しています。				
総合評価	推進機関は、成年後見制度の相談窓口として、また、普及啓発や支援活動を行う拠点として、その果たす役割は重要です。検討委員会では、推進機関のあり方について検討を重ね、一定の方向性を打ち出すとともに報告書を取りまとめました。 成年後見制度を利用する人は、今後増加するものと予想されます。推進機関を設置して、認知症高齢者などの判断能力が十分でない人々を総合的に支援していくことは、区民の福祉の推進に寄与するものであり、大きく評価されるものと考えます。						※ B 過年度評価 17年度 16年度 15年度 14年度
	改革方針	推進機関における運営体制を充実させていくとともに、広く区民へ働きかけを行い、制度の普及啓発に努めていきます。また、制度を必要とする人に対して、総合的に支援していくことができる仕組みづくりを構築していきます。					

事務事業	09	訪問指導の充実
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	02	在宅福祉、在宅医療の推進
事業内容		
目的	心身の状況や療養の状態によって保健指導が必要と認められる方の心身機能の低下の防止、健康の保持・増進を図ります。	
対象・手段	次のいずれかに該当し、療養上、保健指導が必要と認められる区民及びその家族等に対し、保健師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士が各家庭への訪問指導を実施します。 ① 虚弱高齢者	

部名称		健康部		課名称		西新宿保健センター	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,533	2,350	2,279	1,350	
	人件費⑪	千円	0	0	3,835	3,809	
	事務費⑫	千円	105	63	22	132	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	2,638	2,413	6,136	5,291	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	2,638	2,413	6,136	5,291	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	732	136	4,479	4,939	
	特定財源⑱		1,906	2,277	1,657	352	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	27.75	5.64	73.00	93.35	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.46	0.46	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
介護保険の導入により、保健師の訪問指導対象者が減少しています。一方、平成18年度からの医療におけるリハビリテーションの算定日数が制限されたことで、退院後の地域リハビリテーションを必要とするニーズは大きくなっています。今後は、要介護状態の進行を予防するためにも、訪問指導を必要とする方への幅広い周知と関係機関との連携を強化する必要があります。また、関係機関も含め、訪問介護に携わる専門職の技術向上への援助も課題です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	訪問指導を導入することによって、対象となる方が生活の質を高めるための生活改善に意欲的に取り組むようになり、身体機能だけでなく精神面にも好影響がみられるようになっています。				
	効率性	2	老人保健法の改正の影響で、訪問延数の減少がみられましたが、訪問栄養、訪問歯科については、臨時職員の雇上げをやめ、常勤職員が対応することとし、経費の節減を図りました。				
	実施の成果	3	保健師の訪問指導に加え、専門的な技術職（理学療法士、栄養士、歯科衛生士）が訪問指導に参加することにより、対象者及び介護者の方の生活や状態に合った適切な個別指導ができ、自立支援・介護予防に効果があがっています。				
	行政の関与	3	老人保健法に定められた事業であり、区の関与は妥当です。				
	妥当性	2	虚弱高齢者に対する支援や要介護状態進行、閉じこもり、認知症予防のため、自宅への訪問指導は有効な手段であると考えられます。				
	施策寄与度	3	介護予防を図ることで対象者の生活の質を確保することができます。また、介護する家族を精神面においても支援し、健康の保持・増進を図ります。日常の生活の場に訪問するため、自立支援、介護予防、介護者支援等において効果的な指導ができます。				
総合評価	平成18年度の老人保健法の改正、平成20年度以降の健康増進法への移行を見据えて、平成18年度から年齢制限をなくしましたが、平成18年度より本事業対象者を40-64歳までの要介護認定を受けていない者とするとの事前周知が行き届いていたため、実施対象者が減少しました（平成17年度の65歳以上の占める割合は71.5％）。 訪問指導によりADL（※日常生活動作）機能の維持が図られ、また栄養指導により食生活の改善もみられています。今後、事業を継続することで、生活の質の向上が期待でき、徐々に効果があがっていくものと思われます。 ※ADL：食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動						※ B 過年度評価
							17年度 C 16年度 A 15年度 14年度 方向性
改革方針	本事業は、介護予防や既存のサービスに結びつくまでの施策として、地域における潜在的なニーズは大きいので、訪問指導を必要とする方への幅広い周知と関係機関との連携強化を行うことで対象者の増加を図ります。また、訪問介護等に携わる専門的な技術職の技術向上への支援を行います。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	10	高齢者が輝くまちづくり					
章	1	健康でおもしろいのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	03	社会参加と生きがいづくり					
事業内容							
目的	高齢者の健康生きがいづくりと介護予防につながる社会参加の促進をします。高齢者がサービスの受け手から社会の担い手として地域に参加し、その能力を発揮することでいきいきとした生活が送れるよう情報や場の提供を行います。また、ボランティア団体やNPO、企業との協働を一層深め、高齢者自身が活動の担い手として気軽に社会参加できる仕組みづくりを進めていきます。						
対象・手段	いつでも気軽に参加できるウォーキングを地域団体と協働して、区全域で展開します。高齢者の知識、経験等を登録し、ボランティアとして地域活動への活用や高齢者の各種講座等への参加を促す事業等を実施し、高齢者の社会参加を促進します。また、協議会を設置し、高齢者が参加しやすく、能力が発揮できる社会参加システムの構築を検討します。						
成果（事業が意図する成果）							
高齢者の豊かな経験、知識や技術が就労や社会貢献活動に活かされ、高齢者がサービスの受け手から社会の担い手となり、元気でいきいきと暮らすことができる仕組みが構築され、高齢者が健康で生きがいを持ちながら暮らせるまちづくりが促進されます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
積極的に外出する高齢者の増加	65歳以上で積極的に外出する人（高齢者実態調査で、「ほとんど毎日外出する」と答えた人）の割合	（平成19年度に） （75.7%以上）の水準達成					
生きがいをもって生活している高齢者の増加	65歳以上で生きがいをもって生活している人（高齢者実態調査で、「なんらかの生きがいを感じる活動をしている」と答えた人）の割合	（平成19年度に） （62.5%以上）の水準達成					
		（ ）年度に （ ）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	75.70	0.00	目標値は「健康づくり行動計画」より 18年度は実態調査なし
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	55.60	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	73.45	0.00	
	目標値 2 ④	%	0.00	0.00	62.50	0.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	0.00	86.30	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	138.08	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	①いきいき福祉大作戦は、メイクアップ教室を4回、モバイルフォン教室を3回、カラオケ倶楽部等を実施しました。 ②いきいきウォーク新宿は、毎月の例会に平均60名以上の参加がありました。 ③高齢者社会参加システム協議会を設置し、4回開催するとともに、高齢期の社会参加に関する意識調査を区民2,500人に実施しました。						
平成18年度	①いきいき福祉大作戦は、メイクアップ教室を4回、モバイルフォン教室を3回、カラオケ倶楽部等を実施しました。 ②いきいきウォーク新宿は、ウォーキングコースを設定するため、候補コースを選定しました。 ③高齢者社会参加システム協議会を3回開催し、検討結果報告書が区へ提出されました。この報告書に基づき平成19年度に実施するモデル事業を決定しました。						

部名称		健康部		課名称		健康いきがい課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	5,511	4,420	
	人件費⑪	千円	0	0	19,177	19,044	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	24,688	23,464	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	24,688	23,464	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	24,116	22,927	
	特定財源⑱		0	0	572	537	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	97.68	97.71	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.30	2.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
いきいき福祉大作戦、いきいきウオーク新宿においてはボランティア団体、NPO、民間事業者との協働をさらに推進し、普及させる必要があります。 また、高齢者の社会参加システムの構築については、協議会の検討結果報告書に基づき決定したモデル事業を、平成19年度に確実に実施することが重要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	いきいき福祉大作戦、いきいきウオーク新宿には多くの高齢者が参加しています。また高齢者社会参加システム協議会から検討結果報告書が区へ提出され、平成19年度に実施するモデル事業を決定したため、ほぼ計画どおり進んでいます。				
	効率性	2	いきいき福祉大作戦、いきいきウオーク新宿の運営はNPO・民間企業等との協働により効率的に行いました。また、協議会から検討結果報告書が提出され、これに基づくモデル事業を決定しているため、効率的に運営されています。				
	実施の成果	2	いきいき福祉大作戦、いきいきウオーク新宿のそれぞれの事業に多くの高齢者が参加し高齢者の生きがいづくりや社会参加が促進されました。また、シニア期の社会参加に関する区民フォーラムにも多くの参加があり意識の醸成が図られました。				
	行政の関与	2	高齢者の健康生きがいづくり、社会参加の促進等の区民の主体的な健康づくり、社会参加活動を促進するためには、公平な立場から場の提供やコーディネートが求められているため区が関与する必要性があります。				
	妥当性	2	高齢者の健康生きがいづくり、社会参加の促進等を推進していくために、高齢者自身やボランティア団体等も含めた地域支え合い活動を進める必要があります。このため自助、共助、公助を取り入れた当事業の手法は妥当です。				
	施策寄与度	2	いきいき福祉大作戦、いきいきウオーク新宿、高齢者の社会参加システムの構築のそれぞれの事業が順調に進んでおり、高齢者の健康生きがいづくり、社会参加の促進等の目標達成へ寄与しています。				
総合評価	高齢者の社会参加の促進及び能力発揮は、いきいき福祉大作戦やいきいきウオーク新宿により、成果が上がっています。また、高齢者の社会参加システムの構築については、協議会から検討結果報告書が区へ提出され、この報告書に基づき平成19年度に実施するモデル事業を決定しています。このため、当事業は概ね計画どおりに推進しており有効と思われます。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	いきいき福祉大作戦は、今後もNPOや民間団体との協働をさらに進め、事業の充実を図ります。 いきいきウオーク新宿は、ウォーキングコースの整備について検討を進め、ウォーキング協会との協働により、事業を拡充していきます。 高齢者の社会参加システムの構築については、協議会から提出いただいた検討結果報告書に基づいたモデル事業を平成19年から実施します。						※ 4 拡大

事務事業	11	高年齢者就業支援事業への助成					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	03	社会参加と生きがいづくり					
事業内容							
目的	就業意欲のある高年齢者に対し、身近な地域で就業相談や就業情報の提供、無料の職業紹介・あっせんを行い、高年齢者の能力を活用するとともに地域の活性化と併せて地域福祉の増進を図ります。						
対象・手段	対象：概ね55歳以上の都内在住・在勤者及び都内の事業者 範囲：法で規制されているものを除くすべての職業 手段：新宿区社会福祉協議会が厚生労働大臣の許可を受けて無料職業紹介所を開設、事業を実施し、区は助成を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
高年齢者の就労を促進(就職率アップ)することにより、高年齢者の生きがいにつなげ、地域社会を活性化します。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
求人数		無料職業紹介所に寄せられた求人数	(平成19) 年度に (1か年で1,200人) の水準達成				
就職率		求職登録者中の採用決定者の割合	(平成19) 年度に (30%) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	人	420.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	
	実績 1 ②	人	435.00	1,151.00	1,398.00	1,339.00	
	③＝②／①	%	103.57	95.92	116.50	111.58	
	目標値 2 ④	%	30.00	30.00	30.00	30.00	
	実績 2 ⑤	%	25.30	34.00	42.80	61.00	
	⑥＝⑤／④	%	84.33	113.33	142.67	203.33	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	B I Z新宿にて合同就職面接会2回実施（9月9日と2月15日）、新規求職登録者数528人、再来求職者数3,494人、就職者数226人、独自開拓求人事業所数128所、求人件数485人、求人数1,398人、就職率42.8%。再就職支援セミナー12回、キャリアカウンセリング13回実施。						
平成18年度	区役所会議室にて合同就職面接会を2回実施（9月11日と2月22日）、新規求職登録者数461人、再来求職者数2,420人、就職者数281人、独自開拓求人事業所数89所、求人件数1,339人、就職率61.0%。再就職支援セミナー等13回、キャリアカウンセリング6回実施。						

部名称		健康部		課名称		健康いきがい課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	18,966	25,790	25,691	24,376	
	人件費⑪	千円	1,668	1,668	1,668	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	20,634	27,458	27,359	26,032	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	20,634	27,458	27,359	26,032	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	12,562	16,658	16,559	15,232	
	特定財源⑱		8,072	10,800	10,800	10,800	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	60.88	60.67	60.52	58.51	
職員	常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
① 就職率アップには、独自求人の獲得、雇用の創出・拡大が今後も必要です。 ② 継続して就職率を高めるためには、個別の相談及び再就職支援セミナー、講習、講座、ガイダンス等を実施し、求職者のモラルアップを図る必要があります。 ③ 事業成果指標である求人数及び就職率については、目標値を達成していますが、新規求職者と再来求職者は、ともに18年度減少に転じました。今後は、この数値の回復に取り組む必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	求人数及び就職率は順調に伸びており目標値を達成しています。				
	効率性	2	求人数が微増にもかかわらず前年を上回る就職率を達成し（61.0%）事業が効率的に実施されています。				
	実施の成果	2	就職率の大幅上昇には、独自開拓による求人数が大きく作用しています。多くの事業所から期待されている事業です。				
	行政の関与	2	団塊世代の退職に伴い、就業・社会参加意欲のある高齢者の能力を活かす機会の創出は今後もますます需要が増加すると思われます。この事業が円滑に運営されるよう区が財政援助を行い関与する必要があります。				
	妥当性	3	新宿区社会福祉協議会は豊富な情報量ときめ細やかな相談機能を持ち、高齢者福祉はもとより様々な地域福祉の支え手となっています。高齢者にとって、身近な地域で就業支援を行なうことが可能な、新宿区社会福祉協議会による事業実施が妥当です。				
	施策寄与度	3	求人開拓の可能性や就職率向上の余地があります。創業支援や紹介により、多様なニーズに対応していくことについても今後の成果が期待できます。				
総合評価	求人数はわずかな増加となりましたが、独自開拓求人事業所数の増加により就職率（61.0%）は目標値を上回っています。団塊世代の退職を迎え、高齢者の就業状況が変化する中で、今後も引き続き、個別の相談やセミナー等の充実を図りながら、求職者のレベルアップを十分に行うとともに、丁寧に対応していくことで一層の効果を上げられるものと考えます。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針							方向性
	区内の企業の開拓をよりきめ細かく行い、独自登録事業所の拡大を図るとともに、ハローワークや都との連携を密にして、合同就職面接会、就業者懇談会やセミナーを活発に実施します。 多様なニーズに対応できるようにシルバー人材センターと、連携をとっていきます。また起業相談については関係各所と連携しながら実施していきます。 さらに、NPO・有償ボランティア希望者にも積極的に情報を提供していきます。						※ 4 拡大

事務事業	12	知的障害者通所授産施設の充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	03	社会参加と生きがいづくり					
事業内容							
目的	新宿区障害福祉計画の柱の一つである障害者への就労支援体制の重層的な構築を目的として、企業就労に向けた訓練施設の設置、区内の障害者施設のネットワークの強化等を行う。 就労支援体制の中核機関として、新宿区障害者就労福祉センターの機能強化を図る。						
対象・手段	企業就労を目指す障害者に対し、企業就労に焦点を当てた様々な支援を行い得る新しいタイプの、障害者就労支援を行う障害福祉サービス実施業者指定化の準備を行います。また、事業者指定を受けることにより、外郭の任意団体である新宿区障害者就労福祉センターの運営基盤強化を図り、障害者就労支援の多様化するニーズに応えられる体制を整えます。						
成果（事業が意図する成果）							
障害者就労支援事業の強化と企業就労に向けた様々な訓練を実施できる障害福祉サービスを確保することにより、障害者の地域生活をすすめます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
就労支援施設の開設準備室の運営		区の空き施設に、準備室を設置します	(平成18年度に	100%の水準達成			
			(				
			)				
			(年度に	の水準達成			
			(				
			)				
			(年度に	の水準達成			
			(				
			)				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	活用できる区空き施設についての検討他、開設準備室の設置準備						
平成18年度	(開設準備室の開設と運営) 準備室職員として非常勤職員2名と補助員1名を障害者就労福祉センターに配置し、障害者の就労支援事業の強化と企業就労に向けた様々な訓練の実施						

部名称		福祉部		課名称		障害者福祉課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	9,968	
	人件費⑪	千円	0	0	0	828	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	10,796	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	10,796	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	5,813	
	特定財源⑱		0	0	0	4,983	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	53.84	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.10	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、現在、計画事業名となっている「知的障害者通所授産施設」という類型がなくなりました。障害者自立支援法では障害者の就労に対する支援充実が柱の一つに挙げられています。新たに示されたサービスの運営基準等を十分に検討し、障害者就労に向けた支援を行う体制の根幹として、法人格を持った機関の育成を行うことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	平成18年度から薬王寺保育園の跡施設を活用し、非常勤職員2名、補助員1名により準備室を開設しました。就労に向けた通所訓練室と、就労支援拠点として順調に運営されています。				
	効率性	2	外郭団体が運営するため、事業の進捗度に応じて柔軟な職員配置を行うことができます。				
	実施の成果	3	準備室を10名の通所施設として開設し、順調に運営されています。				
	行政の関与	2	新宿区障害福祉計画の柱の一つである障害者就労支援策を進める上で、その中核となる障害者就労福祉センターの基盤を強化していくために区が関与していくことが必要です。				
	妥当性	2	区の外郭団体である障害者就労福祉センター機能を強化し、民間作業所を含む多様な障害者福祉事業者等による新宿区の総合的な就労支援ネットワークの中核とします				
	施策寄与度	3	障害者の地域生活を支えることができます。				
総合評価	施設改修ののち10名の障害者を受け入れる就労支援準備室を開設し順調に運営しており、概ね計画通り進行しています。						※ B
							過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針	障害者自立支援法制定による制度改正に伴い、新宿区の障害者の就労支援を効果的に行えるサービス類型の構築を目指します。障害者自立支援法に則った事業運営について、新たに示された基準等の詳細を検討し、区にもっともふさわしい事業運営内容について決定していきます。 障害者就労支援基盤の充実を図ることを目的として、老朽化している高田馬場福祉作業所についても、施設整備、事業運営方針について検討し決定していきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	13	待機児童の解消					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	04	子育て支援の推進					
事業内容							
目的	多様な保育資源を活用した諸施策を講じ、待機児童の解消を図ることで保護者の子育て支援や児童の福祉を向上させます。						
対象・手段	①認可保育園において児童定員の拡充や弾力的運用を実施し、受入れ枠を拡大します。 ②老朽化した区立保育園の建替えに伴い、私立認可保育園を開設し、児童定員の拡大と新たな保育サービスを提供します。 ③認可保育園を補完する役割を持つ東京都独自の認証保育所の整備を支援します。						
成果（事業が意図する成果）							
①地域間、年度間で変化のある待機児童の発生状況に的確・迅速に対応できます。 ②地域需要に見合った児童定員の確保、保育サービスの充実、保育環境の向上が図れます。 ③大都市圏特有の保護者のライフスタイルやニーズに合わせた選択の幅が広がります。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
待機児童解消数	平成15年度4月待機児童数(89人)を基準とした当該年度における待機児童解消数 待機児童減少数/目標解消数	(平成19) 年度に (待機児童0人) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	人	0.00	0.00	89.00	89.00	
	実績 1 ②	人	0.00	0.00	54.00	57.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	60.67	64.04	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	①認可保育園における10名の定員拡大、143名の弾力化 ②下落合保育園における0歳児保育、1時間延長の実施、私立認可保育所建設事業助成 ③認証保育所4所の運営助成						
平成18年度	①認可保育園における155名の弾力化 ②下落合保育園における0歳児保育、1時間延長の実施、私立認可保育所建設事業助成 ③認証保育所2所開設及び6所の運営助成						

部名称		福祉部		課名称		保育課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	389,463	424,111	私立認可保育園の整備補助金については、発生主義の考え方を取り入れているため、事業費には含んでいません。開設後、減価償却費に計上していきます。
	人件費⑪	千円	0	0	26,169	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	415,632	424,111	
	受益者負担⑮	千円	0	0	19,060	12,901	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	396,572	411,210	
受益者負担率⑮／⑭		%	0.00	0.00	4.59	3.04	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	284,618	264,871	
	特定財源⑱		0	0	111,954	146,339	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	68.48	62.45	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	定員弾力化に係る職員配置について、18年度に、非常勤職員から派遣保育士に変更しました。
	非常勤職員		0.00	0.00	11.00	0.00	
事業に関する検討課題							
① 認可保育園については、経常的な受け入れ枠の拡大だけでなく、地域需要に応じた多様な保育サービスを展開できる保育所のあり方を検討することが課題となっています。 ② 認証保育所については、待機児童の状況を考慮し、既存の認可保育園では難しい様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応えるため、新たな増設を検討することが課題となっています。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	平成18年4月現在の待機児童数は32人で、前年度同時期の水準を維持しています。				
	効率性	3	多様な運営主体を活用した施策や派遣保育士の配置による区立保育園での弾力化の実施は、事業の効率性を高めています。				
	実施の成果	3	定員の拡充や認証保育所の設置、区内全域を対象にした弾力化の実施で、地域の保育需要に見合った入所が可能となっています。				
	行政の関与	3	保育の実施は区の責務であることから、待機児童の解消に区が主体的に取り組む必要があります。				
	妥当性	3	待機児童は区内全域で発生し、内容は保護者の状況や地域の実情により違いがあることから、様々な保育資源を活用した施策は妥当と考えます。				
	施策寄与度	3	子育ての負担を和らげ、仕事と子育ての両立支援を図るためには、認可保育園・認証保育所を充実する必要があります。				
総合評価	保育需要が高まる中で、待機児童を前年度とほぼ同規模に抑えられたことは、大きな成果であり、目的に対する事業の有効性が実証されたものといえます。また、年度末での入所率も96.6%であり、待機児童解消に効果が上がっています。						※ B 過年度評価
							17年度 A 16年度 15年度 14年度
改革方針	今後の待機児童解消策は、多角的視点をもって、受け入れ枠の拡大のみならず、特定の園に入所申請が集中しないよう、多様な保育サービスを地域需要に応じて展開します。緊急対策は、経常事業として、定数の弾力化の継続や経常的な弾力枠の定数化を図っていきます。また、公私立保育園の役割を検討していく中で、老朽化した認可保育園は、私立の認可保育園に建て替え、効果的・効率的な園運営の中で、地域の保育需要に機動的に対応していきます。認証保育所は増設し、既存の認可保育園では難しい様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応えていきます。						方向性
							※ 4 拡大

事務事業	14	子育て相談の充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	04	子育て支援の推進					
事業内容							
目的	妊産婦やそのパートナー、乳幼児を養育している保護者が、安心して出産し育児のできる環境を整備します。						
対象・手段	子育て中の保護者に対し身近な情報交換の場として育児グループづくりを支援するとともに、各保健センターで子育ての相談を行います。子育てに特に不安や困難を感じている方には専門医等による相談を実施します。また、妊産婦やそのパートナー及び乳幼児の保護者には母親学級、両親学級・育児学級（離乳食講習会）を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
妊娠から出産までの母体の健康管理についての問題や、新生児・乳幼児期の育児不安などの解消・軽減を図り、安心して出産し子育てができるようになります。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
母親学級参加率		初産の母親の母親学級参加人数/第1子出生数	(平成19年度に 50%)	の水準達成			
育児グループ利用率		育児グループ利用者数/(0歳から2歳人口－0歳から2歳保育園通園児数)	(平成19年度に 30%)	の水準達成			
			()年度に ()	の水準達成			
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	%	50.00	50.00	50.00	50.00	
	実績1②	%	39.00	34.60	37.80	38.50	
	③＝②／①	%	78.00	69.20	75.60	77.00	
	目標値2④	%	30.00	30.00	30.00	30.00	
	実績2⑤	%	22.20	22.00	26.60	26.38	
	⑥＝⑤／④	%	74.00	73.33	88.67	87.93	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	① 育児グループ [58回・参加者983人] 育児相談[79回・参加者915人] 講演会[17回・参加者273人] ② 親と子の相談室 相談者延べ15名 ③ 母親学級[3日制24回・1日制12回] 両親学級12回 育児学級32回						
平成18年度	① 育児グループ [64回・参加者数901人] 育児相談[117回・参加者901人] 講演会[12回・参加者204人] ② 親と子の相談室 相談者延べ32人 ③ 母親学級 [3日制24回・1日制12回] 両親学級12回 育児学級32回						

部名称		健康部		課名称		牛込保健センター	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	3,211	3,488	3,654	3,736	
	人件費⑪	千円	16,484	16,484	16,067	16,130	
	事務費⑫	千円	639	646	529	577	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	20,334	20,618	20,250	20,443	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	20,334	20,618	20,250	20,443	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	20,334	20,618	20,250	20,443	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.82	1.82	1.77	1.77	
	非常勤職員		0.55	0.55	0.55	0.55	
事業に関する検討課題							
一般的な育児不安解消のみならず、例えば双子の児をもつ親の育児グループなど特色ある育児グループへの支援を行っているところですが、さらに充実させていく必要があります。 こころの問題や強い育児不安等を抱えている保護者へは、虐待防止の視点からも関係機関・職種との連携を密にし、引き続き、相談対応していく必要があります。 妊婦やそのパートナー等を対象にした母親学級等の事業では、就労などの状況を考慮し、土曜日に開催したりしているところですが、さらに区民が参加しやすい方法を検討していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	母親学級や育児グループ・育児相談の参加率は定期的に開催していることで口コミ効果もあり、順調に伸びていて目標を達成しつつあります。また、強い育児不安を抱えた保護者に対しては「親と子の相談室」の有効活用がなされています。				
	効率性	2	保健センター間で事業の日程調整を行い効率よく運営しています。「親と子の相談室」は限られた方のみでの利用となりますが、年々深刻な問題を抱えたケースが多くなっていて、有効な相談の場となっています。				
	実施の成果	3	出産前からの子育て支援を推進し、母性及び父性を育み、育児不安の解消に寄与しています。また、事業に参加した区民同士のつながりが地域での孤立の防止にも役立っています。				
	行政の関与	3	保健センターには妊娠から出産・乳幼児期の母子の心身の健康をサポートする役割があります。乳幼児への虐待等の問題も、親への支援によって防止や早期発見が可能であり、総合的な視点を持つ行政が行う必要があります。				
	妥当性	3	本事業は子育てに関する情報提供だけでなく、妊娠・出産・子育て期の親の地域とのつながりや仲間づくりにも寄与できることから、保健センターを中心に集団と個別相談で行う手法は妥当です。				
	施策寄与度	3	妊娠・出産・育児期を安心して楽しく過ごせるような区民を増やすことで、育児不安の解消や乳幼児虐待の防止、少子化対策としての効果も期待されます。				
総合評価	妊娠中から子育て期間を通じて区民の多様なニーズに適切に対応することで、育児不安の解消や軽減に寄与しています。地域で相談の場や仲間づくりができることは核家族の子育ての大きな支援となっています。また、こころの問題や強い育児不安を抱える保護者に対しては、早期から専門家の相談指導につなぎ、より良い支援をすることで虐待防止の一助ともなっています。						※ B 過年度評価
	さらにより支援を必要とする対象者に適切に関われるよう、子育て支援の充実を関係機関・職種と連携を更に図りながら事業を推進していくことが求められます。						17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	核家族化の進行や区民のライフスタイルや住環境の変化などに伴い、子育て支援は更なる充実がもたれています。適切な情報提供や支援によって育児不安を解消し安心して育児ができるように社会状況の変化に即した事業の運営を行う必要があります。						方向性
	今日の課題として、仕事を持つ妊婦の方への支援や母性および子育てのパートナーとして父性をより一層育む支援等が求められていますので、その対応へも取り組んでいきます。						※ 1
こころの問題や強い育児不安を抱えている等、特に支援を必要とする保護者と子に対しては、状況に応じ子ども家庭課・子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携、協働を強化していきます。							現状のまま継続

事務事業	15	絵本でふれあう子育て支援					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	04	子育て支援の推進					
事業内容							
目的	絵本を介して親子が楽しくふれあえる育児環境づくりができるように支援することで、乳幼児の心健やかな成長をめざします。						
対象・手段	区内に在住する乳幼児の保護者が対象です。 保健センターで実施する乳幼児（3-4か月児）健診の際に、乳幼児に対する絵本の読み聞かせの意義を説明して、ブックスタートパック（絵本2冊、コットンバッグ、イラストアドバイス集、ブックスタートメッセージ）を配付します。						
成果（事業が意図する成果）							
絵本を介したふれあい習慣のある親子を増やし、乳幼児の心健やかな成長を促すことができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
絵本配付（意義の説明含む）率		3-4か月児健診受診者/対象者 （絵本配付時に、読み聞かせの意義・方法等の説明を併せて行うことが必要であり、郵送等による配付はしていないことから、現状では3-4か月児健診の受診率となります。）			（平成19年度に 95%の水準達成		
赤ちゃんへの絵本読み聞かせ習慣の定着率		読み聞かせを習慣にした保護者/絵本の配付を受けた保護者			（平成19年度に 80%の水準達成		
					（年度に の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	95.00	95.00	95.00	95.00	
	実績 1 ②	%	91.50	92.00	92.30	92.00	
	③＝②／①	%	96.32	96.84	97.16	96.84	
	目標値 2 ④	%	0.00	80.00	80.00	80.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	70.00	82.00	82.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	87.50	102.50	102.50	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	3-4か月児健診時に対象者にブックスタートパックを配付。 ・配付実績 1,797件						
平成18年度	3-4か月児健診時に対象者にブックスタートパックを配付。 ・配付実績 1,883件						

部名称		健康部		課名称		牛込保健センター	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	3,664	2,924	3,784	3,967	
	人件費⑪	千円	2,168	2,168	2,168	2,153	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,832	5,092	5,952	6,120	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,832	5,092	5,952	6,120	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	5,832	5,092	5,952	6,120	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.26	0.26	0.26	0.26	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
絵本を介して親子がふれあい、楽しく育児ができるよう、また、家庭での読書習慣の定着につながるよう、絵本配付後のフォロー体制について、図書館との連携を図りながら推進していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	3-4か月児健診受診者全員に配付し、絵本を介して親子がふれあうきっかけをつくるという点で、ほぼ計画通り進めています。また、フォロー体制についてもボランティアを受け入れ、家庭での読み聞かせの習慣化につながるよう充実を図っています。				
	効率性	2	出生後、最初に保護者等が集まる3-4か月児健診の機会を利用しているため、新たな人員の投入、配送料等発生させることなく、対象者のほとんどに対して事業を実施できており、効率的です。				
	実施の成果	2	1歳6か月児健診の時期にアンケートを実施し、8割の方に満足していただいています。				
	行政の関与	3	地域で生まれたすべての赤ちゃんとその保護者を把握するのは民間団体には不可能であることから、区が関与する必要があります。				
	妥当性	2	多くの親子に配付し、読み聞かせのきっかけをつくるという点では、ほぼ妥当です。今後は、本を配付した後のフォローについて図書館と連携しながら、確実に読み聞かせにつなげる仕組みをつくる必要があります。				
	施策寄与度	3	絵本を介して親子が向き合うことで心もふれあい、より安定した母子等の関係づくりが行いやすくなります。このことによって、子育てを楽しむ心のゆとりが生まれ、前向きな子育てに取り組む区民を増やすことに寄与していると考えられます。				
総合評価	3-4か月児健診受診者全員に配付し、絵本を介して親子がふれあうきっかけをつくるという点で、ほぼ計画通り進めています。配付後の家庭における絵本読み聞かせ習慣の定着についても、読み聞かせボランティアの活用により、一定の成果があげられました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
	絵本配付後の家庭における読み聞かせ習慣を定着化させるため、図書館と連携しながら、読み聞かせのより具体的な方法や図書館の活動についての情報提供等を検討し、多くの親子が絵本を介してふれあい、楽しく育児ができるように支援を進めていきます。						※ 2 手段改善

事務事業	16	在宅子育て支援サービスの充実				
章	1	健康でおもいやりのあるまち				
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり				
施策	04	子育て支援の推進				
事業内容						
目的	既存の子育て支援サービスでは対応できないニーズに対して、多様で柔軟かつきめ細かな在宅子育て支援サービスを充実し、子育て家庭をサポートします。					
対象・手段	ファミリーサポート事業：区民の方が助け合いながら子育てする有償ボランティア活動を仲介します。 子どもショートステイ：宿泊を伴う養育が必要な児童を乳児院や協力家庭宅で預かります。 一時保育の充実：短時間の保育が必要な乳幼児を保育施設などで預かります。					
成果（事業が意図する成果）						
親の病気、不意の用事、育児疲れなど一時的に子育てできない場合に、子育て家庭が必要に応じて子育て支援サービスを利用できるようになります。						
事業成果指標						
指標名	定義	目標水準				
ファミリーサポート利用頻度	利用会員一人当たりの年間利用回数 年間利用件数／利用会員数	（平成19）年度に （年間10回）の水準達成				
子どもショートステイ利用人数	子どもショートステイ年間延べ利用人数	（平成19）年度に （年間300人）の水準達成				
一時保育実施箇所数	区内で一時保育を実施している箇所数	（平成19）年度に （47箇所）の水準達成				
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	回	10.00	10.00	10.00	目標値 2 及び実績 2 について、17年度からの目標値と実績値には新たに実施したショートステイ協力家庭についても含んだ数値となっています。
	実績 1 ②	回	8.73	10.86	10.22	
	③＝②／①	%	87.30	108.60	102.20	
	目標値 2 ④	人	300.00	300.00	300.00	
	実績 2 ⑤	人	111.00	144.00	195.00	
	⑥＝⑤／④	%	37.00	48.00	65.00	
	目標値 3 ⑦	箇所	47.00	46.00	47.00	
	実績 3 ⑧	箇所	47.00	46.00	47.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	100.00	100.00	100.00	
事業の実施内容						
平成17年度	ファミリーサポート事業 子どもショートステイ 一時保育	提供会員306人 利用会員1731人 利用件数17692件 出張窓口21回 訪問説明13回 利用対象を小学6年生まで拡大 利用日数195日 協力家庭6世帯 空き定員利用型44所 専用室型2所 ひろば型1所				
平成18年度	ファミリーサポート事業 子どもショートステイ 一時保育	提供会員311人 利用会員1892人 利用件数19005件 出張窓口21回 訪問説明15回 利用対象 小学6年生まで 利用日数160日 協力家庭13世帯 空き定員利用型43所 専用室型2所 ひろば型1所				

部名称		福祉部		課名称		子ども家庭課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	28,665	43,843	53,414	60,549	トータルコストにおける受益者負担は、公立保育園の一時保育料です。ファミリーサポート及びショートステイの本人負担金は、事業者が直接支払う仕組みになっています。
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,501	2,484	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	31,166	46,344	55,915	63,033	
	受益者負担⑮	千円	2,353	2,874	3,106	3,137	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	28,813	43,470	52,809	59,896	
	受益者負担率⑮／⑭	%	7.55	6.20	5.55	4.98	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	17,259	29,188	41,674	44,551	
	特定財源⑱		11,554	14,282	11,135	15,345	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	55.38	62.98	74.53	70.68	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
身近なところでサービスを利用できるように、ファミリーサポート提供会員やショートステイ協力家庭の拡大に努めるとともに、一時保育実施施設の拡充を計画的に進めていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	ファミリーサポート事業では、子ども家庭支援センターをはじめ出張窓口を21回開設し、訪問説明を15回実施しました。子どもショートステイは協力家庭が13世帯になりました。また、専用室型一時保育の申し込み方法を改善しました。				
	効率性	2	身近なところで必要に応じてサービスの提供が受けられる仕組みは、区民にとって安心かつ効率的です。その際に、サービスの供給が地域的に片寄りがないように計画的に進めていく必要があります。				
	実施の成果	3	既存のサービスでは対応できない一時的・臨時的な保育ニーズに対する、補完的サービスとしての成果は大きく、育児不安の解消や一時預かりニーズへも対応しています。				
	行政の関与	3	安心して子どもを預けられるサービスの提供を、安定的にかつ良質のものとして供給していくためには行政が関与していく必要があります。				
	妥当性	3	地域の社会資源を活用して在宅子育て支援サービスに組み込む仕組みは、妥当です。また、受益者負担として利用者が一定の自己負担金を支払っており妥当といえます。				
	施策寄与度	3	少子高齢社会において、安心して子育てできる環境を整備していくことは急務です。既存の子育て支援サービスでは対応できないニーズに対して、多様で柔軟かつきめ細かな在宅子育て支援サービスとして活用されています。				
総合評価	きめ細かな在宅子育て支援サービスを展開していく仕組みづくりができたことは評価できます。 さらに既存の子育てサービスでは十分に対応できない多様で広範な子育てニーズに対して、きめ細かなサービスを充実していくことが重要です。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	ファミリーサポート事業の提供会員増加を重点的に進めるため、提供会員の少ない地域で講習会を開催します。 子どもショートステイは、乳児院での利用定員を拡大します。 また、専用室型一時保育実施施設を拡大します。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	17	子ども家庭支援センター機能の強化					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	04	子育て支援の推進					
事業内容							
目的	子ども家庭支援センター機能を強化することにより、これまで以上に子どもと家庭にふさわしいサービスを提供するとともに、保護を必要とする子どもに対しより適切で迅速に対応することを目的とします。						
対象・手段	対象：区内に在住する18歳未満の子どもと保護者です。手段：先駆型子ども家庭支援センター(※)として相談体制を強化します。育児支援家庭訪問事業を開始し、出産後の育児不安の軽減に努めます。支援体制強化のため、子ども家庭サポートネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を組織します。 ※先駆型子ども家庭支援センター：従来の機能に加え虐待家庭等への見守りサポートなどが加わります。						
成果（事業が意図する成果）							
①子育て中の保護者の育児不安や孤立感を予防・解消します。 ②出産直後に起りやすい強い育児不安と養育不安が軽減されます。 ③関係機関の連携により、援助が必要な保護者等に適切なサービスが提供できます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
子ども家庭サポートネットワークの強化	子ども家庭サポートネットワークにおけるサポートチーム会議開催回数（年間）	（平成19）年度に （50回）の水準達成					
育児支援家庭訪問事業の充実	育児支援家庭訪問事業派遣回数（平成21年度予想出生数1718人中5％が5回利用で計算）	（平成21）年度に （430回）の水準達成					
		（ ）年度に （ ）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	回	0.00	0.00	50.00	50.00	
	実績 1 ②	回	0.00	0.00	40.00	53.00	
	③＝②／①	％	0.00	0.00	80.00	106.00	
	目標値 2 ④	回	0.00	0.00	430.00	430.00	
	実績 2 ⑤	回	0.00	0.00	304.00	282.00	
	⑥＝⑤／④	％	0.00	0.00	70.70	65.58	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	％	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	子ども家庭総合相談件数 4965件 開館日 月から土 職員体制 正規職員4名 非常勤職員1名 子ども家庭サポートネットワークの設置 代表者会議 2回 サポートチーム会議 40回 育児支援家庭訪問事業 利用者 43人 派遣回数 304回 派遣時間数 928時間						
平成18年度	子ども家庭総合相談件数 6206件 開館日 月から土 職員体制 正規職員4名 非常勤職員1名 子ども家庭サポートネットワークの運営 代表者会議 2回 サポートチーム会議 53回 特別相談の実施 12回 育児支援家庭訪問事業 利用者 52人 派遣回数 282回 派遣時間数 874時間						

部名称		福祉部		課名称		子ども家庭課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	5,826	4,658	
	人件費⑪	千円	0	0	35,731	35,800	
	事務費⑫	千円	0	0	240	135	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	41,797	40,593	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	41,797	40,593	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	31,079	29,967	
	特定財源⑱		0	0	10,718	10,626	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	74.36	73.82	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	4.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	1.00	
事業に関する検討課題							
解決が困難な事例に対してスーパーバイザーによる特別相談を実施することにより、子育て家庭の問題に解決方法の見通しを持って対応できるようになりました。今後、子ども家庭支援センターが子育て支援のネットワークの核になるために、より一層子ども家庭支援センターの認知度を上げ、問題を早期に発見できるシステム作りを検討していくことが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	先駆型子ども家庭支援センターとなった17年度比で相談件数1.25倍と実績をあげています。また、18年度より解決困難な事例への対応としてスーパーバイザーによる特別相談を開始しました。				
	効率性	3	相談や虐待対応については、区内外の相談機関と連携して問題解決に当るために正規職員を中心に対応していますが、虐待対策ワーカー及び子育て不安への予防的側面を持つ「親と子のひろば事業」には、非常勤職員を充てるなど効率的です。				
	実施の成果	3	気軽に利用しやすい親と子のひろばと相談業務を並行して行うことにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、虐待予防にもつながっているという点で、大きな成果をあげており、利用者数・相談数も年々増加しています。				
	行政の関与	3	児童福祉法の改正により、児童虐待防止の充実・強化を図るため、区は児童相談に関し、家庭や関係機関からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことが必要です。また、児童虐待の第一義的な通告先として区が規定されています。				
	妥当性	3	子ども家庭支援センターを中核機関として位置づけ、子育て情報の提供や相談に応じるとともに、育児支援家庭訪問事業を実施し育児不安の予防に努めており妥当です。また、親と子のひろばの設置は乳幼児親子の仲間づくりと気軽に相談できる場として妥当です。				
	施策寄与度	3	子育てしやすい環境整備及び虐待予防・早期発見に大きく寄与しています。				
総合評価	相談件数の増加や、関係機関による会議の依頼が増加するなど、子ども家庭支援センターの認知度が高まっていることがわかります。今後は、一層認知度を上げ、関係機関のネットワークの構築を充実していく事業展開が必要です。 また、育児支援家庭訪問事業については、広報等を活用し、事業の目的や利用方法の周知を図ることが必要です。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
							方向性
改革方針	先駆型子ども家庭支援センターとして、子どもと家庭の支援と虐待防止の中核機関となるため、関係機関と連携を強化し、子ども家庭サポートネットワークを充実させていきます。また、育児支援家庭訪問事業については、周知の徹底を図るとともに、利用可能期間を生後2か月から生後1年以内に拡大します。						※ 4
							拡大

事務事業	18	乳幼児親子の居場所づくり					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	04	子育て支援の推進					
事業内容							
目的	児童館など身近な場所で乳幼児親子が安心して集える場を提供し、保護者同士の仲間づくりやさまざまな育児情報の提供、気軽な育児相談を行うひろば事業を実施することで、保護者の育児不安や育児ストレス、孤独感の解消を図ります。						
対象・手段	乳幼児を持つ保護者を対象とし、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、児童センター、こども館、児童館、ゆったりーのでひろば事業を実施します。						
成果（事業が意図する成果）							
乳幼児親子の相互交流が図られるとともに、身近な施設で子育てに関する相談ができたり、情報提供が受けられることにより、乳幼児を持つ保護者の不安感や孤立感が軽減・解消します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
ひろばの箇所数		乳幼児親子が集える場			(平成19年度に (25箇所)の水準達成		
乳幼児優先スペース数		児童館内の乳幼児親子が優先的に利用できるスペース			(平成19年度に (8箇所)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	箇所	0.00	0.00	25.00	25.00	
	実績1②	箇所	0.00	0.00	25.00	25.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値2④	箇所	0.00	0.00	8.00	8.00	
	実績2⑤	箇所	0.00	0.00	6.00	7.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	75.00	87.50	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	子ども家庭支援センター(親と子のひろば)1か所、児童センター・こども館・児童館(子育てひろば)21か所(うち乳幼児優先スペース6か所)、地域子育て支援センター(ふたばひろば、原町みゆきひろば)2か所、ゆったりーの(ゆうゆうひろば)1か所で実施しています。						
平成18年度	子ども家庭支援センター(親と子のひろば)1か所、児童センター・こども館・児童館(子育てひろば)21か所(うち乳幼児優先スペース7か所)、地域子育て支援センター(ふたばひろば、原町みゆきひろば)2か所、ゆったりーの(ゆうゆうひろば)1か所で実施しています。						

部名称		福祉部		課名称		子ども家庭課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	36,936	38,406	
	人件費⑪	千円	0	0	7,137	8,040	
	事務費⑫	千円	0	0	86	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	44,159	46,446	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	44,159	46,446	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	20,587	22,737	
	特定財源⑱		0	0	23,572	23,709	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	46.62	48.95	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	3.00	3.00	
事業に関する検討課題							
子育てひろばを実施している子ども家庭支援センター、児童センター・こども館・児童館、地域子育て支援センター、ゆったりーの等とのより一層の連携の強化を図っていくことが課題です。また、区民との協働をより進めるために、子育て支援活動への積極的な区民参加を啓発していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	子ども家庭支援センター、児童センター・こども館・児童館、地域子育て支援センター、ゆったりーのでひろば事業を実施しています。児童館内の乳幼児優先スペースを計画どおり1か所整備しました。				
	効率性	3	区立施設でひろば事業を実施するほか、民間の乳児院・保育園及び区民が運営する団体に委託して事業を実施しており、効率的です。				
	実施の成果	3	乳幼児親子に一日中過ごせる集いの場の提供及び子ども家庭相談を実施し成果をあげています。				
	行政の関与	3	少子化が進行しているなか、子育てしやすい環境づくりを進めることは、区の責務です。				
	妥当性	2	民間の乳児院・保育園及び区民が運営する団体にひろば事業を委託し、実施することは妥当と考えます。今後は、さらに区民との協働を進めるために、ひろば事業も積極的な区民参加による運営を行っていく必要があります。				
	施策寄与度	3	乳幼児親子の居場所づくりを行っていくことは、乳幼児親子の交流の促進や保護者の育児不安の解消に寄与しています。				
総合評価	児童館など身近な場所で乳幼児親子が安心して集える場を提供し、保護者同士の仲間づくりやさまざまな育児情報の提供、気軽な育児相談を行うことは、区民の要望も高く、子育て支援に大変有効です。区立施設で実施するほか、民間の乳児院・保育園及び区民が運営する団体にひろば事業を委託し、実施することは効率的で妥当と考えます。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針	①乳幼児親子が安心して利用できる乳幼児優先スペースを19年度まで毎年度1か所増やします。 ②子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、榎町児童センター、ゆったりーの等で行っている子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター連絡会を充実させていきます。 ③区民との協働事業により「子育て支援者養成講座」を実施します。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	19	児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	04	子育て支援の推進					
事業内容							
目的	0歳から18歳未満の子どもの健全育成および子育て家庭への支援、また就労家庭児童の放課後健全育成を目指します。						
対象・手段	対象：児童センター、こども館、学校内学童クラブ、民間学童クラブ 手段：児童指導業務を民間事業者に委託し、実施します。 相談及び地域調整については、区職員が実施します。 区が必要と認める民間学童クラブに運営費の一部を助成します。						
成果（事業が意図する成果）							
土日祝日の児童指導業務を実施し、学校週5日制等に対応します。学童クラブの時間延長を実施し、保護者の多様な就労状況に対応します。運営協議会を設置し利用者等の意見を反映します。中高生の利用時間延長を実施し、魅力的な居場所とします（児童センター）。子育て支援に関する相談、調整業務の実施により、児童センター、こども館、児童館を地域の子育て支援の拠点施設と位置づけて、地域における支援体制を強化します。学童クラブ需要増に対応します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
運営協議会実施箇所数		運営協議会の設置箇所数			(平成19年度に 6箇所)の水準達成		
時間延長対応学童クラブ数		時間延長対応学童クラブ数			(平成19年度に 10箇所)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	箇所	0.00	0.00	6.00	6.00	
	実績1②	箇所	0.00	0.00	4.00	4.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	66.67	66.67	
	目標値2④	箇所	0.00	0.00	10.00	10.00	
	実績2⑤	箇所	0.00	0.00	6.00	6.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	60.00	60.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	児童センター(1か所)、こども館(2か所)における児童指導業務委託、民間学童クラブへの運営費一部助成(1か所)、子育てに関するソーシャルワーク業務実施(21か所)のほか、①富久小学校内学童クラブ4月開設、児童指導業務委託開始、運営協議会実施、②民間学童クラブへの運営費の一部助成(1か所 計2か所)						
平成18年度	上記事業継続実施のほか、時間延長及び大規模学童クラブ解消のため、戸塚第二小学校内に学童クラブを新規開設、また、児童指導業務委託により運営する百人町学童クラブ、西落合学童クラブ及び平成19年度より新たに開設する戸山小学校内学童クラブの受託事業者選定ポータルと準備委託実施						

部名称		福祉部		課名称		子ども家庭課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	140,519	221,264	
	人件費⑪	千円	0	0	12,507	12,420	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	153,026	233,684	
	受益者負担⑮	千円	0	0	408	3,042	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	152,618	230,642	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.27	1.30	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	149,460	192,510	
	特定財源⑱		0	0	3,158	38,132	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	97.67	82.38	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.50	1.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
利用者及び地域関係者の意見・要望を反映しながら、地域の関係機関等と連携を図り、効率的でサービスが向上する児童館及び学童クラブ事業を実施し、多様化する子育て支援に関する需要に応えていくため、機能を強化する必要があります。 区が必要と認める民間学童クラブへの運営費の一部助成について事業の実施状況を検証し、効果的な助成内容を検討していくことです。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	19年4月から開設予定の戸山小学校内学童クラブの施設整備及び西落合、百人町、戸山小学校内学童クラブ受託事業者のﾌﾟﾛﾎﾟｻﾞﾙ及び準備委託を予定通り実施できました。				
	効率性	3	児童指導業務の業務委託実施により、時間帯別業務量に応じた従事職員の効率的配置が行われました。				
	実施の成果	2	学童クラブの利用時間延長により、保護者の多様な就労形態に対応した就労家庭児童への保護について一定の成果がありました。しかし、利用児童数の大幅な増加により、大規模学童クラブの解消には至っていません。				
	行政の関与	3	子どもと家庭のケースワークや地域との連携等について、行政が関与する必要があります。学童クラブ不足地域解消や、多様な保護者の就労形態に対応するため、民間事業者が参入可能な仕組みづくりのためには、行政関与の必要があります。				
	妥当性	2	区と民間事業者との役割を切り分けたことで、サービスの向上につながりました。今後、子育てに関する区民との協働を進めるうえでも、概ね妥当な方法です。しかし、事業の管理運営の点から、今後見直す必要があります。				
	施策寄与度	2	子どもの安全・安心面から学童クラブの学校内設置についての要望が高まっており、さらに開設箇所を増やすことが必要です。学童クラブ需要増に追いつかない現状があります。				
総合評価	民間事業者による指導業務の実施について保護者から不安との意見もありましたが、運営協議会等を通して事業者とも協議を重ねながら改善し、実施しています。また、区職員による地域との連携、区民との協働についても、徐々に定着しつつあり、今後の成果が期待できます。平成19年度からの新たな学童クラブ開設への準備も整いました。 今後も学校内学童クラブ実現に向け引き続き検討していきます。 民間学童クラブは保護者の多様な就労状況に対応できるシステムとして今後期待できます。助成内容について利用者の公平性が保たれるように検討していきます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
	学童クラブ需要が高く、学区域内に学童クラブがない場合には、余裕教室等の状況を見ながら、学校内学童クラブ事業を実施していくとともに、他の区有施設の活用を含めた学童クラブ事業の拡大を図っていきます。 また、民間学童クラブに対し、その利用実態を検証しながら、必要な助成を引き続き行います。 さらに、業務委託実施館で運営協議会を設置し、利用者や地域の方の意見を反映した運営を行なうとともに、地域との連携を図っていきます。						※ 4 拡大

事務事業	20	幼稚園と保育園の連携・一元化					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	04	子育て支援の推進					
事業内容							
目的	0歳から就学前までの子どもの成長と発達を見据え、幼児教育と保育が受けられる機会を保障し、豊かな心と社会性を身につけた次代を担う子どもを育てていく環境を整備するとともに、地域のすべての子育て家庭を支援し、地域と家庭の子育て力の向上を図ることを目的として、幼保連携・一元化を推進します。						
対象・手段	①幼保連携の推進・・・愛日幼稚園と中町保育園の連携による合同の活動・行事の実施、合同保護者懇談会等②幼保一元化の推進・・・四谷子ども園の開設、四谷幼保一元化懇談会等による保護者との意見交換、職員プロジェクトチームによる保育教育計画の作成等③職員の共通理解を深めるための幼稚園教諭・保育士の合同研修の実施等						
成果（事業が意図する成果）							
幼保連携・一元化に対する保護者や職員の理解が深まること、区民に理解され、地域に支えられる中で、人間形成の基礎の段階としての子どもの育ちの環境が実現されることを意図しています。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
愛日・中町の幼保連携の実施 四谷子ども園（幼保一元化施設）の開設	連携・一元化の実施 17年度 愛日・中町の連携 19年度 四谷子ども園（幼保一元化施設）の開設	（平成19年度）に （2所連携一元化）の水準達成					
連携・一元化に対する保護者の関心・理解の高まり	子どもの育ちの場としての幼保連携・一元化への関心・理解の高まり	（年度）に （－）の水準達成					
連携・一元化に対する職員の意識の深まり	幼稚園教諭・保育士の理解度向上	（年度）に （－）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	所	0.00	2.00	2.00	2.00	※保護者の関心・理解の高まり 子どもたちの日常的な交流や保護者アンケート、懇談会等を通じて、保護者の関心や理解の高まりを捉えることができています。 ※幼稚園教諭・保育士の理解度向上 職員PTによる課題整理や合同研修からは、相互理解が深まる状況が確認できる一方、文化や意識の違いがさらに明らかになった部分もあります。
	実績 1 ②	所	0.00	0.00	1.00	1.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	50.00	50.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	愛日・中町の幼保連携：幼保連携・預かり保育開始（9月）、公開保育の実施（9月）、給食開始(1月)、合同保護者懇談会2回、職員プロジェクトチームによる課題整理 （仮称）四谷子ども園：四谷幼保一元化懇談会6回、カウントダウンイベントの実施、職員プロジェクトチームによる課題整理 幼稚園教諭と保育士による合同研修：理論研修、公開保育、シンポジウム等						
平成18年度	愛日・中町の幼保連携：日々の連携、幼保運動会・合同遠足等の行事の実施、19年度合同保育実施の決定（9月）、合同保護者懇談会4回実施 四谷子ども園：新宿区立子ども園条例の制定、四谷幼保一元化懇談会6回ほか保護者懇談会の実施、職員PTによる保育教育計画・子育て支援事業計画の策定 幼稚園教諭と保育士による合同研修：理論研修、交流保育、ビデオカンファレンス等						

部名称		教育委員会事務局		課名称		学校運営課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	531	91,073	47,770	四谷子ども園の工事費については、発生主義の考え方を取り入れているため、事業費には含んでいません。開設後、減価償却費に計上していきます。
	人件費⑪	千円	0	0	35,731	35,800	
	事務費⑫	千円	0	526	0	288	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	1,057	126,804	83,858	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	1,057	126,804	83,858	
	受益者負担率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	1,057	66,190	83,858	特別区債、施設整備交付金
	特定財源⑱		0	0	60,614	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	52.20	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	4.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	1.00	
事業に関する検討課題							
愛日・中町の幼保連携は、合同保育の実践の過程を通して、両園職員が積極的に参画し、課題整理を行う仕組みを構築するとともに、共通理解を深め、保育・教育に反映していくことが課題です。19年4月には、四谷子ども園が開設しました。職員PTによる保育教育計画の策定過程等を通じて、職員の相互理解が深まる状況が確認できる一方、文化や意識の違いが更に明らかになった部分もあります。また、幼児教育のあり方検討会最終報告書を踏まえた今後の新宿区における幼保一元化施設のあり方を考えていくことも必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	幼保連携の実践と合同保育の決定、四谷子ども園の開設等、保護者・地域に支持される中で、計画通り事業を展開することができました。職員については、連携・一元化に対する共通理解が深まった部分と文化や意識の違いが明らかになった部分があります。				
	効率性	2	連携による空き教室の転用、幼稚園教諭・保育士のマンパワーの相乗効果が期待できます。連携・一元化により、新たな投資的経費が投入されていることから、効率的な施設運営を行っていくことが必要です。				
	実施の成果	3	幼保連携の実践的な取り組み・四谷子ども園開設のプロセスを通して、保護者・地域の方の連携・一元化に対する理解は深まったと評価しています。また、他の幼稚園・保育園でも交流が進む等、園運営や職員の意識改革に大きな影響を与えています。				
	行政の関与	3	教育・保育に携わる幼稚園教諭・保育士、教育委員会・福祉部が一丸となって取り組む事業であるため、現在の区の関与の仕方は妥当であると評価しています。				
	妥当性	2	成果を達成するための手法の選択は妥当と考えます。しかしながら、職員の相互理解を深めるといった点については、園の中での枠組みづくりや合同研修の検証と見直し等、具体的な実行策を伴うさらなる工夫が必要です。				
	施策寄与度	3	就学前までの子どもの成長に応じた育ちの実現、地域・家庭・子ども園・連携園が一体となった豊かな交流・子どもの育ちの場を実現する事業であり、施策の目的に照らして、十分に寄与する事業であると評価しています。				
総合評価	愛日・中町の幼保連携については、日々の連携や幼保合同による行事の実施などにより、子どもたちが相互に刺激しあい、活動や交流は広がっています。また、そのことが保護者の期待感につながっています。より連携を深め・広げるかたちでの合同保育の枠組みと課題を整理し、19年度の園児募集に反映することができたと評価しています。 四谷子ども園は、懇談会や説明会等の過程を通じて、保護者・地域の方にも、子ども園のしくみを理解していただく中で、園児の入園を決定し、開園を迎えることができました。また、幼保連携・一元化の中での実践の取り組みや合同研修等を通じて、さらなる職員の相互理解を深め、保育・教育に反映していくことが必要であると評価します。						※ A 過年度評価 17年度 A 16年度 A 15年度 14年度
	愛日・中町の幼保連携については、これまでの取り組みと評価を踏まえ、連携の取組みが一層、進み、深まる具体的な方策を、幼稚園・保育園職員が参加するプロジェクトチームで、引き続き、検討していきます。 四谷子ども園については、園運営におけるPDCAサイクルの中で、保育教育計画と子育て支援事業計画の検証を行い、20年度の園運営に反映していきます。 今後の新宿区における幼保一元化施設のあり方については、「幼児教育のあり方検討会最終報告書」を踏まえ、方向性を整理していきます。						※ 4 拡大

事務事業	21	新宿区児童手当					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	04	子育て支援の推進					
事業内容							
目的	子育て中の家庭の経済的負担感を軽減し、新宿区を子育てしやすいまちにするとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。						
対象・手段	中学生（１２歳到達後最初の４月１日から１５歳到達後最初の３月３１日までの児童）を養育する世帯に、国の児童手当に準じた一人あたり５０００円の手当を支給します。						
成果（事業が意図する成果）							
子育て中の家庭への経済的支援を行うことで、子どもを安心して育てられる環境を整えます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
新宿区児童手当受給率		新宿区児童手当の受給対象児童に対する受給児童の割合	(平成18)年度に (70%)の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	0.00	0.00	70.00	
	実績１②	%	0.00	0.00	0.00	41.10	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	58.71	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度							
平成18年度		中学生（１２歳到達後最初の４月１日から１５歳到達後最初の３月３１日までの児童）を養育する世帯に、児童手当（国制度）に準じた一人あたり５０００円の手当を支給します。					

部名称		福祉部		課名称		子ども家庭課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	98,524	
	人件費⑪	千円	0	0	0	24,840	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	123,364	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	123,364	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	123,364	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	3.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
新宿区児童手当の制度を知らないことによる手当の支給もれがないよう、機会のあるごとに制度周知を行う必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	18年度からの事業実施にあたり、広報紙の掲載や中学校への周知など計画的に区民にお知らせして、制度を利用いただいておりますが、受給率を上げることが今後の課題です。				
	効率性	3	区役所・特別出張所の窓口とあわせて電子申請による受付も行っており、区民の方が自宅のパソコンから手続きできるなど効率的な申請・受給が可能です。				
	実施の成果	3	中学生を養育する家庭に対して、特に使途を限定しない子育てにかかる様々な費用を公的に負担することにより経済的支援を行っています。				
	行政の関与	3	少子化が進行する中、次世代を担う子どもを育成していくために、行政が子育てを支援していく必要があります。				
	妥当性	3	子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てを区民全体で支えるという観点から、児童手当の対象年齢を中学生に拡大したことは、国制度の児童手当と連続性を持たせ、国の施策展開に先駆的役割を果たしています。				
	施策寄与度	3	子育てしやすいまち新宿をつくっていくための経済的支援サービスとして、新宿区児童手当は活用されています。				
総合評価	新宿区児童手当が子育て家庭への経済的支援として寄与していることは評価できます。今後は手当の受給率を上げていくために、制度の周知方法を工夫するなどの努力が必要です。						※ B 過年度評価
							17年度 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	より多くの区民に新宿区児童手当の制度を知り活用していただくために、周知方法等を検討し、受給率の向上を目指します。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	22	介護サービス基盤整備の推進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	介護保険事業計画に基づき、自宅での生活が困難になった要介護高齢者のための特別養護老人ホーム及び在宅生活の継続を支援する短期入所や通所リハビリテーションなどの居宅サービス施設及び小規模多機能型居宅介護サービス施設や認知症高齢者グループホームを整備します。						
対象・手段	対象：特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護） 手段：補助金交付、区有地・都有地・国有地活用、事業者公募（プロポーザル）など						
成果（事業が意図する成果）							
区民が、住み慣れた新宿区内で特別養護老人ホームに入所できるようになります。 また、施設に短期入所や通所リハビリテーション等を併設することや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを整備することにより、区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制を整備することができます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
特別養護老人ホームの定員の整備数	区内特別養護老人ホームの整備目標数	（平成22）年度に （450人）の水準達成					
小規模多機能型居宅介護の登録定員の整備数	区内小規模多機能型居宅介護の整備目標数	（平成20）年度に （225人）の水準達成					
認知症高齢者グループホームの定員の整備数	区内認知症高齢者グループホームの整備目標数	（平成22）年度に （114人）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	人	450.00	450.00	450.00	450.00	（特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの目標値は、平成14年度末の実績値に第3期介護保険事業計画の目標値及び矢来町都有地活用計画値を加算したもの、小規模多機能型居宅介護は、平成18年度から制度化されたため、第3期介護保険事業計画の目標値です。）
	実績 1 ②	人	270.00	270.00	270.00	270.00	
	③＝②／①	%	60.00	60.00	60.00	60.00	
	目標値 2 ④	人	0.00	0.00	0.00	225.00	
	実績 2 ⑤	人	0.00	0.00	0.00	24.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	10.67	
	目標値 3 ⑦	人	114.00	114.00	114.00	114.00	
	実績 3 ⑧	人	33.00	60.00	65.00	75.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	28.95	52.63	57.02	65.79	
事業の実施内容							
平成17年度	介護老人保健施設：「マイウェイ四谷」オープン（10月、旧四谷第二中学校校庭） 特別養護老人ホーム：百人町四丁目国有地を活用した施設整備（8月法人選定、9月、3月地域説明会） 居宅サービス：短期入所、通所リハビリ整備（10月、「マイウェイ四谷」併設）						
平成18年度	特別養護老人ホーム：百人町四丁目国有地（補助協議、2月着工）、矢来町都有地活用（地域説明） 居宅サービス：ショートステイ（百人町四丁目特養及び矢来町都有地特養併設） 地域密着型サービス：小規模多機能型居宅介護サービス事業所の整備、及び早稲田鶴巻町都有地を活用した認知症高齢者グループホームの整備						

部名称		健康部		課名称		介護保険課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	190,320	99,044	
	人件費⑪	千円	15,842	6,670	12,507	16,560	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	15,842	6,670	202,827	115,604	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	15,842	6,670	202,827	115,604	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	15,842	6,670	202,827	115,604	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.90	0.80	1.50	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
介護保険法の改正による、小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護、認知症高齢者グループホームなどからなる地域密着型サービスの制度化や、療養病床の再編成などの動向を踏まえて、今後の介護サービス基盤整備を進めていますが、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームの新たな整備に向けた公募事業には応募事業者がなく、整備が進みませんでした。 今後は、18年度の結果を踏まえ、区有地活用などの多様な手法を検討する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	1	継続事業である特別養護老人ホームとその併設居宅サービスは19年2月に着工し、認知症高齢者グループホームは早稲田鶴巻町で1ユニット開設しました。地域密着型サービスの新たな整備は、小規模多機能型居宅介護1所を除いて進みませんでした。				
	効率性	3	施設整備は、国や東京都の補助金も活用し、社会福祉法人などの民間事業者による整備を支援する形で行っており、効率的です。				
	実施の成果	2	早稲田鶴巻町の認知症高齢者グループホーム開設、特別養護老人ホーム及び併設居宅サービスの着工という成果が得られました。地域密着型サービスは、18年度は応募者がありませんでした。				
	行政の関与	3	地価の高い都心区においては、施設整備のため、事業用地と施設整備費の支援が必要です。こうした支援を行う主体としては、行政が妥当であると考えます。				
	妥当性	2	施設整備が進まない理由は、区内に適した物件が少なく、あっても高額で開設経費が多額になることです。このため、補助金交付という手段は妥当です。しかし、18年度の結果を踏まえ、区有地活用などの多様な手法を検討する必要があります。				
	施策寄与度	3	補助事業によって、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備を進めることができ、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制を整備することに寄与しています。				
総合評価	特別養護老人ホームは、平成22年度の目標値の達成に向けて工事に着手し、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制の整備が進んでいます。 しかし、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホームの新たな整備に向けた公募事業には応募事業者がなく、整備が進みませんでした。						※ D 過年度評価
							17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、介護が必要になっても住み慣れた地域での暮らしの継続を支援することは、今後も重点的に取り組む必要性があります。このような観点から、引き続き第3期介護保険事業計画に基づいて地域密着型サービスの整備を進めます。 また、区有地活用などの基盤整備のための多様な手法を検討し、整備を推進していきます。						※ 2 方向性
							手段改善

事務事業	23	介護予防事業の整備					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	改正介護保険法でいう「地域支援事業」のうち、介護予防事業対象者の選定及び介護予防サービスの実施が本事業の柱となります。適切に介護予防の対象者を選び介護予防サービスにつなげることで高齢者ができるだけ要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を地域で送れるよう支援するのが目的です。						
対象・手段	対象者は介護保険未申請、介護認定非該当者のうち要介護状態への移行リスクが高い方です。主に老人保健事業の基本健康診査で行う生活機能評価の結果から対象者（特定高齢者）を選定します。対象者には地域包括支援センターで介護予防プランを作成し、リスクを改善する適切な介護予防サービスに参加を促すことで要介護状態になることを予防します。						
成果（事業が意図する成果）							
要支援、要介護状態に陥るおそれのある方は、高齢者人口の5パーセントとされています。これらの方に介護予防サービスを提供し、平成20年度に、30パーセントの方に予防効果が表われることを目標とします。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
事業参加による改善率（％）		介護予防教室の参加者のうち、要支援・要介護状態に移行しなかった方の割合			(平成20年度) 年度に (30%) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	％	0.00	0.00	0.00	18.00	事業開始前に目標値を設定するにあたり、国が示す要支援・要介護への移行防止率の計画値を用いましたが、新宿区の実績は大きく上回りました。 (参考) 国が示す移行の防止率の目標 平成18年度 18% 平成19年度 24% 平成20年度 30%
	実績1②	％	0.00	0.00	0.00	94.40	
	③＝②／①	％	0.00	0.00	0.00	524.44	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	％	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	％	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度							
平成18年度		①特定高齢者の選定 平成19年3月末現在で596名を選定しました。 ②介護予防教室の実施 筋力向上トレーニング教室（マシンあり・マシンなし）、転倒予防教室、水中運動教室、低栄養予防教室、総合的予防改善教室、認知症予防教室、尿失禁予防教室の各教室を実施しました。 教室の総席数は約6,770名分で、総参加者数は3,095名でした。					

部名称		健康部		課名称		高齢者サービス課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	49,968	
	人件費⑪	千円	0	0	0	16,560	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	66,528	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	1,238	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	65,290	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	1.86	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	19,967	
	特定財源⑱		0	0	0	45,323	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	30.01	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
地域支援事業実施要綱によれば、介護予防特定高齢者施策は平成20年度目標値で高齢者人口の概ね5%を目安として地域の実情に応じて実施するものとされています。法改正1年目である18年度においては対象となる特定高齢者の選定基準が厳しく当初予定されていた対象者数が把握できませんでしたが、19年4月からは要綱改正による基準の見直しが行われ多くの対象者が出現すると予測されています。19年度は特定高齢者と決定された者の多くが介護予防プランにつながる工夫を検討し、より多くの対象者が教室事業に参加するしくみづくりとその実践が課題となります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	対象者の選定では国が定める基準が厳しく対象者の把握が困難でしたが、年間約600名の対象者を選定しました。予防教室への参加者数は予定よりも低い結果でしたが、全国的に厳しい状況の中、教室の充足率が約45%を超えたという結果は評価できるといえます。				
	効率性	2	特定高齢者の決定、介護予防教室の参加状況の把握等の業務を高齢者サービス課で一括管理して実施しました。特定高齢者へのアプローチから対象者の教室参加までの把握等において効率的に事業を実施できたといえます。				
	実施の成果	3	本事業の実施成果は、教室事業に参加した方が要支援・要介護状態に移行するのを予防することにあります。18年度は教室参加者のうち要介護・要支援に移行しなかった者の割合は9割を上回り、成果は大きかったといえます。				
	行政の関与	3	地域支援事業の実施主体は区市町村となっています。計画した事業の執行状況や事業効果を的確に把握するためにも区は積極的に関与する必要がある、この点で区の関与は適切であったといえます。				
	妥当性	3	事業の目的は要介護状態への移行を防ぐことにあることから、要介護状態への移行リスクの高い者を的確に選定し、アセスメントを経て教室に参加することで改善を目指す方法は適切な方法であるといえます。				
	施策寄与度	3	介護予防は対象者を適切に選定し、マネジメント、プログラムへの参加という過程を経て初めて達成できます。本事業は介護保険法に基く必須事業ですが、本計画は目的達成に寄与しているといえます。				
総合評価	介護予防は対象者を適切に選定し、マネジメント、プログラムへの参加という過程を経て初めて達成できます。18年度は国が示す対象者の基準が厳しい状況のなかでより多くの対象者を把握できるよう介護予防の必要性を幅広くPRしました。さらに対象となった方には、できるだけ教室に参加するよう積極的な働きかけをしてきたことで、約45%の教室充足率という結果となったといえます。本事業は介護保険法に基く必須事業であり、本計画は目的達成に寄与しているといえます。						※ B 過年度評価
							17年度 16年度 15年度 14年度
改革方針							方向性
	本事業は、介護保険法に基づく地域支援事業として実施しており区市町村の実施が必須の事業です。今後は区の経常事業として実施していきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	24	自立支援対策の推進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	虚弱高齢者等に対し機能訓練や趣味・生きがい活動等を通じ、心身機能の維持向上を図り、自立した生活を支援することを目指します。						
対象・手段	加齢・疾病などにより心身の機能が低下した高齢者や閉じこもりの高齢者を対象とし、区内5か所のこぶき館といきがい館で、趣味活動等を中心とした通所事業を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
生きがいづくりや心身機能の回復・維持向上を図り、介護を必要としないで自立し、健康でいきいきとした生活を継続できます。							
事業成果指標							
指標名		定義				目標水準	
延べ参加人数		いきがい対応型デイサービスに参加した年間延べ人数				(平成19年度に	
						(7,500人)の水準達成	
						()年度に	
						()の水準達成	
						()年度に	
						()の水準達成	
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	人	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	
	実績1②	人	6,919.00	6,685.00	7,561.00	8,915.00	
	③＝②／①	%	92.25	89.13	100.81	118.87	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	区内6か所 延べ実施回数 736回 延べ参加人数 7,561人						
平成18年度	区内6か所 延べ実施回数 734回 延べ参加人数 8,915人						

部名称		健康部		課名称		高齢者サービス課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	5,800	6,956	7,293	16,417	
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,501	2,484	
	事務費⑫	千円	227	217	217	18	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	8,528	9,674	10,011	18,919	
	受益者負担⑮	千円	659	625	714	834	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	7,869	9,049	9,297	18,085	
	受益者負担率⑮／⑭	%	7.73	6.46	7.13	4.41	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,744	9,049	9,297	18,085	
	特定財源⑱		1,125	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	79.08	93.54	92.87	95.59	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する横付課題							
18年度は、前年度を上回る参加人数がありましたが、一部の館だけが大幅に増加し、その他の館については若干の増加もしくは減少という状況です。増加の理由も新規参加の増加よりも、既に参加している人の回数の増加が目立っている状況です。大幅に増加した館では、職員の人数にも限りがあるので、参加者のニーズに合うプログラムになるよう、さらなる工夫を重ね、適正な参加を行えるような事業運営、また、各地域への周知等を行い、全体として利用増となるようにすることが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	18年度は、利用者が増加し、目標水準を達成したため計画どおりといえます。				
	効率性	2	17年度から事業を委託したことにより、利用者のニーズに応じた多様なプログラムの提供が可能となり、18年度も引続き、効率的に実施しました。				
	実施の成果	2	事業に参加することで、閉じこもり防止や生きがいづくり、心身機能の回復・維持向上が図られ、介護を必要としない、健康でいきいきとした生活の継続が図られています。				
	行政の関与	2	介護予防に資する事業のうち、週2回の通所を設定している事業は本事業のみであり、区が関与するからこそ、この頻度で事業を実施できるといえます。				
	妥当性	2	17年度までは対象を比較的虚弱な高齢者とすることや、「閉じこもり予防」の視点から運営内容を設定していましたが、18年度からは、新たに介護保険法でいう予防ならびに介護給付の通所系サービスを利用していない高齢者も対象としていることも妥当です。				
	施策寄与度	2	閉じこもり予防、介護保険法でいう予防ならびに介護給付の通所系サービスを利用していない高齢者に対応する選択肢として本事業を実施していくことは必要な事業と考えます。				
総合評価	平成17年度から業務を委託し、年々、参加者のニーズに合う多様なサービスを提供することができるようになり、平成18年度については、参加者数も大幅に目標水準を達成することができました。今後も閉じこもり予防、要介護高齢者への移行を抑制するため、介護予防事業を補完するものとして継続して実施していくことが必要な事業と考えます。						※ B 過年度評価
							17年度 C 16年度 B 15年度 14年度
改革方針							方向性
	本事業は、通所サービスを受けていた人が、平成12年介護保険の創設に伴い、サービスを受けられなくなった場合の補助的事業として実施されてきましたが、平成18年の法改正に伴う予防給付システムの確立に伴い、現在、本事業のサービスを受けている人でも、予防給付の中で通所サービスを受けることや地域支援事業の介護予防教室の利用などの選択肢が広まってきました。計画事業としては、参加者数も目標水準も達成することができたため、今後は計画事業の位置づけではなく、継続事業として実施していきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	25	認知症高齢者対策の推進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	認知症高齢者を早期に発見し、認知症の予防及び介護者等の負担を軽減します。						
対象・手段	認知症または物忘れの心配がある方及びその介護者に対して、物忘れ相談など各種保健予防に関する事業を実施します。 また、60歳以上の認知症徘徊高齢者を在宅介護している方に、位置情報探索機の申込金及び探索システム利用料の助成を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
認知症を早期に発見し、原因疾患で治療可能なものについて早期に治療を行うことにより、認知症の進行を最小限に抑えます。 また、徘徊高齢者や要介護者を支援することにより、家族等の介護者の負担を軽減します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
高齢者探索サービス利用率	介護保険認定調査で「在宅で徘徊がある」と推定される方を母数とした、認知症徘徊高齢者探索サービスを利用している方の割合	(平成19年度に20%)の水準達成					
早期に発見された人の割合	物忘れ相談の中で認知症と診断された者の数／来所数	(平成19年度に発見数の増加)の水準達成					
相談の結果、生活の質（ＱＯＬ）が改善されたと思った人の割合	認知症専門相談に来所した家族で改善されたと思った人／来所数	(平成19年度に70%)の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	20.00	20.00	20.00	20.00	
	実績 1 ②	%	13.90	16.29	13.15	15.50	
	③＝②／①	%	69.50	81.45	65.75	77.50	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤	%	33.33	41.67	39.13	43.28	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦	%	70.00	70.00	70.00	70.00	
	実績 3 ⑧	%	65.00	80.00	75.00	75.90	
	⑨＝⑧／⑦	%	92.86	114.29	107.14	108.43	
事業の実施内容							
平成17年度	① 講演会 2回（参加者97人） 認知症予防リーフレット等作成配付 32,600枚 ② 認知症専門相談 所内相談：12回（延べ22人） 訪問相談：2回（延べ2人） ③ 物忘れ相談 16回（延べ70人） ④ 認知症高齢者訪問指導：235回（78人） 面接・電話等相談：延485人 関係機関連絡：907件 ⑤ 探索サービス利用者数 32人 探索依頼回数 504回						
平成18年度	① 講演会 3回（参加者157人） 支援者講演会 1回（参加者36人） リーフレット等作成配付 ② 認知症専門相談 所内相談：12回（延べ21人） 訪問相談：9回（延べ11人） ③ 物忘れ相談 16回（延べ67人） ④ 認知症高齢者訪問指導：341回（98人） 面接・電話等相談：延733人 関係機関連絡：1347件 ⑤ 探索サービス利用者数 31人 探索依頼回数 423回						

部名称		健康部		課名称		予防課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,414	1,450	1,665	1,705	利用者自己負担金額は、利用者が、直接委託先業者に支払い、区は、その金額を委託料から差し引いています。
	人件費⑪	千円	3,752	3,752	3,752	3,726	
	事務費⑫	千円	131	66	221	35	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,297	5,268	5,638	5,466	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,297	5,268	5,638	5,466	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,649	4,620	4,872	5,466	
	特定財源⑱		648	648	766	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	87.77	87.70	86.41	100.00	
職員	常勤職員	人	0.45	0.45	0.45	0.45	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
一般向け講演会の増加や、支援者向け講演会を新規に実施して普及・啓発に努めてきましたが、今後も引き続き普及・啓発活動を進めていくことが重要です。また、専門医や保健師による相談だけでなく、かかりつけ医や専門医療機関等関係機関と連携して早期発見・早期対応を進めていくことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	講演会の増加により普及啓発に努めました。また、専門医や保健師による相談も増加しています。探索システムは、広報や各連絡会等で紹介しており、希望された方に活用されていますが、より普及啓発を行う必要があります。				
	効率性	2	相談事業は、関係部署・関係機関と密接に連携して、効率的に実施しています。探索システムは、徘徊のある高齢者の家族に対し事業者への委託により24時間体制での位置情報提供及び保護が可能で効率的です。				
	実施の成果	2	講演会・物忘れ相談・認知症専門相談・訪問指導の各々の効果はありますが、総合的な対策としては、まだ十分ではありません。探索システムは、24時間体制により、介護者への身体的・精神的・経済的な負担を軽減しています。				
	行政の関与	3	予防・早期発見等認知症高齢者対策に区が総合的に取り組むことは重要です。探索システムは、現状では認知症高齢者に対する支援体制が充分ではないため、区としてサービスを提供する必要性はあります。				
	妥当性	3	相談等により、認知症の早期発見・早期対応は、症状の進行防止等に有効です。探索システムは、介護者への身体的・精神的・経済的な負担を軽減するという目的達成のために探索サービスを提供することは妥当です。				
	施策寄与度	3	認知症の予防や治療可能な認知症の早期発見・早期対応及び探索システムの利用は、介護者への負担を軽減しており、社会福祉を支える新しいしくみづくりに寄与しています。				
総合評価	18年度から保健センターで介護予防の生活機能評価と連携して「認知症・うつ予防相談」を実施し、認知症予防や早期発見に努めています。また、講演会の回数増や支援者向け講演会の実施など、広く普及啓発に努めました。 今後も更なる普及・啓発活動や、地域の支援者、かかりつけ医、専門医等と連携して、認知症予防、早期発見・早期対応策を進めていくことが重要です。 また、認知症高齢者に対する支援体制の整備は急務となっており、地域での支えあいを含む総合的施策を構築する必要があります。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針							方向性
	認知症の予防、早期発見、早期対応による進行抑制策や認知症の本人及び家族への支援について、関係機関等と連携して対策を検討していきます。 また、高齢者探索システムについては、認知症高齢者に対する支援事業の一つとして、経常事業で引き続き実施します。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	26	地域包括支援センターの整備					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	地域の高齢者が、安心して住み慣れた地域で生活を継続することを目的とする包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待防止・早期発見、地域のネットワークづくり）を実施する機関として地域包括支援センターの整備を行います。						
対象・手段	区内の65歳以上を対象とします。区民にとって身近である特別出張所管轄を相談圏域とし、各圏域に1所ずつセンターを設置します。地域のセンターはすべて民間法人へ委託し、それらを統轄する役割を区役所内のセンターが担います。17年度まで高齢者の総合相談窓口として周知されていた在宅介護支援センターの機能を強化して活用することにより、地域包括支援センターへの転換を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
特別出張所管轄を基本とする地域ごとに保健・福祉・介護に関する総合的な相談体制を整備することにより、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
地域包括支援センター10所の整備		特別出張所管轄及び区役所管轄に各1所 ・直営型（区設置）1所 ・地域型（委託設置）9所	（平成18）年度に				
			（100%）	の水準達成			
			（）年度に				
			（）	の水準達成			
			（）年度に				
			（）	の水準達成			
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	所	0.00	0.00	0.00	10.00	柏木地区と角筈地区を合わせて一つの相談圏域としたため、10所設置。
	実績1②	所	0.00	0.00	0.00	10.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度							
平成18年度		設置数：①直営（1所）：区役所内 ②民間委託（9所）：若葉、北山伏、原町ホーム、若松町、大久保、高田馬場、聖母ホーム、上落合、淀橋 相談件数：37,766件					

部名称		健康部		課名称		高齢者サービス課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	206,397	
	人件費⑪	千円	0	0	0	231,840	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	438,237	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	438,237	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	438,237	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	28.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
利用者にできるだけ近い場所にセンターがあることが望ましいため、特別出張所管轄を基本とした相談圏域に1所ずつセンターを設置しました。設置に際し、各圏域の利用対象者数をできるだけ均等になるように、他の地区と比較して人口の少ない柏木地区と角筈地区を合わせて1つの圏域として1所のセンターが担当することにしました。しかし、設置場所が区の西南の端に位置するため、利用者に不便が生じました。来所しやすいように、平成19年度には二つの管轄の中央部への移転を予定しています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	ほぼ計画どおりといえます。特別出張所管轄を基本的な相談圏域とし、各圏域ごとに1所ずつ設置しましたが、他の管轄区域と比較して人口の少ない柏木地区と角筈地区を一つの圏域としたため、10所の設置となりました。				
	効率性	3	17年度まで高齢者の相談窓口の役割を担っていた在宅介護支援センターを活用して転換したため、効率的に整備が行えたといえます。				
	実施の成果	3	18年度の高齢者虐待に関する相談件数は、前年度と比較して114件から315件と約3倍となりました。虐待事例が増えたというより、潜在していた問題が相談につながった結果であり、実施成果は大きいといえます。				
	行政の関与	3	介護保険法により、包括的支援事業の実施と実施機関である地域包括支援センターの設置は区が責任主体とされているため、区の関与は妥当です。				
	妥当性	3	民間の機関だけでは解決できない高齢者の問題が増えています。それらに適切に対応できる専門職員のいる相談機関が必要です。また、17年度までは在宅介護支援センターが高齢者の総合相談窓口として役割を担っていたため、その活用による移行は妥当です。				
	施策寄与度	3	介護だけではなく保健、医療との連携はもとより、地域の民生委員やボランティア等と連携して総合的に支援する必要があります。各センターにおいて、関係機関とのネットワークづくり等を行っています。施策目的の達成に十分寄与しているといえます。				
総合評価	計画に基づき、高齢者が身近で専門的な相談を総合的に受けられる地域包括支援センターを、区内10所に整備しました。17年度まで高齢者の相談窓口の役割を担っていた在宅介護支援センターを活用したため、効率的に整備が行えたといえます。						※ B 過年度評価
							17年度 16年度 15年度 14年度
改革方針	地域住民にとって利用が不便なセンターについては、19年度に移転を予定しています。また、認知症高齢者や虐待相談、一人暮らし高齢者などの相談に適切に対応できるように、既存配置の職員のスキルアップ支援を図るとともに職員の増配置も検討します。本事業は、介護保険法上の地域支援事業に位置づけられており、今後は経常事業として実施していきます。						※ 1
							現状のまま継続

事務事業	27	介護保険利用者保護体制の充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	苦情の対応体制を充実し、公正・中立な要介護認定調査を行なうことにより、利用者保護を目指します。 また、事業者のサービスの質の向上を促進させ、利用者本位のサービスを目指します。						
対象・手段	苦情対応・相談を通じて、利用者及び介護サービス事業者に助言指導します。 要介護認定調査が適切に行なわれているかの点検調査とともに、新規利用者の認定調査を行います。 介護老人保健施設の実地指導を実施します。また、介護サービス事業所管理者向け講習会を行います。 介護サービス事業者協議会の運営支援を行ない、事業者向けに研修会を開催します。						
成果（事業が意図する成果）							
利用者保護体制を充実することにより、サービスの質が向上し、利用者が安心して介護サービスを利用できるようになります。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
介護老人保健施設指導監査	介護老人保健施設指導監査を行なった件数	(平成19年度に 3所の水準達成					
要介護認定調査件数	公務員が要介護認定調査を行なった件数	(平成19年度に 1000件の水準達成					
		()年度に ()の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	所	0.00	0.00	3.00	3.00	
	実績 1 ②	所	0.00	0.00	2.00	3.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	66.67	100.00	
	目標値 2 ④	件	0.00	0.00	1,000.00	1,000.00	
	実績 2 ⑤	件	0.00	0.00	700.00	1,652.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	70.00	165.20	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	要介護認定調査 700件 苦情相談 100件 介護老人保健施設書面指導 2所 介護サービス事業者協議会運営支援（研修会3回、福祉展の開催）						
平成18年度	要介護認定調査 1652件 苦情相談 111件 介護老人保健施設実地指導 3所 介護サービス事業所管理者講習会 2回 介護サービス事業者協議会運営支援（研修会3回、福祉展の開催）						

部名称		健康部		課名称		介護保険課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	1,035	1,125	
	人件費⑪	千円	0	0	44,069	46,520	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	45,104	47,645	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	45,104	47,645	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	44,814	47,204	
	特定財源⑱		0	0	290	441	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	99.36	99.07	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	5.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	5.00	
事業に関する検討課題							
介護老人保健施設の指導監査は、「介護保険の適正利用の促進」と重複する事業ですので、事務事業の整理が必要です。また、新規利用者の認定調査に関しては、平成20年度から公務員が全件調査を行える体制を整備する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	介護保険制度の普及に伴う苦情件数の変化はありませんが、区の関与が必要な苦情は増加傾向にあります。しかし、迅速かつ適切な関与により、利用者保護が図られています。				
	効率性	3	苦情対応は、区の体制及び介護サービス事業者協議会の活用により、効率的に行なわれています。				
	実施の成果	3	苦情・相談の対応は利用者への助言やサービス事業者との調整、事業者指導などを行うことが多く、適正なサービス提供につながりました。介護サービス事業者協議会の活動を支援することで、サービスの質の向上につながりました。				
	行政の関与	3	苦情・相談の対応、要介護認定調査等は、保険者の責務として、利用者が安心してサービスを利用するために区が行うべき事業です。				
	妥当性	3	多様な事業主体が参入し、利用者との契約に基づきサービスを提供する介護保険制度の下では、苦情対応体制の充実は利用者保護に必要な対策です。				
	施策寄与度	3	利用者・事業者の双方へ区が関与することにより、適切な制度運営に寄与しています。				
総合評価	苦情・相談対応等の利用者保護の体制については、12年度から14年度までの間に基礎は構築され、15年度以降はその充実を図ってきました。区は、苦情対応の半数以上に対して、当事者間の調整を行っており、利用者が安心してサービスを利用できる環境作りに寄与し、苦情相談窓口として定着しています。また、苦情・相談の対応は、利用者に適正にサービスを利用してもらうために、介護保険の正しい知識を伝える良い機会となっています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
							方向性
改革方針	苦情・相談については、今後、さらに苦情事例の記録の整理方法や苦情対応困難ケースの事例の検討等の充実に努めます。また、よりわかりやすい相談体制の構築を図ります。要介護認定調査は、18年度の介護保険法の改正により、新規申請分を公務員が行なうことになりました。20年度からは経過措置がなくなるため、その体制作りについて検討していきます。						※ 7
							その他

事務事業	28	介護保険の適正利用の促進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開					
事業内容							
目的	介護保険制度の安定的かつ継続的な運営を目指して、サービス内容や、介護保険給付内容の点検を強化し、事業者に対する必要な指導を行っていきます。あわせて、サービス利用者に対する適正な利用を促していきます。						
対象・手段	介護保険給付分析ソフトを利用し、不適正・不正な介護保険サービスの提供を行っている事業者を調査し、指導を行います。 給付適正化システムを用いて、介護保険事業者からの保険給付請求費用の点検を強化します。また介護保険利用者に対して、サービスの利用実績を通知することで、不適正なサービスがないか注意を喚起します。						
成果（事業が意図する成果）							
適切な介護保険サービスの提供及び利用を促進することで、利用者の自立支援が促されます。また、事業者のサービス内容を調査・検証することで、介護保険事業者の不正請求並びに事業者の指定取消に至る悪質な事例発生を未然に防ぐことができます。これらにより、保険給付費の抑制が期待でき、社会保険としての介護保険制度の安定かつ持続的な運営を実現します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
調査事業者数		介護保険給付分析ソフト等により、不適正な介護保険サービスを提供していると思われる事業者を抽出し、実地調査を行う事業者の数			(毎) 年度に (事業者数 4 8 所) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	所	0.00	0.00	48.00	48.00	
	実績 1 ②	所	0.00	0.00	48.00	43.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	89.58	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	不適正な介護保険サービス事業者実地調査 保険給付請求費用の点検 給付費通知の発送			4 8 所 1 7 9 事業所に点検内容通知送付 年 2 回・1 2 , 4 4 3 通			
平成18年度	介護保険サービス事業者実地調査 保険給付請求費用の点検 給付費通知の発送			4 3 所（地域密着型サービス中心） 1 4 1 事業所に点検内容通知送付 年 2 回・1 2 , 8 1 2 通			

部名称		健康部		課名称		介護保険課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	1,391	1,595	
	人件費⑪	千円	0	0	21,434	38,480	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	22,825	40,075	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	22,825	40,075	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	16,149	40,075	
	特定財源⑱		0	0	6,676	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	70.75	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	2.00	2.00	
事業に関する検討課題							
介護費用適正化対策には、事業者自身の自己点検、保険者による指導・監査といった様々な場面における取組みがあります。それぞれの場面で、より実効的かつ効果的な結果が得られる事業実施手法について常に検討する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	事業者に対する実地調査は43事業所実施しました。また介護保険利用者に対する給付費通知の発送を年2回行い、年間計画どおりに保険給付請求内容の点検も実施しました。施設サービス事業者を中心に、感染症に関する研修会を集団指導として実施しました。				
	効率性	2	事業者指導の強化に関しては、連絡・調整や最終的なまとめなど効率的に実施できたとは言い難い部分がありました。				
	実施の成果	2	事業者に対する実地指導や保険請求内容の点検により、不適正なサービスが明らかになった場合は、保険給付費の返還を求めるとともに、運営基準に沿った適正なサービスの提供を行うよう事業者に徹底しました。				
	行政の関与	3	介護保険事業者に対する調査・指導、保険請求の点検は保険者の責務として行うべき事業です。介護保険の適正利用を進めるために区が積極的に関与していく必要があります。				
	妥当性	3	介護保険の適正利用は、単一の方法や短期間で実現するものではありません。事業者への指導や保険請求内容の点検、給付費通知による利用者への不適正なサービスに対する注意喚起などにより、適正利用を推進していくことができると考えます。				
	施策寄与度	3	介護保険の適正利用の推進は、介護保険制度の安定的かつ持続的な運営を目指すために必要不可欠な事業です。				
総合評価	事業者指導の強化については、法改正により創設された地域密着型サービス事業者を中心に実地指導を行い、着実な成果が挙がりました。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	18年度からの介護保険法の改正により、事業者指導に関しての保険者機能が強化され、また事業者に対する指導と監査の考え方が明確に分けられ、効率的かつ効果的に事業が遂行できる指導体制を確立しました。 今後は、より介護サービスの質の向上に結びつくような、実効性のある指導の実施を目指していきます。 また請求費用点検の強化については、東京都国民健康保険団体連合会が行う点検内容が拡大されたため、点検体制も含め実施方法の見直しを検討していきます。						※ 7
							その他

事務事業	29	知的障害者・障害児ショートステイの充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	02	ともにつくる福祉の推進					
事業内容							
目的	在宅知的障害者の地域生活を支援します。						
対象・手段	新宿生活実習所の多目的ルームを利用し定員3名の知的障害者・障害児(学齢期以上) ショートステイ事業を実施します。						
成果（事業が意図する成果）							
保護者等の介助者の急病時における障害者緊急一時保護利用と、保護者等の介助者の休養のための利用（レスパイト）のショートステイ事業を行うことにより、在宅の知的障害者や障害児とその保護者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続することが可能となります。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
知的障害者・障害児のショートステイの開始		新宿生活実習所多目的ルームに3床のショートステイ施設を設置し、運営を開始します。			(平成17年度) 年度に (3床) の水準達成		
ショートステイ利用登録者数の増加率		障害者・児ショートステイ事業の周知度を図るため、ショートステイ利用登録者数の増加率を指標とし、前年度比5%増で目標達成とします。(登録者：平成17年度 72人→平成18年度 75人)			(平成18年度) 年度に (5%(3人)の増) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	床	0.00	0.00	3.00	3.00	
	実績 1 ②	床	0.00	0.00	3.00	3.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④	人	0.00	0.00	72.00	75.00	
	実績 2 ⑤	人	0.00	0.00	72.00	77.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	100.00	102.67	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	生活実習所の多目的ルームを施設改修し、6月からショートステイ事業を開始しました。定員3名で緊急時にも可能な限り対応できる体制とし、利用対象者は学齢期以上の障害児及び知的障害者です。生活実習所本体の管理運営者である社会福祉法人に委託して実施しています。						
平成18年度	事業の2ヵ年目として、利用登録者も増加し、安定した運営になっています。緊急時対応の定員枠を1名とし、他2名分を保護者の不在時や介助者の休養のための利用（レスパイト）ができる定員枠として活用されています。						

部名称		福祉部		課名称		障害者福祉課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	13,740	10,746	
	人件費⑪	千円	0	0	834	828	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	14,574	11,574	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	14,574	11,574	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	11,477	11,574	平成17年度は特定財源（支援費及び自立支援給付費（国庫分）・都補助金）は区の歳入でしたが、18年度の指定管理者制度の導入に伴い、事業受託法人の収入となりました。
	特定財源⑱		0	0	3,097	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	78.75	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.10	0.10	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、ショートステイ事業についても「知的障害者短期入所事業」が「障害者短期入所事業」となりました。 今後さらに幅広く障害者の方にご利用いただけるよう事業の周知と受け入れ側の職員のスキルの向上を図っていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	障害者・障害児ショートステイ事業（3床）を開始し、順調な事業運営となっています。登録者も予定を上回る数となっています。緊急枠を除けば利用率も高く堅実な成長です。				
	効率性	2	法人の非常勤職員により効率的に運営されており、区の負担は最小限です。				
	実施の成果	3	事業運営は、生活実習所の所長が責任者となり、運営職員との連携体制を整えるなど事業実施の質、安全性、安定性の確保もされています。障害者に加え、学齢期の障害児の一時保護にも成果を挙げています。				
	行政の関与	3	障害者の地域生活を支える上で、介護者の急病時対応や休養機会の提供などの手段として、障害者短期入所事業は大変重要な事業です。しかし、区内には短期入所事業を行う民間事業者がないため、区がサービス提供を担う必要があります。				
	妥当性	3	介助者等の急病時等に、障害者が身近な施設においてショートステイ事業が利用できるよう整備することにより、障害者・児の地域生活支援体制の充実を図るため区が関与する必要があります。				
	施策寄与度	3	介助者等の緊急時対応への支援により、障害児・者の地域生活支援体制の充実に寄与しています。				
総合評価	指定管理者制度への移行後も障害者自立支援法に基づく新たな体系のサービスとして障害者・障害児の地域生活を支援するため、事業の質、安定性を保ちながら利用登録者は確実な伸びを示し、事業費も効率的な運営ができています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針	事業利用率をさらに上昇させるため事業の周知に努めるとともに、幅広い障害者の方の利用に対応できるよう受け入れ側職員の知識、ケア等のスキルの向上を図ります。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	30	心身障害者グループホームの設置促進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	02	ともにつくる福祉の推進					
事業内容							
目的	民間との協働により、心身障害者が地域での自立生活の促進を図り、安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。						
対象・手段	重度知的障害者グループホームについては、運営する社会福祉法人等に対し、施設整備費の補助を行います。 重度重複心身障害者グループホームについては、設置する社会福祉法人に対し、施設整備費補助と運営助成を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
心身障害者の地域自立生活の定着が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
区内知的障害者グループホーム設置数		目標値 4 箇所(22名)	(平成19) 年度に (設置数4箇所) の水準達成				
区内身体障害者グループホーム設置数		目標値 4 箇所(20名)	(平成19) 年度に (設置数2箇所) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	箇所	2.00	2.00	4.00	4.00	
	実績 1 ②	箇所	2.00	2.00	4.00	3.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	75.00	
	目標値 2 ④	箇所	1.00	1.00	2.00	2.00	
	実績 2 ⑤	箇所	1.00	1.00	1.00	2.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	50.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	重度重複心身障害者グループホーム（施設名ひまわりホーム 定員10人）については、社会福祉法人に対し区有地を貸付し、法人は国庫補助を得て建設着工しました（平成19年度開設）。 重度知的障害者グループホーム（施設名西落合ホーム 定員6名）に施設整備費助成を行いました。（平成17年11月開設）						
平成18年度	重度重複障害者グループホーム（ひまわりホーム）は、平成19年2月に竣工し、平成19年4月1日開設しました。						

部名称		福祉部		課名称		障害者福祉課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	2,642	7,000	
	人件費⑪	千円	0	0	1,668	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	4,310	8,656	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	4,310	8,656	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	2,989	8,656	
	特定財源⑱		0	0	1,321	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	69.35	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
知的障害者グループホーム2ヵ所に対する建設費への助成の実施と、重度重複心身障害者グループホームに対する区有地の貸与及び建設費助成を2か年にわたり実施し、目標達成に至り一定の成果を上げることができました。 運営法人の都合により既存知的障害者グループホームが閉鎖し、再び目標未達成状態となっているので、区内設置促進を行う必要があります。また、身体障害者グループホームは新宿区の地域生活支援事業である「福祉ホーム」として位置づけ直されており、今後はそのあり方を検討する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	重度重複心身障害者グループホーム「ひまわりホーム」が国庫補助を得て平成19年2月に竣工し、4月開設で、順調な達成度です。				
	効率性	3	重度重複心身障害者グループホームについて、区有地の有償貸与及び施設整備の一部補助を行いました。国、東京都による建設費補助も活用しており、法人支援方法としては概ね効率的です。				
	実施の成果	3	障害者の地域自立生活への移行は障害者福祉の重要課題で、今回の心身障害者グループホーム設置が心身障害者の福祉向上に寄与するところは非常に大きいと思われます。				
	行政の関与	3	心身障害者グループホームは、障害者の地域自立生活への移行のため不可欠であり、東京都も障害者福祉の重点施策として推進しているところです。区内においても需要が多く、区として誘致策を講ずる必要があります。				
	妥当性	3	区有地の貸与については、区内に適当な土地がないことからやむをえないと思われます。重度知的障害者グループホームの施設設備費は大部分は東京都が補助しており、区の負担は最低限にとどまっています。				
	施策寄与度	3	意欲ある社会福祉法人によるグループホームの設置に対し、適切に支援する必要があります。				
総合評価	重度重複心身障害者グループホーム1所が平成19年度開設で計画どおりの進捗状況です。 しかし、既存の知的障害者グループホーム1所が運営法人の都合により閉鎖し、知的障害者グループホームの計画数は未達成状況となっていますので、達成に向けて方策を検討する必要があります。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	既存の知的グループホーム1箇所が運営法人の都合により閉鎖し、再び目標未達成の状況になったため、知的障害者グループホームの区内誘致を再度図るための支援方針を検討していきます。 重度重複心身障害者グループホームについては、平成19年4月以降、国、都制度の身体障害者福祉ホームが新宿区の地域生活支援事業として位置づけ直され、都と区の重度身体障害者グループホーム運営助成事業とあわせた事業展開を区で実施することとなったため、今後事業のあり方等について検討していきます。						※ 4 拡大

事務事業	31	心身障害者入所施設の設置促進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	02	ともにつくる福祉の推進					
事業内容							
目的	施設入所希望者の入所先を確保するとともに、新宿区内での障害者の地域生活を支援します。						
対象・手段	建設費補助を行うことで、社会福祉法人が区内に障害者支援施設を設置、運営することを支援します。						
成果（事業が意図する成果）							
施設入所希望障害者の入所先を確保するとともに、障害者の日中活動の場やショートステイ事業所についても確保することにより、障害者の地域生活を支援します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
障害者支援施設(身体障害者対象)の入所者数	社会福祉法人設置による入所施設(身体障害者対象)の入所者数	(平成20) 年度に (10人) の水準達成					
区内設置の障害者支援施設(知的障害者対象)の入所者数	社会福祉法人設置による入所施設(知的障害者対象)の入所者数	(平成24) 年度に (30人) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	人	0.00	0.00	10.00	10.00	
	実績1②	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値2④	人	0.00	0.00	30.00	30.00	
	実績2⑤	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	百人町四丁目国有地に10床の障害者支援施設(旧身体障害者療護施設：100床の特別養護老人ホームに併設)を建設し運営する社会福祉法人を、プロポーザルにより選定しました(ショートステイ、デイサービス事業併設)。また、当該法人は国の建設費補助の申請を行い、平成18年度着工、19年度竣工の予定です。区は特別養護老人ホームとあわせて建設費補助を行っています。						
平成18年度	障害者支援施設(旧身体障害者療護施設)は、建設費の国庫補助内示の遅れで当初計画より遅れが生じ、事業実施社会福祉法人は平成19年2月に着工し、平成20年6月に施設開設予定です。区は、特別養護老人ホームと合わせて建設費補助を18年度と19年度に行いますが、その1ヵ年目の補助を行いました。旧知的障害者入所更生施設は、新制度に対応した整備を行うため、平成24年度以降の設置を目指し準備を行います。						

部名称		福祉部		課名称		障害者福祉課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	274	19,800	
	人件費⑪	千円	834	834	4,169	4,140	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	834	834	4,443	23,940	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	834	834	4,443	23,940	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	834	834	4,443	23,940	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.10	0.10	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
10床の障害者支援施設(旧身体障害者療護施設)として建設中の当該施設は、夜間支援部門として10床の障害者入所支援、日中生活支援部門として20人／日の生活介護(主な対象は身体障害者)サービス提供と2床の短期入所を行う施設として設置します。障害者自立支援法のサービス体系下で、利用希望者と運営法人及び区で、区民のニーズに応じたサービス提供体制について十分に調整していきます。 旧知的障害者入所更生施設は、新制度に対応した整備を行うため、平成24年度以降の開設を目指して準備を行っています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	特養と併設の旧身体障害者療護施設を設置運営する社会福祉法人を選定し、基本協定の締結等順調な進行状況です。(平成20年度開設予定)旧知的障害者更生施設は、新制度に対応した整備の検討を行い、平成24年度以降の開設を目指します。				
	効率性	3	区民の旧療護施設入所需要からすると、10人／日の施設規模は適当であり、単独設置の際の要件である30人の緩和を受けられる特別養護老人ホーム併設の手法は効率的です。また、旧知的障害者更生施設の入所需要では、30人／日が適正規模です。				
	実施の成果	3	入所需要の充足及び障害者の地域生活支援策としての成果は大きいと考えます。				
	行政の関与	3	区内は土地代も高く、社会福祉法人単独での建設は困難であり、また、自立支援給付費のみでは運営が難しい施設であるため、設置及び運営について区が支援することは必要です。				
	妥当性	3	障害者入所支援施設は、希望者が待機している状況であるため緊急に支援体制を整備し待機者の解消を図る必要があります。また、入所施設の設置は、短期入所による緊急対応等、障害者地域生活支援の拠点としての役割が期待されます。				
	施策寄与度	3	社会福祉法人の障害者入所施設を区内に設置することに対し助成を行うことにより、施設整備が促進され、入所待機者の解消と障害者地域生活支援の拠点整備につながります。				
総合評価	旧身体障害者療護施設については、新法体系下の障害者支援施設として百人町四丁目に社会福祉法人が運営することとなり、国庫補助内示がくれたことにより、平成20年6月の開設を目指して建設が進んでいます。 また、知的障害者を主な対象として整備予定の障害者支援施設(旧知的障害者入所更生施設)は、障害者自立支援法の施行に伴う新制度に対応した整備について再度検討する事とし、進行が遅れることとなりましたが、より良い施設を作るために必要なことだと評価しています。						※ D 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	百人町四丁目に建設中の旧身体障害者療護施設については、障害者自立支援法の下での障害者支援施設として整備し、必要に応じて必要な職員の増配置を行うため、社会福祉法人に対し運営助成を行います。また、知的障害者を主な対象とした障害者支援施設(旧知的障害者入所更生施設)は、新制度に対応した整備についての再検討と事業用地の関係により、平成24年度以降の開設を目指し、準備を行います。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	32	地域見守りネットワークの充実					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり					
施策	02	とものつくる福祉の推進					
事業内容							
目的	地域社会との交流に乏しい一人暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認や話相手になるなどして、高齢者の孤独解消と事故の未然防止を図ります。併せて介護の予防と自立した生活を支援します。						
対象・手段	対象：65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯 手段：ボランティアの地域見守り協力員が高齢者を訪問し、日常生活の相談及び安全の確認をします。 また、より専門的な相談をふれあい訪問・見守り協力員事業推進員が行います。						
成果（事業が意図する成果）							
高齢者の孤独感の解消、事故の未然防止、介護の予防及び自立した生活を支援することができます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
地域見守り対象者数	地域見守り協力員が訪問する、地域見守り対象者の数	(平成19) 年度に (530人) の水準達成					
ふれあい訪問対象者数	地域見守り協力員ではなく、より専門的なふれあい訪問・見守り協力員事業推進員が訪問する、ふれあい訪問希望者の数	(平成19) 年度に (450人) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	人	580.00	640.00	530.00	530.00	17年度から19年度までの目標値は16年度の実績の7%増しとした。
	実績1②	人	496.00	496.00	491.00	484.00	
	③＝②／①	%	85.52	77.50	92.64	91.32	
	目標値2④	人	450.00	450.00	450.00	450.00	
	実績2⑤	人	273.00	285.00	221.00	210.00	
	⑥＝⑤／④	%	60.67	63.33	49.11	46.67	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	地域見守り協力員（ボランティア）： 269名 地域見守り対象者： 491名 ふれあい訪問対象者： 221名 (3月末)						
平成18年度	地域見守り協力員（ボランティア）： 277名 地域見守り対象者： 484名 ふれあい訪問対象者： 210名 (3月末)						

部名称		健康部		課名称		高齢者サービス課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	18,247	17,895	16,875	17,407	
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,501	2,484	
	事務費⑫	千円	5	6	4	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	20,753	20,402	19,380	19,891	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	20,753	20,402	19,380	19,891	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	11,282	10,367	9,074	19,891	
	特定財源⑱		9,471	10,035	10,306	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	54.36	50.81	46.82	100.00	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
地域見守り事業は一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮し続けるための施策として重要視されていますが、個人のプライバシー権を尊重する必要もあり、現状ではサービスを申請した世帯を対象としています。今後、認知症高齢者の支援や高齢者の孤独死を防止するための地域の支えあいの仕組みづくりを検討していく中で、本事業のあり方もあわせて検討していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	他事業の申請時に本事業を説明し、申込を勧めるなどして事業の周知を図っており、利用者数は、年間2割程度の廃止に対してほぼ同数の新規申込みがあり、ほぼ安定した数で推移しています。				
	効率性	2	社会福祉協議会への委託により地域ボランティアを活用した高齢者の見守りを行っており、効率的です。				
	実施の成果	2	高齢者の引きこもり防止、孤独感の解消という目的を達成する上で成果があります。				
	行政の関与	2	地域社会との交流が乏しい高齢者に対し見守りを行うことは区民の安全・安心を担保するもので、区が関与することは必要です。				
	妥当性	2	一人暮らし等の高齢者における孤独感の解消や事故（孤独死等）を未然に防止するために見守り訪問することは有効な手段であるため、妥当であるといえます。				
	施策寄与度	2	協力員の訪問をきっかけに、一人暮らし高齢者等と地域住民との間に交流が広がることにより孤独感の解消や、事故（孤独死等）の防止につながり、目的達成に寄与しているといえます。				
総合評価	本事業は委託先である社会福祉協議会の「しんじゅくまちかどネットワーク」として区民に認知されており、利用者数も安定した数で推移しています。 見守り協力員やふれあい訪問の相談員の訪問をきっかけに、一人暮らし高齢者等と地域住民との間に交流が広がり、孤独感の解消や、事故（悪質商法被害や孤独死等）の防止につながっていることは、地域見守りネットワークの目的に沿ったものと評価できます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度 方向性
	改革方針	地域のさまざまな団体への働きかけ等により登録ボランティアの拡大を図るとともに、高齢者の地域参画のきっかけづくりや相談相手になるなど、高齢者の生活支援につながるよりきめ細かな見守り体制を推進していきます。また、他の一人暮らし高齢者向けサービスと連携しながら見守り対象者の利用促進を図ります。					

事務事業	33	家庭の教育力の向上				
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち				
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進				
施策	01	学習・教育環境の充実				
事業内容						
目的	家庭の教育力の向上及び地域の教育力との連携による相互の教育力の向上を図ります。					
対象・手段	対象：幼・小・中学校の保護者 手段：PTA・学校関係者が社会教育指導員の指導助言を受けながら、子育てに関わる講座を自主的に企画運営し、また、研修を受講します。15年度からは生涯学習財団により家庭教育支援委託事業が加わり、地域の教育活動団体の活用を図っています。					
成果（事業が意図する成果）						
保護者が講座の企画運営の段階から関わり研修を実施することで、保護者同士が学びあう環境を作り家庭の教育力が向上されます。						
事業成果指標						
指標名	定義	目標水準				
家庭教育学級開催回数	延べ開催回数（ブロック単位で2から3回） 30回	（ 毎 ） 年度に （ 100% ） の水準達成				
家庭教育講座開催回数	延べ開催回数（幼稚園＋中・養護学校数）	（ 毎 ） 年度に （ 100% ） の水準達成				
		（ ） 年度に （ ） の水準達成				
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	回	30.00	30.00	30.00	
	実績1②	回	32.00	30.00	33.00	
	③＝②／①	%	106.67	100.00	110.00	
	目標値2④	回	39.00	39.00	38.00	
	実績2⑤	回	34.00	32.00	34.00	
	⑥＝⑤／④	%	87.18	82.05	89.47	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度	家庭教育学級 11ブロック33回実施 延べ2,008人参加 家庭教育講座（幼・中・養護）34回実施 延べ1,181人参加 PTA研修会 幼延べ150人・小延べ500人・中延べ137人 家庭教育特別講座 6回186人 （財団事業）支援委託事業 4事業 延べ49回・337人参加					
平成18年度	家庭教育学級 11ブロック30回実施 延べ1,953人参加 家庭教育講座（幼・中・養護）29回実施 延べ1,206人参加 PTA研修会 幼延べ160人・小延べ508人・中延べ133人 家庭教育特別講座 3回168名 （財団事業）支援委託事業 2事業 延べ30回・372人参加					

部名称		教育委員会事務局		課名称		生涯学習振興課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	5,148	4,706	5,303	5,622	
	人件費⑪	千円	11,428	11,428	11,428	11,984	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	16,576	16,134	16,731	17,606	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	16,576	16,134	16,731	17,606	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	16,576	16,134	16,731	17,606	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		2.00	2.00	2.00	2.00	
事業に関する検討課題							
家庭を取り巻く環境が大きく変容している中で、保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図るため本事業の推進が必要であり、引き続き講座等における対象の拡大や内容の充実による活性化が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	小学校では3年間とも100%を越え計画を達成していますが、中学校では、生徒数の減・共働き家庭の増加に伴い、PTAの構成メンバーの確保が難しい状況もあり、全校での実施に至っていません。				
	効率性	3	社会教育指導員による指導助言の元、PTA主体で講座運営がなされており、効率的です。				
	実施の成果	3	住民参画の気風の醸成のためにも、地域の子どもの教育の主体であるPTAが、自ら講座運営を行い、課題解決の手法を学ぶ重要な機会となっています。また、保護者全体の家庭教育への意識向上がなされています。				
	行政の関与	3	家庭教育は第一義的には各家庭が自主的に取り組むことが前提ですが、家庭を取り巻く環境が大きく変容している現状では、子どもの育つ家庭の教育力に大きな格差が生じています。子どもの生きる権利を保障するためにも、家庭教育講座の実施は必要です。				
	妥当性	2	家庭・地域の基幹的組織として家庭教育学級の運営にはPTAが妥当です。				
	施策寄与度	3	食育等、家庭教育の課題は大きいですが、家庭教育学級の定着化により、保護者の参画意識・連帯意識が強まり、地域が「共育」の場となり、子どもを取り巻く環境の維持改善に寄与しています。				
総合評価	継続的に事業を実施することで、保護者の家庭教育に対する意識の高揚が図られ、地域の人材育成につながったと評価しています。さらに、各団体・各PTAの状況や実施する事業に応じて、組織化・企画化の段階から社会教育指導員の指導助言を行うことにより、活動の質的な向上が図られ保護者の参画意識・連帯意識が強まっています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
	改革方針	PTAが実施する講座については、具体的な講座運営のための指導助言体制をより強化し、人材育成を進め、地域の教育力の向上を図ります。また、無関心層や共働き家族等PTA活動に参加が困難な保護者なども含めたすべての家庭を対象とした家庭教育を推進していきます。さらに、外国人や乳幼児等に対象を広げ、地域全体の家庭の教育力の向上を目指します。 また、家庭教育の重要性については学校・家庭・地域に定着していると判断し、20年度からは計画事業化はしないでも十分効果的な運営が行えるよう事業の充実・安定化を図っていきます。					

事務事業	34	地域の教育力との協働・連携の推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	地域の団体・個人と連携するとともに、地域の教育力を支援育成し、子どもたちの健全育成事業を充実します。						
対象・手段	地域の子どもに関わる団体（個人）と連携事業を実施し、子どもに関わる体験活動を充実するとともに、地域社会全体で次代を担う子どもを育成するという意識を涵養し、新たな活動を支援します。また、学校に地域の教育力を導入することにより、教育課程・学校行事の支援等を行うスクール・コーディネーターの活動や各中学校区での居場所づくりを行うことで、環境醸成を進めます。						
成果（事業が意図する成果）							
家庭・学校・地域が連携し、地域の団体・個人がそれぞれの特性を活かして恒常的に地域社会全体で子どもを育てる意識が定着します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
連携事業後の地域団体の自主的活動数		目標値に対する実施数			(毎) 年度に (100%) の水準達成		
フォーラムの参加者数		年間の参加者数 250人（1団体5人×10団体＋一般200人）×2 回開催			(毎) 年度に (100%) の水準達成		
居場所事業への参加児童・生徒数		1回あたりの平均参加者数 （各学校児童・生徒数の1割程度）			() 年度に (30人) の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1 ①	回	3.00	3.00	3.00	3.00	フォーラムについては、 文部科学省委託事業として パネル展示を行ったため 16年度は未実施です。
	実績 1 ②	回	3.00	3.00	3.00	3.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④	人	500.00	500.00	500.00	500.00	
	実績 2 ⑤	人	85.00	0.00	200.00	250.00	
	⑥＝⑤／④	%	17.00	0.00	40.00	50.00	
	目標値 3 ⑦	人	0.00	0.00	30.00	30.00	
	実績 3 ⑧	人	0.00	0.00	43.90	33.31	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	146.33	111.03	
事業の実施内容							
平成17年度	地域の教育力との連携事業の実施 12団体 15事業実施 地域の教育力を考えるフォーラム 1回200名参加 情報誌の発行 年2回各12,000部発行 区立小中学校全校で居場所づくり事業を実施、延べ383回16,806人参加 各小中学校の総合的学習等に講師等地域人材の情報提供						
平成18年度	地域の教育力との連携事業の実施 10団体 14事業実施 地域の教育力を考えるフォーラム 1回250名参加 情報誌の発行 年2回各12,000部発行 区立小中学校全校で居場所づくり事業を実施、延べ714回23784人参加（国事業や地域団体との連 携事業等を含む）各小中学校の総合的学習等に講師等地域人材の情報提供						

部名称		教育委員会事務局		課名称		生涯学習振興課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	992	882	9,908	10,371	居場所4173
	人件費⑪	千円	9,052	9,052	9,052	11,568	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	10,044	9,934	18,960	21,939	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	10,044	9,934	18,960	21,939	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	10,044	9,934	18,960	21,939	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.30	
	非常勤職員		0.30	0.30	0.30	0.30	
事業に関する検討課題							
生活体験・社会体験等の充実により子どもの生きる力を育むため、地域の教育力との協働・連携事業は引き続き推進していく必要があります。各学校に配置するスクール・コーディネーターは地域の教育力を教育活動に生かす調整役として、さらなるスキルアップが課題です。また、子どもの居場所づくりにおいては、地域団体の育成とともに、学校を拠点とする事業の統合等により効率的に運営していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	計画事業としては、目標値を計画どおり達成できる見込みです。				
	効率性	2	学校・家庭・地域との連携により、効率的な事業運営が行われています。地域の特性により多様な取組みがあります。				
	実施の成果	3	本事業により、子どもの生きる力を育てています。開かれた学校づくりや、地域の教育力の向上に大きな成果をあげています。				
	行政の関与	3	地域の教育力の向上、子どもの安全で安心な居場所づくり等は行政の責務であり、区の関与は不可欠です。				
	妥当性	2	本事業による、学校への地域人材の配置、学校施設の開放、地域団体との連携は地域の教育力を向上させるため妥当であり、有効です。				
	施策寄与度	3	本事業による学校への地域人材の配置、学校施設の開放、地域団体との連携は地域の教育力を向上のため、大きな成果が期待できます。				
総合評価	スクール・コーディネーターは、教育活動への地域人材の活用に大きく貢献し、各校で特色ある活動が実践されていると評価しています。地域の教育力との協働・連携は子どもの居場所づくりや地域団体の育成においても多くの波及効果があり、保護者や地域・学校が連携した地域の教育力が育っています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	スクール・コーディネーターは、学校の教育活動において欠かせない役割を担っており、今後は経常事業として安定化を図っていきます。また、子どもの居場所づくり事業は、学校を拠点とする類似事業との統合を推進し、学校を拠点とした地域づくりの契機とします。						方向性
							※ 2 手段改善

事務事業	35	特色ある学校づくり					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	特色ある教育活動の充実を図り、児童・生徒の「生きる力」の育成と保護者・地域から信頼される学校づくりを推進します。						
対象・手段	対象：幼児・児童・生徒 手段：「総合的な学習の時間」などを通じ、地域や学校の実態に応じた学習活動を実施します。また、教員の資質・能力向上のための校内研修等を通じて、特色ある教育活動の充実を図ります。						
成果（事業が意図する成果）							
児童・生徒の興味関心や実態に応じた学習など、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することにより、自ら学び考える能力を育成することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
中長期的な視点に沿って特色ある学校づくりに取り組む学校		左記の内容に取り組む学校数	(毎) 年度に				
			(全校) の水準達成				
			() 年度に				
			() の水準達成				
			() 年度に				
			() の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	校	44.00	44.00	42.00	42.00	17年度統廃合により2校減になっています。
	実績 1 ②	校	44.00	44.00	42.00	42.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	「特色ある学校づくり教育活動計画」（平成17から19年度の3か年計画）を、小・中学校、幼稚園ごとに策定し、これに基づいて実施しています。						
平成18年度	「特色ある学校づくり教育活動計画」（平成17から19年度の3か年計画）に基づき、各校・園で教育活動を行っています。						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育指導課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	21,662	28,808	37,936	38,002	
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,501	2,484	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	24,163	31,309	40,437	40,486	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	24,163	31,309	40,437	40,486	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	24,163	31,309	40,437	40,486	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
中長期的な視点に立った計画を策定し、経営上の目標を的確に設定しつつ、実践を続けています。今後は、学校（園）長の裁量権を拡充していく中で、より自主的・自律的な教育活動の展開が可能となる仕組みづくりが必要となってきます。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	各校（園）が策定した「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿って事業運営を行っています。				
	効率性	2	これまでは、義務教育学校運営費標準等に基づき一律に算定された予算措置がなされてきましたが、今後は各学校の実態に即したものに改める必要があります。各学校長のリーダーシップの下、組織的・機能的な運営が確保されることが必要です。				
	実施の成果	3	児童・生徒一人一人の個性を伸ばし多様な学習活動の充実と各学校が自らの責任の下で地域性を生かした主体性のある学校運営が期待できます。				
	行政の関与	3	地域・保護者から信頼される地域（コミュニティ）の中心（核）となる学校づくりをするため、各学校の特色ある学校づくりを支援するのは、区教育委員会の責務です。				
	妥当性	2	校長の児童や地域の実態を十分考慮した中長期的な視点に立って、学校経営上の目標をもとに、適正な学校評価のもと学校への支援体制の構築が必要です。				
	施策寄与度	3	地域や児童・生徒の実態に即した各学校の方針に基づき多用な教育指導が可能となります。				
総合評価	各校（園）ごとに策定した「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿った事業運営を行っています。事業内容や予算編成の段階から、校（園）長の裁量を拡大していく取組みであり、順調に事業実施を行いました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
	引き続き「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿って取り組んでいきます。今後は、各学校・園の教育目標の達成に向けた日常的教育活動の充実に結びつけるとともに、より自主的な学校経営が可能となるよう、次期計画づくりに生かしていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	36	情報教育の推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	児童・生徒の高度情報社会への適切な対応能力向上を図ります。						
対象・手段	インターネット環境の充実や校内LAN整備のモデル実施などを通して、コンピュータ利用による情報教育の充実を図ります。						
成果（事業が意図する成果）							
児童・生徒に情報活用の基礎となる情報手段の特性を理解させ、情報活用の実践力を育成するとともに、情報社会に参画する態度を涵養します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
校内LANの増設整備	校内LANの増設整備の進捗率 モデル校の成果検証のまとめを30% 増設の計画化を50% 増設の具体化を100%とする。	(平成19)年度に (50%)の水準達成					
		()年度に ()の水準達成					
		()年度に ()の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績1②	%	0.00	0.00	30.00	30.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	30.00	30.00	
	目標値2④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	小学校7校の機器更新と、全小中校を対象とした教育用ソフトウェアの購入を実施しました。 また、余丁町小において情報教育をテーマとした研究発表を行いました。						
平成18年度	小学校7校の機器更新を実施しました。 また、情報教育推進委員会においては、情報モラル育成のための授業研究を行いました。						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育指導課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	151,480	104,396	111,832	86,194	
	人件費⑪	千円	2,918	2,918	2,918	2,898	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	154,398	107,314	114,750	89,092	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	154,398	107,314	114,750	89,092	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	154,398	107,314	114,750	89,092	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.35	0.35	0.35	0.35	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
インターネット上での情報収集や情報交換が一般的なことになっている中で、引き続き情報化社会における対応能力や正しいルールを身に付けさせる情報教育が必要であり、また、情報通信技術を効果的に活用した教育活動を展開する必要性がより一層強まっています。							
評価基準に基づく評価と理由	「3・2・1」の3段階評価です。	達成度	2	本区では小学校1校あたり22.0台、1台あたり児童数12.1人、中学校1校あたり42台、1台あたり生徒数6.1人となっており、小学校ではやや低いものの、概ね全国平均レベルの整備状況となっています。			
		効率性	2	隔年購入のソフト経費について、効率的に運用されているのか検証する必要があります。			
		実施の成果	2	児童・生徒の情報リテラシーを高めるとともに、教員は児童・生徒にわかりやすい授業を提供することができます。			
		行政の関与	3	高度情報化社会に伴い、情報を的確に判断する能力、特に情報モラルに関する教育の推進を図る必要があります。			
		妥当性	2	年度間経費の平準化を目的にリース方式により対応しています。導入年次が各学校異なること、今後の小中学校の統廃合等を考慮しつつ、更新計画を策定する必要があります。			
		施策寄与度	3	従来の映像放送機器も含め、機器の整備を計画的に実施すること、更に高度情報化社会に適應できる情報活用能力の育成が必要です。			
総合評価	小・中・養護学校全校でインターネット接続環境の高速回線化が終了するなど、一定の教育環境の整備がなされ、児童・生徒の情報活用能力の育成や情報社会に参画する態度の涵養に寄与できたと評価しています。引き続き校内LANの教育活動への効果の検証を行いつつ、より一層学習へのコンピュータ利用を図っていきます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
							方向性
改革方針	パソコン利用のみならず広く情報そのものを対象とする情報教育が重要であり、情報通信技術に関する技術革新の動向を踏まえるとともに、校内LANの整備や地上デジタル放送への対応など広く学校内で利用される機器の総合的な整備計画の策定を検討していきます。						※ 1
							現状のまま継続

事務事業	37	少人数学習指導の推進				
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち				
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進				
施策	01	学習・教育環境の充実				
事業内容						
目的	児童・生徒の基礎学力の定着と個に応じた指導を充実するため、学習集団を弾力的に編成し指導の充実に図ります。					
対象・手段	都の費用負担（都費）によるTT（ティームティーチング：1単位時間の授業を複数の教員で指導するもの）及び少人数授業のための教員加配されていない学校等に区の費用負担（区費）で講師を配置し、学習指導を充実します。					
成果（事業が意図する成果）						
個に応じた指導を行うことにより、児童・生徒の基礎学力の定着を高めます。						
事業成果指標						
指標名		定義	目標水準			
小学校におけるTTあるいは少人数学習指導の配置数		全小学校のうちTTあるいは少人数学習指導の配置数	（ 毎 ） 年度に （ 全校 ） の水準達成			
中学校におけるTTあるいは少人数学習指導の配置数		全中学校のうちTTあるいは少人数学習指導の配置数	（ 毎 ） 年度に （ 全校 ） の水準達成			
			（ ） 年度に （ ） の水準達成			
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	校	30.00	30.00	30.00	17年度統廃合により2校減になっています。
	実績 1 ②	校	27.00	28.00	27.00	
	③＝②／①	%	90.00	93.33	90.00	
	目標値 2 ④	校	13.00	13.00	11.00	
	実績 2 ⑤	校	8.00	13.00	11.00	
	⑥＝⑤／④	%	61.54	100.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度	指導方法改善のための教員加配 小学校27人 27校 中学校23人 11校 区費講師 小学校 7人7校 中学校 4人4校					
平成18年度	指導方法改善のための教員配置 小学校27人 27校 中学校23人 11校 区費講師 小学校 6人3校 中学校 7人4校					

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育指導課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	12,684	12,684	22,680	30,781	
	人件費⑪	千円	167	167	1,251	1,242	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	12,851	12,851	23,931	32,023	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	12,851	12,851	23,931	32,023	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	167	167	23,931	32,023	
	特定財源⑱		12,684	12,684	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	1.30	1.30	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.02	0.02	0.15	0.15	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
児童・生徒の一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、基礎・基本の定着を図る観点から、引き続き少人数学習集団や複数の教員による指導が必要であり、区費講師の配置により少人数指導体制について各校の均衡を図る必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	少人数学習集団や複数の教員による指導による個に応じたきめ細かな学習指導を行うことができました。				
	効率性	2	週20時間の配置計画に対し、打合せ等を含めた時間に充てている需用もあり、今後更に個に応じた指導を展開するには、充当時間の充実を一層図る必要があります。				
	実施の成果	3	児童・生徒の基礎・基本の定着と、個に応じたきめ細かな指導の充実しています。				
	行政の関与	2	都においても、国の第7次義務教育諸学校教職員定数改善計画に基づき、少人数指導を行う学校の支援策として加配を実施していますが、区内全ての学校に措置されている状況ではないため、一定の区の関与は妥当と考えます。				
	妥当性	3	児童・生徒の基礎・基本の定着と個に応じた指導を充実するため、学習集団を弾力的に編成し指導することは効果的です。				
	施策寄与度	3	教員・区費講師による指導の他、大学生を活用した学習指導補助、小学校での講師の専門性を活かした教科の系統性に準じた指導計画、教科・学年に応じた少人数学習指導など、個に応じたきめ細やかな指導体制の確立が重要です。				
総合評価	児童・生徒に基礎的・基本的内容を確実に身に付けさせるために、習熟の度合いに応じた指導を行ってきました。また、個に応じたきめ細かな指導への各学校・保護者からの期待が高い中、少人数学習集団や複数の教員による指導によるきめ細かな学習指導を行うことができました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	当面、都費加配の不足分を区費講師で補てんを実施していきませんが、今後の国・都の教職員配置計画の動向に注視つつ、多様な指導体制・手法を研究していきます。						方向性 ※ 1 現状のまま継続
改革方針							

事務事業	38	確かな学力推進員の配置						
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち						
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進						
施策	01	学習・教育環境の充実						
事業内容								
目的		区費による講師を学校に派遣し、少人数指導やチームティーチング指導等きめ細かな指導を行い、確かな学力を育成します。						
対象・手段		区費講師（確かな学力推進員）を小中学校全校に配置し、少人数学習指導やチームティーチング指導等きめ細かな指導を実施します。						
成果（事業が意図する成果）								
学習活動の工夫ときめ細かな学習が可能となり基礎基本の定着と確かな学力が育成されます。								
事業成果指標								
指標名			定義			目標水準		
確かな学力推進員派遣率			確かな学力推進員を派遣した学校数			(平成19) 年度に		
						(全校) の水準達成		
						() 年度に		
						() の水準達成		
						() 年度に		
						() の水準達成		
成果の達成状況								
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業 成果 指標	目標値 1 ①		校	0.00	0.00	0.00	41.00	
	実績 1 ②		校	0.00	0.00	0.00	41.00	
	③＝②／①		%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値 2 ④			0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤			0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④		%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦			0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧			0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦		%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容								
平成17年度								
平成18年度		確かな学力推進員 4 1 名の配置						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育指導課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	115,842	
	人件費⑪	千円	0	0	0	4,140	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	119,982	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	119,982	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	119,982	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
確かな学力育成のためには、個に応じたきめの細かい指導を行うことが必要です。また、指導と評価の一体化や児童・生徒の習熟度の二極化など、確かな学力の育成にかかわる課題は多様化しています。そうした中で今後ますます、区費講師のニーズは高くなっていきます。既存の「少人数学習指導の推進」事業との関係も整理する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	確かな学力推進員を小中学校全校配置を年度当初より計画し、4月1日より配置しました。各学校では、主に少人数学習指導を担当し、きめ細かい指導が実現できました。				
	効率性	2	各学校1名配置したことで、少人数学習指導等が全校で実施することができ、効率的です。				
	実施の成果	3	区費講師が配置されることにより、学習活動の工夫ときめ細かな学習が可能となり基礎基本の定着と確かな学力が育成されているので、その成果は大きいです。				
	行政の関与	3	正規教員は東京都によりその定数が決められています。学校が少人数学習指導等を実施したくてもできない中、区費による講師を配置することで解消できるため、区の関与は必要です。				
	妥当性	2	本事業の目的は、確かな学力を育成することであり、そのためには、きめの細かな指導の実現が必要です。区費による講師の配置は、目的達成のためには妥当です。				
	施策寄与度	2	重要施策のひとつである本事業は、子どもたちの確かな学力の育成という目標達成により大きく寄与しています。				
総合評価	区費講師が全小中学校に配置されたことにより、学習活動の工夫ときめ細かな学習が可能となり基礎基本の定着と確かな学力の育成が図れたと評価しています。また、子どもの状況に応じた支援も行われ教育的な効果は非常に高いものがあります。						※ A 過年度評価 17年度 16年度 15年度 14年度
							方向性
改革方針	引き続き確かな学力推進員を各学校に配置し、個に応じたきめの細かい指導を行っていきます。今後は、教員の人事権の区への移譲も視野に入れつつ、区費講師の活用をさらに研究していきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	39	学校図書の充実					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	「総合的な学習の時間」等において、多様な教育活動を展開していくことができるよう「読書センター」としての機能だけでなく「学習情報センター」としての機能も向上させるために、学校図書室の蔵書数・内容の充実を図ります。						
対象・手段	学校図書標準（学級数により規定されるもの 新宿区においては約5000から10000冊）を下回る学校の図書を計画的に充実します。						
成果（事業が意図する成果）							
「総合的な学習の時間」等での児童・生徒の調べ学習や読書活動の充実を図ることができます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
学校図書標準率達成校の割合		小中学校全校に対する達成校の割合	（ 平成19 ） 年度に （ 100% ） の水準達成				
			（ ） 年度に （ ） の水準達成				
			（ ） 年度に （ ） の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	校	43.00	43.00	41.00	41.00	17年度統廃合により2校減 になっています。
	実績 1 ②	校	21.00	21.00	22.00	23.00	
	③＝②／①	%	48.84	48.84	53.66	56.10	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	学校図書標準率未達成校 小学校 8校 中学校 1校を対象に達成率の改善を実施しました。						
平成18年度	学校図書標準率未達成校 小学校 8校 中学校 6校 を対象に達成率の改善を実施しました。						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育指導課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	4,314	4,423	4,548	4,616	
	人件費⑪	千円	167	167	167	166	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,481	4,590	4,715	4,782	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,481	4,590	4,715	4,782	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,481	4,590	4,715	4,782	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.02	0.02	0.02	0.02	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
全体として、学校図書標準達成率の改善は進んでいます。（18年9月現在で小学校111%中学校104%） しかし、図書の廃棄も併せてなされたことや、学級増のため、学校によっては、達成率が落ちたところもあります。引き続き計画的な購入廃棄計画を促すとともに第四次実施計画期間中の全校学校図書標準率達成が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	全体として、学校図書標準達成率の改善は進んでいます。各学校が適正な図書の購入廃棄計画を策定し、児童・生徒への図書の供給に努める必要があります。				
	効率性	2	各学校の規模に応じて配分した図書購入費は、達成率の改善や学校のカリキュラムに沿った資料の整備のために効率的に使われています。				
	実施の成果	2	図書資料整備により調べ学習は充実します。また、多種多様なジャンルの図書を整備し、読書への興味・関心を一層高める工夫が必要です。				
	行政の関与	3	学校図書館法に基づき、一定の学習環境を整備することは、区の責務です。				
	妥当性	3	まず、図書標準が達成されていない学校に重点的・計画的に図書経費を予算措置し、法令上の基準蔵書数を満たすことは妥当な方法です。				
	施策寄与度	3	各学級から蔵書検索できるなど、今後の情報教育の一環として学校図書館の機能を高めることが学習・教育環境の充実につながります。				
総合評価	全体として、学校図書標準達成率の改善は進んでいます。また、PTA、スクールスタッフや地域のボランティアとの協働による学校図書館の環境整備なども行われつつあり、「総合的な学習の時間」などでの児童・生徒の調べ学習や読書活動の充実につながっています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
							方向性
改革方針	引き続き各学校が適正な図書の廃棄・購入計画を策定していくことが必要です。19年度に事業予算を拡充し、全校が学校図書館図書標準の蔵書数を達成できるよう計画的に図書の購入を行います。						※ 4
							拡大

事務事業	40	地域学校協力体制の整備					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	地域の人材を活用することで、地域との協働による教育の実施を図っていきます。						
対象・手段	対象：幼児・児童・生徒 手段：中学校区を基本単位とする地区ごとに、教員免許、図書館司書、保育士等の有資格者を始めとした学校に必要な人材を地域から受入れ、各学校で相互に活用します。						
成果（事業が意図する成果）							
子どもの成長過程に応じた教育を、地域と一体となって進めていくことができます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
スクールスタッフ新宿の活用率	小、中学校、幼稚園における活用率	(毎) 年度に (全校（園）) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	校	0.00	0.00	67.00	67.00	
	実績 1 ②	校	0.00	0.00	67.00	67.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	区立の小、中学校及び幼稚園において、教員免許、図書館司書、保育士等の有資格者を始めとした地域の人材を共有し、各学校で相互に活用する仕組みを整えました。（この仕組みをスクールスタッフ新宿と呼んでいます。）人材の活用は、中学校区を単位とする区内の11ブロックで、調整しながら実施しています。						
平成18年度	中学校区を単位とする区内の11ブロックで、調整しながら実施しています。						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育指導課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	21,325	22,007	
	人件費⑪	千円	0	0	8,338	8,280	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	29,663	30,287	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	29,663	30,287	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	29,663	30,287	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	全校でスクールスタッフ新宿が着実に活用されています。				
	効率性	2	複数の学校で、地域の人材を共有して活用しています。				
	実施の成果	2	少人数学習、読書活動、部活動等、多様な場面で、地域の人材が活用されています。				
	行政の関与	3	学校が自ら人選する現行の仕組みは、各校に相応しい人材を確保する観点から見て、妥当であると考えます。				
	妥当性	3	スクールスタッフ新宿は、地域の人材を活用しながら、各校が特色ある教育活動を展開することを支える仕組みとして、定着しつつあり、妥当であると考えます。				
	施策寄与度	3	地域と協働して学校教育の充実を図っていく仕組みとして有効なものであり、目的達成に寄与していると考えます。				
総合評価	各学校の特色ある教育活動を支える仕組みとして多様な場面で活用され定着しています。学校が自ら人選し、各校に相応しい人材を活用する仕組みは、地域と協働して学校教育の充実を図っていく仕組みとして大変効果があると評価しています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	地域の人材の掘り起こしや、相互活用の円滑化等について改善し、引き続き充実を図っていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	41	心身障害教育の充実					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	心身に障害のある児童・生徒に対する教育環境を充実させていきます。						
対象・手段	心身障害学級（情緒障害通級指導学級）の増設（小学校）と新設（中学校）を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
心身障害学級（情緒障害通級指導学級）を増・新設することにより、心身に障害のある児童・生徒を含めた学校全体の教育環境を充実させ、児童・生徒の安全の確保と学習成果の向上を図っていきます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
情緒障害通級指導学級・小学校の増設についての調査検討	具体化を70%とする 小学校の増設置を100%とする	(平成17) 年度に (100%) の水準達成					
情緒障害通級指導学級・中学校の新設についての調査検討	中学校の新設についての調査・検討 調査・検討のまとめを50%とする 具体化を70%とする 中学校の新設を100%とする	(平成18) 年度に (100%) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 1 ②	%	0.00	70.00	100.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	70.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	50.00	70.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	50.00	70.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	心身障害学級（情緒障害通級指導学級）を天神小学校に開設しました。「新宿区心身障害学級（情緒・通級指導学級）に関する検討委員会 報告（Ⅱ）」をまとめました。報告に基づき、18年度4月開設に向けて中学校の心身障害学級（情緒障害通級指導学級 2 校目）の準備をしました。						
平成18年度	18年4月に心身障害学級（情緒障害通級指導学級）を落合第二中学校に開設しました。備品の整備、専門講師による教員への支援等を通して円滑な運営と効果的な指導ができました。また、就学指導委員会情緒障害中学部会を立ち上げ、希望者の就学相談の結果、19年度に6名の新規入級が決定しました。						

部名称		教育委員会事務局		課名称		学校運営課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	36,157	1,628	
	人件費⑪	千円	0	0	8,338	8,280	
	事務費⑫	千円	0	0	290	52	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	44,785	9,960	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	44,785	9,960	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	44,785	9,960	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
平成18年4月に中学校に情緒障害通級指導学級を新設しました。今後は学級の円滑な運営と、支援の必要な児童・生徒の動向を把握し、適切な教育が提供できるよう教育環境の整備の必要性について調査検討して行くことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	18年4月に中学校の情緒障害通級指導学級を新設しました。備品の整備、専門講師による教員への支援等円滑な運営と効果的な指導ができました。				
	効率性	3	通常学級に在籍する、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の情緒障害通級指導学級対象の児童・生徒を含めて、学校全体の教育環境の充実のためには効率的です。				
	実施の成果	3	検討委員会で現状と課題をまとめ、小学校で成果を挙げました。中学校での対応についても、新設することで成果を挙げています。				
	行政の関与	3	心身障害等特別な配慮を要する児童・生徒の教育環境の改善・充実については国や都の動向や方向性を踏まえた上で区が関与していくことが責務です。				
	妥当性	3	情緒障害通級指導学級の増設及び新設は、対象の児童・生徒のみならず、小・中学校全体の教育環境の充実につながります。				
	施策寄与度	3	小学校の増設・中学校の新設についてはどちらも保護者の希望が強く、小学校の増設置については、小学校の現状から特に緊急性がありました。また、小学校卒業後の対応として中学校への設置についても必要性・緊急性がありました。				
総合評価	18年4月に中学校の情緒障害通級指導学級を新設し、この結果、小中学校を通じて発達障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童・生徒に専門的な教育の場を設けることができました。また、就学指導委員会情緒障害中学部会を立ち上げ、希望者の就学相談の結果、19年度に6名の新規入級が決定しました。						※ A 過年度評価 17年度 A 16年度 A 15年度 14年度
	19年3月の「新宿区がめざす特別支援教育のあり方」報告書に基づき、通常学級に在籍する発達障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童・生徒に対して、それぞれの障害及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と学校内の指導体制の充実を図っていきます。						方向性 ※ 4 拡大

事務事業	42	学校適正配置の推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	区立小・中学校の適正規模・適正配置を推進し、集団教育による社会性の育成や多様な学習方法等への対応など教育効果を高めるとともに、統合新校を建設することにより、学校施設の効率的な施設整備を進めていきます。						
対象・手段	適正配置対象校のPTAから統合に対する同意を得たうえで、対象校の関係者で組織する「統合協議会」を設置し、統合の時期や統合新校の位置及び名称等を協議しながら決定し、学校適正配置計画案を策定していきます。						
成果（事業が意図する成果）							
児童・生徒の減少による小規模校の適正配置を推進し教育効果を高め、統合することを機に施設の老朽化による建替えを実施し、今後の多様な教育方法等に対応する学校施設に更新していきます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
学校適正配置の推進 (17年度統合校「西早稲田中・新宿中」生徒の意識調査) 設問1 生徒数が増えたことについて 設問2 統合してよかったと感じるか		設問1 生徒が増えてうれしい数／生徒数 68% 設問2 統合してよかった／生徒数 60%			(平成17)年度に (100%)の水準達成		
「学校適正配置のビジョン」に基づく、地域別達成状況（小学校）		小学校全3地区（淀橋地区、四谷地区、牛込地区）の適正配置			(平成19)年度に (全地区)の水準達成		
「学校適正配置のビジョン」に基づく、地域別達成状況（中学校）		中学校全5地区（淀橋地区、四谷地区、戸塚・大久保地区、西戸山地区、牛込地区）の適正配置			()年度に (全地区)の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	%	0.00	0.00	100.00	0.00	設問1 68% 設問2 60% 左記実績は平均値 18年度はアンケート未実施
	実績1②	%	0.00	0.00	64.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	64.00	0.00	
	目標値2④	地区	3.00	3.00	3.00	3.00	
	実績2⑤	地区	1.00	2.00	2.00	2.00	
	⑥＝⑤／④	%	33.33	66.67	66.67	66.67	
	目標値3⑦	地区	5.00	5.00	5.00	5.00	
	実績3⑧	地区	2.00	3.00	3.00	4.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	40.00	60.00	60.00	80.00	
事業の実施内容							
平成17年度	四谷地区小学校適正配置は実施設計が完成し、校歌・校章など詳細な事項を決定していく。戸塚・大久保地区中学校適正配置は西早稲田中、新宿中の2校が開校し、新校舎の基本・実施設計及び旧校舎解体工事を行う。西戸山地区中学校適正配置は、西戸山中・西戸山第二中の2校の統合について、両校PTA、関連小学校のPTAと話し合いをし、統合協議会設置に向けて協議する。						
平成18年度	四谷地区小学校適正配置は新校舎が完成し、落成式や両校の移転作業など四谷小開設に向けた作業を実施する。戸塚・大久保地区中学校適正配置は西早稲田中・新宿中の新校舎建設工事（第1年度）を行う。西戸山地区中学校適正配置は、西戸山中と西戸山二中、両校の関係者や地域代表者から成る統合協議会を設置し、第7次・学校適正配置計画策定に向けて協議する。						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育環境整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	719	542	286	758	
	人件費⑪	千円	8,338	8,338	8,338	8,280	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	9,057	8,880	8,624	9,038	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	9,057	8,880	8,624	9,038	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	9,057	8,880	8,624	9,038	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
「教育基盤検討委員会報告(14年2月)」の学校適正配置ビジョンを推進するため、今後、適正配置未実施地区の実施時期等について、更に検討する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	第五次・学校適正配置計画及び第六次・学校適正配置計画とも、関係者各位の協力により計画どおりに進行してきました。第七次学校適正配置計画は計画を基に、統合協議会で詳細について検討を重ねています。				
	効率性	2	適正配置対象校に提案し対象校の同意を得た上で「統合協議会」を設置し、統合の時期等を決定するため、理解を得るための時間を要しますが、比較的地域には受け入れられやすい手法です。				
	実施の成果	3	新校の建設により今後の多様な学習態様にも適応が可能となります。また、学級規模が大きくなり、クラスの数の増加により教員数も増え、授業の質の向上にもつながります。また、部活動や進学指導においても充実することが期待できます。				
	行政の関与	3	学校の設置者は区（区長）です。				
	妥当性	2	小規模校の解消及び良好な教育環境を提供するためには妥当です。今後は計画段階から地域の意向を反映できる手法を検討します。				
	施策寄与度	3	学校適正配置は継続的・計画的に進めることが必要です。また、統合による施設の廃止や更新により、維持修繕等経常的な経費の削減など教育的効果はもとより財政的にも大きな効果があります。				
総合評価	「学校適正配置等審議会答申(4年7月)」の趣旨を尊重し、「教育基盤検討委員会報告(14年2月)」の学校適正配置のビジョンに基づいて、関係者と協議しながら教育環境の改善に向けての適正配置を推進しています。西戸山地区中学校適正配置については、西戸山中・西戸山第二中の2校の統合について両校の関係者や地域代表者からなる統合協議会において検討を進め、18年12月に第七次学校適正配置計画を策定しました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
							方向性
改革方針	「教育基盤検討委員会報告(14年2月)」の学校適正配置のビジョンを推進するため、今後、適正配置未実施地区の実施時期等について、更に検討する必要があります。 今後、適正配置に取り組む際には、統合対象校に提案し、各校PTAからの統合に対する同意を得た後、対象校の関係者で組織する「統合協議会」を設置し、統合の時期や統合新校の位置及び名称等を協議しながら決定していくという従来の手法に加え、計画段階から地域住民の意向を確認する手法として懇談会を設置し、今後の学校適正配置計画の参考としていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	43	学校施設の計画的整備					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	「学校適正配置等審議会答申(4年7月)」の趣旨を尊重し、「教育基盤整備検討委員会報告(14年2月)」の学校適正配置ビジョンに基づき、統合新校を建設することにより、学校施設を計画的に整備していきます。						
対象・手段	学校適正配置計画を進める中で、新校舎の位置、設計等について適正配置対象校の関係者からなる統合協議会と協議しながら整備を進めます。						
成果（事業が意図する成果）							
統合することを機に老朽化した施設を建替え、今後の多様な教育方法等に対応できる学校施設を整備していきます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
学校適正配置計画に基づく計画的整備 (統合新校「四谷小学校」の新校舎・落成)		進捗率 基本設計・実施設計をもって50%とする 新校舎落成をもって100%とする			(平成18年度)に (100%)の水準達成		
(統合新校「西早稲田・新宿中学校」の新校舎・落成)		進捗率 基本設計・実施設計をもって50%とする 新校舎落成をもって100%とする			(平成19年度)に (100%)の水準達成		
(統合新校「新宿西戸山中学校」の新校舎・落成)		進捗率 基本設計・実施設計をもって50%とする 新校舎落成をもって100%とする			(平成22年度)に (100%)の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1 ①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 1 ②	%	0.00	30.00	60.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	30.00	60.00	100.00	
	目標値 2 ④	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	0.00	50.00	75.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	50.00	75.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	戸塚・大久保地区中学校適正配置は、西早稲田中と新宿中がそれぞれ仮校舎にて開校し、旧校舎の解体工事を行うとともに新校舎の基本・実施設計を行う。四谷地区小学校適正配置は、新校舎の建設工事に着手し、統合準備等を行う。						
平成18年度	戸塚・大久保地区中学校適正配置は、西早稲田中と新宿中、ともに新校舎の建設（第1年度）に着手する。四谷地区小学校適正配置は新校舎が竣工し、落成式や移転作業など19年4月新校開設に向けた具体的な準備作業を行う。西戸山地区中学校適正配置は統合協議会を設置し第七次・学校適正配置計画の策定に向け協議する。						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育環境整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	79,512	474,158	321,570	四谷小学校、西早稲田中学校、新宿中学校の工事費については、発生主義の考え方を取り入れているため、事業費には含んでいません。開設後、減価償却費に計上していきます。
	人件費⑪	千円	25,014	33,352	33,352	33,120	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	25,014	112,864	507,510	354,690	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	25,014	112,864	507,510	354,690	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	25,014	112,864	507,510	354,690	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	3.00	4.00	4.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
学校施設の計画的整備については、平成4年の区立学校適正配置等審議会答申、平成14年の学校適正配置ビジョンに基づき、計画的に進めていますが、耐震補強工事の必要性など、施設の整備に緊急を要する状況変化が生じているため、新たな状況のもとでの方針の再検討が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	第五次・学校適正配置計画では、両校とも20年2月の新校舎竣工に向けて、新校建設工事に着手しました。また、第六次学校適正配置計画では計画どおり19年4月に統合新校「四谷小学校」が開設しました。				
	効率性	2	適正配置対象校に提案し対象校の同意を得た上で「統合協議会」を設置し、統合の時期等を決定するため、理解を得るための時間を要しますが結果的には比較的地域に受け入れられやすい手法です。				
	実施の成果	3	新校建設により、児童生徒数に見合った適正規模の学校施設整備が可能となり、今後の多様な教育内容・方法等に対応した施設整備を行うことができます。また、既存の校舎を仮校舎として使用するため、教育環境の悪化を最小限度に抑えることが可能です。				
	行政の関与	3	学校の設置者は区（区長）です。				
	妥当性	2	適正配置校の対象校については、学校の規模及び老朽化の度合いからも判断する必要があると考えますが、今後は計画段階から地域住民の意向を伺った上で計画する手法を採り入れます。				
	施策寄与度	3	良好な教育環境の提供、老朽化した学校施設の建替えや跡地の活用等、継続的、計画的に進めることが必要です。また、統合による施設の廃止や更新により、維持修繕等経常的経費の多大な削減にも繋がります。				
総合評価	第六次学校適正配置計画による統合新校の新校舎建設を計画どおりに推進し、19年4月に四谷小学校が開校しました。また、戸塚・大久保地区中学校適正配置における新校建設についても順調に進んでいるものと評価しています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	適正配置計画にあたっては、まず学校の規模及び老朽化の度合いからも判断する必要があると考えますが、今後は計画段階から、学校関係者だけではなく地域住民の意向を伺った上で計画する手法を検討し、次期学校適正配置計画から実践するよう検討していきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	44	学校施設の改修					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	区立学校の校舎棟・屋内運動場を計画的に改修することにより、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。さらに、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。						
対象・手段	建設又は改修後一定年数を経過した区立小・中学校を対象とします。						
成果（事業が意図する成果）							
改修を行うことにより、施設の安全性の確保と機能維持を図り、良好な学習・教育環境を整備できます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
改修割合	各年度に計画している改修の達成率		(毎) 年度に				
			(100%)	の水準達成			
			()	の水準達成			
			()	の水準達成			
			()	の水準達成			
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 1 ②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	③＝①／②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	<外壁改修工事>小学校・校舎－1校 <屋上防水工事>小学校・校舎－3校、中学校・校舎－1校						
平成18年度	<外壁事前調査>小学校・校舎－2校、小学校・屋内運動場－1校 <屋上防水工事>小学校・校舎－3校						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育環境整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	72,113	45,421	0	0	事業費については、17年度から発生主義の考え方を取り入れていきます。＜減価償却費の算定＞（外壁改修）工事費7,035千円×90%（残存価値10%）÷耐用年数20年＝317千円（屋上防水）工事費46,828千円×90%（残存価値10%）÷耐用年数15年＝2,810千円
	人件費⑪	千円	0	1,167	1,251	1,490	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	5,818	8,945	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.14	0.15	0.18	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命のため計画的改修がますます重要となってきています。その際、学校施設の保全計画、統合計画を勘案しつつ、さらなる効率的な改修を行っていくことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	計画どおりに進捗しています。				
	効率性	2	児童・生徒の安全と施設の延命効果を見据えながら経費の節減を図ることができました。ただし、計画策定時に計画的保全の面から必要であっても、実施時期を先送りした施設もあるので、モニタリングしながら時宜に適った改修を行っていく必要があります。				
	実施の成果	3	改修により施設の維持管理をすることで、児童・生徒の安全が確保できます。				
	行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は、学校設置者である区の責務です。				
	妥当性	3	学校施設の保全計画、統廃合計画を勘案しつつ、計画的・効率的な改修を行っており、妥当です。				
	施策寄与度	3	統廃合による建て替え等は、予定が立つものではないので、施設の計画的な改修により、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。				
総合評価	学校施設の改修は、良好な学習・教育環境を整備する上での安全性を担保するために、施設の現状と将来を勘案しながら、計画的に進めてきました。しかし、改修に多額の経費を要するとともに、老朽化した学校施設が多いので、今後は統合を含めた建替え計画を視野に入れながら改修を行っていく必要があります。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
							方向性
改革方針	老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命を図るための計画的な改修が重要です。学校施設の統合計画を勘案しつつ、予防保全の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切で効率的な改修を行っていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	45	学校施設の改善					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	区立幼稚園の保育室等を空調化することによって、通年良好な環境の整備を図ります。						
対象・手段	対象：幼稚園22園、中学校図書室5校 手段：区施設の営繕工事及びレンタル						
成果（事業が意図する成果）							
通年良好な環境を整備することにより、教育の充実を図ることができます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
幼稚園保育室・遊戯室等、中学校図書室空調化割合	対象園、校に対する達成率	(平成18) 年度に					
		(100%) の水準達成					
		() 年度に					
		() の水準達成					
		() 年度に					
		() の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	小学校全校の空調化完了。 幼稚園22園の保育室、遊戯室、職員室、及び中学校図書室5室の空調化を実施。一部工事については、繰越明許にて18年度に執行。						
平成18年度	幼稚園の保育室等及び中学校図書室の空調化完了。						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育環境整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	93,611	492,359	0	0	事業費については、17年度から発生主義の考え方を取り入れています。 <減価償却費の算定>工事費135,898千円×90% (残存価値10%)÷耐用年数15年=8,154千円
	人件費⑪	千円	4,169	10,422	6,254	6,624	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	7,509	15,663	
	総計⑭=⑩+⑪+⑫+⑬	千円	97,780	502,781	13,763	22,287	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯=⑭-⑮	千円	97,780	502,781	13,763	22,287	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰=⑯-⑱	千円	97,780	502,781	13,763	22,287	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	1.25	0.75	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
小・中学校の普通教室、図書室及び幼稚園の保育室・遊戯室の空調化を完了しましたが、これら空調機のメンテナンスを適切に行っていく必要があります。 今後は、空調未整備の特別教室のうち、教科指導を行う教室などについて空調化の検討が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	17・18年度において、幼稚園の保育室、遊戯室等、中学校図書室の空調化を計画どおり行いました。				
	効率性	2	将来的なコスト負担を考慮して施工しますが、短期の場合には、レンタル設置として、効率的な対応をとっています。				
	実施の成果	3	児童・生徒の学習意欲、学習能率の向上に大きく寄与しています。				
	行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は学校設置者たる区の責務です。				
	妥当性	3	近年、とみに顕著となってきたヒートアイランド現象及び都心部の大気汚染を考慮すると、良好な学習・教育環境の整備には空調化が有効な手段の一つです。				
	施策寄与度	3	児童・生徒の学習意欲、学習能率の向上に大きく寄与しています。				
総合評価	近年、とみに顕著になってきたヒートアイランド現象及び都心部の大気汚染を考慮すると、次世代を担う小学校、中学校の普通教室、幼稚園保育室等の空調化は、良好な学習・教育環境の整備を図る上で、必要不可欠となっています。したがって、小・中学校普通教室、幼稚園保育室等の空調化は、児童・生徒の学習意欲、学習能率の向上に大きく寄与しています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度 方向性
	小・中学校の普通教室及び小学校図書室の空調化を完了し、18年度においては中学校図書室及び幼稚園の保育室・遊戯室の空調化を完了しました。 今後は、空調未整備の特別教室のうち、教科指導を行う教室などについて空調化を検討します。						※ 4 拡大

事務事業	46	開かれた学校づくり					
章	2	ともに学び、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	02	開かれた学校づくり					
事業内容							
目的	保護者や地域がともに学校を作っていこうとする意識や態度を育みます。また、児童、生徒や地域等の実態を踏まえた、教育活動が行われ、適切な学校運営を行っていきます。						
対象・手段	学校評価（自己評価・外部評価）の公表や学校情報の公開や公開授業を積極的に実施するとともに、学校評議員や保護者の意見を学校運営に反映していきます。（学校評議員とは、平成12年の学校教育法施行規則の一部改正により導入された制度で、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べるができます。）						
成果（事業が意図する成果）							
学校がどのような教育をしているのかを広く発信し、また、区民からの意見を参考にした学校運営を行うことができる地域に開かれた学校が実現します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
学校評議員の教育課程への意見聴取率	小、中、養護学校全校における学校評議員の教育課程に対する意見聴取率 （意見聴取校／全校）	（平成19年度） （100％）の水準達成					
公開授業の実施率	小、中、養護学校全校における公開授業の実施率 （実施校／全校）	（平成19年度） （100％）の水準達成					
自己評価の公表率	小、中、養護学校全校における自己評価の保護者・地域へ結果公表率 （結果公表校／全校）	（平成19年度） （100％）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績1②	%	0.00	0.00	78.57	80.50	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	78.57	80.50	
	目標値2④	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績2⑤	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値3⑦	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績3⑧	%	0.00	0.00	57.14	90.40	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	57.14	90.40	
事業の実施内容							
平成17年度	学校評価（自己評価・外部評価）の適正な実施と公表。区内の小、中、養護学校42校の全校で、学校評議員を委嘱し、学校運営に地域の意見を反映するよう努めています。なお、各校の学校評議員が一同に会する会議も、年3回程度開催しています。						
平成18年度	学校評価（自己評価・外部評価）の適正な実施と公表。区内の小、中、養護学校42校の全校で、学校評議員を委嘱し、学校運営に地域の意見を反映するよう努めています。なお、各校の学校評議員が一同に会する会議も、年3回程度開催しています。						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育指導課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	818	831	
	人件費⑪	千円	0	0	417	414	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	1,235	1,245	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	1,235	1,245	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	1,235	1,245	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.05	0.05	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区民から学校運営等について適切に評価を受けるため、学校評議員の活用の充実・活性化を図るとともに、自己評価・外部評価を含む学校評価制度を総合的に検証する視点が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	学校公開、学校評議員制度の導入及び、評議員の活動自体については、定着してきています。				
	効率性	2	学校評議員の構成についても十分バランスが取れています。自己評価の公表率が低いですが外部評価は全校公表しています。				
	実施の成果	2	学校運営に地域の意見を反映させる具体的な場であり、一層有効な活用を図っていく必要があります。				
	行政の関与	3	法令に基づいた制度であり、現行の区の関与のあり方は妥当と考えます。				
	妥当性	2	地域に対して開かれた学校づくりという目的や、学校評議員という現行の制度自体は妥当ですが、公募による評議員を増やすなど、改善を図っていく必要があります。				
	施策寄与度	3	地域に対して開かれた学校づくりを実現するためには、欠かせない制度です。				
総合評価	学校評議員による教育課程への意見聴取率、自己評価の公表率も高まり、地域に開かれた学校づくりが着実に進んでいます。学校評議員をはじめとして、保護者、地域の意見を反映した学校運営が行われていると評価しています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	さらに公募による学校評議員数の拡充を進めます。今後は、第三者評価を含めた新しい学校評価の仕組みを検討していきます。また、18年度に実施した確かな学力の育成に関する意識調査を今後も継続して実施していきます。						※ 2 手段改善

事務事業	47	国際理解教育の推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	02	開かれた学校づくり					
事業内容							
目的	国際的視野を持ち、我が国や諸外国の伝統や文化についての理解を深め、進んで国際社会に参加する態度を養います。						
対象・手段	小学校、中学校に外国人指導員を配置し、英語教育の充実を図り、文化交流等国際理解教育を推進します。また、国際化の進展に伴い区内学校に入学する外国人児童・生徒に対しては、日本語指導、生活指導及び基礎学習指導などの適応指導を行い、学校生活に適応することを援助します。						
成果（事業が意図する成果）							
国際社会に生きる日本人として、児童・生徒に国際的視野をもたせ、コミュニケーション能力、実践的英語運用能力を育成します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
中学校のうち、外国人英語指導員を活用して英語教育の推進に取り組む学校数		区内中学校全校中の実施校数			(毎) 年度に		
					(全校) の水準達成		
小学校のうち、外国人英語指導員を活用して英語教育の推進に取り組む学校数		区内小学校全校中の実施校数			(毎) 年度に		
					(全校) の水準達成		
					() 年度に		
					() の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	校	13.00	13.00	11.00	11.00	17年度統廃合により2校減 になっています。
	実績 1 ②	校	13.00	13.00	11.00	11.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④	校	30.00	30.00	30.00	30.00	
	実績 2 ⑤	校	30.00	30.00	30.00	30.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	全小学校に外国人英語指導員を配置（小学校30校 延691日） 中学校全学年の英語授業等の教員助手として外国人英語指導員を配置（中学校11校 延1216日） 日本語適応指導について、12カ国109名の児童・生徒に実施						
平成18年度	全小学校に外国人英語指導員を配置（小学校30校 延779日） 中学校全学年の英語授業等の教員助手として外国人英語指導員を配置（中学校11校 延1197日） 日本語適応指導について、9カ国143名の児童・生徒に実施						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育指導課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	43,840	47,131	48,212	59,016	
	人件費⑪	千円	417	417	417	414	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	44,257	47,548	48,629	59,430	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	44,257	47,548	48,629	59,430	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	44,257	47,548	48,629	59,430	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.05	0.05	0.05	0.05	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
外国人英語指導員の派遣については、小学校からの要望が強い一方で、日常的に児童と接する担任の英語に関する指導力の向上や、発達段階に応じた英語教育指導体制の研究を行う必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	平成18年9月時の調査では、自校の特色ある学校づくりの一環として英語活動を除く異文化理解教育を実施しているのは、小中32校に減少、自国文化理解は小中40校に増加しました。各校の異文化理解教育の充実が必要です。				
	効率性	2	外国人英語指導員の配置については、適切な時数の確保を各小中学校に義務づけており、英語教育を自校の特色として拡充して実施している学校も多く出てきています。				
	実施の成果	3	新宿という地域性を十分理解するとともに、多文化共生の態度の育成ができています。				
	行政の関与	3	国際社会に生きる日本人として国際的視野を持たせ、英語のコミュニケーション能力を身につけさせることは区の責務です。また、国籍の如何にかかわらず義務教育段階にある児童・生徒に対して、学校生活を営むための日本語適応指導も区の役割です。				
	妥当性	2	外国人英語指導員及び日本語適応指導員配置業務については、一般公募による企画競争を実施し、委託しており妥当と考えます。今後は外国人指導員の非常勤化など多角的に検討する必要があります。				
	施策寄与度	3	児童・生徒に国際的視野を持たせ、コミュニケーション能力を育成することにより、将来を担う子どもの育成に寄与しています。				
総合評価	小学校でも全校で英語活動が実施され、児童・生徒が他国の人も積極的にコミュニケーションを図れるようになるなど能力が身に付くとともに、国際理解は着実に進んでいると評価しています。また、日本語適応指導は、外国人児童・生徒が学校生活に適應するための生活指導や基礎学習指導等において十分効果をあげています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	小学校での英語の必修化に関する国レベルでの検討状況を踏まえ、中学校教育との円滑な接続のため、連携教育の推進の中で、小学校と中学校の教諭同士の相互研究、指導内容・指導方法についての研究を進めていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	48	職員の地域派遣事業の推進（ふれあいトーク宅配便）					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備					
事業内容							
目的	区民の区政への関心と地域課題等に関する知識を深めていただくとともに、区政への区民参加の契機づくりと学習機会を提供することを目的としています。						
対象・手段	半数以上が区内に在住・在勤・在学する、１０名以上の団体・グループを対象としています。申込みの団体・グループが確保した会場に職員が出張し、講話を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
区民の区政に対する理解が深まるとともに区政への参加意識が高まります。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
各課が提供する講座数の総数		前年度講座総数実績からの増加数			(毎) 年度に (５講座増) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値１①	講座	95.00	104.00	101.00	103.00	
	実績１②	講座	99.00	96.00	98.00	117.00	
	③＝②／①	%	104.21	92.31	97.03	113.59	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	9 8 講座 利用実績は 4 8 件 受講者 1 ， 2 4 4 人						
平成18年度	1 1 7 講座 利用実績は 5 0 件 受講者 1 ， 1 7 0 人						

部名称		教育委員会事務局		課名称		生涯学習振興課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
18年度は、ほぼ1課1講座のメニューをそろえました。再度利用する団体も多い状況にあります。しかし、特定の担当課への申し込みが集中している傾向にあり、講座メニューを幅広く利用してもらう工夫も必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	講座数は117でほぼ1課に1講座が開設されました。派遣実績、受講者数は、前年度からのホームページや一覧表の改善などで、同様の数字を残しました。さらにPRを強化し、多くの区民に利用してもらうことが大切です。				
	効率性	3	担当課の事業に対する理解と協力、会場の確保と設営は申請団体が行う事業実施方法で、最小の経費で効果を生んでいます。				
	実施の成果	2	様々な団体に利用され、区政への関心や区政参画の意識の向上に成果をあげていると考えます。しかし、特定の分野に利用が集中しており、より多くの分野に関心を持っていただくことが必要です。				
	行政の関与	2	この事業を浸透させていくには、団体に対して、派遣を依頼しようとする意欲や自主性を喚起する働きかけが必要です。区政への区民参加の契機づくりと学習機会を提供するため、区の関与が必要です。				
	妥当性	2	派遣依頼の多い団体、担当課は手続きを理解しています。職員の創意工夫で大きな成果が期待できます。				
	施策寄与度	3	区民の目線に立った行政を推進していく上でも重要で、職員の資質や専門性の向上としての効果も期待できます。				
総合評価	職員派遣事業は、協働型社会を形成する上で今後ますます重要です。18年度、講座メニュー数は117講座、派遣（利用）実績は延べ50件、受講者数は1,170人でした。講座数は、ほぼ1課に1講座を達成し、利用実績も、前年度からのホームページや一覧表の改善の結果、同様の数字を残しています。当事業にかかるコストは、最小であり、組織と職員の意欲、創意工夫でより大きな成果が期待できます。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	ほぼ1課に1講座が開設されました。今後は区民のニーズに応える豊富な講座メニューを揃え、講座名や周知方法の工夫により、多くの団体に利用していただけるようにしていきます。事業の運営について安定的な実施が見込まれるため、経常事業とします。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	49	屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保				
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち				
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進				
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備				
事業内容						
目的	区内に不足している屋外運動施設を補うため、他の自治体・民間との協働により、新たなスポーツの場を確保することにより、より多くのスポーツ活動の機会と場の提供を図ります。					
対象・手段	対象：区民等 手段：区立北新宿公園内多目的広場・都立戸山多目的広場・上智大学真田堀運動広場・中野区妙正寺川公園運動広場・千代田区外濠公園運動施設等を小学生野球・サッカー等に開放します。総合運動場の建設を都に働きかけていきます。民間企業等の保有する運動施設の提供を受け、スポーツの場の確保を図ります。					
成果（事業が意図する成果）						
区内屋外運動施設の不足を補い、区民のスポーツ活動の場を確保することにより、区民の健康・体力の維持増進、地域スポーツや地域コミュニティの活性化が図られます。						
事業成果指標						
指標名	定義	目標水準				
屋外運動広場の整備	現状（5箇所）から1箇所増をもって100%とする	（平成19年度）に （100%）の水準達成				
総合運動場の建設	総合運動場の建設完了をもって100%とする	（平成19年度）に （100%）の水準達成				
民間運動施設の地域開放	民間運動施設1所の地域開放をもって100%とする	（ ）年度に （100%）の水準達成				
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	100.00	100.00	100.00	大日本印刷㈱狭山総合グラウンドのテニスコートの利用が可能になりました。
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	
	目標値 2 ④	%	100.00	100.00	100.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦	%	100.00	100.00	100.00	
	実績 3 ⑧	%	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度	北新宿多目的広場・戸山多目的運動広場・上智大学真田堀運動広場・妙正寺川公園運動広場・外濠公園運動施設の開放、区内民間事業者・大学へのアンケート、千葉県睦沢町との連携					
平成18年度	北新宿多目的広場・戸山多目的運動広場・上智大学真田堀運動広場・妙正寺川公園運動広場・外濠公園運動施設の開放、千葉県睦沢町・大日本印刷との連携					

部名称		教育委員会事務局		課名称		生涯学習振興課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	834	834	834	828	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	834	834	834	828	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	834	834	834	828	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	834	834	834	828	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.10	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区民の身近な場所に一定の規模の新たな広場の確保・整備することは困難ですが、スポーツを通じた区民同士の交流を図るため、運動広場を拡充することが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 「3・2・1」の3段階評価です。	達成度	2	民間等利用可能な施設を探してはいますが、区民にとって利便性の高い施設の確保は難しい状況です。				
	効率性	1	区民のニーズは高く必要性はありますが、適地が見当たらないため事業効率は悪くなっています。				
	実施の成果	1	区民のニーズは高く、スポーツを通じた区民同士の交流が盛んになることが望ましいです。				
	行政の関与	3	区民のスポーツに対する要望を区が積極的に受け止め、施設の確保に努める必要性は大きいと考えます。				
	妥当性	1	区内で新たに適地を探すことは困難と思われます。今後は、学校施設開放のあり方及び学校跡地の積極的活用を視野に入れ検討します。				
	施策寄与度	2	区民の要望が高いスポーツ活動の場を確保することにより、区民の健康・体力の維持増進、地域スポーツや地域コミュニティの活性化が図られます。				
総合評価	スポーツを通じた区民同士の交流を図るため、運動広場を拡充することが必要です。区内での適地確保は困難ですが、千葉県睦沢町との提携や、民間企業の運動施設が利用可能になるなど、少しずつ活動の場は広がっています。						※ B 過年度評価
							17年度 D 16年度 C 15年度 14年度 方向性
改革方針	総合運動場の建設については庁内に検討組織を設置するとともに、引き続き国・都に働きかけを行っていきます。また、運動広場の拡充についても、学校施設の開放・学校跡地の活用を検討するとともに、他の自治体や民間施設の共同利用の可能性を探っていきます。						※ 2 手段改善

事務事業	50	生涯学習指導者・支援者バンクの充実				
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち				
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進				
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備				
事業内容						
目的	生涯学習団体の中から、広く生涯学習・生涯スポーツを指導・支援する個人や団体を登録し、生涯学習活動を希望する区民を支援する体制を確立することで、生涯学習活動の充実を図ります。					
対象・手段	対象：区内在住・在勤・在学の個人または区内に活動拠点のある団体。 手段：広く区民や各種団体へ指導者登録の働きかけを行うとともに、研修会・講習会を実施し、多様なニーズに対応できる登録者や登録ジャンルの増加を図ります。また、生涯学習財団が主催する事業での積極的な登録者の活用や、地域事業とのコーディネートを通じて、制度活用の増加を目指します。					
成果（事業が意図する成果）						
文化・スポーツの指導者・支援者バンク制度を一体的に充実し、生涯学習の活動成果を地域に還元するしくみの一端を担うことで、協働・参画社会の実現が図られます。						
事業成果指標						
指標名		定義	目標水準			
文化等学習支援者バンク登録者		文化等学習支援者バンク登録者数	(平成19年度に 250人)の水準達成			
スポーツ指導者バンク登録者		スポーツ指導者バンク登録者数	(平成19年度に 400人)の水準達成			
			()年度に ()の水準達成			
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	人	250.00	250.00	250.00	
	実績 1 ②	人	199.00	99.00	128.00	
	③＝②／①	%	79.60	39.60	51.20	
	目標値 2 ④	人	400.00	400.00	400.00	
	実績 2 ⑤	人	330.00	250.00	268.00	
	⑥＝⑤／④	%	82.50	62.50	67.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度	文化バンク登録者数は個人111人、団体17。登録者研修会1回、「お試し体験講座」を22件実施しました。 スポーツバンク登録者268人。体育館指導員・各種スポーツ教室・学校プール開放・地域団体への派遣を行いました。（派遣実績68人）					
平成18年度	文化バンク登録者数は個人139人、団体18。講習会（全8回、受講者延べ308名）、シンポジウム1回（参加者78名）、「お試し体験講座」を34件実施しました。 スポーツバンク登録者276人。体育館指導員・各種スポーツ教室・学校プール開放・地域団体への派遣実績89名。					

部名称		教育委員会事務局		課名称		生涯学習振興課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	860	755	442	318	
	人件費⑪	千円	5,837	5,837	5,837	5,796	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,697	6,592	6,279	6,114	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,697	6,592	6,279	6,114	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,697	6,592	6,279	6,114	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.70	0.70	0.70	0.70	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
今後、総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・運営等の、地域参画事業の運営を円滑に実施し、生涯学習社会を実現していくためには、各種人材情報を包括したバンクとして制度を統合・見直し、多様な地域ニーズに応えていくことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	登録者の増加とともに、活用実績も向上し、一定の成果を上げています。				
	効率性	3	現行運用における事業費の圧縮並びに事務の効率化は、かなり達成できています。				
	実施の成果	2	種目やジャンル、特定の事業などで一定の成果をあげています。制度活用に力を入れ、バンク制度を地域に浸透させることが必要です。				
	行政の関与	3	生涯学習社会、協働型社会を確立するためにも、区は積極的に制度情報を発信していく必要があります。				
	妥当性	3	文化系・スポーツ系を問わず、共通的に生涯学習財団が主催する多様な事業への参加を呼びかけるなど、財団が積極的に地域での活動をコーディネートすることが必要です。				
	施策寄与度	2	積極的にその他の事業との連携を図り、地域での事業をコーディネートしていくことにより、生涯学習活動を希望する区民の支援に寄与します。				
総合評価	通年での登録周知や、積極的な事業関与の呼びかけを行ったことで、登録者の増加とともに活用実績も向上し、一定の成果をあげています。また、新たに学校部活動支援や、各種イベントでのボランティアとしての活用実績を上げることができました。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	今後は、学校部活動支援や、子どもひろば、総合型地域スポーツ・文化クラブの設立など地域参画事業での指導者・事業運営協力者の需要が一層高まると予想されます。地域人材を、効率的かつ柔軟に有効活用できるバンク制度として、両バンク制度を統合するとともに、既存の活動団体も内包した総合的な人材バンク制度として整備しなおします。区民が利用しやすい制度となるよう見直しを図っていきます。						※ 2 手段改善

事務事業	51	総合型地域スポーツ・文化クラブの育成					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備					
事業内容							
目的		子どもから高齢者まで個々の目的やレベルに応じて多様なスポーツ・文化活動に親しめる「総合型地域スポーツ・文化クラブ」を創設し、区民主体の自立したクラブ運営を支援し、地域の活性化を図ります。					
対象・手段		地域の資源である学校を核として総合的な自主クラブ作りを進め、地域のあらゆる人材に参画していただきクラブの育成を図ります。現在区内全10地区（9組織）で運営されている「スポーツ交流推進委員会」への支援を行い、学校開放のあり方を検討する中で、新宿区版総合型地域スポーツ・文化クラブを育成します。					
成果（事業が意図する成果）							
区民が自主的・主体的に活動できる総合型地域スポーツ・文化クラブを支援することによって、地域の自治能力を高め、共に支え合う区民との協働による地域社会づくりに寄与します。							
事業成果指標							
指標名		定義				目標水準	
新宿区版総合型地域スポーツ・文化クラブの運営		学校を拠点としたクラブ運営を一元的に管理できる組織数				（平成19）年度に	
						（1組織）の水準達成	
						（）年度に	
						（）の水準達成	
						（）年度に	
						（）の水準達成	
						（）年度に	
						（）の水準達成	
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	組織	0.00	0.00	1.00	1.00	
	実績 1 ②	組織	0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	スポーツ交流会の実施（10地区 9 組織）						
平成18年度	スポーツ交流会の実施（10地区 9 組織）						

部名称		教育委員会事務局		課名称		生涯学習振興課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,179	2,927	2,958	3,661	
	人件費⑪	千円	8,338	8,338	8,338	8,280	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	10,517	11,265	11,296	11,941	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	10,517	11,265	11,296	11,941	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	10,517	11,265	11,296	11,941	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区民の自主的・主体的な活動による自立したクラブ運営を実現するため、活動の拠点となる場、人材の確保が必要です。地域の総合力を結集した「総合型クラブ」へと育て、事業の有効性を高めていくためには、拠点となる学校施設の整備や運営に係る人材をさらに確保しなければならないため、学校施設開放事業の再編、関連組織等との連携・融合・統合が不可欠です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	当初の目標であったスポーツ交流推進委員会が全地域で設置されていますが、人的確保・場の確保・施設整備が今後の課題です。				
	効率性	2	地域の資源である学校を核として区民主体の自立したクラブ運営をすることで効率的な実施が可能です。				
	実施の成果	3	地域の交流による連帯感が深まってきています。この事業の目指すところの最大の目標はコミュニティの醸成にあります。				
	行政の関与	3	自立したクラブ運営が可能となるまでは、財政的にも人的にもクラブの育成支援が必要であり、区の関与は欠かせないものと考えます。				
	妥当性	3	子どもの健全育成と地域を支える組織を確立することにあわせ、場の確保が緊急の課題でもあります。また、地域の様々な人がスポーツや学習を通じたコミュニティを形成していくことは非常に意義があります。				
	施策寄与度	3	子どもの居場所づくりは、今、最も緊急の課題となっています。区立の小・中学校を有効活用した地域クラブの創設は、極めて緊急性も高く、今後の発展に大きな期待が込められています。				
総合評価	区内全10地区でスポーツ交流推進委員会による活動が行われるようになり、19年度からは、総合型クラブの拠点整備のために、「スポーツ交流会」「小学校校庭開放」「子どもの居場所づくり」の予算を統合し、委託事業名を「地域スポーツ・文化事業」として事業間の人材交流及び予算の有効活用を図っています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
							方向性
改革方針	クラブの設立を目指した事業統合を踏まえ、20年度以降に向けて学校施設開放運営委員会や町会・育成会等の関連組織等との連携・融合・統合を推進します。						※ 2
							手段改善

事務事業	52	子ども読書活動の推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備					
事業内容							
目的	「新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域をはじめ図書館・学校などの役割を明確にし、具体的な取組みを行うことにより、区内の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようにします。						
対象・手段	区内在住の子どもを対象にします。また、「新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況を客観的に測定するために、各年度の取組みの成果を「数値」として把握し、評価します。						
成果（事業が意図する成果）							
各年度の数値目標を達成しつつ、計画の最終年度（平成19年度）の目標値を達成することにより、区立図書館の子どもの利用率を高め、子ども読書活動の環境を整備していきます。							
事業成果指標							
指標名		定義				目標水準	
区立図書館の子どもの利用登録率		区立図書館に利用登録している子どもの割合				(平成19年度に 小学生以下65%)の水準達成	
区立図書館における年間貸出し冊数の増加		区立図書館において児童・生徒に貸出した図書館の冊数 (このシートでは小学生以下を対象とする)				(平成19年度に 358,000冊)の水準達成	
区立小・中学校における朝の読書等の実施率		始業前等に読書を実施している学校の割合				(平成19年度に 100%)の水準達成	
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	65.00	65.00	65.00	
	実績 1 ②	%	0.00	54.00	59.40	50.00	
	③＝②／①	%	0.00	83.08	91.38	76.92	
	目標値 2 ④	冊	0.00	358,000.00	358,000.00	358,000.00	
	実績 2 ⑤	冊	0.00	279,000.00	307,000.00	337,000.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	77.93	85.75	94.13	
	目標値 3 ⑦	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 3 ⑧	%	0.00	93.02	92.68	100.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	93.02	92.68	100.00	
事業の実施内容							
平成17年度	「新宿区子ども読書活動推進計画」の推進により、特に、区立図書館の子どもの利用登録率の上昇や区立図書館における年間貸出し冊数の増加の伸びが見られ、区立小・中学校の児童・生徒の不読者率については、平成19年度の目標値に達しました。						
平成18年度	「新宿区子ども読書活動推進計画」の推進により、区立図書館における年間貸出し冊数は増加傾向にありますが、利用登録率については、17年度に実施的な数値に変更したため減少しました。一方、区立小・中学校における朝の読書等の実施率については、平成19年度の目標値に達しました。 平成19年4月「子ども読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受賞しました。						

部名称		中央図書館（部）		課名称		中央図書館（課）	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	256	11,521	216	
	人件費⑪	千円	8,338	8,338	8,338	8,280	
	事務費⑫	千円	0	466	5,048	2,160	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	8,338	9,060	24,907	10,656	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	8,338	9,060	24,907	10,656	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	8,338	9,060	24,907	10,656	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する横付課題							
数値の目標達成を図るため、今後はこども図書館を拠点として、効率的に学校・地域・関係施設との連携を図っていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	区立図書館における年間貸出し冊数は増加傾向にありますが、利用登録率については、数値基準の見直しにより減少しました。一方「区立小・中学校における朝の読書等の実施率については、19年度の目標値に達しました。				
	効率性	2	取組項目の1／2（28項目）を所管する図書館が「推進計画」の進行管理を行うとともに、関係する所管がそれぞれ実施する体制で効率性は高いですが、図書館と学校の連携がより強くなることにより、事業実施の効率性がさらに上昇すると思われます。				
	実施の成果	2	「こども図書館」の開設により、こども図書館が、新宿区の子ども読書活動のセンター的機能を持つことで、より大きな成果が期待できます。				
	行政の関与	3	子ども読書活動を推進するための環境整備等は、区が主体となり、また、計画の実効性を担保する「子ども読書活動推進会議」は、PTA・ボランティア団体などと協働するなど、事業実施における区の関与形態は妥当と思われます。				
	妥当性	3	区内在住の子どもを対象にした新宿区子ども読書推進計画に基づき、家庭・地域をはじめ図書館・学校などの役割を明確にし、具体的な取組みを提示したうえで、計画の進捗状況を数値をもって、客観的に測定するなど、目的・手段・対象は妥当と思われます。				
	施策寄与度	3	第四次実施計画の課題「新しい時代を担う子どもの育成」や「新宿区次世代育成支援計画」など区の子育て支援施策とも整合性を図った子どもの読書活動推進分野における総合的な事業として寄与しています。				
総合評価	18年5月5日に中央図書館の2階に「こども図書館」を開設し、貸出冊数及び来館者数が増加しました。また、区立小中学校における朝の読書等の実施率については、19年度の目標値に達しました。子どもの読書活動の環境整備は着実に進んでいます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
							方向性
改革方針	今後は、18年度から開始した小中学校への団体貸出を充実するとともに、地域図書館や幼稚園・保育園等の関係施設と連携を高めていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	53	文化体験プログラム事業の展開					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	02	個性ある地域文化づくり					
施策	01	地域文化活動の活性化					
事業内容							
目的	様々な文化、芸術に触れる機会をつくることで、区民の文化・芸術に対する理解と関心を深めます。						
対象・手段	区内在住演奏家、区内文化芸術団体等のネットワーク化を図り、団体との協働による区民参画・創造型事業を推進します。						
成果（事業が意図する成果）							
気軽に様々な文化、芸術に触れる機会をつくることにより、区民の自主的な文化・芸術活動を活発にすることで、地域文化を活性化します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
文化体験プログラム参加団体数		文化体験プログラムの実施主体となる団体数			(平成19年度)に (10参加団体)の水準達成		
応募率		実定員に対する応募者数の割合			(平成19年度)に (100%)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	団体	0.00	0.00	10.00	10.00	
	実績 1 ②	団体	0.00	0.00	10.00	9.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	90.00	
	目標値 2 ④	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	0.00	101.00	124.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	101.00	124.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	染色、ミュージカル、日本舞踊など10種類の文化体験プログラムを実施しました。 参加実績（10種類計） 募集人数：620名 応募人数：627名 参加人数：487名						
平成18年度	日本舞踊、オーケストラ、和楽器、茶道、ダンスなどの文化体験プログラムを実施しました。 参加実績（9種類計） 募集人数：460名 応募人数：569名 参加人数：372名						

部名称		地域文化部		課名称		文化国際課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	4,115	参加費（保険料等）については、事業者に直接支払う仕組みになっています。17年度は国の補助金を受け、実行委員会形式で実施しました。18年度は区単独で実施しました。
	人件費⑪	千円	0	0	6,670	6,624	
	事務費⑫	千円	0	0	15	15	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	6,685	10,754	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	6,685	10,754	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	6,685	10,754	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
主に小中学生を対象（一部プログラムは幼児、高校生も対象）として実施してきましたが、今後は成人向けプログラムの実施など、対象者の範囲を広げていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	17年度には得られた国の補助金がなくなりましたが、利用者アンケートを踏まえて、満足度の高いプログラムを9種実施しました。				
	効率性	3	プログラムの満足度を高めるためには、実績ある専門家や適切な会場を手配する必要があります。新宿文化・国際交流財団や日本芸能実演家団体協議会等と連携することで、優れた講師やプログラムに適した会場を短期間で手配できました。				
	実施の成果	2	参加率が約81％と高く、多くの区民に文化芸術の体験をしてもらえました。また、プログラム終了後のアンケートで、高い満足度を得られたことが確認できました。これらは、低廉かつ気軽に文化芸術体験ができる機会を提供したことによる成果と言えます。				
	行政の関与	3	低廉かつ気軽に様々な文化・芸術を経験できる機会を提供することは民間では難しく、このような機会を提供する事業を実施することは、区の責務であると言えます。				
	妥当性	3	民間では採算性や集客性等の問題から実現しにくいプログラムを実施することや、民間より低廉で気軽に文化芸術体験できる機会を提供していくことは、区民が文化芸術体験を経験する機会を増やすための方法として妥当であると言えます。				
	施策寄与度	3	文化の薫るまちづくりの実現には、区民の自主的な文化・芸術活動が不可欠です。低廉かつ気軽に文化・芸術体験ができる機会を提供することは、その自主的な活動を促進するもので、施策目的達成に大いに寄与していると言えます。				
総合評価	多くの区民の参加が得られ、利用者アンケートでも好評を得ることができました。このことから、低廉かつ気軽に、多様な文化芸術体験ができる機会を提供することができたと言えます。また、（社）日本芸能実演家団体協議会等の地域文化団体等と協働したことで、事業を効果的・効率的に実施できました。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針							方向性
	平成18年度は、主に小中学生を対象（一部プログラムは幼児、高校生も対象）としましたが、区民の文化・芸術活動を活性化するため、対象の範囲を一般にも広げて実施していきます。参加者にアンケートを実施しており、この結果を次年度以降の事業に活かして、プログラムの参加率、満足度をさらに高めていきます。						※ 4 拡大

事務事業	54	文化・観光施策の推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	02	個性ある地域文化づくり					
施策	01	地域文化活動の活性化					
事業内容							
目的	新宿のまちの魅力を高め、発信していくことで、新たに文化・観光という視点から地域の活性化を促進します。						
対象・手段	①地域文化発掘：区民の地域への愛着を深めるため、区民自らによる文化資源発掘を促進します。 ②文化・観光ルートの整備：観光資源の発掘、地域・産業のブランド化を促すことにより産業振興を図るとともに、観光情報を積極的に発信します。また、安心して観光を楽しめるように、案内標識を設置します。 ③文化・観光施策推進体制の整備：文化・観光施策の推進のため、区と関係機関の協働体制を整備します。						
成果（事業が意図する成果）							
区民が自分のまちの様々な文化資源を知ることにより、まちへの愛着と誇りを育みます。 区民は、まちへの愛着と誇りを持って、まちづくりに関わり行動する中から、新たなまちの文化が生まれます。このような連鎖が新宿のまちの魅力と理解を深め、これまで以上に多くの人々を新宿区に引き付けることとなります。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
地域文化の登録件数		地域文化の登録件数	(平成19) 年度に (200件) の水準達成				
観光案内標識設置数		観光案内標識の設置数	(平成18) 年度に (10基) の水準達成				
観光パンフレット（日本語版）配布数		パンフレット配布数	() 年度に (30000枚) の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	登録件数	0.00	0.00	200.00	200.00	
	実績 1 ②	登録件数	0.00	0.00	80.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	40.00	0.00	
	目標値 2 ④	基	0.00	0.00	5.00	10.00	
	実績 2 ⑤	基	0.00	0.00	3.00	15.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	60.00	150.00	
	目標値 3 ⑦	枚	0.00	0.00	0.00	30,000.00	
	実績 3 ⑧	枚	0.00	0.00	0.00	32,015.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	106.72	
事業の実施内容							
平成17年度	①地域文化の発掘：区民に募集を行い、まちの歴史・文化を発掘し、情報の提供を受けました。 ②文化・観光ルートの整備：観光パンフレット作成、地域イベント等の情報発信掲示板の設置、イベントの開催、観光案内標識の設置等により、観光情報等を発信し、観光客を誘致する事業を実施しました。 ③文化・観光施策推進体制の整備：庁内組織を整備し、推進体制について関係機関との検討を始めました。						
平成18年度	対象を歴史・文化資源等から地域のお宝へと広げて地域文化の発掘を進めました。また、観光パンフレット・モバイルサイトや観光案内標識により広く情報発信するとともに、地域ブランドのコンセプトイメージ確立を図りました。更に、文化観光関連団体と、文化・観光施策の推進体制について意見を交換しました。						

部名称		地域文化部		課名称		文化国際課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	9,297	22,664	
	人件費⑪	千円	0	0	11,673	11,592	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	20,970	34,256	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	20,970	34,256	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	18,996	16,406	
	特定財源⑱		0	0	1,974	17,850	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	90.59	47.89	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.40	1.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
①地域文化の発掘：区民からの情報について、既知の文化資源に関するものが少なくなかったため、新たな発掘を促進する取組が必要です。 ②文化・観光ルートの整備：地域・産業のブランド化を促すためには、新宿区の持つ多様性という魅力を損なわないような方法を検討し、個々のプロダクト（商品）ブランドの品質管理等を徹底させるなど、リスクマネジメントを指導・強化できるような体制づくりを促すことが必要です。 ③文化・観光施策推進体制の整備：文化・観光施策を推進するために総合的に推進できる組織のあり方の検討が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	地域文化の発掘については、寄せられた情報が十分ではありませんでしたが、観光パンフレット、観光案内標識については計画数を上回る配布、設置を実施するなど、全体として計画どおり進行しています。				
	効率性	2	区民や地域主体との協働体制等により、区民からの情報を有効に事業に活用したり、4つの事業を1人の職員で行うなど、効率的に事業を実施しました。				
	実施の成果	2	観光パンフレット、モバイルサイトや案内標識板の利用頻度は高く、また、区民から「地域のお宝」の情報提供等も200件あり、事業実施の成果が現れています。				
	行政の関与	3	地域文化情報を効果的に共有化したり、知名度の低い観光資源を周知するためには、区の関与は必要です。また、文化観光施策を効果的・効率的に推進するためには、区民、地域団体、事業者、区等新宿区全体で推進する必要があります。				
	妥当性	3	区民の地域への愛着や誇りを育む施策や、より多くの人々が新宿区を訪れるようになることを目指した施策を推進することは、地域を活性化するためには、不可欠であると言えます。				
	施策寄与度	3	区民の地域への愛着や誇りを育むとともに、より多くの人々が新宿区を訪れるようになることを目指した事業は、地域の活性化を促進するものであり、施策目的達成に必要なと言えます。				
総合評価	地域文化の発掘、文化・観光ルートの整備及び文化・観光施策推進体制の整備の各事業とも、概ね順調に進みました。漱石プロジェクトや文化施策連絡会などの庁内横断的な組織の活用や地域、事業者等との協働の体制により、効果的・効率的に事業を推進していきます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
	地域の文化・観光資源を発掘し、価値を高め、発信するなどの各事業について、事業を連携させて効率的・効果的に実施するとともに、個々の事業についても更なるレベルアップを行うことで、事業効果を高めていきます。						方向性 ※ 1 現状のまま継続

事務事業	55	文化・芸術活動への区民参加の促進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	02	個性ある地域文化づくり					
施策	01	地域文化活動の活性化					
事業内容							
目的	自主文化団体の形成・育成・活動を促進することで、地域文化活動の活性化と文化意識の向上を図ります。						
対象・手段	新宿区内に在住、在勤する潜在的な文化活動の愛好者のために、新しい自主文化団体が形成される機会を設けます。また、新たなグループ育成・活動環境を支援します。						
成果（事業が意図する成果）							
自主文化団体の形成・育成・活動を促進することにより、文化活動を通して、地域文化活動の活性化と文化意識の向上を図ります。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
登録文化団体数		営利を目的としない区内の文化団体等で、新宿文化・国際交流財団の「文化団体の登録等運用基準」により登録を行ったもの			(平成19年度) 年度の水準達成		
					() 年度の水準達成		
					() 年度の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	団体	0.00	0.00	40.00	40.00	
	実績 1 ②	団体	0.00	0.00	44.00	41.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	110.00	102.50	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	①文化活動参加への入り口となる、参加型の音楽関連講座の実施 ②自主文化団体の登録制度の実施 ③自主文化団体への活動支援						
平成18年度	参加体験型プログラムの実施、低廉な活動場所や活動情報の提供を行うとともに、団体登録制度については、要件を緩和するなどにより、さらなる文化活動の活性化を図りました。						

部名称		地域文化部		課名称		文化国際課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	財団法人新宿文化・国際交流財団の事業です。
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区民の文化団体への参加や新たな文化団体の結成などを促進するため、優先受付、施設の使用料の減免、情報提供、参加体験型プログラムの実施などを適切に組み合わせて、さらに効果的に実施する取組みが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	文化団体への区民の参加の促進、文化団体の活性化を図るため、参加体験型プログラムとして新宿区合唱祭、パイプオルガン講座、キッズ・ミュージカル等を実施し、また、文化団体への低廉な活動場所の提供や団体情報の共有化等を行いました。				
	効率性	2	個人に対しては、参加型の文化講座の実施、文化団体へは文化団体登録制度に基づく活動場所、情報の提供などを行いました。これらの参加の促進と活動への支援という取組みは、地域文化活動の活性化という観点から、効率的であると言えます。				
	実施の成果	2	過去5年間の登録団体数は、35、41、37、44、41と増減がありますが、毎年一定数の団体が登録され、活動をしている状況から、事業実施の成果が現れていると言えます。				
	行政の関与	3	地域文化活動の活性化のためには、低廉な活動場所の提供、文化団体の活動情報の共有化、参加体験型プログラムの提供等の支援が欠かせません。これらは、採算性の問題等から民間では実施が難しく、区の関与は妥当と言えます。				
	妥当性	3	地域文化活動の活性化のためには、新たな参加を促すことや活動を継続するための支援が不可欠です。参加体験型プログラムの提供、低廉な活動場所の提供、文化団体の活動情報の共有化等は、そのための方法として妥当と言えます。				
	施策寄与度	3	地域文化活動の活性化のためには、文化団体の自主的な活動は不可欠です。多様な自主文化団体が登録し、活動している状況から、この事業は、施策目的へ寄与していると言えます。				
総合評価	文化活動へのきっかけとして参加体験型プログラムを実施し、文化団体の活動への支援として低廉な活動場所の提供、団体情報の共有化を行うなどにより、地域文化活動の活性化のための事業を総合的、効果的に行いました。加えて文化団体が団体登録を行いやすいように、登録要件を緩和しました。これらの取組みにより、地域文化活動の活性化を図ることができました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
							方向性
改革方針	新宿区合唱祭が区内の36合唱団体の参加で行われたように、文化団体同士の連携を図ることで、その活動を促進していきます。そのため、登録団体の懇談会や合唱連盟、民謡連盟等の連盟組織を活用し、団体同士のつながりを強化していきます。 また、文化団体の活動が促進されるよう、優先受付制度や施設の使用料減免の活用など、活動の支援を行う仕組みを検討していきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	56	新宿文化センターの整備					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	02	個性ある地域文化づくり					
施策	01	地域文化活動の活性化					
事業内容							
目的	建物や設備を適切に修繕することで、新宿文化センターを音楽、演劇等を優れた条件で上演できる施設とします。						
対象・手段	新宿文化センターは昭和54年の開館以来27年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいるため、施設を適切な状態に維持するために、計画的に修繕を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
新宿文化センターを、新宿区における文化芸術活動の核として活用することにより、区民が様々な文化芸術活動に触れることで、区民生活を豊かなものにできます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
新宿文化センター大ホールの利用率		新宿文化センター大ホールの利用率 (通年ベース)			(平成19年度に 95%)	の水準達成	
					()	の水準達成	
					()	の水準達成	
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	95.00	95.00	
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	92.20	87.10	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	97.05	91.68	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	新宿文化センター外壁調査を、専門の業者に委託して実施しました。						
平成18年度	前年度に実施した調査結果等を基に、効果的な補修工事の実現に向け、関係課と検討を進めました。また、新宿区における文化芸術活動の拠点として、より多くの利用を得られるように、接客設備の改修も行うこととしました。						

部名称		地域文化部		課名称		文化国際課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	5,460	4,810	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	5,460	4,810	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	5,460	4,810	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	5,460	4,810	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
新宿文化センターを魅力ある文化施設として維持できるように、修繕を要する箇所ごとに、効率的効果的な修繕方法を選択する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	計画どおりに、修繕設計が定められ、19年度から工事を始めることとなりました。				
	効率性	2	今回の大規模改修には休館が必要になりますが、同じく実施に際し休館が必要なアスベスト除去工事、接客設備改修工事を同時に施工することで、休館を有効に活用した効率的な工事とすることができました。				
	実施の成果	2	18年度は計画どおり設計を行ないました。計画どおりに工事を行うことで、近隣の同規模の施設と比較しても、魅力のある施設とすることができます。				
	行政の関与	3	近隣には新宿文化センターと同様なホールがありますが、区民が低廉かつ気軽に利用できる施設は、他にはありません。区が文化芸術の核となる施設を維持することは、区の進める文化の薫るまちづくりを進める上で妥当と言えます。				
	妥当性	3	区内における文化芸術活動の核として新宿文化センターを活用していくためには、大規模改修工事は必要です。				
	施策寄与度	3	新宿文化センターを適切な状態で維持し、区内における文化芸術活動の核として活用することにより、地域文化を活性化することができます。 この事業を実施することは、施策目的達成に寄与するものと言えます。				
総合評価	大規模改修、アスベスト除去、接客設備改修の各工事を同時に施工することで、新宿文化センターを今後も魅力ある施設として維持することができます。 また、文化の薫るまちづくりを推進するため、新宿文化センターを区内の文化芸術の核として、活用していくことができます。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	改修工事後の新宿文化センターについては、リニューアルオープン記念公演を実施する等、その魅力を効果的にアピールし、利用率の向上を図っていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	57	博物館友の会の推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	02	個性ある地域文化づくり					
施策	02	文化資源の保護と文化環境づくりの推進					
事業内容							
目的	博物館友の会を推進し、区の歴史や文化を調査・研究する自主的活動を支援することにより、郷土の歴史・文化に対する理解及び地域文化の向上を図るとともに、博物館運営への参加と協働を推進することで、より親しまれる博物館を実現します。						
対象・手段	区内小・中学生を対象にしたこども友の会と、区民及び区外の来館者を対象とした一般友の会の事業を推進します。 林芙美子記念館と新宿歴史博物館に博物館の解説及び史跡案内を内容とする博物館ボランティアを導入します。						
成果（事業が意図する成果）							
参加・協働型の博物館経営による区民に親しまれる博物館が実現できます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
一般友の会会員登録数		一般友の会登録状況			(平成19年度に (160人)の水準達成		
博物館ボランティアの活動状況		ボランティア活動件数			(平成19年度に (400件)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	人	0.00	0.00	160.00	160.00	
	実績 1 ②	人	0.00	0.00	206.00	241.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	128.75	150.62	
	目標値 2 ④	件	0.00	0.00	400.00	400.00	
	実績 2 ⑤	件	0.00	0.00	148.00	490.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	37.00	122.50	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	こども友の会の運営 一般友の会の運営 ボランティア講座の実施 林芙美子記念館解説ボランティアの登録（19名）及び活用（148件）						
平成18年度	こども友の会の運営 一般友の会の運営 ボランティア講座の実施 新宿歴史博物館及び林芙美子記念館の解説ボランティアの登録（97名）及び活用（490件）						

部名称		教育委員会事務局		課名称		生涯学習振興課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	70	738	712	542	
	人件費⑪	千円	6,548	6,548	6,548	6,820	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,618	7,286	7,260	7,362	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,618	7,286	7,260	7,362	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,518	7,186	7,028	7,095	
	特定財源⑱		100	100	232	267	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	98.49	98.63	96.80	96.37	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00	
事業に関する検討課題							
平成18年度末現在、一般博物館友の会241人、博物館ボランティア登録者97人となりました。今後はボランティアの活用方法の工夫と、自主グループ活動の支援の仕組みを明確にしていける必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	友の会の交流会やボランティア養成とその活動も進行し、参加・協働型の歴史博物館運営への環境整備が着実に進んでいます。				
	効率性	2	経費負担に関し、教育的見地から参加料等はとらないもの、受益と負担の均衡化を図り会費を徴収するものと、事業目的により差別化を図っており、適正化に努めています。				
	実施の成果	2	こども友の会、一般友の会の推進により、親しまれる博物館の実現に向け、自主グループの育成と、これと協働するための環境整備が進んでいます。				
	行政の関与	3	新宿の歴史や文化を次世代に継承していくことは、今後とも区が担っていくべき責務であり、これを区民の生涯学習活動と、区の歴史文化の充実と発展につなげていくことができます。				
	妥当性	2	友の会、博物館ボランティア結成にとどまることなく、博物館運営に対する継続的な協働のパートナー育成のため工夫をしています。				
	施策寄与度	2	こども友の会、一般友の会の推進により、参加・協働型の博物館運営の推進が期待できます。また、次世代に郷土の歴史・文化を継承・発展させていくことが期待できます。				
総合評価	一般友の会は、特典付与と情報提供中心のメンバーズ倶楽部により、18年度末の登録者が241人となり、継続的利用者の増加が図られています。会員の交流会やボランティアの養成と活動を通して、継続的な協働のパートナーとしての位置づけが確立されてきています。博物館ボランティアの登録者は97人、活用は490件と大幅に増加して、参加・協働型の博物館運営の環境整備が着実に進んでいます。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	今後もボランティアの活用範囲を博物館全体に広げるとともに、友の会事業を博物館の本来業務として位置づけ、自主グループ活動を支援することで、参加・協働型博物館運営を目指します。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	58	ミニ博物館の充実及び推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	02	個性ある地域文化づくり					
施策	02	文化資源の保護と文化環境づくりの推進					
事業内容							
目的	区内に在所する文化資源及び産業設備を整備し公開することにより、区民の教養や文化の発展に寄与します。						
対象・手段	区内に在所する文化資源及や産業設備など、寺社、地場産業、伝統工芸、老舗、民間事業所、官公庁、鉄道等のうち区民が気軽に入れる展示、実演施設をミニ博物館として整備し、公開します。						
成果（事業が意図する成果）							
区内にある身近な文化資源を区民に認識してもらうことで、地域への愛着を深め、区の文化環境づくりが進められます。また区外の人々に新宿の地域文化とその伝統に対する魅力を伝えることができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
ミニ博物館開館状況		ミニ博物館開館達成率			(平成18年度) 8館の開館運営の水準達成		
					()年度の水準達成		
					()年度の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	館	8.00	8.00	8.00	8.00	
	実績 1 ②	館	7.00	7.00	7.00	7.00	
	③＝②／①	%	87.50	87.50	87.50	87.50	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	新館 1 館の設置計画策定 各ミニ博物館に対する運営補助（7 館） 各ミニ博物館のパンフレットの改訂（1 館）および増刷（2 館）						
平成18年度	新館 1 館の設置調整 各ミニ博物館に対する運営補助（7 館） 各ミニ博物館のパンフレットの増刷（2 館） 伝統工芸講座（2 回実施、6 8 名参加）						

部名称		教育委員会事務局		課名称		生涯学習振興課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,713	1,164	2,053	1,326	
	人件費⑪	千円	6,548	6,548	6,548	6,820	
	事務費⑫	千円	10	10	10	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	8,271	7,722	8,611	8,146	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	8,271	7,722	8,611	8,146	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	8,271	7,722	8,611	8,055	
	特定財源⑱		0	0	0	91	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	98.88	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00	
事業に関する検討課題							
ミニ博物館は区内の文化資源を再評価し、これをもとに区の文化環境を整備するための貴重な施設です。区民に郷土の文化とその魅力を伝える意義も大きく、今後も継続・発展させる必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	新館開館はセキュリティに関する重大な事項のため条件が整うまで延期となりましたが、既存館展示施設改修の条件整備や新たな活性化策の検討を行うことができました。				
	効率性	2	積極的な観光施策等に位置づけられるよう、関係機関と調整するとともに、経費の見直し等により、効率的な事業実施をしています。				
	実施の成果	2	区内の身近な文化資源・教育資源として認識されてきました。区民との協働事業として、文化・観光施策展開の新たな資源として位置づけられるようにすることで、より大きな成果が期待できます。				
	行政の関与	2	区内の文化資源を広く周知し、文化環境づくりを進めるため、区が主体的に関与する必要があります。				
	妥当性	2	活動を継続的に活性化させる方策を今後とも考える必要があります。既存館の展示設備改修も含め、観光施策等としての位置づけについては、関係機関との十分な調整と緊密な連携が必要となっています。				
	施策寄与度	3	既存館の展示設備改修や活性化策により、区民の身近な文化資源として、新たな魅力の活用を図ることができます。				
総合評価	財政状況の変化と、観光施策の一つとしてより積極的な展開は考えられないかとの補助金等審査委員会の提言等を踏まえて新館1館を計画しましたが、セキュリティに関する重大な事項が発生したため、定期的な公開が困難となり条件が整うまで計画延期となりました。一方、既存館の施設、展示に関する老朽化に対し、要綱の整備など改修についての条件整備の検討や、既存館の魅力を広く知らせるため、伝統工芸講座等新たな活性化策の検討を行いました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	新たに整備した要綱に基づき、既存館の展示施設改修整備を進めるとともに、継続的な事業として遂行していくため事業を経常化し、ミニ博物館を文化・観光施策の一つとして積極的に位置づけられるようにしていきます。また、各博物館の新たな魅力を伝え、活動をより活性化させていくために、各博物館の持ち主とも十分な連携を図っていきます。					

事務事業	59	NPO等との協働の環境づくりの推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	03	ふれあい、参加、協議の推進					
施策	01	コミュニティ活動の充実と支援					
事業内容							
目的	区民・事業者・NPO・ボランティアなど多様な主体が出会い、地域の様々な課題に取り組むために協働を推進する過程で生じる具体的な問題や協働を推進するための協議や、多様な主体による協働を推進するため、「協働支援会議」の運営や多くの方々の方々の寄附に支えられたNPOへの財政支援、また、地域の人材育成・支援など様々な主体による協働の環境づくりを進めます。						
対象・手段	NPO等との協働事業や活動を促進するため、協働の過程で生じる具体的な問題を協議する場として、協働支援会議」の運営と、協働推進基金により、NPOへの財政支援を推進します。また、地域型コミュニティリーダーを養成していくための講座「協働カレッジ」を開催し、横断的な地域課題に対応できる人材を育成・支援していきます。						
成果（事業が意図する成果）							
平成16年3月に策定された「地域との協働推進計画」で掲げられた協働推進プランの具体的な取組みを実践することで、区とNPOなどの多様な主体との協働を推進し、みんなで支える地域社会の実現に向けての環境をつくることができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
NPO活動資金助成の実施		協働推進基金への寄附金目標額			(毎) 年度に (2,000,000 円) の水準達成		
協働カレッジの参加		協働カレッジの受講修了者人数			(平成19) 年度に (100人) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	千円	0.00	0.00	2,000.00	2,000.00	17年度35人 18年度70人 19年度100人
	実績 1 ②	千円	0.00	0.00	2,098.41	12,363.20	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	104.92	6181.61	
	目標値 2 ④	人	0.00	0.00	35.00	70.00	
	実績 2 ⑤	人	0.00	0.00	37.00	88.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	105.71	125.71	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	協働事業提案制度及び協働事業評価制度導入に向けての検討 NPO活動資金助成の実施及び協働推進基金の趣旨普及 登録NPOのネットワークづくり 協働促進啓発事業「協働カレッジ」の開催						
平成18年度	協働事業提案及び協働事業評価の実施 NPO活動基金助成の実施及び協働推進基金の趣旨普及 新宿NPOネットワーク協議会の設立 地域リーダー養成講座「協働カレッジ」の開催						

部名称		地域文化部		課名称		地域調整課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	7,974	19,531	
	人件費⑪	千円	0	0	16,676	16,560	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	24,650	36,091	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	24,650	36,091	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	24,650	36,091	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
多様できめ細かな区民ニーズへの対応と地域の実情に即した課題の取組みには、地域を支えるNPOや地域団体が連携・協力して主体的に取り組むことが必要です。そのためには、NPOや地域活動団体の財政基盤を強化しながら、実効性のあるネットワーク組織として具体的な協働の事例を積み重ねることにより、NPOなどの社会貢献活動に対する多くの区民の理解を深めるとともに、地域を支える新たな人材の発掘と地域リーダーの養成し、地域自らが課題解決を図っていくための環境を整備する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	協働事業提案制度及び協働事業評価制度を導入し19年度実施する協働事業の選定と区が既に実施している協働事業の評価を行いました。また、NPO活動資金助成を継続的に実施するための寄附金を確保するなど当初の計画を達成しました。				
	効率性	2	協働事業提案、協働事業評価、NPOの活動資金助成、支援会議の運営、協働カレッジの開催など、効率的かつ効果的に事業実施されました。				
	実施の成果	3	協働カレッジは今後につながる人材の育成ができました。また、NPO活動資金助成を通じてNPOのネットワーク化に向けNPOネットワーク協議会が立ち上がり基盤が整い、また、協働事業提案については、19年度に具体的な協働事業として実施されます。				
	行政の関与	3	様々な主体との協働の環境整備は、協働化社会の実現に向けて重要なことです。その実現のために行政が果たす役割は、非常に大きく協働参画を推進する仕組みを制度化できたことの意義は大きいと考えられます。				
	妥当性	3	協働事業提案及び協働事業評価制度の導入、NPOネットワークの立ち上げ及び地域を支える人材の育成は、今後更に多様な主体による協働化社会の実現に向けて重要な役割を果たすものと考えられます。				
	施策寄与度	3	NPOなど多様な主体による協働環境が整備され、その主体自らが自主的に地域課題を解決できるような仕組みをつくれたことは重要なことです。今後さらに、NPOなどが地域に根ざし地域と一体となって地域課題に取り組むことが期待されます。				
総合評価	NPOなどの多様な主体による協働環境の整備は、協働化社会の実現において、とても重要です。地域課題の解決の担い手としてNPOなどが地域に根ざした組織としてNPO同士及びNPOと地域との連携を深め具体的な課題に対応できるように、NPOのネットワーク化、協働カレッジの開催などに取組み一定の成果を上げてきましたが、今後、更に環境を整備することが必要です。その意味では、協働事業提案制度や協働事業評価制度が導入され、多様な主体との協働参画を推進するための環境が整備される中、具体的な事業として様々な取組みが実施されることは、今後の協働参画を推進するうえでとても意義のあることです。						※ A 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	新たな人材の発掘と地域における様々な主体をコーディネートできる地域リーダーの養成が急務です。その中で「協働カレッジ」の開催を通して一定の成果を得られたことは意義があります。今後はそのような人材を地域において具体的な活動に結び付け、地域における人たちのネットワーク化を図るための環境整備を行います。また、新宿NPOのネットワーク協議会を中心に区内の社会貢献活動団体のネットワーク化を促進して、より実効性のある組織としていきます。 また、協働事業提案制度については、NPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を推進するための仕組みとして、その拡充に取り組んでいきます。						※ 4
							拡大

事務事業	60	地域協働事業への支援					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	03	ふれあい、参加、協議の推進					
施策	01	コミュニティ活動の充実と支援					
事業内容							
目的	住みよいまちづくりに向けた区民主体の活動を促進するために、地域のコミュニティ団体等の活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ります。						
対象・手段	地域におけるコミュニティ団体から提案された地域イベント・活動及び地域センター事業を支援することにより、地域交流を促進し、住民主体の活動の芽を育みます。						
成果（事業が意図する成果）							
住民参加と地域交流の促進が図られます。また、協働のための基盤が形成され、地域におけるコミュニティ活動が活性化されます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
公募制自主事業数		自主事業の数 2事業×10地区			(平成19年度に (20事業)の水準達成		
事業参加者数の推移		特別出張所及び地域センターの自主事業参加者数			(平成19年度に (6855人)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	事業	20.00	20.00	20.00	20.00	平成14年度実績の約5%増
	実績 1 ②	事業	13.00	21.00	11.00	32.00	
	③＝②／①	%	65.00	105.00	55.00	160.00	
	目標値 2 ④	人	6,855.00	6,855.00	6,855.00	6,855.00	
	実績 2 ⑤	人	5,976.00	4,441.00	5,085.00	15,034.00	
	⑥＝⑤／④	%	87.18	64.78	74.18	219.31	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	「地域交流の促進」 3 特別出張所 (簗笥町・戸塚・落合第二) 延べ8 事業 地域センターの自主運営機能の充実 公募制自主事業の実施と拡充の検討						
平成18年度	「地域交流の促進」 2 特別出張所 (戸塚・落合第二) 延べ6 事業 地域センターの自主運営機能の充実 公募制自主事業の実施と拡充の検討						

部名称		地域文化部		課名称		地域調整課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,814	1,292	1,103	4,082	
	人件費⑪	千円	4,169	4,169	4,169	4,140	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,983	5,461	5,272	8,222	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,983	5,461	5,272	8,222	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	5,983	5,461	5,272	8,222	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
公募制事業について、応募が多かった場合の評価方法を検討するとともに、公平性、透明性の観点からその評価方法の周知についての検討が求められています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	公募の周知方法や審査の方法など具体的な検討を進めました。				
	効率性	2	各特別出張所が地域コミュニティ活動団体に周知するため創意工夫を行い実施しています。				
	実施の成果	2	地域でのコミュニティ活動団体の掘り起こしが行われ、コミュニティ活動の活性化へとつながります。				
	行政の関与	2	住民によるコミュニティ活動や地域課題への取組みなどにつなげるうえで、区が支援を行っていく必要があります。				
	妥当性	2	自主事業の実施により、コミュニティ団体・地域住民の交流によるコミュニティ活動の活性化と連帯感の醸成に必要です。				
	施策寄与度	2	コミュニティ活動の充実と支援に、公募制は自主的役割を果たしています。				
総合評価	平成18年度より事業助成を各地区10万円から30万円に拡大し、地域イベントの支援を行ってきましたが、参加者も3倍に増加し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成に貢献できました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
	改革方針	補助事業の地域イベント情報を「新宿区民活動支援サイト（仮称）」等により発信させるとともに、補助金審査会に地区協議会委員等を参加させることにより、公平性、透明性を向上させ、より多くの地域住民が参加・協働する機会を作っていきます。					

事務事業	61	学校跡地を活用したひろばづくり					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	03	ふれあい、参加、協議の推進					
施策	02	コミュニティ施設の充実と利用の促進					
事業内容							
目的	地域の多様な主体により、ともに支え合い助け合う都市にふさわしいコミュニティを創出します。 世代を超えた豊かな交流を育み、新たな活力を生み出します。 地域住民による地域貢献活動の場としての活用を図るとともに、地域文化の発信拠点としていきます。						
対象・手段	四谷第四小学校跡地を地域のひろばとして活用していきます。ひろばづくりにあたっては、地域の方が自主的・主体的に企画・立案段階から参画し、運営するという、参加と協働によるひろばづくりのモデル事業とします。						
成果（事業が意図する成果）							
地域住民による地域貢献活動の場として活用されます。 世代を超えた交流の輪が広がります。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
運営協議会準備委員会（四谷地区協議会四谷ひろばプロジェクト）の設置・開催		ひろばを自主管理・自主運営する運営協議会の準備委員会。平成18年度6回開催	（平成18）年度に （6回開催）の水準達成				
			（）年度に （）の水準達成				
			（）年度に （）の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	回	0.00	0.00	6.00	6.00	
	実績 1 ②	回	0.00	0.00	6.00	6.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	地域の検討会として、四谷地区協議会の課題別プロジェクトを設置し、学校跡地の活用の方向性・運営方法などを検討しました。						
平成18年度	地区協議会の意見書を受けて区の活用方針を決定し、地域が自主管理・自主運営するひろばの運営協議会準備委員会を設置。開設に向けて、アンケート・地域意見交換会を行うなど、準備を進めました。 また、建物の耐震診断等、施設整備に着手しました。						

部名称		地域文化部		課名称		四谷特別出張所	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	239	2,511	
	人件費⑪	千円	0	0	4,169	4,140	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	4,408	6,651	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	4,408	6,651	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	4,408	6,651	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
今後の主な取組みは、次の３点です。参加と協働によるひろばづくりのモデル事業として、区は支援を続けます。 ①ひろば事業を運営する地域住民を主体とした運営協議会を設置します。 ②具体的な事業の実施に向けて、準備を進めていきます。 ③耐震工事等の施設整備を行います。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	平成18年10月に開設準備のための検討会として、仮称四谷ひろば運営協議会準備委員会（四谷地区協議会課題別プロジェクト）を設置し、委員会を6回開催し、地域により自主管理・自主運営していく方向で開設準備が進められています。				
	効率性	3	仮称四谷ひろば運営協議会準備委員会において事業計画の策定が進められ、地域により自主管理・自主運営していく方向で、開設準備が進められています。				
	実施の成果	2	地域に新たな交流と活力を生み出します。				
	行政の関与	3	参加と協働によるひろばづくりのモデル事業として、区は支援を行います。				
	妥当性	3	地域で考え、地域でつくるひろばづくりのモデル事業とすることは、妥当であると考えます。				
	施策寄与度	2	地域のコミュニティの核となり、交流の促進が図られます。				
総合評価	仮称四谷ひろば運営協議会準備委員会（四谷地区協議会課題別プロジェクト）において、地域住民による地域貢献活動の場・世代を超えた交流の場として活用されるよう、具体的な事業計画の策定等の開設準備が進められています。幅広い地域団体からボランティアを募り、大勢の方が運営に携わっていく仕組みが検討されており、ともに支え合い助け合う都市型コミュニティの創出や新たな交流と活力が生まれることが期待できます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
	平成19年度中に地域のひろばとしての施設利用が開始できるよう、地域及び関係団体と調整を図りながら準備を進めていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	62	地域センターの整備					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	03	ふれあい、参加、協議の推進					
施策	02	コミュニティ施設の充実と利用の促進					
事業内容							
目的	地域住民の連帯・自治意識を醸成し、地域コミュニティを育成するとともに、住民参加の区政を確保する場を提供します。						
対象・手段	特別出張所管内の住民を中心とした全区民を対象に地域コミュニティ活動の拠点として地域センターを整備します。						
成果（事業が意図する成果）							
特別出張所をセンター化することにより、地域協働の核となる地域コミュニティ活動の拠点が確保され、地域の連帯・自治意識を高めることができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
地域センター化の達成率		10 特別出張所でセンター化された割合			(平成21) 年度に (100%) の水準達成		
地域センター利用率		地域センター利用率			(平成20) 年度に (70%) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	センター	10.00	10.00	10.00	10.00	
	実績1②	センター	8.00	8.00	8.00	8.00	
	③＝②／①	%	80.00	80.00	80.00	80.00	
	目標値2④	%	70.00	70.00	70.00	70.00	
	実績2⑤	%	63.50	63.90	66.50	66.00	
	⑥＝⑤／④	%	90.71	91.29	95.00	94.29	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	(仮称)落合第二地域センター建設準備会で実施設計案を検討し建設工事の着工（平成19年度開設予定）（仮称）戸塚地域センター建設準備会で基本計画案を検討（平成21年度開設予定）						
平成18年度	落合第二地域センターは、平成19年6月の地域センター開設に向けて、管理運営委員会を立上げ、各種規定の策定、事業計画、予算案の作成、事務局職員の採用など順次進める。 (仮称)戸塚地域センターは、建設準備会で施設構成等基本計画案を検討し基本計画案を決定する。						

部名称		地域文化部		課名称		地域調整課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	187	282,871	27,457	0	落合第二地域センターの工事費については、発生主義の考え方を取り入れているため、事業費には含んでいません。開設後、減価償却費に計上していきます。
	人件費⑪	千円	4,169	4,169	4,169	4,140	
	事務費⑫	千円	0	1,982	1,856	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,356	289,022	33,482	4,140	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,356	289,022	33,482	4,140	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,356	289,022	33,482	4,140	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
落合第二地域センターは、地域センターの近隣影響に対する目線遮蔽対策、騒音防止対策、黒煙除去対策など建設工事の進捗状況を案内する中で近隣者の理解を得ながら進める必要があります。 (仮称)戸塚地域センターは、平成21年度の開設を目指して地域センター建設準備会で施設構成等の基本計画案についても検討していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	地域のコミュニティ活動の拠点としての地域センターを整備し、既に8地区の整備が終了し、19年6月に開設予定の落合第二地域センターと21年度の開設予定の(仮称)戸塚地域センターを整備することにより、全ての地区に地域センターが設置されます。				
	効率性	3	地域のコミュニティ活動の拠点となる地域センターを整備するにあたり、地縁団体の代表や公募等で構成する建設準備会を設置し、地域住民の合意形成を図りながら進めることで区民の連帯・自治意識の醸成に寄与することが期待できます。				
	実施の成果	3	地域のコミュニティ活動の拠点としての地域センターを整備し、地域の方が気軽に集え、交流できる場を提供することで区民の連帯・自治意識の醸成に寄与することが期待できます。				
	行政の関与	3	地域のコミュニティ活動としての地域センターを整備し、地域の方が気軽に集え、交流の場を提供するための施設を整備することは区の責任で行なう必要があります。				
	妥当性	3	既に区内8地区の地域センター整備が終了し、19年6月に落合第二地区、平成21年度に戸塚地区に開設が予定されています。全ての地区にコミュニティの拠点となる地域センターを設置することは、必要なことです。				
	施策寄与度	3	地域のコミュニティ活動の拠点として、落合第二地区及び戸塚地区を含め、区内すべての地区に地域センターを整備することは、地域の連帯・自治意識の醸成等に大いに寄与していると言えます。				
総合評価	未整備地区の落合第二地域センターと(仮称)戸塚地域センターを整備することにより、地域のコミュニティ活動の拠点として、地域の方が気軽に集え、交流できる場を提供することで、地域の連帯・自治意識の醸成に寄与することが期待できます。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	落合第二地域センターは、管理運営委員会による地域センター事業を支援していきます。 (仮称)戸塚地域センターは、建設準備会で決定した基本計画案を踏まえた基本・実施設計案について、地域住民の合意形成を努める必要があります。ただし、施設内容等を十分検討し、華美にならず環境に配慮し、メンテナンスのしやすい設計で、区民が利用しやすい施設にしていきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	63	男女共同参画への啓発活動の充実					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	04	男女共同参画社会の構築					
施策	01	男女平等のための意識づくり					
事業内容							
目的	男女共同参画社会の実現を目的として、講座等を通じ啓発活動を充実します。						
対象・手段	対象：区内在住、在勤、在学者等 手段：男女共同参画シンポジウム、性と生の講座(性の問題を通して男女平等を考える)、エンパワーメント講座(男女共同参画実現に向けて能力を身につける)、パートナーシップ講座(男女共同参画推進センター利用団体との共催)の開催、男女共同参画に関する学習会への講師派遣						
成果（事業が意図する成果）							
男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できるような意識の浸透を図ります。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
啓発講座受講者数		受講者数/16年度受講者総数の2割増			(平成19年度に) (16年度の2割増)の水準達成		
啓発事業参加者の評価		アンケートの肯定回答数/全体回答数			(平成19年度に) (100%)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	人	0.00	732.00	732.00	732.00	⑯ 性と生の講座 エンパワーメント講座 シンポジウム 講師派遣
	実績1②	人	0.00	610.00	739.00	608.00	
	③＝②／①	%	0.00	83.33	100.96	83.06	
	目標値2④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	⑰⑱ 性と生の講座 エンパワーメント講座 シンポジウム パートナーシップ講座 講師派遣
	実績2⑤	%	91.90	87.60	92.20	88.20	
	⑥＝⑤／④	%	91.90	87.60	92.20	88.20	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	男女共同参画シンポジウム1回250人 性と生の講座3回64人 エンパワーメント講座4回131人 パートナーシップ講座3回136人 講師派遣5回158人						
平成18年度	男女共同参画シンポジウム1回110人 性と生の講座3回151人 エンパワーメント講座4回128人 パートナーシップ講座3回87人 講師派遣5回132人						

部名称		総務部		課名称		総務課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,168	372	1,229	1,290	
	人件費⑪	千円	3,335	3,335	3,335	3,312	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,503	3,707	4,564	4,602	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,503	3,707	4,564	4,602	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,503	3,707	4,564	4,602	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.40	0.40	0.40	0.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
昨年度の課題を踏まえ、事業内容を工夫した結果、一部講座では参加者数の増加、参加者層の拡大することができました。今後さらに新たな参加者を増やすため、社会情勢や区民ニーズの変化を反映させた事業を考えていく必要があります。 また、男女共同参画についてより深く学ぶために、講座の企画・運営を区と区民が協働で行う機会を一層増やしていくことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	1	シンポジウムの参加者が少なかったため参加者総数は減少しましたが、他の講座は新しい企画内容を工夫し、参加者数も増加しました。				
	効率性	2	講座の内容によって、開催日時や会場、周知方法などを区民が参加しやすいように考慮していますが、テーマにより参加者に多少があり、より一層の工夫が必要と思われます。				
	実施の成果	2	講座参加者へのアンケートでは9割近くが肯定的な回答を寄せているため、成果は上がっていますが、対象者の拡充が不十分です。				
	行政の関与	3	区が主体となって事業を実施していますが、企画・運営に実行委員会方式や、団体との協働を取り入れて実施していることは妥当です。				
	妥当性	3	啓発活動として、講座実施による方法が効果的で妥当と考えます。				
	施策寄与度	3	男女共同参画推進条例の制定に伴い、区の果たすべき役割としての啓発活動は、さらに重要になっていると考えます。				
総合評価	男女共同参画社会の実現のために、区民の意識を啓発する役割を果たしています。男女共同参画シンポジウムについては、男女共同参画推進センター運営委員会及び公募の実行委員と協働で企画・運営を行っています。また、講座開催時にアンケートを実施し、参加者の理解度、満足度を検証し、意見、感想を聞いて、結果を次の講座の企画に役立てています。18年度はシンポジウムの参加者が少なかったため参加者総数は減少しましたが、性と生の講座、エンパワーメント講座は企画内容を工夫し、従来少なかった若年層が多く参加するなど、参加者層を拡大することができました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	男女共同参画の啓発対象者を拡大するために、新たな参加者層を開拓する必要があります。社会情勢や区民ニーズの変化を反映させた、新しい内容を取り入れるよう工夫するとともに、より多くの区民が企画に参加できるよう、区民との協働を広げていきます。					

事務事業	64	女性の参画の促進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	04	男女共同参画社会の構築					
施策	02	あらゆる分野における男女共同参画の促進					
事業内容							
目的	区政に、女性の意見を反映させるため、区の審議会等への女性の登用を推進します。また、男女共同参画に向けた職員の意識改革を図り、職場における男女共同参画を推進し、女性職員の政策決定過程への参加や参画を進めます。						
対象・手段	「男女平等推進計画」に掲げられた「審議会等において一方の性が40%を割らないこと」を目標として、男女共同参画行政推進連絡会議（※）において、具体的に登用計画を策定し比率調査を実施します。また、職員に対する意識改革についても、男女共同参画行政推進連絡会議を通して研修等を実施し、全庁的に促進します。 ※男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図るための庁内の組織						
成果（事業が意図する成果）							
審議会等において女性委員の登用を推進することにより、区政に女性の意見が反映され则认为ます。職員の意識改革については、研修等の実施や、日常的な働きかけの積み重ねで、政策決定過程への参画を推進することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
審議会等における女性委員の割合		審議会等における女性委員の配置及び委員比率の達成率	（平成19年度に40%）の水準達成				
女性委員のいる審議会		審議会等における女性委員の配置	（平成19年度に100%）の水準達成				
全係長に占める女性係長数		全係長に占める女性係長の割合	（平成19年度に33%）の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	%	40.00	40.00	40.00	40.00	調査基準日を10/1現在に統一
	実績1②	%	33.30	36.10	36.70	35.40	
	③＝②／①	%	83.25	90.25	91.75	88.50	
	目標値2④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	調査基準日を10/1現在に統一
	実績2⑤	%	80.60	85.10	83.60	81.60	
	⑥＝⑤／④	%	80.60	85.10	83.60	81.60	
	目標値3⑦	%	34.00	36.00	33.00	33.00	調査基準日：4/1現在 保育園長含む。平成18年度の事務系は18.2% 17年度から第四次実施計画に合わせて目標値変更
	実績3⑧	%	31.40	31.50	32.40	31.80	
	⑨＝⑧／⑦	%	92.35	87.50	98.18	96.36	
事業の実施内容							
平成17年度	審議会等における女性委員の比率調査の実施：10/1現在 女性委員の比率 36.7% 女性委員のいる審議会 83.6% 職場における男女共同参画の推進として、特定事業主行動計画に基づく子育て支援等に関する啓発パンフレット500部を作成し、係長級職員の研修において内容についての説明を行いました。						
平成18年度	審議会等における女性委員の比率調査の実施：10/1現在 女性委員の比率 35.4% 女性委員のいる審議会 81.6% 職場における男女共同参画の推進として、職員の意識改革を促進しセクシュアル・ハラスメントを防止するためのアンケートを実施しました。 対象：常勤職員 300人 回答数：241人（回収率80.0%）						

部名称		総務部		課名称		総務課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	1,668	1,668	1,668	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	1,668	1,668	1,668	1,656	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	1,668	1,668	1,668	1,656	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	1,668	1,668	1,668	1,656	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
審議会等における女性委員の登用に関しては、職務指定・団体推薦に女性の登用が少なく、管理職、団体の代表に女性を増やしていくことが課題です。 職場における男女共同参画の推進については、男女共同参画行政推進連絡会議で引き続きセクシュアル・ハラスメント防止等の研修を実施し、職員の意識啓発をしていくことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	審議会等における女性委員の比率は全国平均や都平均を超えており23区中3番目、また管理職における女性の割合は23区中2番目と他自治体に比べ女性の参画が進んでいます。				
	効率性	2	審議会における女性委員の登用や職員に対する意識改革について、男女共同参画行政推進連絡会議を通し、全庁的に促進することができました。職員の意識改革については、各職場において日常業務の中で継続的に取り組むことが大切です。				
	実施の成果	3	女性委員の登用が推進され、意見が政策に反映されることは、男性委員の意識啓発にもなっています。職員の意識改革の促進を含め、男女共同参画推進行政連絡会議で全庁的に取組んでいます。				
	行政の関与	3	女性委員の登用は区が率先して行う必要があります。男女共同参画社会を実現するためには、まず、職員の意識改革を促進することが重要であり、区が関与することは妥当です。				
	妥当性	3	女性委員の登用や職員の意識改革は、全庁的に取組む必要があり、男女共同参画行政推進連絡会議を通して促進することは妥当です。				
	施策寄与度	3	審議会等の女性委員が増加することで、政策に女性の意見が反映されるようになると考えます。職員の意識改革については、各職場の日常業務のなかで働きかけをすることで、政策方針決定過程への参画を推進します。				
総合評価	審議会等における女性委員の登用や職員の意識改革については、男女共同参画行政推進連絡会議を通じて全庁的に推進しています。女性委員の登用については着実に推進されてきましたが、職務指定や団体推薦の委員については、管理職や団体の長に女性が少ないため女性の登用が困難な面があり、今回は、若干女性比率が下がりました。しかし、全国的に見るとかなり高い水準を維持しています。 職員の意識改革についても全庁的に推進されてきていますが、係長、管理職に占める女性の割合はまだ少ないため、一層高める必要があります。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 B 14年度
	目標達成を目指して女性委員の登用をさらに推進します。 男女共同参画社会を実現するためには、区が区民・事業者・地域団体と協働で取り組むことが重要ですが、そのためには職員が男女共同参画を十分理解することが不可欠です。今後も、男女共同参画行政推進会議を通して全庁的に施策を推進していきますが、各職場においても日常業務のなかで職員への意識改革の働きかけを行います。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	65	職場における男女共同参画の推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	04	男女共同参画社会の構築					
施策	02	あらゆる分野における男女共同参画の促進					
事業内容							
目的	区内事業所における「男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」を促進することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。あわせて次世代育成支援対策推進法に基づく啓発を行い、少子化対策を進めます。						
対象・手段	区内事業者に、啓発の一環として男女共同参画状況及び次世代育成支援計画に関するアンケート調査を行います。また、男女労働者に優しい職場を推進する事業者の紹介を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
区内事業所において、「男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」を促進することにより、男女共同参画社会の実現を目指すとともに、次世代育成を推進します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
女性が働きやすい環境・職場風土づくりを推進している事業者		女性が働きやすい環境・職場風土づくりを推進している事業者数/全体回答数			(平成19年度に) (80%)の水準達成		
育児・介護休業制度を導入している事業者		育児・介護休業制度を導入している事業者数/全体回答数			(平成19年度に) (80%)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	80.00	80.00	80.00	対象事業者 H.16年度、H.17年度は区内の入札登録事業者 H.18年度は東京商工会議所新宿支部加入事業者
	実績 1 ②	%	0.00	70.20	72.20		
	③＝②／①	%	0.00	87.75	90.25	0.00	
	目標値 2 ④	%	0.00	80.00	80.00	80.00	<実績 1> 平成18年度調査は「男女ともに働きやすい職場環境・風土づくり」について調査項目を変更し実施したため比較できない。 推進事業者30.10%、達成率37.63%
	実績 2 ⑤	%	0.00	36.50	61.50	49.10	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	45.62	76.88	61.38	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	総務部契約管財課に登録している区内の事業者200社を無作為抽出し、男女共同参画に関するアンケート及び次世代育成支援計画に関するアンケートを実施しました。回答数56社						
平成18年度	商工会議所新宿支部の協力を得て、商工会議所新宿支部に加入している企業1,000社を対象に、「仕事と家庭の両立」「働きやすい職場づくり」「次世代育成支援計画」等についてのアンケート調査を行いました。回答数：162社						

部名称		総務部		課名称		総務課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	129	635	
	人件費⑪	千円	0	3,335	3,335	3,312	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	3,335	3,464	3,947	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	3,335	3,464	3,947	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	3,335	3,464	3,947	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.40	0.40	0.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
大企業では、仕事と家庭の両立支援等さまざまな制度の整備が進んでいます。しかし、区内の事業所の多くは中小企業で、制度を整備することが難しい事業所もあり、啓発と具体的な支援が課題です。 また、啓発の一環として実施しているアンケート調査は16，17年度に比べ、18年度は調査対象を大きく拡大しました。今後は企業の実態把握のための状況調査を行う必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	商工会議所新宿支部に加入している事業者に対し、実態把握と啓発を目的としたアンケート調査を実施しました。中小企業では仕事と家庭の両立支援への取組みについて、啓発や具体的な支援が必要です。				
	効率性	2	区内事業者に対し、男女共同参画を促進するための啓発や実態把握として、アンケート調査を行うことは、一度に多くの事業者への啓発となり、効率的です。				
	実施の成果	2	区内の事業者に対するアンケート調査を通じ、男女共同参画について実態把握と啓発を行いました。				
	行政の関与	2	区が調査を実施することで、区内事業者に対し男女共同参画について実態の把握とともに啓発を行うことができるので、区が関与することはほぼ妥当です。				
	妥当性	2	区内事業者に対してアンケート調査を実施することにより、男女共同参画の啓発や働きやすい環境・職場風土づくりを推進し、男女共同参画の進捗状況や課題を把握することができるので、ほぼ妥当です。				
	施策寄与度	2	区内事業者に対してアンケート調査を実施することにより、男女共同参画の啓発と、働きやすい環境・職場風土づくりを促進しています。				
総合評価	区内事業者に対してアンケート調査を実施し、男女共同参画についての啓発や働きやすい環境・職場風土づくりを促進しました。17年度は調査対象数200社（区の登録事業者）でしたが、18年度は1000社（商工会議所新宿支部会員）に拡大しました。しかし、回収率が低いと、実態把握においても啓発の面からも工夫する余地があります。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	平成19年度は、対象事業者数及び設問事項を拡大し、「男女共同参画推進計画」の策定に伴うアンケート調査と兼ねて実施し、区内事業者及び区民の男女共同参画に関する現状をより正確に把握するとともに課題を抽出し、計画に反映させます。 また、職場における男女共同参画や子育て支援をより一層推進するため、「ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定」など具体的な取組みを行います。男女雇用機会均等法の改正などさまざまな情報についても、国や東京都などとの機関と連携してセミナーを開催し、積極的に情報提供をします。					

事務事業	66	男女共同意識啓発のための情報提供					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	04	男女共同参画社会の構築					
施策	03	家庭生活を男女がともに担うための支援					
事業内容							
目的	固定的な性別役割分業にとらわれず、男女がともに家庭生活における責任を果たすための意識づくりを推進します。						
対象・手段	男女平等のための啓発誌「しんじゅくフォーラム」を発行します。						
成果（事業が意図する成果）							
固定的な性別役割分業にとらわれず、男女がともに家庭責任を果たせるように区民の意識改革が図られています。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
家庭における男女平等観		区政モニターアンケートで「家庭生活で平等になっている」との回答/全体回答数			(平成19年度に60%の水準達成)		
					()年度に()の水準達成		
					()年度に()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	60.00	60.00	60.00	区政モニターアンケート：平成16年度から実施
	実績 1 ②	%	0.00	24.60	35.70	36.40	
	③＝②／①	%	0.00	41.00	59.50	60.67	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	「しんじゅくフォーラム」24号発行 テーマ：少子化時代の私の選択・私のライフスタイル						
平成18年度	「しんじゅくフォーラム」25号発行 テーマ：「結婚」から考える男女のパートナーシップ						

部名称		総務部		課名称		総務課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,189	2,117	2,117	2,145	
	人件費⑪	千円	3,335	3,335	2,501	2,484	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,524	5,452	4,618	4,629	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,524	5,452	4,618	4,629	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	5,524	5,452	4,618	4,629	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.40	0.40	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
「しんじゅくフォーラム」は、編集については業者委託をしており、区民との協働という視点がやや欠けています。 また、創刊から四半世紀がたち、一定の目的を達成しましたので、社会情勢の変化を踏まえて、男女共同参画啓発のための情報提供のあり方を検討します。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	「しんじゅくフォーラム」は、創刊から25年がたち、一定の目的を達成しましたので、25号はその集大成として、内容に工夫を凝らしました。今後、啓発のための情報提供のあり方を根本的に検討します。				
	効率性	1	編集を業者委託にすることにより、効率的に実施されていますが、協働の視点を取り入れることや、社会情勢の変化を考慮した情報提供のあり方について、検討する必要があります。				
	実施の成果	2	「しんじゅくフォーラム」は、地域団体や小・中学校、区立の各施設、区内金融機関などに配布し、多くの区民が読めるようにしています。				
	行政の関与	1	啓発活動の主体として区が行うことは妥当ですが、編集形態の妥当性について再検討しました。				
	妥当性	1	「しんじゅくフォーラム」は、男女がともに家庭責任を果たすための意識啓発の手段として妥当であったと考えますが、創刊から25年が過ぎ、他の手法についての検討を行いました。				
	施策寄与度	2	男女がともに家庭生活において、責任を果たすための意識啓発に寄与しています。				
総合評価	「しんじゅくフォーラム」は、毎回著名人とともに区民が登場し、区民に親しみやすい啓発誌を目指してきました。しかし、編集については業者委託をしており、区民との協働という視点がやや欠けています。						※ B
	また、創刊から25年が過ぎ、社会情勢が大きく変化しているため、変化に対応した情報提供のあり方を検討する必要があります。このため編集方法や紙面づくりについて、他自治体の状況などの情報収集を行い、区民との協働を取り入れることなど、今後に向けて検討を行いました。						過年度評価
改革方針							17年度 B
							16年度 B
							15年度
							14年度
							方向性
区の情報提供手段として、「しんじゅくフォーラム」を、男女共同参画推進センター情報紙「ウィズ新宿」と一元化します。「ウィズ新宿」はセンターの登録団体有志による編集委員が編集してきましたが、広く区民から編集委員を公募し、事前研修として編集講座を開催するなど、編集技術を初歩から学べるよう仕組みを作ります。							※ 2
							手段改善

事務事業	67	平和啓発事業の推進					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	05	平和の推進と国際化への対応					
施策	01	平和事業の推進					
事業内容							
目的	平和に関する認識を一層深めるため、「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の啓発普及活動を推進します。						
対象・手段	区民、特に戦争を知らない世代を対象に、「平和展」などの地域に根ざした啓発活動を行います。平和のポスターを描くことを通して、平和を願う児童・生徒を育成します。						
成果（事業が意図する成果）							
平和を願う児童・生徒と平和の大切さを深く認識できる区民を育てることで、平和な社会を構築します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
平和のポスター展への参加率		応募校数／全学校数			(平成19年度に100%の水準達成)		
平和講演会の参加者数		参加者数/参加目標数			(平成19年度に100%の水準達成)		
					()年度に()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	校	43.00	43.00	41.00	41.00	
	実績 1 ②	校	24.00	24.00	25.00	26.00	
	③＝②／①	%	55.81	55.81	60.98	63.41	
	目標値 2 ④	人	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 2 ⑤	人	80.00	100.00	77.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	80.00	100.00	77.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	平和展は新宿歴史博物館と共催で実施。平和のポスター展も同時開催。他に本庁舎1フロビーでパネル展示を実施。親と子の平和派遣、平和派遣者との協働事業を実施。平和都市宣言20周年記念事業（平和のつどい開催 記念誌2000部発行）。平和市長会議参加。平和のポスター展の開催（対象は小学校4・5・6年生、中学校1・2・3年生、養護学校生徒。7/30から9/4まで歴史博物館で開催）。						
平成18年度	平和展は3会場で開催。うち新宿歴史博物館で平和のポスター展と同時開催。親と子の平和派遣、平和派遣者との協働事業等の平和関連事業を実施。平和のポスター展の開催（対象は小学校4・5・6年生、中学校1・2・3年生、養護学校生徒。7/22から7/30まで歴史博物館で開催）。						

部名称		総務部		課名称		総務課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,988	2,570	10,899	2,487	
	人件費⑪	千円	3,335	3,335	3,335	3,312	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,323	5,905	14,234	5,779	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,323	5,905	14,234	5,779	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	5,323	5,905	14,234	5,779	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.40	0.40	0.40	0.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
戦後62年が経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている現状のなかで、若い世代に平和の大切さに関する認識を一層深める事業を推進していく必要があります。 平和のポスター展への児童・生徒の参加率を高めることが重要です。しかし、限られた授業時数の中で、そのための時間数を確保するための工夫が必要となっています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	平和展、平和派遣者との協働事業等は、多くの方々に参加いただき、アンケート結果も好評でした。 平和都市宣言をしている新宿の子どもに、積極的に参加するよう啓発していきます。				
	効率性	2	平和展の開催期間を原爆投下日前後にすることで、関心を引きやすく効率的です。 学校教育の中に、国際理解教育推進と共に、各教科等における平和に関する学習を推進し平和についての認識強化を図っています。				
	実施の成果	2	事業参加者のアンケート結果からは成果があったと言えます。 学校教育という集団生活を通して、共に尊重し合う態度を育成し、平和に関する認識を一層深め、平和を願う児童・生徒の育成を目指しています。				
	行政の関与	3	全ての施策は平和があつてのものです。今後も平和啓発は必要です。 「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和啓発を推進することは国際社会に生きる人材育成に資するもので行政の責務です。				
	妥当性	2	次代を担う子どもたちを主な対象にし、平和事業を展開することは妥当と言えます。 平和に関する教材を各教科等でも取り上げ、恒久平和を願う心情を育成していきます。				
	施策寄与度	2	平和の大切さについて考える機会を提供しており、施策目的達成に寄与しています。 国際社会に生きる日本人として様々な考え方や価値観を尊重し、国内・国外にかかわらず共存できる社会の実現を目指し、継続的に平和について学習することが必要です。				
総合評価	平和は区民生活の基本を成すもので、平和について考える契機となる平和啓発事業は今後も継続的に推進していく必要があります。 今後も学校教育全体の中で、継続して恒久平和を願う児童・生徒を育成することは有意義です。平和のポスター展のみならず、各教科等における平和に関する単元での学習等、各学校の実態に即した多様な展開を模索することが重要です。						※ B 過年度評価 17年度 A 16年度 B 15年度 14年度
	戦後62年が経過し、戦争の悲惨さを直接継承する人が少なくなっているため、各事業について常に改善を図り、より多くの人に関心を持っていただけるよう工夫していきます。 平和展は、区民から募集した戦争体験画や広島平和記念資料館等から貸出しを受けた写真やポスター等を展示するなど、毎年展示物の内容を変更していますが、今後とも関心を高めていただけるよう展示物を工夫して開催します。 さらに、各事業に映画上映等を併せて開催し、集客増を目指すことを検討します。 学校教育においては、今後とも教育全体の中で、多様な機会を活用し、恒久平和を願う児童・生徒の育成をしていきます。						※ 1 現状のまま継続
改革方針							

事務事業	68	多文化共生のまちづくり					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	05	平和の推進と国際化への対応					
施策	02	国際化に対応した地域社会づくり					
事業内容							
目的	日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めることにより、多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会を形成します。						
対象・手段	しんじゅく多文化共生プラザを拠点に地域住民や活動団体のネットワーク化を図るとともに、外国人を含めた様々な人や団体が交流し、互いの理解を深めることができる事業を展開します。また、外国人への情報提供や、相談業務を実施することにより総合的な事業として推進します。						
成果（事業が意図する成果）							
しんじゅく多文化共生プラザを拠点に日本人と外国人との交流を進めるとともに、地域住民や活動団体など多様な主体の参加により多文化共生社会を実現することができます。また、外国人に必要な生活情報や行政情報を提供することができます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
多目的スペースの利用件数	2件／日×28開館日／月＝56件／月	（平成18）年度に （56件／月）の水準達成					
外国語版文化・生活情報等ホームページへのアクセス件数	外国人登録者数約3万人が毎月1回アクセス	（平成18）年度に （30,000件／月）の水準達成					
外国語広報紙の配布場所	外国語広報紙の普及 配布設置場所 公共施設、小中学校、保育園、幼稚園、日本語学校、NPO団体、ボランティア団体等	（ ）年度に （240箇所）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	件／月	0.00	0.00	56.00	56.00	
	実績1②	件／月	0.00	0.00	43.00	45.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	76.79	80.36	
	目標値2④	件／月	0.00	0.00	0.00	30,000.00	
	実績2⑤	件／月	0.00	0.00	0.00	39,196.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	130.65	
	目標値3⑦	箇所	0.00	0.00	0.00	240.00	
	実績3⑧	箇所	0.00	0.00	0.00	265.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	110.42	
事業の実施内容							
平成17年度	しんじゅく多文化共生プラザの設置（平成17年9月1日） 各種講座・イベントの実施 （外国人のための防災講座、留学生のための就職・起業・在留手続等講演会 などを実施） ネットワーク連絡会の開催（平成18年1月から2回開催）						
平成18年度	しんじゅく多文化共生プラザの管理運営（各種講座、プラザ開設1周年記念事業） ネットワーク事業の推進（連絡会、分科会①防災 ②子どもの教育・学習支援 ③情報提供 ④イベント） 外国人への情報提供（外国語版生活情報紙、外国語版広報紙、外国語版文化・生活情報等ホームページ） 外国人相談窓口の運営（本庁舎1階区政情報コーナー、しんじゅく多文化共生プラザ外国人相談コーナー）						

部名称		地域文化部		課名称		文化国際課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	23,290	49,694	
	人件費⑪	千円	0	0	9,049	15,928	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	32,339	65,622	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	32,339	65,622	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	32,339	65,622	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.80	1.60	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	1.00	
事業に関する検討課題							
しんじゅく多文化共生プラザのさらなる利用促進と、地域住民や活動団体からなるネットワークの取組みを 発展させていくことが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	しんじゅく多文化共生プラザの利用者の増加、地域住民や活動団体によるネットワーク事業の展開、外国人向けの広報紙やホームページを使った情報提供など、着実に事業を実施しています。				
	効率性	3	ネットワーク事業においては、テーマ別に分科会を設けることで、参加者の知識や経験など専門性を活かすことができました。また、広報紙や生活情報紙の配布先の拡大や、ホームページの毎月更新など、効果的に情報提供ができるよう工夫しました。				
	実施の成果	3	プラザを拠点として各種事業を行うことは、日本人と外国人の交流促進に大いに成果があります。また、外国人に対する情報提供や相談業務の実施は、情報格差の解消につながります。				
	行政の関与	3	区は日本人と外国人が共に生活するまちづくりを推進する必要があります。				
	妥当性	3	地域住民や活動団体のネットワークが主体となった事業展開や、外国人を対象とした情報提供や相談業務の実施は、多文化共生の推進のために必要なことです。				
	施策寄与度	3	国際化に対応した地域社会づくりのためには、日本人と外国人が共に生活する多文化共生のまちづくりを推進することが重要です。この事業を行うことは、施策目的達成に大いに寄与していると言えます。				
総合評価	しんじゅく多文化共生プラザについては、ボランティアが主体となった活動の促進や、プラザ開設1周年記念事業などのPR効果により、利用者が着実に増加しています。また、地域住民や活動団体によるネットワーク事業においては、参加者の知識や経験など専門性を活かすことができました。情報提供については、広報紙や生活情報紙の配布先の拡大や、ホームページの毎月更新など、効果的に情報提供ができるよう工夫しました。これらの成果は多文化共生のまちづくりを着実に推進させるものであると言えます。						※ A 過年度評価 17年度 A 16年度 15年度 14年度
							方向性
改革方針	多文化共生のさらなる推進のためには、今までの事業を検証するとともに、地域の実情や区民ニーズを的確に把握することが必要です。 このため、基礎データの収集を目的とした「多文化共生実態調査」を実施することにより、今後の施策に反映させていくこととします。						※ 4
							拡大

事務事業	69	日本語学習への支援					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	05	平和の推進と国際化への対応					
施策	02	国際化に対応した地域社会づくり					
事業内容							
目的	新宿区で生活している外国人の言語に対する不安を取り除くことで、多文化共生を推進します。						
対象・手段	区が日本語教室を実施することにより、外国人の日本語学習の機会の充実を図ります。 また、ボランティアが自主的に運営する日本語教室のネットワークづくりと活動への支援を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
日本人と外国人のコミュニケーションの促進や、外国人が日本の生活習慣を身につけ、地域の一員として生活していくことの手助けを図ることができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
日本語教室の会場数		日本語教室の地域展開			(平成18年度に 8箇所)の水準達成		
日本語教室及び日本語教授法講座の参加者数		日本語教室の参加者数 定員20人×9クラス×2回（前後期）＝360人 日本語教授法講座の参加者数 定員40人×4回＝160人			(平成18年度に 520人)の水準達成		
日本語学習コーナーでの学習者数		日本語学習コーナーでの活動・利用実績 日本語学習コーナーでの学習会への参加者数6名/回×2回/週×52週（年間）＝624人			(年度に 624人)の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	箇所	0.00	0.00	8.00	8.00	
	実績 1 ②	箇所	0.00	0.00	8.00	8.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④	人	0.00	0.00	520.00	520.00	
	実績 2 ⑤	人	0.00	0.00	377.00	432.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	72.50	83.08	
	目標値 3 ⑦	人	0.00	0.00	0.00	624.00	
	実績 3 ⑧	人	0.00	0.00	0.00	888.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	142.31	
事業の実施内容							
平成17年度	日本語教材・資料の整備・閲覧（日本語学習コーナー） 日本語教室の運営、日本語教授法講座・ブラッシュアップ講座 日本語ボランティア教室のネットワーク化と支援						
平成18年度	日本語学習コーナーでの日本語教材・資料の整備・閲覧 ボランティア主体による各種日本語学習会の開催 日本語教室の運営、日本語教授法講座・ブラッシュアップ講座 日本語ボランティア教室のネットワーク化と支援						

部名称		地域文化部		課名称		文化国際課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	8,082	8,082	
	人件費⑪	千円	0	0	2,501	2,484	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	10,583	10,566	
	受益者負担⑮	千円	0	0	1,880	2,137	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	8,703	8,429	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	17.76	20.23	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	8,703	8,429	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	82.24	79.77	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
外国人が日本語を学びながら、日本の生活習慣やマナーを身につけることができるように工夫し、さらに充実することが課題です。 一方、外国人の日本語学習を支援する指導者を育成するとともに、日本語ボランティア団体をネットワーク化することにより相互の連携を図ることが求められています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	日本語教室の地域バランスを考えた広範囲にわたる展開が実現しました。またプラザ内日本語学習コーナーでは、ボランティアが主体となった日本語学習会の開催など、工夫を重ねています。日本語教室・教授法の参加者も増えました。				
	効率性	2	日本語ボランティアを活用することで、地域住民との協働により事業を実施しています。新宿文化・国際交流財団に事業を委託することで、長年の実績や経験を活かして運営しています。				
	実施の成果	3	日本語教室の普及により日本語教室と教授法ともに参加者が増えました。また外国人の学習者の中から、今度は自分の母国の文化と言語を教えたいという自主学習グループも生まれてきています。日本語教室から相互交流の芽が確実に生まれてきています。				
	行政の関与	3	コミュニケーション手段としての日本語能力は、地域住民同士の交流のために必要です。外国人の誰もが気軽に日本語を学習しやすい環境づくりは区が取り組むべき課題です。				
	妥当性	3	日本語を学びたい外国人に加え、日本語を教えたいボランティアを対象に、スキルアップなど、現場のニーズに合わせ、様々な講座を開催しています。また日本語教室では、日常会話の他、緊急時の対応や地震対策など、生活に密着したテーマを取り上げています。				
	施策寄与度	3	国際化に対応した地域社会づくりのためには、区で生活する外国人への日本語学習支援は重要です。この事業を行うことは、施策目的達成に大いに寄与しているといえます。				
総合評価	日本語教室は、会場を見直し、より広い地域で展開しました。外国人が参加しやすい環境を整備することにより、日本語教室の参加者を増やすことができました。 また日本語を教えるボランティアのためのスキルアップ講座への参加者も増えており、しんじゅく多文化共生プラザ内の日本語学習コーナーでは、ボランティアが主体となった日本語学習会が活発に行われています。さらに外国人の学習者の中から、今度は自分の母国の文化と言語を教えたいという自主学習グループも生まれてきています。日本語学習の場から相互交流の芽が確実に生まれてきています。 これらの成果は多文化共生のまちづくりを大きく推進させるものであるといえます。						※ A 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針							方向性
	新宿区には多くの外国人が生活しているため、日本語学習の支援は重要な事業です。 今後は、日本語の学習だけでなく、日本の生活習慣やマナーも身につけることができるよう内容を充実するとともに、地域住民と外国籍住民の相互交流の場としても寄与していきます。 また、最近では成人だけでなく、来日間もない外国人の子どもの日本語学習も課題になってきています。民間ボランティア日本語教室やNPOなどとの連携を進め、対応していきます。						※ 2 手段改善

事務事業	70	鉄道網の整備促進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	01	適切な都市構造の実現					
事業内容							
目的	都市の骨格を形成する鉄道網のひとつである東京メトロ副都心線の整備事業を円滑に進捗させるために必要な調整を図ります。						
対象・手段	対象：地下鉄副都心線整備事業者である東京地下鉄株式会社と東京都建設局、及び沿線住民。 手段：地元住民の要望を把握し、事業者と調整しながら事業に反映させていきます。併せて事業の進捗状況を常に把握し地元住民にその情報を伝えていきます。						
成果（事業が意図する成果）							
地下鉄副都心線建設事業の整備が進行し予定どおり開業するために、区が調整し整備を促進することで、区内の交通基盤が整備されます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
工事進捗度（％）		駅出入口の確保等各種の問題は工事の遅延につながりやすく、これらの問題解決を円滑に進めるには区の関与が必要です。工事進捗度は、整備促進を目的とした区の関与を示す一つの指標です。			（平成19年度に		
					（100％）の水準達成		
					（）年度に		
					（）の水準達成		
					（）年度に		
					（）の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	％	0.00	30.00	65.00	90.00	
	実績 1 ②	％	0.00	30.00	65.00	90.00	
	③＝②／①	％	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	％	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	％	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	引き続き、地下鉄13号線（副都心線）の各駅における出入口、換気塔の設置について、事業者と住民との間の調整等を行いました。事業者に対して、バリアフリー施設や自転車駐輪場の確保について働きかけを行いました。						
平成18年度	引き続き、地下鉄副都心線の各駅における出入口、換気塔の設置について、事業者と住民との間の調整等を行いました。事業者に対して、バリアフリー施設や自転車駐輪場の確保について働きかけを行いました。なお、2月に路線名（副都心線）と駅名（西早稲田、東新宿、新宿三丁目）が決まりました。						

部名称		都市計画部		課名称		都市計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	6,670	6,670	6,670	6,624	
	事務費⑫	千円	29	22	30	35	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,699	6,692	6,700	6,659	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,699	6,692	6,700	6,659	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,699	6,692	6,700	6,659	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
今後、開業に向けて、以下の調整を行うことが課題です。 ① 駅のバリアフリー（出入口からホームまでの1ルート以上の確保） ② 自転車駐車場の確保							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	事業を順調に進めるために駅出入口等について地元との調整を図ってきました。その調整により出入口と換気塔、駅名が決定され平成20年6月開業に向けて計画どおり進められています。				
	効率性	3	鉄道事業を促進することにより、周辺の都市基盤が整備されていくため、効率的です。				
	実施の成果	2	地元からの要望や工事に対する苦情等を、的確に鉄道業者に伝え対応することで、概ね円滑な事業進行が図られました。				
	行政の関与	2	鉄道や道路等、都市施設建設が区の都市マスタープランに沿って計画的に進められるよう、区が関与していく必要があり、ほぼ妥当です。				
	妥当性	3	地下鉄工事とその周辺の環境整備が計画どおり進むためには、区が地元と事業者との調整を行なうことが妥当です。				
	施策寄与度	3	副都心線は、南北の都市骨格として非常に重要です。平成20年6月開業することにより、周辺の交通網の整備や建築物の更新が期待できるため、施策目的達成へ大いに寄与しています。				
総合評価	副都心線の建設工事も順調に進み、各駅の換気塔や地下鉄出入口の設置位置、駅名決定についても地元や関係者間の調整を行いました。この間、工事の苦情等にも対応し、工事も円滑に進捗しています。 また、新駅設置による放置自転車の増加を想定した自転車駐車場の整備やバリアフリーのための施設整備について、事業者に働きかけをしました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
	改革方針	駅出入口や換気塔の設置等について、事業者と地権者との間で交渉が行われる際に、まちづくりの観点から調整すべきと判断されるものについては、引き続き事業者と沿線住民との調整を行っていきます。 自転車駐車場の整備やバリアフリー施設の導入について、引き続き働きかけていきます。					

事務事業	71	都市マスタープランの改定					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	01	適切な都市構造の実現					
事業内容							
目的	平成8年に都市マスタープランを策定し、10年が経過しました。策定後の社会状況の変化や都市基盤整備の進捗状況等によって、区のまちづくりに新たな課題が生じています。これらの課題に対応するとともに、区民の一層の参画を得て、協働でまちづくりを進めるため、平成19年度に新宿区都市マスタープランを改定します。						
対象・手段	新宿区民会議の提言書及び地区協議会の意見書の内容を尊重して作成された都市計画審議会の答申を踏まえ、改定都市マスタープランの素案を作成していきます。素案作成後には、パブリックコメントや説明会等により区民等の意見を聴取するなどし、区民等の参画を得て計画づくりを進めます。また、同時期に見直しを行う区の基本計画と一体の総合的な計画の作成を目指します。						
成果（事業が意図する成果）							
平成19年度に都市マスタープランを改定し、建築・都市開発の適切な誘導、調和のとれたまちづくりを進め、持続可能な歩きたくなるまち新宿の実現を目指していきます。また、都市マスタープランと基本計画の総合化を図り、区のまちづくりの総合的な計画として、区民等に分かりやすいものとしていきます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
区民の意見収集のための会議等の開催		区民参加により計画案を作成するため、区民会議及び地区協議会で「まちづくりの方針」を検討しています。区民意見の収集、反映の度合を表すものとして、会議等の開催回数を指標にします。			(平成19)年度に (100回)の水準達成		
有識者からの意見聴取		都市計画審議会等に諮り、意見を求める回数を指標にします。			(平成19)年度に (10回)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	回	0.00	0.00	100.00	100.00	区民会議(第3分科会)を23回、地区協議会121回開催しました。
	実績1②	回	0.00	0.00	82.00	144.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	82.00	144.00	
	目標値2④	回	0.00	0.00	0.00	10.00	都市計画審議会及び審議会を8回、都市計画審議会のもとに設置した都市マスタープラン検討部会を4回開催しました。
	実績2⑤	回	0.00	0.00	0.00	12.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	120.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	区民会議では「部門別のまちづくり方針」についての提言、地区協議会では「地域別のまちづくり方針」についての意見書の検討が重ねられています。 区民会議においては、平成18年2月に中間まとめが発表されました。						
平成18年度	平成18年6月には区民会議が提言書を、8月には各地区協議会が意見書をまとめ、提出を受けました。7月には都市計画審議会に「都市マスタープランの改定について」諮問し、提言書及び意見書の内容を尊重して審議が進められました。都市計画審議会では、基本計画と都市マスタープランとが一体となった答申としてまとめられ、平成19年2月に答申を受けました。						

部名称		都市計画部		課名称		都市計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	7,024	7,066	
	人件費⑪	千円	0	0	16,676	16,560	
	事務費⑫	千円	0	0	84	234	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	23,784	23,860	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	23,784	23,860	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	23,784	23,860	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
都市マスタープランの改定にあたっては、区民会議の提言や地区協議会の意見書を尊重し、同時期に見直しを行う区の基本構想や基本計画との連携を密にし、一体の総合的な計画としていく必要があります。 さらに、東京都の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や既存の都市計画、近隣区の都市マスタープラン等との整合性を図ることが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	区民会議の提言書、地区協議会の意見書の内容を尊重して、都市計画審議会で都市マスタープランについて審議が進められ、平成19年2月に答申を受けました。計画どおりの進捗です。				
	効率性	3	社会状況の変化等により、まちづくりに新たな課題が生じています。これらの課題に対応した都市マスタープランに改定することで、効率的に建築・都市開発を誘導することができます。				
	実施の成果	3	区民会議では提言書、地区協議会では意見書が取りまとめられ、提出を受けました。また、平成19年2月には、都市計画審議会から、基本計画との一体となった都市マスタープランの答申を受けるなど、目標以上の成果をあげました。				
	行政の関与	3	都市マスタープランは、都市計画法に基づく法定計画であるため、区が作成する必要があります。				
	妥当性	3	都市計画法では、都市マスタープランを定めるときは、住民の意見を反映させるための措置を講じることとされています。区民会議や地区協議会の意見を尊重して、計画づくりを進めており、先進的な住民参画の取組みを行っているといえます。				
	施策寄与度	2	都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であり、計画的なまちづくりを展開していくために重要です。現状に即した都市マスタープランに改定することで、効率的に区における建築・都市開発を誘導し、居住環境の向上等に寄与することができます。				
総合評価	都市マスタープランは、都市計画法に基づいて、区が定める法定計画で、建築・都市開発の適切な誘導、調和のとれたまちづくりを進めるために重要な計画です。平成18年には、区民会議及び地区協議会において「区全域及び地区ごとのまちづくりの方針」が提言書及び意見書としてまとめられ、提出を受けました。区民会議等により、計画づくりの初期段階から住民の参画を得て、都市マスタープランを検討することは、極めて先進的な取り組みであると考えます。また、平成19年2月の都市計画審議会の答申は、基本構想審議会と連携を密にとり、基本計画と都市マスタープランとの総合化を図るなど目標以上の大きな成果をあげました。						※ A 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	同時期に見直しを行う区の基本構想や基本計画と一体の総合的な計画づくりを進めています。						※ 1
							現状のまま継続

事務事業	72	都市計画道路の整備（補助第72号線）					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	01	適切な都市構造の実現					
事業内容							
目的	新宿駅付近から高田馬場駅付近を結ぶ都市計画道路補助72号線の未開通区間を整備し、周辺道路の混雑緩和と周辺地域の活性化を図ります。						
対象・手段	計画線内に存在する土地の地権者、建物所有者、その他の土地又は建物に権利を有するものに対して補償を行い、用地を買収して道路を整備します。						
成果（事業が意図する成果）							
都市計画道路の開通により周辺道路の混雑緩和と地域の活性化が図られます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
補助72号線進捗率（Ⅰ期＋Ⅱ期）	補助72号線の事業用地に対する買収の進捗率	（平成19）年度に （88%）の水準達成					
		（ ）年度に （ ）の水準達成					
		（ ）年度に （ ）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	%	0.00	0.00	82.51	85.80	既買収面積 （Ⅰ＋Ⅱ期、平成18年度末） 15,730.57㎡ （計画線外含まず 公社保有地含まず）
	実績1②	%	76.54	77.30	81.50	82.85	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	98.78	96.56	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	全体対象面積 18,986.22㎡ 目標値 17年度 82.51% 18年度 85.80% 19年度 88.00%
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	第Ⅱ期区間の民有地3件（524.45㎡）を区直買により取得しました。また、公社保有地6件（273.20㎡）を買い戻しました。						
平成18年度	第Ⅱ期区間の民有地3件（256.60㎡）を区直買により取得しました。また、公社保有地2件（80.53㎡）を買い戻しました。 ※買収方法＝区が直接買う方法（区直買）と、公社が先行取得し区が買い戻す方法						

部名称		環境土木部		課名称		管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	218,646	209,587	524,218	418,841	
	人件費⑪	千円	12,507	0	41,690	41,400	
	事務費⑫	千円	32	22	100	108	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	231,185	209,609	566,008	460,349	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	231,185	209,609	566,008	460,349	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	154,540	136,122	247,387	113,385	
	特定財源⑱		76,645	73,487	318,621	346,964	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	66.85	64.94	43.71	24.63	
職員	常勤職員	人	1.50	0.00	5.00	5.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
現在、権利者との移転交渉を進めています。補償金額の精査や、移転先の調整が課題ですが、未買収地の買収を進めてまいります。 第Ⅰ期区間に関しては計画が未定であり、今後の買収計画の策定が課題です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	権利関係の調整や物件調査を行いながら、第四次実施計画の二年目に3件の買収ができました。当初の計画の目標件数を下回る結果とはなりましたが、ほぼ計画どおりといえる評価ができます。				
	効率性	3	地権者への補償費は正当な補償を行う必要があるため、コスト面ばかりを重視することができません。測量、調査委託等の正当な補償を算定するための付随コストを最小限に抑え、事業を効率的に実施できたと評価できます。				
	実施の成果	3	補助72号線の開通によって、大久保・百人町地区の活性化はもちろんのこと、近隣住宅地内への通過交通の減少が期待できます。地域の方の安全の観点からも非常に大きな成果が期待できます。				
	行政の関与	3	地権者に対して、行政による用地取得という一種の安心感を持っていただいております。区が直接買収を行うことは妥当といえます。				
	妥当性	3	事業実施による効果から、目的は妥当だといえます。金銭補償で交渉を行うのが用地買収の原則であり、正当な補償の観点からも妥当といえます。交渉の対象は当該土地に権利を持つ人に限定されます。				
	施策寄与度	3	都市計画道路が整備されることによって、適切な用途に沿った都市構造が構築されることが期待できます。				
総合評価	本事業は、都市計画法の事業認可を受けた後、事業期間が長期化しています。これまで本事業には、多額の財源を投入し補助金や交付金も受けていることから、道路の開通による周辺道路の混雑緩和等の事業効果を、区民に早期に提供することが求められています。平成18年度は、用地買収において一定の成果をあげましたが、今後はより積極的に事業を推進すべきであると考えます。 事業推進のため、測量、物件調査、不動産鑑定の委託を行いました。事業推進のために必要な高度に専門的な知識を取り入れることができ、その効果は高かったと考えます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 B 14年度
	改革方針	補助72号線の第Ⅱ期区間は、供用を既に開始した部分を活かすことができるので効果の面からも優先度が高い地区と考えます。したがって、早期に第Ⅱ期区間の用地買収を完了し、平成21年度に同区間の開通を目指します。また、地元地権者に事業用代替地への移転希望者もいるため、代替地の整備、売却を進めます。 なお、第Ⅰ期区間に関しては境界確定に時間を要する箇所や事業に反対する地権者の存在があるため、計画策定後速やかに用地買収に取り掛かれるよう事前の調査・準備を行います。					

事務事業	73	都市計画道路の整備（駅街路10号線）					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	01	適切な都市構造の実現					
事業内容							
目的	新宿駅東口広場と新南口付近をつなぐ都市計画道路新宿駅付近街路第10号線を整備し、駅周辺の交通アクセス性・歩行回遊性の強化及び駅前景観の向上等を図ります。						
対象・手段	東口広場から明治通りまでの330mのうち、甲州街道から明治通りまでの180m間（計画幅員15m）を都市計画事業として整備します。 街路単独事業とした場合、区が事業主体となり用地買収、街路築造を行うこととなります。						
成果（事業が意図する成果）							
駅前交通環境の向上を図るとともに、沿道土地の高度利用促進等駅周辺の活性化が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
道路完成率		施行延長／総延長	(平成27) 年度に (100%) の水準達成				
用地買収率		買収面積／買収予定面積	(平成27) 年度に (100%) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 2 ④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	周辺事業との調整及び事業化の検討						
平成18年度	周辺事業との調整及び事業化の検討						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
昭和21年の都市計画決定から長期間経過していることと併せ、平成16年度から平成27年度にかけて優先的に整備すべき都市計画道路（第3次前期事業化計画路線）に選定されており、早期着手を目指します。 甲州街道の架け替えを含む南口基盤整備事業や副都心線等、周辺の開発に合わせて事業計画をたてる必要があります。 地価の上昇傾向により、用地取得費が年々上昇しています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	現段階では、事業化の時期等は未確定ですが、情報収集に努めています。				
	効率性	2	事業化した場合、多大な財政負担を強いることとなります。				
	実施の成果	2	現段階で成果は上がっていませんが、南口、東口を含めた駅周辺の将来像の中での位置づけを再整理する必要があります。				
	行政の関与	3	現段階では、都市計画決定権者である区に主体性があります。				
	妥当性	2	周辺の開発の動向を視野に入れつつ事業化の検討をする必要があります。				
	施策寄与度	2	周辺の開発の動向を視野に入れつつ、早期完了が求められています。				
総合評価	沿道からは早期事業化の要請を受けていますが、新宿駅周辺整備の将来像を踏まえつつ、南口基盤整備事業の進捗や新宿四丁目地区の開発の動向も視野に入れ事業化の検討を進めています。						※ D
							過年度評価 17年度 D 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	施工中の甲州街道の橋りょう架け替えと併せ、新宿駅南口の基盤整備が18年度着手されました。周辺の基盤整備が動き出したことから、各事業者と事業内容及びスケジュールを調整して事業計画を立てていきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	74	地籍情報の調査					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	01	適切な都市構造の実現					
事業内容							
目的	道路管理に必要な境界、面積、所有者などを確定することにより、安全安心なまちづくり事業を推進します。						
対象・手段	登記所の登記事項をあらかじめ調査したのち、現地立会いにより境界を確認し、その結果を測量して道路と民有地の境界や隣接する土地の情報を調査します。						
成果（事業が意図する成果）							
道路管理に必要な境界、面積、所有者などを確定することにより、安全安心なまちづくり事業が推進されます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
街区調査実施面積		調査により境界が明確になった道路とそれに囲まれる街区の占める面積です。	(平成21)年度に (2.9km ²)の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	k m ²	0.34	0.35	0.40	0.46	各年度目標値の累計が平成21年度目標水準2.9 k m ² 対象面積 18.12 k m ²
	実績 1 ②	k m ²	0.34	0.38	0.40	0.46	
	③＝②／①	%	100.00	108.57	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	目標値 16年度まで0.93 k m ² 17年度 0.40 k m ² 18年度 0.46 k m ² 19年度 0.44 k m ² 20年度 0.42 k m ² 21年度 0.25 k m ² 計 2.90 k m ²
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	街区調査 若松町ほか 0.40 k m ² を実施しました。 地籍情報システム導入（16・17年度2か年で構築）						
平成18年度	街区調査 河田町ほか 0.46 k m ² を実施しました。						

部名称		環境土木部		課名称		管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	49,640	44,705	45,493	46,139	
	人件費⑪	千円	12,507	12,507	12,507	12,420	
	事務費⑫	千円	544	1,849	1,596	2,901	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	62,691	59,061	59,596	61,460	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	62,691	59,061	59,596	61,460	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	24,816	24,456	25,396	29,030	
	特定財源⑱		37,875	34,605	34,200	32,430	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	39.58	41.41	42.61	47.23	
職員	常勤職員	人	1.50	1.50	1.50	1.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
都心部での地籍調査では土地の権利者が複数に及び且つ複雑であることや、個人情報保護等の問題から地権者調査の確認が困難であり多くの時間を要しています。 また、現在実施している街区調査の後続事業である一筆地調査は、民有地と民有地の境界を調査していくものです。今以上に地権者との調整に時間と労力が必要であり、円滑にすすめるための方法論を確立するなどの体制強化が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	調査が困難であり多くの時間を要していますが、実績も順調に推移しています。				
	効率性	3	各土地所有者が独自に測量するのに比べて広範囲で実施するスケールメリットがあり100分の1の費用で実施できるとの報告もあります。				
	実施の成果	3	都市計画事業の基礎である用地取得を円滑に進めたり、災害時の復旧を迅速に行えるなどの効果があります。				
	行政の関与	3	国土調査法に市町村が実施主体として定められています。				
	妥当性	3	国土調査法と本施策には共通した理念が認められます。				
	施策寄与度	3	適切な都市構造の実現するためのいわば基礎情報が地籍情報であり、すべての都市活動を円滑に進めるために必要な調査です。				
総合評価	地籍調査の成果は、区のまちづくり計画から個人の土地取引まで、土地に関するあらゆる行為の基礎となり、地域の整備計画、災害時の復旧、開発、建築行為等に役立ちます。現在、地権者の調査や現地境界点の確認作業が困難であるが、実績としては予定どおり進捗しており、今後、活発な社会全体の経済活動を土台から支えていくものと評価しています。						※ B 過年度評価
	また、この調査は毎年1,000人以上の地権者と立会いを行ったり、成果の書式に様々な決まりがあることなどから直営での実施は困難で、委託することにより効率的に実施しているところです。						17年度 A 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	現在、権利者が多く立会いの難しいマンションの確認率を上げることが課題であり、他の自治体でも同様の課題を抱えていることから、今後は地籍調査連絡会議等で最良の方法を検討していきます。						※ 1
	平成22年度からは、国が国土調査第6次10箇年計画を策定することに併せて一筆地調査にも着手していく予定です。一筆調査では今以上に地権者との調整に時間と労力を要するため、事業を円滑にすすめるための方法論を確立していきます。						現状のまま継続

事務事業	75	交通結節点の整備推進（中井駅周辺）					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	01	適切な都市構造の実現					
事業内容							
目的	環状六号線拡幅工事により生ずる高架下の空間を活用し、西武線中井駅周辺の交通の利便性向上を図ります。						
対象・手段	対象：東京都、首都高速道路、西武鉄道、中井駅利用客及び落合・中井地区住民 手段：高架下空間を利用した中井駅周辺の整備を行ないます。						
成果（事業が意図する成果）							
駅北口を整備することにより、踏み切りを横断することなく駅利用が可能となります。 駅前広場を整備し、自転車駐車を設置することにより、放置自転車の解消が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
中井駅周辺の整備		整備計画を策定して20%、設計を行って50%、整備工事が完了して100%とします。			() 年度に (100%) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	都道環状六号線の工事に起因する計画のため、目標年次の設定はできません。
	実績 1 ②	%	20.00	20.00	20.00	20.00	
	③＝②／①	%	20.00	20.00	20.00	20.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	調整協議（都、首都高速道路(株)、西武鉄道） 住民対応（環状六号線、中井駅周辺の工事進捗及び事業内容についての説明）						
平成18年度	調整協議（都、首都高速道路(株)、西武鉄道） 住民対応（環状六号線、中井駅周辺の工事進捗及び事業内容についての説明）						

部名称		都市計画部		課名称		都市計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	6,670	6,670	6,670	6,624	
	事務費⑫	千円	74	58	60	59	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,744	6,728	6,730	6,683	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,744	6,728	6,730	6,683	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,744	6,728	6,730	6,683	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
環状六号線工事の進捗を見守り、西武鉄道及び道路事業者との調整を図る必要があります。幹線道路から北口の整備予定地への経路の設定等が今後の課題です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	18年度は道路事業の進捗状況を踏まえて、鉄道事業者や道路事業者との情報交換を行っておりほぼ計画どおり進んでいます。				
	効率性	2	中井駅利用者の利便性向上のため、道路事業にあわせて高架下空間を活用し、駅周辺の整備を行う事業であり効率的です。				
	実施の成果	2	道路事業の進捗状況を踏まえ、鉄道事業者や道路事業者との情報交換や調整を行なうことにより、駅周辺の利便性の向上が図られるため成果はあります。				
	行政の関与	3	区が鉄道事業者や道路事業者との調整を行うことにより、地元の利益向上に繋がり、まちの賑わいを生み出します。そのため、区の関与が必要であり妥当であります。				
	妥当性	3	中井駅北口を整備するためには、高架下空間を利用することが、もっとも妥当であると考えられます。				
	施策寄与度	3	環状六号線拡幅工事により生ずる高架下の空間を利用し、中井駅周辺の交通の利便性向上を図ることにより、適切な都市構造の実現が期待できます。そのため、目的達成に大いに寄与しております。				
総合評価	18年度は、都市計画道路環状六号線工事の進捗を見守りながら、駅施設の改善に向け、調整を行いました。						※ B
							過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	①住民との協議 整備に当たっての一定の制約条件（都市計画道路環状六号線の整備状況による時間的制約、高架下空間という物理的制約）のもとで、地域住民の意見を施設整備に取り入れつつ、事業を進めていきます。 ②民間との役割分担 西武鉄道と取り交わした駅北口設置への協力を約束する文書をもとに、その具体化を図っていきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	76	交通バリアフリーの整備促進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	01	適切な都市構造の実現					
事業内容							
目的	国の基本方針に従い交通バリアフリーを実現するために、特定経路及び特定事業計画を早期に策定します。						
対象・手段	専門家、交通事業者、利用者が参加した推進委員会や推進部会を開催し、特定経路の策定及び事業者が作成する特定事業計画の策定支援をします。						
成果（事業が意図する成果）							
区内の交通施設がバリアフリー化されることにより、公共交通機関を利用する高齢者や障害者等の利便性や安全性が向上します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
新宿駅周辺地区		特定事業計画の策定までを100%として 特定経路の設定までで 30% 特定事業計画（案）のまとめまでで 80%			（平成19）年度に （100%）の水準達成		
高田馬場駅周辺地区		特定事業計画の策定までを100%として 特定経路の設定までで 30% 特定事業計画（案）のまとめまでで 80%			（平成18）年度に （100%）の水準達成		
					（ ）年度に （ ）の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	30.00	80.00	
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	30.00	50.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	62.50	
	目標値 2 ④	%	0.00	30.00	80.00	100.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	30.00	80.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 3 ⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	交通バリアフリー推進委員会及び推進部会（新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区）を併せて5回開催し、重点整備地区における新宿駅周辺地区の特定経路案及び高田馬場駅周辺地区の特定事業計画案をまとめました。						
平成18年度	交通バリアフリー推進委員会及び推進部会（新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区）を併せて6回開催し、重点整備地区における新宿駅周辺地区の特定経路の設定及び高田馬場駅周辺地区の特定事業計画を作成しました。また「新宿区鉄道駅エレベーター整備事業補助要綱」を策定し、この補助制度を適用してJR信濃町駅にエレベーターが設置されました。						

部名称		都市計画部		課名称		都市計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,310	5,252	0	20,556	
	人件費⑪	千円	6,670	6,670	6,670	6,624	
	事務費⑫	千円	106	111	228	4,507	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	9,086	12,033	6,898	31,687	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	9,086	12,033	6,898	31,687	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	9,086	12,033	6,898	31,687	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
①推進委員会及び推進部会を運営し、重点整備地区の整備促進を図ります。特に新宿駅は巨大ターミナルであるため関係機関の調整を行ない、特定経路を早急に定める必要があります。また特定事業計画について、多数の関係機関や利用者と調整を図る必要があります。 ②重点整備地区以外の地区においてもバリアフリーを推進する必要があります。 ③乗降客数が比較的小さい駅についても、エレベーター等の設置を推進し、バリアフリー化を図る必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	交通バリアフリー推進委員会及び推進部会を6回開催し、高田馬場駅周辺地区は特定事業計画を作成し目標を達成しました。新宿駅周辺地区については特定経路の設定と特定事業計画作成のための課題整理が完了し、目標達成に向けほぼ計画どおりに進んでいます。				
	効率性	3	重点整備地区における特定経路及び事業計画作成の意見調整を推進委員会等で行うことで効率的に進めることができました。				
	実施の成果	3	交通バリアフリーの実現には、特定事業計画の作成が不可欠です。本事業では、計画作成にあたり、推進委員会及び推進部会を開催することで、利用者の意見の反映と関係機関との調整をスムーズに行うことができ、早期の計画作成が可能となります。				
	行政の関与	3	バリアフリー基本構想に沿った事業計画となるよう、地元自治体として関与していく必要があります。				
	妥当性	3	区内の駅の旅客施設や道路等のバリアフリー化を促進することで、特定経路及び特定事業計画を早期に作成し、移動制約者の交通機関を利用した移動の円滑化の向上を図ることができます。				
	施策寄与度	3	特定事業計画を策定することにより、適切な都市構造の実現に寄与します。				
総合評価	重点整備地区である新宿駅周辺地区の特定経路及び高田馬場駅周辺地区の特定事業計画をまとめるとともに、鉄道駅へのエレベーター設置に対する補助制度をつくり、この制度によりJR信濃町駅にエレベーターが設置され、新宿区の交通バリアフリー推進が図られました。なお、事業計画等の作成に当たっては、推進部会で当事者の意見を反映させることができました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
							方向性
改革方針	基本構想策定後のフォローアップとして、推進委員会及び推進部会を設置しました。今後は資料作成や推進委員会及び推進部会の運営等については、引き続き専門性を必要とするため業務委託をして効率よく進めていきます。						※ 1
							現状のまま継続

事務事業	77	再開発による市街地の整備					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり					
事業内容							
目的	既成市街地内における細分化された宅地や低・未利用地を広く統合し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることにより、良質で防災性の高い中・高層建築物に建替え、併せて、公園、街路など公共施設とオープンスペースを確保することで、安全・安心で快適な都市環境をつくります。						
対象・手段	対象：（準備地区）西新宿五丁目中央北地区・同南地区、西富久地区、新宿駅西口地区（事業地区）西新宿六丁目西第7地区、西新宿六丁目西第6地区、新宿三丁目東地区、西新宿八丁目成子地区 手段：（準備地区）都市計画決定及び適切な合意形成に向けた指導・助言します。（事業地区）適正な事業促進のための指導・助言及び事業補助による援助をします。						
成果（事業が意図する成果）							
低・未利用地の有効・高度利用、定住人口の確保、建物の不燃化による防災性の向上、空地・広場等のオープンスペースの確保が図られます。また、区画道路等の公共施設の整備も図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
事業進捗率1（権利変換・着工段階） （新宿三丁目東地区、西新宿八丁目成子地区、西新宿六丁目西第7地区、西新宿六丁目西第6地区）		再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可・着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです	（平成18年度）に （95%）の水準達成				
事業進捗率2（都市計画段階） （西新宿五丁目中央北地区、西富久地区、新宿駅西口地区）		再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可・着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです	（平成18年度）に （50%）の水準達成				
事業進捗率3（準備組合段階） （西新宿五丁目中央南地区）		再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可・着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです	（ ）年度に （30%）の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	%	0.00	0.00	90.00	95.00	目標値1 西新宿八丁目成子地区は権利変換計画認可まで至りませんでした。
	実績1②	%	0.00	0.00	80.00	90.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	88.89	94.74	
	目標値2④	%	0.00	0.00	50.00	50.00	目標値2 各地区とも都市計画決定まで至りませんでした。
	実績2⑤	%	0.00	0.00	30.00	30.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	60.00	60.00	
	目標値3⑦	%	0.00	0.00	30.00	30.00	目標値3 準備組合段階ではありますが、組織率が上がりませんでした。
	実績3⑧	%	0.00	0.00	30.00	30.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
事業の実施内容							
平成17年度	準備組合等への指導・助言等 西新宿五丁目中央北・南地区 西富久地区 新宿駅西口地区 都市計画決定への指導・助言等 事業認可への指導・助言等 工事着手等への指導・助言等 新宿三丁目東地区 西新宿八丁目成子地区 西新宿六丁目西第6・第7地区						
平成18年度	準備組合等への指導・助言等 西新宿五丁目中央南地区 西富久地区 新宿駅西口地区 都市計画決定への指導・助言等 西新宿五丁目中央北地区 事業認可への指導・助言等 工事着手等への指導・助言等 新宿三丁目東地区 西新宿八丁目成子地区 西新宿六丁目西第6・第7地区						

部名称		都市計画部		課名称		地域整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	148,300	507,700	731,200	247,116	
	人件費⑪	千円	40,022	40,022	53,363	45,540	
	事務費⑫	千円	455	365	378	239	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	188,777	548,087	784,941	292,895	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	188,777	548,087	784,941	292,895	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	114,627	294,237	419,341	144,279	
	特定財源⑱		74,150	253,850	365,600	148,616	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	60.72	53.68	53.42	49.26	
職員	常勤職員	人	4.80	4.80	6.40	5.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
事業進捗段階や地区特性に応じて課題は異なりますが、都市計画事業として一定の法的強制力がはたらくこと、また補助金交付制度があることから、計画の公益性、手続きの透明性が求められます。 また、事業実施にあたっては、地区内及び周辺地区の住民の理解、権利者の合意形成が最も重要な課題となるほか、零細権利者や借家人の居住継続・生活再建とその他の事業採算性の確保が重要となります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	西新宿六丁目西第7地区及び新宿三丁目東地区は、計画どおりに進捗し、事業が完了し、西新宿六丁目西第6地区が工事着手に至ったことは評価ができます。他地区は、権利者の合意形成に予定以上の期間がかかり、計画どおりの事業進捗には至っていません。				
	効率性	2	都市マスタープランなど上位計画に位置づけられた市街地の整備が行われています。また、法令等により行政関与が定められており権利者の合意形成に応じ、事業進捗が図られる仕組みのためほぼ効率的です。				
	実施の成果	3	有効な土地利用転換が図られ、建築物の不燃化やオープンスペースの確保など地域防災性の向上が図られ、事業実施による成果は大きいと言えます。				
	行政の関与	3	都市計画事業としての事業推進及び地権者などの関係権利者の合意形成や地権者保護の面から区の関与は必要です。				
	妥当性	3	駅周辺に近接した住宅・業務・商業機能の調和を図りつつ、都心居住を推進します。そのため、法定再開発事業として補助金等を執行し、再開発組合を支援することは妥当です。				
	施策寄与度	3	この事業は、関係地権者の共同事業による地域の特性を生かした参加のまちづくりであり、安全で快適なまちづくりの施策に大きく寄与します。				
総合評価	都市計画事業として、関係地権者の共同建替えによる地域の特性を生かした参加のまちづくりを行うものです。また、広場や道路などの公共施設の整備を行い、耐震性の高い再開発ビルを建築することで、災害に強いまちがつけられ、安全で快適なまちづくりに貢献する事業です。そのため、住民の自主的・主体的なまちづくり活動の支援や、法定再開発事業として適切な指導、助言及び補助金の交付等により再開発事業への支援を継続していくことが必要になります。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 B 14年度
	市街地再開発準備組合や市街地再開発組合に対しては、適切な事業スケジュールのもと、地元や事業者との連携を密にして着実な事業の進捗に向けて引続き指導・助言を行っていきます。今後、準備組合が解散した新宿駅西口地区については支援地区ではなくなりますが、引続きまちづくりを誘導していきます。また、準備組合が結成された西新宿五丁目北地区を新たに支援地区に位置付けます。 なお、国の三位一体改革方針により、市街地再開発事業に対する国の助成が、これまでの市街地再開発事業補助金制度から、交付金制度（まちづくり交付金、地域住宅交付金）に移行しつつあります。区としても、的確な制度を活用し、財源の確保に努め、地域に応じたまちづくりを実現していきます。						※ 1 方向性 現状のまま継続
改革方針							

事務事業	78	地域別市街地整備の推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり					
事業内容							
目的	住民や地元関係者との協働により、地区の特性に合ったまちづくりの手法を検討、選択することで、地区の個性と雰囲気を生かしたまちづくりを行います。						
対象・手段	対象：①神楽坂地区 約14.6ha ②若松町・河田町地区 約27.5ha 手段：①神楽坂地区 街なみ環境整備事業による協定締結地区内の整備、地元まちづくり会・NPOとの協働による地区別課題の整理とその課題に対応するための地区計画の検討 ②若松町・河田町地区 住宅市街地総合整備事業の整備計画及びまちづくりの提言書の実現のため、地域住民の取り組みへの支援						
成果（事業が意図する成果）							
①神楽坂地区：街なみ環境整備事業による協定締結地区の沿道整備を行うとともに、区域内の多様なまちづくりの課題に対応する地区計画を策定するため、まちづくりに関する地域の住民団体、NPO等との協働体制の確立を図ります。 ②若松町・河田町地区：大規模施設の移転跡地の土地利用転換及び建替えにより、歩行者ネットワークやオープンスペースを確保し、防災性の向上を図ることで、良好な住環境を整備します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
まちづくり協定の締結率 （神楽坂地区）	街づくり機運が高まっている地区の協定締結率。神楽坂1丁目から5丁目地区で締結されれば25%、本多横丁地区で締結されれば50%、神楽坂六丁目地区で締結されれば75%、その他地区で締結されれば100%とします。	（平成18）年度に （75%）の水準達成					
住宅着工戸数 （若松町・河田町地区）	整備計画区域内における着工戸数	（平成20）年度に （1400戸）の水準達成					
道路拡幅整備延長 （若松町・河田町地区）	整備計画区域内における道路拡幅整備延長	（ ）年度に （1490m）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	25.00	50.00	75.00	
	実績 1 ②	%	0.00	25.00	50.00	50.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	66.67	
	目標値 2 ④	戸	0.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	
	実績 2 ⑤	戸	0.00	816.00	816.00	1,400.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	58.29	58.29	100.00	
	目標値 3 ⑦	m	0.00	1,490.00	1,490.00	1,490.00	
	実績 3 ⑧	m	0.00	230.00	230.00	356.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	15.44	15.44	23.89	
事業の実施内容							
平成17年度	①神楽坂地区：本多横丁沿道地区においてまちづくり協定が締結されたため、当地区を街なみ環境整備事業の事業地区に追加、整備計画を策定しました。 ②若松町・河田町地区：良好な住環境整備に向けた事業者等との協議を行いました。						
平成18年度	①神楽坂地区：神楽坂本多横丁沿道の整備計画に基づき、景観整備として道路の美装化工事を行いました。 ②若松町・河田町：まちづくり整備計画及び協議会からの提言に基づき、まちづくりの誘導を行うと共に事業進捗に伴う整備計画変更（20年度整備終了）に関する関係機関との協議を終了しました。						

部名称		都市計画部		課名称		地域整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	2,006	2,047	17,268	
	人件費⑪	千円	13,341	13,341	11,673	11,592	
	事務費⑫	千円	138	160	77	129	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	13,479	15,507	13,797	28,989	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	13,479	15,507	13,797	28,989	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	13,479	14,007	12,297	27,489	
	特定財源⑱		0	1,500	1,500	1,500	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	90.33	89.13	94.83	
職員	常勤職員	人	1.60	1.60	1.40	1.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
①神楽坂地区：当地区は、平成9年以降2つの区域でまちづくり協定が締結され、街なみ環境整備事業による景観整備を実施してきました。当事業は平成18年度をもって終了します。しかし、路地の保全や地域危険度の解消、大規模開発への対応等の課題が残っており、今後は都市計画法に基づく地区計画の手法を使ったまちづくりを推進していく必要があります。 ②若松町・河田町地区：現在の整備計画を受け、住宅等の整備に関する事項は目標に達したものの、なお、区画街路整備のための道路拡幅について、引き続き誘導していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	①神楽坂の歴史と粋な街並みを継承活用することを目的とし、街なみ環境整備事業による整備を推進しており計画どおりです。 ②整備計画上の住宅計画戸数及び道路拡幅計画について、区の実施計画上はほぼ計画どおりです。				
	効率性	2	①制度上、まちづくり協定締結地区で事業実施することが前提となっており、地元のまちづくり機運、要望に応じた整備を行えるため効率的です。 ②開発事業者の建替えにあわせ、公共施設の整備や住宅供給を図る仕組みであり、ほぼ効率的です。				
	実施の成果	3	①以前からまちづくり活動が盛んな地区ですが、更にまちづくり協定の締結を促したり、地元と協働で計画を検討する等ソフト面での成果も期待できます。 ②学校移転跡地の土地利用転換を適切に誘導することで良好な住宅整備、公共施設の整備を実現できます。				
	行政の関与	3	①地域要望を、当事業に位置づける適時性の要請とともに、当地区の地区計画の策定を進めることについて区の関与は必要です。 ②整備計画及び地元の提言を実現するために、地元と協働で開発事業者を誘導するため区の関与が必要です。				
	妥当性	2	①事業実施の過程で地元の問題意識の発掘やまちづくり協定の策定が進められており、地区計画を策定するにあたりこの経験が生きてくると期待されます。 ②都や民間事業者の事業実施に併せ、住宅供給を中心に必要な公共施設の整備を行う選択は適切です。				
	施策寄与度	2	①当該事業の導入により地元と協働して神楽坂の整備を実現し、地元との協働関係を構築できたことは大いに目的に寄与してとれます。 ②各事業者の建替等に併せた住宅・公共施設の整備を適宜誘導しています。				
総合評価	①神楽坂地区：街なみ環境整備事業の実績を通して、地元の協働関係が培われてきたこと、神楽坂のまちづくりの方針が整理できたことの意義は大きいと考えます。また、区は、当地区における課題解決の手法として、地元と協働で地区計画の検討作業を進めてきました。こうした過程での課題整理、組織づくりの成果は、今後の地区計画の策定にあたっての地元の合意形成に貢献すると考えられます。 ②若松町・河田町地区：事業の進捗には時間を要していますが、区と地元、開発事業者の適切な役割分担のもと、一定の成果をあげています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
	改革方針	①神楽坂地区：事業は終了しますが、地区の課題である路地保全、大規模開発への対応、地域危険度の解消等について今後は、「地区計画の策定」による「まちづくり手法」を検討し、地元組織との協働を基本に、神楽坂全体のまちづくりを考えていきます。 ②若松町・河田町地区：地元住民及び開発事業者との連携を密にし、引き続き整備計画と地元のまちづくり提言の実現を図ります。					

事務事業	79	区民主体のまちづくり・地区計画の推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり					
事業内容							
目的	区民の主体的なまちづくり活動を支援し、地区計画制度等を活用した協働のまちづくりを推進していきます。						
対象・手段	①まちづくりパンフを作成し、まちづくりに関する普及啓発を図ります。 ②まちづくりの初動期には、必要に応じてまちづくり相談員を派遣し、助言・指導を行います。 ③10地区程度を想定し、まちづくり活動を具体的に支援します。 ④平成19年度末までに、新たに4地区において地区計画等のまちづくりのルールを定めます。						
成果（事業が意図する成果）							
区民のまちづくりに関する機運を高めるとともに、具体的なまちづくりのルールを定めることができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
地区計画等の策定数（まちづくり構想等の任意のまちづくりルールを含む。）		地区計画等のまちづくりルール策定数/12地区			(平成19)年度に (12地区)の水準達成		
地区計画等の策定区域面積（まちづくり構想等の任意のまちづくりルールを含む。）		地区計画等の策定区域面積/112ha			(平成19)年度に (112ha)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	地区	0.00	0.00	12.00	12.00	平成18年度末現在 10地区 98.4ha
	実績1②	地区	0.00	0.00	9.00	10.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	75.00	83.33	平成17年度末現在 9地区 91.4ha
	目標値2④	ha	0.00	0.00	112.00	112.00	
	実績2⑤	ha	0.00	0.00	91.40	98.40	※参考 平成16年度末現在 8地区 88.8ha
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	81.61	87.86	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	西新宿一丁目7地区において、地区計画を策定しました。 普及・啓発用のパンフレットを作成するとともに、シンポジウムを開催しました。						
平成18年度	新宿六丁目西北地区において、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく「街並み再生方針」を策定し、地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）を策定するための手続き（都市計画法16条に基づく縦覧）に着手しました。						

部名称		都市計画部		課名称		地区計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	20,956	14,514	
	人件費⑪	千円	0	0	50,028	57,960	
	事務費⑫	千円	0	0	3,208	1,055	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	74,192	73,529	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	74,192	73,529	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	74,192	73,529	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	6.00	7.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用したソフトなまちづくりの方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえると、適切な手法を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していくことが課題となっています。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	具体的に1地区で街並み再生方針を策定することができました。				
	効率性	2	地区計画を策定するためには、利害関係者の同意や、都市計画法に基づく所定の手続きを経る必要がありますが、概ね効率的に進めています。				
	実施の成果	3	地区計画等の策定により、地域特性にふさわしいきめ細かなまちづくりを推進することができます。また、その過程においては、住民との協働というプロセスを踏むことができます。				
	行政の関与	3	住民のまちづくり活動に対する支援は、住民が主体的にまちづくりに参加する過程において必要です。更に、地区計画は区が都市計画で定めることから、積極的に関与することが妥当です。				
	妥当性	2	区内全域を対象に、まちづくりに関する普及・啓発を行いつつ、具体的な地区におけるまちづくりに関する機運や段階に応じて、適切な手段を選択しながら、まちづくりを推進していくことが必要です。				
	施策寄与度	3	地域特性に応じたまちづくりを計画的に推進していくことは、居住環境の改善や防災性の向上に寄与することができます。				
総合評価	地区計画等を活用したまちづくりルールを策定することにより、地域特性にふさわしいきめ細かなまちづくりを推進していくことができます。具体的に1地区で「街並み再生方針」を策定し、地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）を策定するための手続きに着手することができたので、概ね計画どおりまちづくりを推進できました。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針	現在、多くの地区でまちづくり活動が展開されています。これらの地区における合意形成をより積極的に支援するとともに、新たな地区におけるまちづくりの相談も寄せられていることから、今後は、個別の地区におけるまちづくりの支援にあたり、区全体としてのまちづくりの視点にたった対応を検討していきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	80	都市防災機能の向上					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	01	防災都市づくり					
事業内容							
目的	老朽住宅が密集した事業地区内において、不燃建替えや共同建替えを促進するとともに、道路・公園等の公共施設の整備を進め、地区の防災性と居住環境の向上を図ります。						
対象・手段	対象：北新宿二丁目地区（約13.3ha）、若葉・須賀町地区(約15.6ha)、上落合三丁目地区(約18ha)が事業対象区域です。 手段：事業区域内で老朽化した木造住宅で、一定の要件を満たした不燃建替えに対して建替促進助成を行い、主要生活道路の拡幅等の公共施設を整備します。						
成果（事業が意図する成果）							
老朽住宅が密集した事業地区において、不燃建替えや共同建替えを促進するとともに主要生活道路等を拡幅整備することで災害に強く良好な住環境を備えた住宅市街地の実現を図ります。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
住宅戸数		補助事業を適用した住宅戸数	(平成19年度に 1165戸)の水準達成				
道路整備量		若葉地区の道路整備	(平成19年度に 407.5㎡)の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	戸	0.00	1,165.00	1,165.00	1,165.00	
	実績 1 ②	戸	0.00	235.00	235.00	235.00	
	③＝②／①	%	0.00	20.17	20.17	20.17	
	目標値 2 ④	㎡	0.00	407.50	407.50	407.50	
	実績 2 ⑤	㎡	0.00	142.58	142.58	148.44	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	34.99	34.99	36.43	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	若葉３－２地区共同建替え事業の測量、地盤調査、基本設計、実施設計等に補助金の交付。 若葉２－１１地区について勉強会開催						
平成18年度	若葉・須賀町地区事業再々評価調査及び若葉地区まちづくり手法の検討調査 若葉３－２地区共同建替え事業の補助金の交付 若葉通り道路用地の取得及び整備（約5.86㎡） 若葉２－１１地区の共同化への事業化支援（懇談会の開催）						

部名称		都市計画部		課名称		地域整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	24,734	26,741	57,029	280,163	
	人件費⑪	千円	16,676	17,866	17,866	16,560	
	事務費⑫	千円	530	738	343	527	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	41,940	45,345	75,238	297,250	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	41,940	45,345	75,238	297,250	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	27,456	27,379	38,088	131,422	
	特定財源⑱		14,484	17,966	37,150	165,828	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	65.46	60.38	50.62	44.21	
職員	常勤職員	人	2.00	2.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.50	0.50	0.00	
事業に関する検討課題							
現在事業中の地区のうち、若葉・須賀町地区については、共同建替え事業が進捗しており、今後も共同建替え事業や公共施設用地の買収による道路の拡幅整備も見込まれるため、事業計画期間の再延伸の承認を得て引続き木造住宅密集地区整備促進事業の継続を目指します。 北新宿地区及び上落合地区については、現在の事業計画期間の終了をもって事業終了しますが、引続き不燃化の促進を図る必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	北新宿地区及び上落合地区では、事業実績を上げることができませんでしたが、若葉・須賀町地区では、共同建替え事業が予定どおり進捗し、また道路拡幅整備の実績を上げることができました。				
	効率性	1	公共施設整備については、建替えに併せた修復型の整備であり、法的な強制力もないため効率的に整備が進みません。				
	実施の成果	2	木造住宅密集地区での6m以上道路の拡幅整備による居住環境改善の効果は大きいと考えます。街区単位で連続して拡幅整備を図ることで、より成果が大きくなります。				
	行政の関与	3	木造密集市街地の防災性の向上は、重要な課題と捉えています。補助事業による促進のほか、地区計画や新防火地域制度などを総合的に活用し関与していくことが重要です。				
	妥当性	3	区が、道路や公園の整備推進を図ることは妥当です。民間の建替えにおいては、公共施設整備等に寄与する建替えに、区が支援することは妥当です。				
	施策寄与度	2	本事業は、区内の木造住宅密集地区の改善のため、事業地区内の防災性と居住環境の向上に寄与しています。				
総合評価	若葉・須賀町地区の共同建替え事業については、若葉3－2地区の共同建替え事業が進捗し、また若葉通り拡幅整備を行うなど、事業実施による成果を上げています。また、若葉2－11地区について共同化を支援するなど、予定どおりの事業成果を上げています。一方、北新宿地区及び上落合地区は、共同化や道路用地買収の実績が上がっていませんが、引続き不燃化の促進が必要な地区であり、手法の転換を図るべき段階にきています。						※ B 過年度評価 17年度 D 16年度 B 15年度 14年度
	若葉・須賀町地区については、事業計画期間の延伸の承認を得て引続き共同建替えを支援・推進するとともに、道路用地の買収を進め、道路拡幅整備を進めていきます。また、地区計画の見直しによる共同化の促進を図り、事業と地区計画を組み合わせ総的に不燃化を推進していきます。北新宿地区及び上落合地区については、19年度の木造住宅密集地区整備促進事業の事業終了を見越し、地区計画制度や新防火地域制度等のまちづくり手法による不燃化の促進を検討していきます。						※ 2 方向性 手段改善

事務事業	81	百人町三・四丁目地区の整備推進				
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち				
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり				
施策	01	防災都市づくり				
事業内容						
目的	東京都の地域防災計画で広域避難場所に指定されている当地区について、広域避難場所の機能強化を図るとともに、良質な市街地住宅の供給と居住環境の整備を図っていきます。					
対象・手段	対象：百人町3・4丁目周辺区民及び事業者、公共施設管理者 手段：地区計画及び住宅市街地総合整備事業による道路・公園の整備及び地区計画に基づく建築制限による良好な居住環境の保全、改善を誘導します。					
成果（事業が意図する成果）						
都営住宅の建替えなど住宅建設事業により、職住近接の良好な住宅の整備が促進されます。また、広域避難場所として指定されている当地区において、十分な通行機能、沿線機能及び空間機能を有する各区画街路や災害時一時活動拠点であるポケットパークとして整備することによって、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の保全・改善を図ることができます。						
事業成果指標						
指標名	定義	目標水準				
道路用地買収面積	地区内における道路用地買収面積 (道路整備必要面積 2626.78㎡)	() 年度に (2626.78㎡) の水準達成				
整備済公園面積	地区内における整備済公園面積 (公園整備必要面積 10,435.64㎡)	(平成19) 年度に (10,435.64㎡) の水準達成				
		() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	㎡	2,626.78	2,626.78	2,626.78	
	実績 1 ②	㎡	0.00	50.19	50.19	
	③＝②／①	%	0.00	1.91	1.91	
	目標値 2 ④	㎡	10,435.64	10,435.64	10,435.64	
	実績 2 ⑤	㎡	8,696.73	8,696.73	9,199.96	
	⑥＝⑤／④	%	83.34	83.34	88.16	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度	公園整備方針に基づくポケットパークの整備（環境土木部事業） 区画街路第11号未整備部分の整備方針決定					
平成18年度	公園整備方針に基づくポケットパークの整備（環境土木部事業）					

部名称		都市計画部		課名称		地域整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,084	2,350	1,196	1,451	
	人件費⑪	千円	417	417	417	414	
	事務費⑫	千円	51	39	48	21	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	1,552	2,806	1,661	1,886	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	1,552	2,806	1,661	1,886	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	1,552	2,806	1,661	1,886	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.05	0.05	0.05	0.05	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
当地区内における公園整備と住宅整備は、区の単独事業として実施しているポケットパークの整備及び東京都の地域住宅交付金事業などを活用した都営住宅建替えにより、着実な整備が図られています。 一方、地区計画に定められた道路の整備は、区画街路5号線など一部路線では未買収用地があとわずかと なっているものの、他の道路では、公共施設の建替えなどに併せた新設、拡幅が予定されており、それらの 事業との調整が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	公園整備はほぼ所期の目的を達成しました。 道路整備は、都営住宅の建替えに合わせた整備は計画どおり進んでいますが、そのほかの道路整備は、計画どおりには進んでいません。				
	効率性	1	事業手法上、区が積極的に用地取得を行うことができないため、効率的ではありません。				
	実施の成果	2	公園整備は一定の成果を達成しています。しかし道路については、当初の計画を達成できていないため、成果を上げるに至っていません。				
	行政の関与	2	補助事業としては平成20年度で終了しますが、その後も地区計画に基づく道路拡幅や建物の建替えなどを誘導するため、引続き区の関与が必要です。				
	妥当性	2	補助事業である住宅市街地総合整備事業の継続の妥当性はなくなりますが、引続き防火地域と地区計画によるまちづくりの誘導は妥当性が高いと認められます。				
	施策寄与度	2	公園整備や都営住宅の建替えに合わせた道路整備ではまちづくりに寄与しました。 今後は、受動的な事業推進による修復型のまちづくりとならざるを得ないため、目的の達成には時間がかかります。				
総合評価	公園整備及び住宅整備については、一部未開通の道路に接する公園用地を除く、20年3月のポケットパーク整備の完了及び20年7月の都営住宅建替えの完了により、住宅市街地総合整備事業の整備計画に定める所期の目標水準を達成する見込みです。 一方、地区内道路の整備は、整備計画の水準を達成していませんが、地区計画に定める地区整備計画に基づき、大規模公共施設の建替えや民間の建築計画の機会等を捉えて行っています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	住宅市街地総合整備事業は、都営住宅の建替え完了に伴い、20年度で整備計画期間が終了します。しかし、補助事業として事業終了した後も、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の保全・改善に向けて、引続き地区計画と防火地域による修復型の住環境整備を、経常事業として着実に推進していきます。					

事務事業	82	百人町三・四丁目地区の道路・公園整備				
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち				
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり				
施策	01	防災都市づくり				
事業内容						
目的	地区における良好な住環境整備とともに、広域避難場所としての機能を強化するため、適切な地区施設（道路・公園）の整備を図ります。					
対象・手段	地区計画に基づき、区画街路内の土地所有者等を対象に、道路計画線内の用地買収を行い、道路を築造します。また、地区計画を推進するために、従前に確保した公園用地を整備します。					
成果（事業が意図する成果）						
広域避難場所として指定されている当地区において、十分な通行機能、沿線機能及び空間機能を有する各区画街路や災害時一時活動拠点であるポケットパークとして整備することによって、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の保全・改善を図ることができます。						
事業成果指標						
指標名	定義	目標水準				
道路整備必要面積に対する買収面積の割合	買収用地面積／道路整備必要面積	（ ） 年度に （ 2626.78㎡ ） の水準達成				
整備計画での整備済公園の割合 （全面積 10,435.64㎡）	整備済公園面積／公園整備予定面積 （整備済み面積 8696.73㎡ 平成16年度末現在）	（ 平成19 ） 年度に （ 100% ） の水準達成				
		（ ） 年度に （ ） の水準達成				
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	㎡	2,626.78	2,626.78	2,626.78	
	実績1②	㎡	0.00	50.19	50.19	
	③＝②／①	%	0.00	1.91	1.91	
	目標値2④	㎡	10,435.64	10,435.64	10,435.64	
	実績2⑤	㎡	8,696.73	8,696.73	9,199.96	
	⑥＝⑤／④	%	83.34	83.34	88.16	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度	ポケットパークの整備（503.23㎡）					
平成18年度	ポケットパークの整備（687.11㎡）					

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	49,565	17,115	18,690	
	人件費⑪	千円	0	0	0	3,312	
	事務費⑫	千円	0	0	28	14	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	49,565	17,143	22,016	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	49,565	17,143	22,016	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	49,565	17,143	22,016	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
現在、地区計画に定められた道路の整備率は70％を越えており、区画街路5号線などの一部路線では未買収用地があとわずかとなっています。こうした状況を踏まえ、財政状況を鑑みながら、着実な整備を図ることが今後の課題です。 公園整備については、地元の意見を取り入れた整備を進めていますが、未整備の区画街路に面した公園予定地の整備時期について検討が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	建築物の更新に併せた整備を予定しており、未整備路線のうち11号線を除く路線の事業化目処がたっておりません。 公園については、平成17年度より整備を再開し、平成18年度も整備を行いました。				
	効率性	2	地区計画に基づき、関係権利者の事業進捗に合わせて事業実施をしています。 公園予定地については、短期間で本整備するのが効率的であり、3か年の整備計画は概ね妥当です。				
	実施の成果	3	公園整備は、居住環境の向上、防災機能の強化等が期待できます。 しかし、道路予定地として買収した用地について、路線全体で買収が未完了のため、未だ整備されず放置した状態です。				
	行政の関与	3	区が策定した地区計画に基づいた道路・公園の整備については当然区の責務です。				
	妥当性	3	広域避難場所として指定されている当地区の整備は当然必要であり、国、都、区が協力して事業を進めています。				
	施策寄与度	2	道路整備はまちづくりの一環であり、住宅の不燃化促進、適正な公園整備と併せて一体的に進めることが重要です。これにより、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の創出が図れます。				
総合評価	地区計画に基づき計画された道路の整備率は、70％を超えています。近年の整備のほとんどは、都営住宅の建替えによるものです。それ以外の整備については、民間の建築計画に合わせて計画を推進していきます。 公園整備は、平成17年度より再開し、地域の住環境の改善に寄与しています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	区画街路3・6号線について、建築物の更新に併せて用地取得を進めるとともに、未買収用地があとわずかとなっている区画街路5号線は、用地買収を推進します。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	83	水位警報装置の改良					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	01	防災都市づくり					
事業内容							
目的	水位警報装置の老朽化が進んだことから、機器を更新し、集中豪雨時に適切な対応ができるようにします。						
対象・手段	水位警報装置の配置等を見直すとともに、監視体制強化に向けて機器を改良します。						
成果（事業が意図する成果）							
集中豪雨時に的確な状況把握が可能となり、水害に対し適切な準備、対応が可能となります。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
水位警報装置 （監視装置、情報端末、監視局）	箇所 （水位警報装置を設置している箇所）	（平成17）年度に （12箇所）の水準達成					
水位警報装置の追加	箇所 （水位警報装置を設置している箇所）	（平成18）年度に （1箇所）の水準達成					
		（ ）年度に （ ）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	箇所	0.00	0.00	12.00	0.00	
	実績 1 ②	箇所	0.00	0.00	12.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	0.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	1.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	1.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	水位警報装置改良工事						
平成18年度	水位警報装置増設工事						

部名称		環境土木部			課名称	土木課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	事業費については、発生主義の考え方を取り入れています。 ＜減価償却費の算定＞
	人件費⑪	千円	0	0	4,169	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	13,923	16,509	工事費154,695千円 ×90%（残存価値10%） ÷耐用年数10年＝ 13,923千円
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	18,092	18,165	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	工事費28,743千円 ×90%（残存価値10%） ÷10年＝2,586千円
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	18,092	18,165	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	18,092	18,165	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.50	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する横断課題							
平成17年9月4日の集中豪雨では、妙正寺川の上流域で時間雨量100ミリを超え、河川護岸の決壊等大きな被害が生じました。このため、警報サイレンの重要性が再認識されました。今後は、緊急時に装置が安定して動作するよう、保守することが重要となっています。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	予定どおり工事が完了しました。				
	効率性	3	河川改修が行われていることから配置を見直し、本工事を実施しました。				
	実施の成果	3	監視体制が大幅に向上しました。				
	行政の関与	3	水防管理者として区が実施することは妥当です。				
	妥当性	3	河川水位の監視には必要な装置であり、代替施策はありません。				
	施策寄与度	3	機器の更新等により監視体制の強化が図られたことから、目的達成には大きく寄与しています。				
総合評価	平成17年8月1日に水位警報装置を改良したほか、平成17年9月4日の集中豪雨では、妙正寺川の護岸が決壊する等大きな被害が発生し、警報サイレンの重要性が再認識されたため、平成18年度に新たにサイレンを増設し、水防への備えを強化しました。その結果、水防等に関する業務に活用されているため、大いに評価できます。						※ B 過年度評価
							17年度 A 16年度 15年度 14年度
改革方針							方向性
	水位警報装置は、改良及び追加により大幅な整備が完了したことから、事業を廃止します。今後は、緊急時にも装置が安定して動作するよう保守していきます。						※ 6 休廃止

事務事業	84	歌舞伎町対策の推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	01	防災都市づくり					
事業内容							
目的	歌舞伎町を誰もが安心して歩き、楽しむことができるまちへと再生するため、「犯罪インフラの除去と環境美化」「新たな文化の創造と発信」「健全で魅力あふれるまちづくり」に官民一体となって総合的に取り組んでいきます。						
対象・手段	歌舞伎町ルネッサンス推進協議会での提言をもとに、クリーン作戦プロジェクト・地域活性化プロジェクト・喜兵衛プロジェクト・まちづくりプロジェクトにおいて、地元・事業者・行政等が一体となって歌舞伎町の活性化と再生に取り組みます。						
成果（事業が意図する成果）							
歌舞伎町をまちの将来ビジョンである大衆文化や娯楽の企画・制作・消費の拠点とし、誰もが安心して楽しむことができるまちへと再生します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
放置自転車台数		歌舞伎町地区の放置自転車の台数			(平成19年度に 1400台以下)の水準達成		
路上看板設置等違法店舗数		歌舞伎町一丁目地区内における路上看板等設置店舗への指導件数			(平成19年度に 37店舗以下)の水準達成		
シネシティ広場の使用日数（年間）		シネシティ広場におけるイベント等実施日数			(年度に 365日)の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1 ①	台	0.00	0.00	1,800.00	1,600.00	1 放置自転車台数 (平成18年度目標値 1,600台)
	実績 1 ②	台	0.00	0.00	1,629.00	1,428.00	
	③＝①／②	%	0.00	0.00	110.50	112.04	
	目標値 2 ④	店舗	0.00	0.00	37.00	37.00	2 路上看板設置等違法 店舗数
	実績 2 ⑤	店舗	0.00	0.00	24.00	22.00	
	⑥＝④／⑤	%	0.00	0.00	154.17	168.18	
	目標値 3 ⑦	日	0.00	0.00	365.00	365.00	3 イベント開催日数 (舞台整備のため、2ヵ月 間使用不可)
	実績 3 ⑧	日	0.00	0.00	237.00	217.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	64.93	59.45	
事業の実施内容							
平成17年度	ルネッサンス推進協議会の下、①クリーン作戦による環境浄化・環境美化、②地域活性化プロジェクトによるシネシティ広場を活用した各種イベントの実施・フリーペーパーの発行、③喜兵衛プロジェクトにおける空き物件紹介・風林会館でのイベントによる情報発信、④まちづくりプロジェクト準備会発足と歌舞伎町地区の現況調査を行いました。						
平成18年度	クリーン作戦・地域活性化プロジェクトの継続実施と、喜兵衛プロジェクトによるインターネット放送局のサテライトスタジオ開局や吉本興業(株)の旧四五小への誘致、まちづくりプロジェクトによるまちづくり誘導方針案策定など歌舞伎町の再生に向けたハード・ソフトのまちづくりを重点的に推進しました。						

部名称		企画政策部			課名称	企画政策課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	94,414	140,791	
	人件費⑪	千円	0	0	44,903	57,132	
	事務費⑫	千円	0	0	1,755	1,845	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	141,072	199,768	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	141,072	199,768	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	141,072	179,368	
	特定財源⑱		0	0	0	20,400	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	89.79	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	5.10	6.90	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	0.00	
事業に関する検討課題							
歌舞伎町ルネッサンスの実現に向けた取組みが進められる中で、課題として、①歌舞伎町ルネッサンス推進協議会のあり方の見直し、②歌舞伎町版タウン・マネージメント組織設立準備があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	歌舞伎町の環境浄化・美化やイベントによる情報発信、大衆文化の拠点構築に向けた事業者誘致、まちづくり誘導方針案の策定等は進められていますが、今後、ルネッサンス推進協議会のあり方を見直していく必要があります。				
	効率性	2	歌舞伎町の課題を各プロジェクトを設置して取組むことで成果を挙げていますが、歌舞伎町の多様な活動主体のネットワーク化など効率的・効果的な事業展開を図る必要があります。				
	実施の成果	2	環境浄化・環境美化は、成果を挙げ、地域活性化のためのイベント等も活発に行われております。事業者誘致による大衆文化の拠点づくりに一定の成果が出つつありますが、まちづくり誘導方針案策定後の展開はこれからです。				
	行政の関与	3	地域が主体となって、環境浄化・美化や活性化・まちづくりに取組み、区は必要に応じて支援していくという関わり方により、地域の力を引き出し、持続的なまちの再生を図ることができます。				
	妥当性	3	歌舞伎町ルネッサンスは、歌舞伎町地区だけではなく区全体にとってプラスとなるものです。ルネッサンス推進協議会とプロジェクトによる取組みで大きな効果が期待できます。				
	施策寄与度	3	誰もが安心して楽しめるまちへの再生に向けて、歌舞伎町ルネッサンス推進事業を官民一体となって総合的に取組んでいくことが重要です。				
総合評価	歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、クリーン作戦による環境浄化・環境美化は成果を挙げ、地域活性化に向けたイベントなど歌舞伎町からの情報発信も軌道に乗っており、今後も継続して進めていきます。また、歌舞伎町のビジョンである大衆文化・娯楽の企画・制作・発表の拠点づくりに向けた事業者誘致、都市整備のガイドラインであるまちづくり誘導方針案の策定などハード・ソフトのまちづくりへの取り組みも順調に進められています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
							方向性
改革方針	今後、歌舞伎町の将来ビジョンを実現していくためには、総合的なまちづくりが必要とされます。このため、ルネッサンス推進協議会のあり方の見直しと各プロジェクトを担っていく歌舞伎町版タウン・マネージメント組織設立に向けた準備を行うこととします。						※ 2
							手段改善

事務事業	85	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	01	防災都市づくり					
事業内容							
目的	新宿区に住む人にとっても、訪れる人にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを推進します。						
対象・手段	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区に対し、パトロールに使用するジャンパーを貸与するとともに、ステッカー表示等によりPR活動を行い、安全・安心のまちづくりの気運を盛り上げます。また、必要に応じ重点地区に職員を動員して地域の方々と一体となってパトロール等を行います。さらに防犯設備設置の事業補助、安心・安全ステーション整備補助を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
区民、事業者及び行政が連携・協働し、新宿区に住む者にとっても、訪れる者にとっても、安全で安心してすごせるまちづくりを実現します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
安全推進地域活動重点地区の指定数		安全推進地域活動重点地区に指定した地区の延べ数			(平成19年度に20地区)の水準達成		
					()年度に()の水準達成		
					()年度に()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	地区	20.00	20.00	20.00	20.00	
	実績 1 ②	地区	7.00	11.00	13.00	20.00	
	③＝②／①	%	35.00	55.00	65.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	条例に基づく重点地区について、既存11地区につき指定を更新をしました。さらに2地区を新規指定して活動用ジャンパーなどを貸与して支援しました。事業補助については、防犯カメラの防犯設備設置補助を2団体に対して行いました。						
平成18年度	条例に基づく重点地区について、既存13地区については指定更新を行い、新規に7地区を指定し、活動用ベストなどの物的支援をしました。事業補助については、防犯設備整備補助（防犯カメラ）を3団体に対して行いました。						

部名称		区長室		課名称		危機管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	27,496	7,396	17,849	
	人件費⑪	千円	4,169	6,670	4,169	4,140	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,169	34,166	11,565	21,989	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,169	34,166	11,565	21,989	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,169	34,166	11,565	21,989	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.80	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
地域が主体となり住民・区・警察が連携し、安全・安心を推進していくことが求められています。区としても積極的に側面的な支援を行っています。条例の施行から3年が経過し、重点地区が増加している中で各地区で進められている事業の効果、検討課題等についての検証と実績の評価を行っていくことが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	関係部署との連携・協力により、安全安心なまちづくり施策を計画以上に推進できました。特に、年々重点地区が増加しています。				
	効率性	2	住民が自ら活動し事業者と協働しながら、効率的に事業を実施しています。				
	実施の成果	3	防犯カメラを計画的に設置しているなど、区民、事業者との連携による安全なまちづくりの成果は大です。				
	行政の関与	3	安全・安心なまちづくりの主体は区民であるという考え方を基本にしながらも区としても町会長会議等で積極的にPR活動を実施し、重点地区の増加に寄与しています。				
	妥当性	3	安全・安心条例に基づく施策の展開は妥当です。				
	施策寄与度	3	事故や犯罪発生件数は、減少傾向にありますが、区民から見ると体感的にはまだまだ手を緩めることは出来ない。区民との協働が今後も必要である。				
総合評価	① 防犯ボランティア等の自主活動は、いかに長く継続してもらうかが重要な点でありそのために、常に区民の声に耳を傾けながら、要望などに対しては、迅速に対応・協働していくことで、重点地区全てが指定更新をし、さらに活発な活動を推進することができました。 ② 条例制定から3年が経過しましたが区民の安全安心なまちづくりに対する意識も徐々に高まり地域の連帯感が醸成されつつあり、平成19年度までの目標である指定団体数20団体を、平成18年度で達成をし、目標以上に推進ができました。						※ A 過年度評価 17年度 A 16年度 A 15年度 14年度
	改革方針	① 町連の会議等で、新宿区民の安全・安心の推進に関する条例及び新宿区防犯ボランティア組織に対する防犯資器材交付要綱の重点地区や小規模グループに対する支援についての啓発活動を行うなどし、広く住民や地域の方々に周知していきます。 ② 啓発活動をすることで、住民や地域からの参加機運などを高めることとともに住民や地域の連帯感を醸成し、安全・安心まちづくりを推進しながら、関係部署との連携を強め、区全体で関係する事業を集中的に行なえるよう調整機能を強化していきます。また今後、事業の効果等を検証していきます。					

事務事業	86	安全・安心な建築物づくり					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	01	防災都市づくり					
事業内容							
目的	災害に強い都市づくりのために、安全で安心な建築物づくりを行います。						
対象・手段	対象は区内のすべての建築物とします。新築の建築物の安全性を高めるために工事中の建築物が各法令に適合しているかを検査する中間検査、工事完了後に検査する完了検査の受検率（検査率）の維持、向上を図ります。また、既存建築物の安全性を高めるために既存建築物の維持管理が適正かどうかを調べる定期報告書の報告率の向上を図ります。さらに、建築物に関する相談機能の充実を図るために相談会を実施します。						
成果（事業が意図する成果）							
中間・完了検査率の維持、定期報告率の向上、相談機能を充実させることにより、新築及び既存建築物の安全性を高めます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
完了検査率の維持		完了検査件数／工事完了件数（指定確認検査機関分を含む。）	（平成19年度） （70%）の水準達成				
中間検査率の維持		中間検査件数／特定工程終了件数（指定確認検査機関分を含む。）	（平成19年度） （90%）の水準達成				
定期報告書の報告率の向上		報告件数／報告対象件数	（年度） （60%）の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	件	0.00	521.50	486.50	414.40	<完了> 工事完了件数 592件 目標値(70%) 414.4件 実績 463件
	実績 1 ②	件	0.00	572.00	531.00	463.00	
	③＝②／①	%	0.00	109.68	109.15	111.73	
	目標値 2 ④	件	0.00	299.70	380.70	331.20	<中間> 特定工程終了件数 368件 目標値(90%) 331.2件 実績 347件
	実績 2 ⑤	件	0.00	313.00	370.00	347.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	104.44	97.19	104.77	
	目標値 3 ⑦	件	0.00	0.00	423.00	637.80	<定期報告対象件数> 1,063件 目標値(60%) 637.8件 実績 450件
	実績 3 ⑧	件	0.00	0.00	467.00	450.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	110.40	70.56	
事業の実施内容							
平成17年度	<中間・完了検査率の維持>①建築主に対する啓発文書の送付 ②確認済看板に中間検査合格シールの貼付 ③検査時期が到来した建築現場のパトロールによる受検啓発 <定期報告率の向上>警察、保健所相互通知制度に基づく安全点検の実施、法改正講習会等の実施 <相談機能の充実>安全・安心なんでも相談会の実施						
平成18年度	<中間・完了検査率の維持>①建築主に対する啓発文書の送付 ②確認済看板に中間検査合格シールの貼付 ③検査時期が到来した建築現場のパトロールによる受検啓発 <定期報告率の向上>警察、保健所相互通知制度に基づく安全点検の実施、法改正講習会等の実施 <相談機能の充実>安全・安心なんでも相談会の実施、構造に関する相談会の実施						

部名称		都市計画部		課名称		建築課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	119	123	120	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	119	123	120	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	119	123	120	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	119	123	120	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
中間・完了検査率は、着実に向上しています。平成16年7月から中間検査対象建築物の範囲が拡大したことから検査率を維持していくことが課題になっています。 定期報告については、業界への講習会や警察、保健所との通知制度に基づく安全点検時、法改正講習会等において普及活動を行っています。今後もあらゆる機会を捉え、継続的に取り組んでいくことが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	目標はほぼ達成していますが、継続して事業実施することで、より高い検査率、定期報告率を目指します。				
	効率性	3	個々の建築物が対象であるため、あらゆる機会を捉えて、周知していく現在の方法が最も効率的であると考えます。				
	実施の成果	2	中間検査率、完了検査率の高さは、地道な努力の成果であると考えます。 定期報告については、現在行っている啓発活動の他に、さらに報告率を向上させるための方策を検討します。				
	行政の関与	3	災害に強い都市をつくっていくことは、区の方針です。その基礎である安全・安心な建築物づくりに区が関与することは、必要であり、妥当であると考えます。				
	妥当性	3	個々の建築物の安全性の向上が、区全体の安全性へとつながるため、現在の対象等は妥当であると考えます。				
	施策寄与度	3	本事業は、安全なまちづくりの根幹を成す事業です。中間検査率や完了検査率及び定期報告率が向上することは、そのまま安全な建築物が増え、安全なまちづくりへとつながっていきます。				
総合評価	災害に強い都市をつくっていくため安全・安心な建築物づくりは大変重要な意味をもっています。建築物の安全性の向上を図るためには、新築建築物の適法性を確保するとともに、既存建築物を適正に管理し、常に安全な状態にしておくことが必要です。 個々の建築物等の工事に対し、啓発文書の送付、建築現場のパトロールによる啓発活動、あるいは講演会等を開催する際に耐震化がいかに重要であるかの説明等をあらゆる機会を捉えて区民に啓発してきました。こうした活動により建築物の安全性が向上し、地震発生時の区民の生命や財産に対する被害を最小限に食い止めることができるようになります。こういった観点から、本事業の持つ意義は大変に大きいと考えます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
							方向性
改革方針	阪神・淡路大震災では、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多く見られました。こうした背景を踏まえて中間検査制度が設けられました。現在、中間検査、完了検査ともほぼ目標を達成しています。今後、中間検査、完了検査の受検率をさらに上昇させる方策を検討していきます。 定期報告については、既存の建築物が適正に維持、管理されているかの報告となるため、該当する建築物には必ず提出してもらうことが大切です。そのため、今後もあらゆる機会を捉え、継続的に啓発活動に取り組んでいきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	87	建築物等耐震化支援事業					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	01	防災都市づくり					
事業内容							
目的	区民等が自らの生命、財産を守るため既存建築物の耐震性能を把握することにより、耐震改修の必要性を認識し、建築物の耐震化を促進させることが、行政に求められています。そのため、平成16年度から「耐震調査・計画」に対する助成を行っています。さらに、事業を拡充し、補強工事に対する助成を行い、市街地の耐震化を推進して地域防災機能を強化することで、災害に強い安全なまちづくりの実現を目指します。						
対象・手段	区内の住宅建築物等を対象とします。木造建築物に対する耐震調査・計画に要する経費や耐震補強工事に対する経費の助成、非木造建築物に対する耐震調査・計画に要する経費に対する助成、ブロック塀除去工事に要する経費に対する助成及びがけの耐震調査を委託する等の事業を実施します。						
成果（事業が意図する成果）							
耐震調査・計画に対しての助成及び補強工事に対する助成を行う等の事業を実施することにより、災害に強いまちづくりの実現を目指します。また、本事業の実施を通して、区民に本事業の案内等を行うことにより建築物の耐震化の必要性を広く周知し、減災社会の実現を図ります。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
予備耐震診断実施件数		予備耐震診断実施件数	(平成19年度に 年100件の水準達成				
耐震補強もしくは建替工事実施件数		耐震補強もしくは建替工事実施件数	(平成19年度に 年30件の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	件	0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績1②	件	0.00	0.00	0.00	95.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	95.00	
	目標値2④	件	0.00	0.00	0.00	30.00	
	実績2⑤	件	0.00	0.00	0.00	5.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	16.67	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度							
平成18年度	従前から実施している木造建築物の耐震調査・計画に要する経費に対しての助成に加え、非木造建築物の耐震調査・計画に要する経費に対する助成、木造建築物の耐震補強工事に要する経費に対する助成、ブロック塀除去工事に要する経費に対する助成及びがけの耐震調査の委託事業を拡充して実施しました。						

部名称		都市計画部		課名称		建築課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	5,843	
	人件費⑪	千円	0	0	0	16,560	
	事務費⑫	千円	0	0	0	1,100	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	23,503	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	23,503	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	23,503	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
平成18年度から事業を拡充して開始しました。従前からの事業に加え、木造建築物の耐震補強工事に要する経費に対する助成や非木造建築物の耐震調査・計画に要する経費に対する助成等を開始し、区民にとってより利用しやすい制度としました。今後は、この事業をどのようにすればより区民に知っていただけるのか、また、事業自体どうすれば利用しやすいものとなるのか、について検討していきます。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	1	目標件数に到達しませんでした。本事業は「災害に強い安全なまちづくり」に必要な事業だと考えています。今後、周知方法や募集方法等を検討し、より区民の方に利用しやすい事業と改良を加え、区民の利用促進を図っていきます。				
	効率性	3	本事業を実施し、この制度を広報やチラシ等で周知する過程で多くの区民に耐震化の必要性を意識してもらうことは効率的だと考えます。				
	実施の成果	3	区内の耐震化を進めるためには、区民一人ひとりの意識改革が最も重要なことだと考えます。そのために本事業の成果向上が果たす役割は大きいと考えます。				
	行政の関与	3	個人が所有する建築物であっても、区が関与して耐震化を進めていくことは区が目指す「災害に強い安全なまちづくり」の実現に向けて必要であると考えます。				
	妥当性	3	「災害に強い安全なまちづくり」を目指すために、個々の建築物を対象にした耐震化工事等に助成等を行う本事業は妥当だと考えます。				
	施策寄与度	3	施策として「防災都市づくり」を掲げていますが、この目的を達成するためには、個人の所有する建築物の耐震化は必要なことです。そのために本事業は大いに寄与しているものと考えます。				
総合評価	国は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の中で、住宅の耐震化率を平成27年度までに90%にするという目標を設定しました。また、新宿区では、実施計画の中で「災害に強い安全なまちづくり」を目指して、住宅の耐震化を推進しています。 平成18年度予備耐震診断の件数は、ほぼ目標を達成しました。また、事業の実施に伴って区民の方に事業を周知していくことが、住宅の耐震化の必要性を理解していただくことになり、「災害に強いまちづくり」の達成に大きく寄与したと考えます。						※B 過年度評価 17年度 16年度 15年度 14年度
	平成18年度に事業を拡充して開始しましたが、耐震補強工事の申込み件数は予定を下回りました。これは、事業開始が年度途中になったために募集期間が短くなってしまった等の原因が考えられます。これを受けて、平成19年度には、区民の方への周知方法や募集方法等について改善します。また、事業内容については、平成19年度に策定する「耐震改修促進計画」を踏まえて改革していきます。						※2 手段改善

事務事業	88	道路・公園擁壁等の安全対策					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	01	防災都市づくり					
事業内容							
目的	道路・公園の擁壁及び河川護岸といった基盤施設の震災時等における安全対策を施すことによって、災害に強いまちづくりを推進します。						
対象・手段	道路・公園等の構造物は、職員による定期的な点検を行い適切な管理に努めていますが、ひび割れや変形等の異常が認められる箇所について、より専門的な調査を行ったうえ、必要箇所での補改修を行います。 公園擁壁 22園、河川護岸1.5Km、道路擁壁16箇所						
成果（事業が意図する成果）							
土木構造物は、日常はもちろん災害時等においても、住民の避難等その機能維持が求められます。震災時での施設の崩壊は、機能の消失のみならず、近隣へ甚大な被害をもたらす危険性を孕んでいます。こうした危険を回避し、都市の防災性を向上させます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
安全対策実施率		対策実施件数／対象件数			(平成19年度に100%の水準達成)		
					()年度の水準達成		
					()年度の水準達成		
					()年度の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績1②	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度							
平成18年度		現況調査・点検委託を行う。 (公園擁壁22園、河川護岸1.5Km、道路擁壁16箇所)					

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	2,058	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	2,058	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	2,058	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	2,058	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
今後も、定期的に継続的な経過観察を実施する必要があります。また、将来的に補修を行う場合には、密集した市街地での大規模な改修は施工が困難なため、専門的な施行方法等の検討が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	平成18年度に、施設の現況調査・点検委託を実施しました。損傷度合いを判定し、順位付けを実施しましたが、早急に対応を迫られる物件は、ありませんでした。しかし、今後も経過を観察するとともに、損傷箇所の早期発見・補修を心掛ける必要があります。				
	効率性	2	危険度により判定し、優先順位付けを行うことができました。				
	実施の成果	2	調査委託の結果、早急に対応を迫られる物件がありませんでした。今後も、経過観察を実施する必要があります。				
	行政の関与	3	公共施設管理者として、自らが行う必要があります。				
	妥当性	2	短期間で、調査を行い、判定を行うには、委託が妥当です。また、補修については、早急に対応する必要がありますが、将来的には、請負工事にて補修をする必要が生じる可能性があります。				
	施策寄与度	2	現況調査を行い、損傷度合いを把握しました。これにより、補修順位付けを行い、効率的な補修を実施することができ、都市の防災性を向上させるために大いに寄与しています。				
総合評価	土木構造物は、日常はもちろん災害時等においても、住民の避難等その機能維持が求められます。震災時での施設の崩壊は、機能の消失のみならず、近隣へ甚大な被害をもたらす危険性を孕んでいます。こうした危険を回避し、都市の防災性を向上させるため、本事業では、現況調査を行い、損傷度合いを把握しました。これにより、補修順位付けを行い、効率的な補修計画の策定が可能となります。当面は、委託結果から、早急に対応する必要箇所がありませんが、今後も継続的に経過観察を実施し、損傷箇所の早期発見・早期補修に努める必要があります。						※ B 過年度評価 17年度 16年度 15年度 14年度
	改革方針	次年度に事業化をしますが、今後も継続的に経過観察を実施し、損傷箇所の早期発見・早期補修に努めます。					

事務事業	89	多目的環境防災広場の確保					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり					
事業内容							
目的	地域の防災体制に寄与することと、地域住民によるリサイクル活動に寄与することを目的として、多目的環境防災広場を整備します。						
対象・手段	土地を取得し、広場の中に消防団や防災区民組織の詰所や防災資器材倉庫を設置することで、防災体制を強化します。消防ポンプ用の水利として小型防火貯水槽を設置し、防火体制を強化します。 また、広場の中にリサイクル倉庫を設置し、リサイクル活動の充実を図ります。						
成果（事業が意図する成果）							
消防団・防災区民組織の防災資器材倉庫や小型防火貯水槽を備えた広場を設置することで、地域における防災体制を強化します。 また、リサイクル拠点を併設することで、住民によるリサイクル活動の充実を図ります。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
防災資器材倉庫・小型防火貯水槽を備えた広場		各特別出張所管内に100㎡程度の広場を1箇所ずつ設置。			(平成19年度に10地域10箇所)の水準達成		
					()年度の水準達成		
					()年度の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	地域	5.00	5.00	5.00	5.00	平成7年度までに特別出張所5所管内6箇所設置しました。 平成8年度以降設置はありません。
	実績1②	地域	0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	調査及び検討 (再開発地、設置可能場所等の調査)						
平成18年度	調査及び検討 (再開発地、設置可能場所等の調査)						

部名称		区長室		課名称		危機管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
当初は平成5年度から平成9年度まで、100㎡程度の広場を各地域1箇所を目標に、毎年度2箇所ずつ、計10箇所の設置を予定していました。 平成5年度は、白銀町、西早稲田に設置。平成6年度は、百人町、北新宿に設置。 平成7年度は、西新宿、若葉に設置。 平成8年度以降は、土地取得による経費を抑制するため、区有地を適地として確保しようと努めてきましたが、5地域が未設置（榎町・若松町・落合第一・落合第二・角筈）になっています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	1	平成8年度以降、5地域について、適地がないため、確保できていないが、若松地区に新しく公園が設置されることから、ここに施設設置を進めていきます。				
	効率性	1	新たに土地を購入することで土地の確保に努めてきましたが、これには多大な財政負担を伴い、財源の有効活用という点から、効率的でないと考えられます。				
	実施の成果	3	消防団・防災区民組織の資器材倉庫や小型防火貯水槽を備えた広場を設置することで、地域における防災体制を強化できます。また、リサイクル拠点を併設することで、住民によるリサイクル活動の充実が図れます。				
	行政の関与	3	地域全体の安全を図るため、防災拠点を設置するのは区の責務です。				
	妥当性	1	新たに土地を購入することで土地の確保に努めてきましたが、これには多大な財政負担を伴うものであり、財源の有効活用という点から、妥当な手段とは言えません。今後は、公園施設等の区が所有する土地を活用することで、財政負担の軽減を図ります。				
	施策寄与度	2	広場は、消防団員が災害時に自動参集する防災拠点であります。広場には初期消火や救出救護活動に必要な詰所や資器材倉庫を設置し、災害に備えております。また、リサイクル倉庫を設置することで、近隣住民によるリサイクル活動に寄与しています。				
総合評価	平成18年度で休廃止を予定しています。今後は下記の改革方針に従って事業を運営していきます。						※ D 過年度評価 17年度 D 16年度 C 15年度 14年度
	現在、富久町21番地に4,550㎡の区立公園を設計中でありますが、地域住民のワークショップの中で災害時に役に立つ公園にして欲しいという意見もあり、今後はこうした区有地の有効利用を通して防災体制を強化していくこととし、本事業計画については、平成18年度をもって終了し、既に設置した多目的環境防災広場については、現状どおり運営していきます。						※ 6 休廃止

事務事業	90	防災ボランティアの育成					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり					
事業内容							
目的	防災サポーターとして再編成し、活発な活動を目指します。防災サポーター制度の発足を機に、当区の防災指導員と協力し、各防災区民組織の活性化を図ります。						
対象・手段	平常時の対策、災害時の活動に関する専門的な知識を持った防災サポーターの活動は、地域の防災力の向上を行うためには大きな力になっています。その活動も、平常時は防災対策全般の企画・相談・指導等、多岐にわたっています。災害時はその知識を活かし、避難所での迅速な活躍ができます。						
成果（事業が意図する成果）							
現在の防災サポーターは、いままで避難所情報ボランティア・防災アドバイザーとして防災知識の高いスキルを持ち、地域の防災活動で活躍していました。地域と連携した防災意識の向上と災害時の救出・救護体制を強化することにより地域防災力の向上が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
防災サポーター登録数		登録防災サポーターの育成			(平成19年度に		
					(60人の水準達成		
					(年度に		
					(の水準達成		
					(年度に		
					(の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1 ①	人	40.00	40.00	60.00	60.00	
	実績 1 ②	人	35.00	35.00	58.00	56.00	
	③＝②／①	%	87.50	87.50	96.67	93.33	
	目標値 2 ④		110.00	110.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		84.00	84.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	76.36	76.36	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	60.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	56.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	93.33	
事業の実施内容							
平成17年度	防災サポーター58名登録（定員60名、防災アドバイザーと避難所情報ボランティアを統合。18.3.1発足）						
平成18年度	防災サポーター56名登録（2名転出により減員） スキルアップ研修の実施。防災イベントへの参加、協力。						

部名称		区長室		課名称		危機管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	596	262	308	1,314	
	人件費⑪	千円	0	0	0	2,192	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	596	262	308	3,506	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	596	262	308	3,506	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	596	262	308	3,506	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.20	
事業に関する検討課題							
防災サポーターの活動範囲を広げ、防災区民組織への浸透を図る必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	現在、定員60名のところ、56人の登録となっている。転居等により減少したものであるが、新規の加入を図っていくものとします。				
	効率性	3	区民の能力や資格等を地域防災行動力の向上に活用するため、研修や講習、防災イベントへの参加については、項目や実施方法を工夫しています。				
	実施の成果	2	各種防災イベントや地域の防災訓練に積極的に参加し、防災意識の普及啓発に努めています。				
	行政の関与	3	区民の自主的な活動を地域防災行動力の向上を目指すため、その育成、フォローを区が行う必要があります。より高度な研修を実施していきます。				
	妥当性	2	防災区民組織の育成という面から、これからも指導者への支援は必要です。				
	施策寄与度	3	防災区民組織は高齢化等の課題を抱えているため積極的に活動できる人の育成は急務です。このため防災サポーターは区と区民の橋わたしとしても重要であり、今後も行政として支援を行う必要があります。				
総合評価	18年2月に避難所情報ボランティアと防災サポーターを統合し防災サポーターとして立ち上げました。当初は登録者間での防災知識及び意欲の格差が感じられましたが、1年間を通しての活動で一体感が生まれてきました。区民に対する防災意識の普及手段として効果的な事業です。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
	防災サポーターに対し、図上訓練・ワークショップなどの研修や防災知識向上のための講習を行い、スキルアップを図ります。また、地域の活動の場を広げていき、防災サポーター制度の周知を行います。さらに今後は、防災士の資格をとらせるなどさらなる資質の向上を図ります。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	91	避難所等の震災対策					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり					
事業内容							
目的	減災社会の実現に向け、第一次避難所となる区立小・中学校及び第二次避難所となる幼稚園・福祉施設（児童館・ことぶき館など）等の耐震補強工事を実施し、災害時における区民の生命、身体、及び財産を災害から保護します。						
対象・手段	旧耐震基準（昭和56年以前）で設計・建築された公共施設のうち、耐震診断の結果、補強工事が必要とされた区立小・中学校、区民保養所、福祉施設、区立住宅等について耐震補強設計、耐震補強工事を実施します。						
成果（事業が意図する成果）							
耐震補強工事を実施することで、安全で良好な学習・教育・福祉環境及び区民が利用する施設の安全性を確保できるとともに、災害時における避難所の機能を維持することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
区立小・中学校、幼稚園における耐震補強工事実施割合		昭和56年の旧耐震基準以前に建築された学校の耐震補強工事着工状況	（平成19年度に18施設）の水準達成				
福祉施設における耐震補強工事の実施割合		昭和56年の旧耐震基準以前に建築された福祉施設の耐震補強工事着工状況	（平成19年度に4施設）の水準達成				
			（ ）年度に（ ）の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	校園	1.00	2.00	19.00	18.00	17年度に耐震対策方針を定め、新たな水準としました。 18年度に新宿中（仮校舎）を応急補強工事し、耐震補強工事はしないこととしました。 また、信濃町児童館の工事時期を検討のため先送りしました。
	実績1②	校園	1.00	2.00	3.00	16.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	15.79	88.89	
	目標値2④	館園	6.00	3.00	5.00	4.00	
	実績2⑤	館園	6.00	3.00	0.00	1.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	0.00	25.00	
	目標値3⑦	所	0.00	0.00	0.00	4.00	
	実績3⑧	所	0.00	0.00	0.00	4.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
事業の実施内容							
平成17年度	<補強工事>小学校・校舎-1校、小学校・屋内運動場-2校 <補強設計>小学校・校舎-5校、小学校・屋内運動場-5校 中学校・校舎-5校、中学校・屋内運動場-3校 幼稚園・園舎-1園、福祉施設-北新宿第二児童館						
平成18年度	<補強工事>小学校・校舎-4校、小学校・屋内運動場-7校、中学校・校舎-5校、中学校・屋内運動場-2校、幼稚園・園舎-1園、福祉施設-北新宿第二児童館、区立住宅-西新宿四丁目アパート <補強設計>中学校・校舎-2校、中学校・屋内運動場-1校、幼稚園・園舎-1園、福祉施設-保育園1園、児童館3館、図書館-中央図書館、区民施設-中強羅区民保養所、土木施設-2所						

部名称		区長室		課名称		危機管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	58,520	341,357	235,849	1,277,321	
	人件費⑪	千円	0	5,003	18,844	11,095	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	58,520	346,360	254,693	1,288,416	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	58,520	346,360	254,693	1,288,416	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	58,520	309,585	237,220	1,125,906	特定財源 ＜教育施設＞18年度国庫負担 金収入額、区債を計上 155,475千円 ＜区立住宅＞18年度国庫補助 金収入額を計上 7,035千円
	特定財源⑱		0	36,775	17,473	162,510	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	89.38	93.14	87.39	
職員	常勤職員	人	0.00	0.60	2.26	1.34	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
老朽化した学校施設の補強については、校舎全体に及ぶ大規模工事となるため、工期も必然的に長くなります。このため、夏休み期間を超えて工事を実施する場合、プレハブ建物による仮設校舎が必要となる学校も考えられます。 また、福祉施設の多くが複合・併設施設となっており、特に保育園が併設されている場合は、仮設園舎の必要性がでできます。こうした負担をできるだけ軽減させるため、補強工法を工夫する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	計画どおり進捗しています。				
	効率性	3	学校施設では、児童・生徒の安全と施設の延命効果を見据えながら、実施しました。				
	実施の成果	3	学校施設では、安全で良好な学習・教育環境の整備ができました。 また、学校・福祉施設とも、震災時における地域の救援拠点となり、区の応急活動を迅速に進めることで、区民の被害軽減が図れます。				
	行政の関与	3	安全で良好な教育・福祉環境の整備とともに、避難所としての整備についても、その機能充実は区の責務です。				
	妥当性	3	旧耐震基準（昭和56年以前）により設計・建設された学校・福祉施設のうち、耐震診断により補強工事を要する施設に工事を実施しました。				
	施策寄与度	3	大地震の発生が危惧されており、避難所の耐震化はできるだけ速やかに進める必要があります。また、児童・生徒の安全と施設の延命のため、計画的な耐震補強工事が重要です。				
総合評価	大地震の発生が危惧されている中で、大規模災害時には教育・福祉施設が避難所となるため、耐震補強工事はできるだけ速やかに進める必要があります。 このため、第一次避難所となる区立小・中学校の校舎・屋内運動場では、施設の現状と将来を勘案しながら、平成17年度から3か年で計画していた耐震補強工事を前倒しで実施し、避難所としての安全性を高めてきました。また、第二次避難所となる幼稚園・福祉施設の耐震対策は、利用者の安全と第二次避難所としての機能確保を図りながら、緊急性・必要性を総合的に判断して、可能な限り実施時期を前倒しすることで整備を行っています。避難所とならない区民施設についても同様に取り組んでいます。						※ A 過年度評価 17年度 A 16年度 A 15年度 14年度
	改革方針	第一次避難所となる小・中学校において耐震補強工事が未整備の学校は、基本的には平成19年度末までに工事を完了させます。 第二次避難所となる福祉施設や、図書館等の区民施設では、緊急性・必要性を総合的に判断し、順位の高い施設から計画的に改修を行っていきます。					

事務事業	92	災害対策用各種水利の確保及び充実				
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち				
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり				
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり				
事業内容						
目的	大規模地震発生に備え、各種水利を確保・維持します。 ①区が行う応急給水（飲料用）活動用 ②消火栓が震災等により使用不能となった場合の応急用 ③防災区民組織が行う初期消火活動用					
対象・手段	小型消防ポンプ用水利として、小型防火貯水槽を設置・維持管理します。 飲料水、生活用水の確保のため、給水施設、所有・協定の井戸を維持管理します。					
成果（事業が意図する成果）						
地域に防火貯水槽等を設置・維持管理することで、消防団、防災区民組織の防災体制を強化し、併せて、災害時の生活用水を確保し防災体制を強化します。						
事業成果指標						
指標名		定義	目標水準			
小型防火貯水槽（5t）の新規設置（1基）		小型防火貯水槽（5t）を水利不足地域に設置する。	（ 毎 ） 年度に （ 1 基 ） の水準達成			
			（ ） 年度に （ ） の水準達成			
			（ ） 年度に （ ） の水準達成			
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	基	1.00	1.00	1.00	
	実績 1 ②	基	1.00	1.00	1.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度	防火貯水槽の維持管理（94基） 小型防火貯水槽の維持管理（227基）新規設置（1基） 所有・協定している井戸施設の維持管理（深井戸4基・防災井戸179基） 公衆浴場の揚水施設の活用（10基）					
平成18年度	防火貯水槽の維持管理（94基） 小型防火貯水槽の維持管理（228基）新規設置（1基） 所有・協定している井戸施設の維持管理（深井戸4基・防災井戸179基） 公衆浴場の揚水施設の活用（10基）					

部名称		区長室		課名称		危機管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,300	1,439	1,381	1,554	
	人件費⑪	千円	8,338	8,338	8,338	8,280	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	10,638	9,777	9,719	9,834	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	10,638	9,777	9,719	9,834	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	10,638	9,777	9,719	9,834	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
今後は設置位置周知に検討の余地があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	小型防火貯水槽（5 t）の年1基設置をしました。 今後、設置位置周知について検討していきます。				
	効率性	3	区独自事業により設置を実施した一方、民間水利を有効に活用し、相互の効率化を図っています。				
	実施の成果	3	区内の消防水利としての消火栓を補うため設置してきた。現在、区内消火栓配置は充足しており、5 t 貯水槽の設置も原則充足したと考えています。				
	行政の関与	3	震災時の地域の水利確保は区の責務ですので、区の関与の必要性があります。				
	妥当性	3	小型防火貯水槽（5 t）設置は、不足地域を優先とし、民間水利の活用が図れない地域に設置していることから妥当性があります。				
	施策寄与度	2	地域の防火貯水槽・浅井戸の確保・維持管理は、地域で共同して行う初期消火活動・生活用水の確保に寄与するものと考えます。				
総合評価	各種水利の確保は順調に進められ、災害時消火用水・生活用水は概ね充足されました。 新規の防火貯水槽設置は終了します。						※ B
							過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	平成15年度より消防水利不足地域に小型防火貯水槽（5t）を毎年度1基ずつ設置してきましたが、19年度設置をもって消防水利充足とみなし、本設置計画を終了します。						方向性
							※ 6 休廃止

事務事業	93	避難所機能の充実					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり					
事業内容							
目的	災害時、地域の救援拠点となる避難所において、被災区民の不安感・不便感を軽減するとともに、平常時においても、区民が安心感を持って住み続けられるよう、機能の充実に努めます。 大震災発生時における避難所（学校）や広域避難場所（公園等）でのトイレ対策として、下水道を利用する災害用トイレを設置することで、多数の避難者が繰り返しトイレを使用することができます。						
対象・手段	第一次避難所に指定した区立小・中学校、都立高校、私立学校及び第二次避難所に指定したことぶき館・児童館等の福祉施設・区立幼稚園などの施設に、避難所運営管理協議会の設置及び避難所運営管理マニュアルの策定を行い、また、災害用トイレ、受水槽の改良、ろ水機配備、発災時対応食糧、応急資機材、生活必需品の配備を行うことで、施設面からの整備を進めます。						
成果（事業が意図する成果）							
避難所運営管理協議会の定例開催や、下水道利用型災害用トイレの整備を進めることで、運営、設備の両面で避難所機能が充実し、区民が安心して利用できる避難所環境が整います。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
避難所運営協議会の定例開催		定例開催した協議会数/全協議会数	(毎) 年度に (全箇所) の水準達成				
災害用トイレの設置		下水道利用型災害用トイレの設置箇所の延べ数	(平成19) 年度に (50箇所) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	箇所	45.00	45.00	45.00	45.00	
	実績 1 ②	箇所	18.00	19.00	19.00	26.00	
	③＝②／①	%	40.00	42.22	42.22	57.78	
	目標値 2 ④	箇所	50.00	50.00	50.00	50.00	
	実績 2 ⑤	箇所	15.00	22.00	30.00	39.00	
	⑥＝⑤／④	%	30.00	44.00	60.00	78.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	運営面の充実 設備面の充実 第二次避難所	避難所運営管理協議会の定例開催と運営マニュアルの見直し 災害用トイレの設置（8箇所・合計30箇所） 災害時要援護者用避難所機能の充実					
平成18年度	運営面の充実 設備面の充実 第二次避難所	避難所運営管理協議会の定例開催と運営マニュアルの見直し 災害用トイレの設置（9カ所・合計39ヶ所） 災害時要援護者用避難所機能の充実					

部名称		区長室		課名称		危機管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	14,885	15,814	16,631	26,450	
	人件費⑪	千円	834	834	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	15,719	16,648	16,631	26,450	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	15,719	16,648	16,631	26,450	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	15,719	16,648	16,631	26,450	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.10	0.10	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
運営面では、避難所運営管理協議会を年1回以上開催することで維持・活性化を図ってきましたが、何年も開催していない避難所運営管理協議会も若干あります。 防災指導員や新たに発足した防災サポーターを通じて防災区民組織などの防災行動力の充実を図りますが、組織の高齢化等により活性化が困難な組織も見受けられます。 備蓄では、校舎内に備蓄倉庫を確保できない避難所があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	45避難所運営管理協議会のうち、26協議会が1回以上の会議を行いました。目標である全協議会の開催に徐々に近づいています。備蓄倉庫や災害用トイレの整備などの施設整備面においては、避難所としての機能の充実が達成できました。				
	効率性	3	災害時に地域住民による避難所の自主的運営が行えるよう、避難所利用エリアごとに協議会を設置していることは、避難所のスムーズな立ち上げに効果的であると考えます。				
	実施の成果	3	災害時の避難所運営を行政で行うことには限界もありますが、避難者自らが各班の役割に従って運営することで、効果的な災害対応が可能となります。				
	行政の関与	3	避難所運営管理は協働の視点から区民との役割分担で行う必要があり、その機能充実は区の責務であるため、区の関与は妥当です。				
	妥当性	3	避難所の運営態勢は区民との協働の視点で充実を図っており、また、事業所との連携による地域防災力の向上など、被害軽減に向けた通常時から備えは一定の効果が見込めます。				
	施策寄与度	3	行政のみでは災害対応に限界があることは、阪神・淡路大震災の事例からも明らかです。自助・共助・公助を適切に使い分けた手法は、防災まちづくりの推進に大いに寄与しています。				
総合評価	避難所運営管理協議会の年1回以上の開催については、その目標に向けて徐々に高まっていますが、何年も開催されない協議会については、今後、運営方法等について特別出張所と連携したり、防災指導員を派遣するなど、積極的な働きかけを行っていきます。 なお、一部の地域では2つの協議会を合同で開催するなどしました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	避難所運営管理協議会を年1回以上開催する協議会は過年度より多くなってきていますが、さらに、災害時の避難所運営を安定したものとするために、年2回開催する地域防災会議で避難所運営管理協議会の必要性を十分に説明したり、防災指導員を派遣するなどして、すべての協議会について年1回以上の定例的な開催を促進し、持続的な活性化を図ります。						※ 2 手段改善

事務事業	94	災害情報システムの更新					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり					
事業内容							
目的	災害時の情報通信手段として整備している防災無線の現行周波数帯が使用できなくなるため、260MHzのデジタル地域防災無線に更新します。また防災意識の普及啓発を図るため、老朽化している防災センターの普及啓発システムの更新も併せて行います。						
対象・手段	本庁舎・防災センター・各特別出張所・一次避難所（区立小中学校等）・各ライフラインに無線機を配備します。						
成果（事業が意図する成果）							
現行周波数帯の使用ができなくなるため、地域防災無線網については更新が不可欠です。デジタル化により相互通話が可能となるため操作性の向上が見込めます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
基本計画・導入環境調査・実施設計の策定 防災センタープロジェクターの更新	計画の策定とプロジェクターの更新工事の完成をもって100%とします。	（平成18）年度に （100%）の水準達成					
無線機の更新 施工管理	工事の完了をもって100%とします。	（平成19）年度に （100%）の水準達成					
		（ ）年度に （ ）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績1②	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	③＝①／②	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値2④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度							
平成18年度	平成19年度のデジタル化更新工事に備え、工事の基本設計・実施設計を行いました。また老朽化してる防災センターのプロジェクターの更新工事を実施しました。						

部名称		区長室		課名称		危機管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	10,078	
	人件費⑪	千円	0	0	0	2,192	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	12,270	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	12,270	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	12,270	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.20	
事業に関する検討課題							
無線機の設置場所について有効的な配備計画を行うとともに、既存の無線機器では操作の利便性が良くなかったため、より操作性の良い無線機器を導入する必要があります。また、導入後の機器の定期的なメンテナンスが不可欠なため、保守性及び耐久性にも優れた機種を導入が望まれます。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	機器更新、防災無線設計とも計画どおりです。				
	効率性	3	設計コンサルタントを有効に利用し、効率的な設計を行いました。				
	実施の成果	3	防災センターの機器整備を効果的に行いました。無線設計については次年度からの工事には不可欠です。				
	行政の関与	3	災害時の情報伝達手段を整備するのは行政の責務です。				
	妥当性	3	防災対策を行ううえで、情報機器の整備に重点を置くのは妥当です。				
	施策寄与度	3	災害に強いまちづくりのためには、情報伝達手段の強化を図ることは効果的です。				
総合評価	防災無線の整備は、行政が行う防災対策の中でも、特に重要なものです。今後も区の現状を把握し、必要な機器整備をいち早く、効果的に行っていきます。						※ B 過年度評価
							17年度 16年度 15年度 14年度
改革方針	防災行政移動系無線についての更新を19年度に終了し、20年度からは広く区民に向けて防災情報を提供するために固定系無線のデジタル化更新を進めていきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	95	職員防災住宅の整備					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり					
事業内容							
目的	勤務時間外に、地震等災害が発生した場合及び発生するおそれが生じた場合、災害対策業務が円滑に遂行されるまでの間、情報の収集、連絡活動及び応急対策活動を実施するために必要な職員を災害対策要員として居住させ、目標の30人を確保します。						
対象・手段	対象：現に住宅に困窮し、かつ災害対策要員の役割を果たす意欲のある区に勤務する常勤職員 手段：老朽化した加賀町職員住宅を改修し、職員防災住宅とすることで、職員防災住宅を既存の住宅とあわせて3箇所にします。						
成果（事業が意図する成果）							
既存施設を有効活用することにより、災害の発生及び発生のおそれが生じた場合に初期に活動する災害対策要員を当初目標の30人を超える人数を確保することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
加賀町職員住宅の改修		既存施設を有効活用し、職員防災住宅として災害対策要員を確保します。			(平成19)年度に (30人)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	人	0.00	0.00	30.00	30.00	実績：加賀町住宅の改修等により、目標を上回り36人確保できました。
	実績 1 ②	人	0.00	0.00	24.00	36.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	80.00	120.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	加賀町職員住宅の改修工事概要等を決定しました。						
平成18年度	単身用住戸(10戸)をワンルームタイプ(ユニットバス付)に改修するとともに、管理人室を2分割しワンルームタイプに改修(12戸)するなど内部改修にあわせて屋上防水や外壁改修工事などを行いました。						

部名称		総務部		課名称		職員課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	工事費については、発生主義の考え方を取り入れているため、事業費には含んでいません。防災住宅として位置づけた後、減価償却費に計上していきます。
	人件費⑪	千円	0	0	2,501	2,484	
	事務費⑫	千円	0	0	0	125	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	2,501	2,609	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	2,501	2,609	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	2,501	2,609	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
防災住宅として位置づけ、より効果的に機能するよう管理体制及び運営について、関係部署と十分に検討する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	改修工事を予定どおり行いました。				
	効率性	3	老朽化が著しい既存の施設を有効活用することで、災害時に迅速な対応が可能になりました。				
	実施の成果	2	現在、職員防災住宅は、落合地区に集中しているため本事業実施により、落合地区以外の地域への対応がより迅速になります。 職員の防災意識を日常レベルで高めることができます。				
	行政の関与	2	防災住宅とすることにより、居住する職員を災害対策要員と位置付けます。				
	妥当性	2	既存の施設を有効活用します。				
	施策寄与度	3	災害対策要員を確保することで、災害対策業務が円滑に遂行されるまでの間迅速で適切な対応が可能になります。				
総合評価	「職員の施設」から「区民のために機能する施設」への転用の第一歩として、17年度は、概要を決定し、18年度改修工事を行いました。今後は、施設を有効活用するにとどまらず、今後の区の防災施策に寄与します。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
	既存の老朽化した施設を活用し、勤務時間外の災害発生や発生のおそれが生じた際に活動するための災害対策要員の確保に努めます。						方向性 ※ 1 現状のまま継続

事務事業	96	分譲マンションの適切な管理運営の支援					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	01	住みよい環境づくり					
事業内容							
目的	分譲マンションの適切な維持・管理を推進し、将来にわたって良好なストックとして存続させることにより、住環境の保全・向上を図ります。						
対象・手段	区内にある分譲マンションの管理組合員・区分所有者を対象にマンション管理に関するセミナーを開催するほか、マンション管理相談、マンション管理組合交流会、マンション管理相談実務研修講座を実施するなどの側面支援を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
分譲マンションの適切な維持管理を促進することにより住環境の向上を図ります。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
マンションセミナー参加者		セミナー参加者数			(毎) 年度に (80人) の水準達成		
マンション管理相談件数		相談件数			(毎) 年度に (24件) の水準達成		
交流会参加者		交流会参加者数			() 年度に (48人) の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	人	80.00	80.00	80.00	80.00	独立した交流会の実施は17年度から（15・16年度はマンションセミナーとマンション管理組合交流会を同時開催）
	実績 1 ②	人	74.00	74.00	70.00	61.00	
	③＝②／①	%	92.50	92.50	87.50	76.25	
	目標値 2 ④	件	24.00	24.00	24.00	24.00	
	実績 2 ⑤	件	15.00	22.00	28.00	22.00	
	⑥＝⑤／④	%	62.50	91.67	116.67	91.67	
	目標値 3 ⑦	人	0.00	0.00	48.00	48.00	
	実績 3 ⑧	人	0.00	0.00	21.00	38.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	43.75	79.17	
事業の実施内容							
平成17年度	セミナー 新宿区 70名 マンション管理相談実務研修講座 9名 マンション管理相談 28件 マンション管理組合交流会 21名						
平成18年度	セミナー 新宿区 61名 マンション管理相談実務研修講座 24名 マンション管理相談 22件 マンション管理組合交流会 38名						

部名称		都市計画部		課名称		住宅課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	4,528	376	451	408	
	人件費⑪	千円	13,696	5,837	5,837	5,796	
	事務費⑫	千円	62	16	49	27	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	18,286	6,229	6,337	6,227	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	18,286	6,229	6,337	6,227	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	15,177	6,229	6,337	5,905	
	特定財源⑱		3,109	0	0	322	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	83.00	100.00	100.00	94.83	
職員	常勤職員	人	1.50	0.70	0.70	0.70	
	非常勤職員		0.50	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
マンション管理相談実務研修講座については、今後は、区内のマンション管理士全体を対象にした講座を実施し、区のマンション相談体制を充実させる必要があります。 また、管理組合交流会については、マンション管理士やマンション関連団体と協力して情報提供を行いながら、管理組合同士の連携を強めていくことが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由 「3・2・1」の3段階評価です。	達成度	3	管理組合交流会や実務研修講座の実績増などにより、事業が計画どおり進んでいます。				
	効率性	2	関連団体と協働して効率的に実施しています。				
	実施の成果	3	平成18年度は「地震の際の対応や耐震改修」などのテーマでセミナーを実施するなど、時宜に適した情報を提供し、マンションの適切な管理運営の推進に大きな成果をもたらしていると判断します。				
	行政の関与	3	マンションは、住宅ストックとして都市環境を構成するうえでの主要要素であり、快適な居住空間を確保できるように側面支援することは必要です。区民がマンション管理士などの専門家に気軽に相談できる機会などを、区が設けることは重要です。				
	妥当性	3	分譲マンションの管理組合員等を対象としたセミナーや管理相談、交流会などの実施は、マンションの適切な管理運営の推進を促しています。				
	施策寄与度	3	管理組合や区分所有者に対する啓発や情報提供、相談体制の整備などは、快適な住環境の形成に寄与していると判断します。				
総合評価	マンション戸数の割合が高い新宿区において、マンションの適切な維持管理及び老朽化による建替えなどに対して区が支援し、快適な住環境の形成に寄与しています。 老朽化したマンションが増加していることや、マンションの安全性に対する不安が高まっていること等から、この体制を整備・強化していくは、今後とも必要です。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	マンション管理相談実務研修講座については、区内のマンション管理士全体を対象にした講座を実施し、区のマンション相談体制を充実させていきます。 また、管理組合交流会については、開催回数を増やすとともに、マンション管理士やマンション関連団体と協力して情報提供を行いながら、管理組合同士の連携を強めていきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	97	住宅建設資金融資あっ旋					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	01	住みよい環境づくり					
事業内容							
目的	区民が居住する住宅の居住性の向上及び定住化の促進を図ることを目的とします。						
対象・手段	公的融資（住宅金融公庫融資）の対象外となる住宅を建設・増改築する世帯に対して、区が金融機関へ融資のあっ旋を行います。また、その住宅ローン利子の1パーセント又は2パーセント相当額を区が負担します。						
成果（事業が意図する成果）							
区民が自ら住宅を整備することにより、安全・安心で暮らしやすい住環境を形成することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
新規融資決定件数		新たに融資あっ旋と利子補給決定した件数 ＜内訳＞建築・購入：2件、増改築：2件、増改築（特別分：バリアフリー、耐震化等）：30件 合計34件	（平成18年度に 34件）	の水準達成			
			（ ）	の水準達成			
			（ ）	の水準達成			
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	件	9.00	9.00	14.00	34.00	
	実績1②	件	0.00	1.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	11.11	0.00	0.00	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	融資あっ旋新規決定実績 0件 利子補給継続分 153,600円(3件) 内訳：建設2件（11・12年度決定分）、増改築1件（16年度決定分） パンフレット作成及び融資取扱金融機関への配布						
平成18年度	融資あっ旋新規決定実績 0件 利子補給継続分 153,600円(3件) 内訳：建設2件（11・12年度決定分）、増改築1件（16年度決定分） パンフレット作成及び融資取扱金融機関への配布						

部名称		都市計画部		課名称		住宅課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	149	152	154	154	
	人件費⑪	千円	4,169	4,169	4,169	4,140	
	事務費⑫	千円	99	59	17	30	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,417	4,380	4,340	4,324	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,417	4,380	4,340	4,324	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,417	4,380	4,340	4,324	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
18年度から、増改築のうち耐震補強工事については、公的融資の対象でも融資あっ旋・利子補給の対象とし、かつ利子補給も1パーセントから2パーセントへと拡充しましたが、融資実績は向上しませんでした。今後は、平成19年4月からの「住宅金融支援機構」の発足に伴い、住宅建設、新築住宅購入、増改築について、融資あっ旋・利子補給制度の見直しを検討していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	1	18年度の新規融資決定件数34件の計画に対し、実績は0件で、計画通りに進んでいません。				
	効率性	2	個人所有の住宅整備を誘導するため、比較的少ない費用で効果をあげる方法であり、有効です。				
	実施の成果	2	区の利子補給により、少ない本人負担で住宅整備を行うことができます。				
	行政の関与	2	公的融資対象外の世帯へも住宅整備ができるよう支援し、地域全体の住環境を整えることは、区の施策として重要です。				
	妥当性	2	居住性の向上等のため、増改築等に対し、融資あっ旋・利子補給することはほぼ妥当であると判断しますが、事業の達成度が低いため、融資対象や方法をより利用しやすい形に見直す必要があります。				
	施策寄与度	1	実績が0件であったため、施策目的達成にあまり寄与していないと考えます。				
総合評価	融資のあっ旋と利子補給により住宅整備への支援を行い、地域全体の住環境を整えていくことは、区の施策として必要と考えますが、融資実績がないことから、今後は、融資あっ旋・利子補給制度のあり方について検討していく必要があります。						※ D
							過年度評価 17年度 D 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	平成19年度より、「住宅金融公庫」にかわり、「独立行政法人住宅金融支援機構」が設立され、公的融資の概念がなくなるとともに、住宅の新築や購入に対する融資は民間金融機関の「フラット35」等に移行しています。また、民間において、住宅の新築や購入にかかる低利のさまざまな個人向け住宅ローンが商品化されていることから、今後は、融資あっ旋・利子補給制度の見直しを検討します。						方向性
							※ 2 手段改善

事務事業	98	住み替え居住継続支援					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	01	住みよい環境づくり					
事業内容							
目的	民間賃貸住宅に居住する高齢者等が住宅の取り壊し等により転居を求められた場合、新たな家賃との差額の一部を一時金として助成し、居住の安定を図ります。						
対象・手段	高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯を対象とし、転居前後の家賃の差額の1／2を、24か月分一括支給します。						
成果（事業が意図する成果）							
民間賃貸住宅に居住する高齢者等が、住宅の取り壊し等により転居を求められた場合、区が一定の経済的な援助を行うことにより、その生活の安定と居住水準の向上が図られ、また福祉の向上に寄与することができます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
転居に伴う家賃差額助成決定世帯	年度内に新規に助成決定を受けた世帯数 高齢単身世帯8、二人以上世帯5 障害者単身世帯2、二人以上世帯2 ひとり親世帯2	(毎) 年度に (19世帯) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	世帯	0.00	0.00	19.00	19.00	
	実績1②	世帯	0.00	0.00	2.00	5.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	10.53	26.32	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	高齢者単身世帯：2世帯						
平成18年度	高齢者単身世帯：5世帯						

部名称		都市計画部		課名称		住宅課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	480	1,356	
	人件費⑪	千円	0	0	1,668	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	13	14	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	2,161	3,026	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	2,161	3,026	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	1,681	3,026	
	特定財源⑱		0	0	480	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	77.79	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
転居後の家賃負担や転居に要する費用の負担も大きいことから、今後は、助成内容の一層の充実を図る必要があります。（平成19年度から転居にかかる費用の一部助成を実施予定）また、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を一層強化して制度を周知していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	1	平成17年度に比較して平成18年度の実績は増加しています。				
	効率性	2	東京都宅地建物取引業協会新宿区支部と連携し、効率的に実施しています。				
	実施の成果	2	家賃差額の一部助成が、転居を余儀なくされる世帯の円滑な住み替えに寄与している度合いは大きいと判断します。				
	行政の関与	3	民間賃貸住宅に住む高齢者等が転居を余儀なくされる際に、経済的負担を軽減し、住み替えが円滑に行えるよう区が関与する妥当性は大きいと思われます。				
	妥当性	2	転居時の経済的支援が、高齢者等の居住安定のため妥当な手法と判断します。				
	施策寄与度	2	転居を余儀なくされる高齢者等の居住の安定化という点で、一定の寄与があると思われます。				
総合評価	平成18年度は平成17年度に比べ、制度の周知を図った結果、実績が増加しました。転居を余儀なくされた高齢者等に対し、区が経済的支援を行うことで居住の安定を図ることは必要です。東京都宅地建物取引業協会との連携を強化し、事業内容や周知方法の改善を図り実施していきます。						※ B 過年度評価 17年度 D 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	今後も制度の改善を行うほか、区が実施する住み替え相談から当事業の対象となり得る世帯を把握し、当事業の申請につなげていくなど、引き続き事業の利用促進を図っていきます。						※ 2 手段改善

事務事業	99	子育てファミリー世帯居住支援					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	01	住みよい環境づくり					
事業内容							
目的	子育て世帯の区内転入・転居を促進するとともに、良好な環境で住み続けられるよう居住環境の改善を支援します。						
対象・手段	区内の民間賃貸住宅に住む、または住む予定の子育て世帯を対象に、転居一時金や家賃差額を助成します。						
成果（事業が意図する成果）							
子育て世帯の住み替えに伴う経済的負担を軽減し、定住化及び居住環境の改善を促進することで、子育て世帯の増加を図り、それによって地域コミュニティの活性化の一助とします。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
転入助成決定世帯		年度内に新規に転入助成決定を受けた助成世帯数			(毎) 年度に (30世帯) の水準達成		
転居助成決定世帯		年度内に新規に転居助成決定を受けた助成世帯数			(毎) 年度に (20世帯) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	世帯	0.00	0.00	30.00	30.00	
	実績 1 ②	世帯	0.00	0.00	20.00	22.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	66.67	73.33	
	目標値 2 ④	世帯	0.00	0.00	20.00	20.00	
	実績 2 ⑤	世帯	0.00	0.00	12.00	8.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	60.00	40.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	転入助成：20世帯 7,939,500円 転居助成：12世帯 1,732,000円						
平成18年度	転入助成：22世帯 8,488,900円 転居助成：新規決定8世帯 継続決定12世帯 4,768,000円						

部名称		都市計画部			課名称		住宅課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	9,672	13,257		
	人件費⑪	千円	0	0	8,338	8,280		
	事務費⑫	千円	0	0	13	19		
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0		
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	18,023	21,556		
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0		
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	18,023	21,556		
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	8,352	21,556		
	特定財源⑱		0	0	9,671	0		
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	46.34	100.00		
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.00	1.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
転居助成については転入助成と比較して利用が半数程度に留まっているので、助成内容を見直すとともに、引き続きホームページを充実するなど、制度の周知を図る必要があります。								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	転居助成については、目標の半数に達しませんでした。転入助成については、事業の達成度が目標の約7割となっています。					
	効率性	2	作業の投入量に対して、ほぼ効率的に事業が実施されていると判断します。					
	実施の成果	2	子育て世帯の居住環境の改善に一定の成果があったと判断します。					
	行政の関与	3	少子高齢化が進む今日、子育て世帯の居住環境を改善し、区内居住継続や地域コミュニティの活性化のため、行政が支援する必要性は高いと判断します。					
	妥当性	2	子育て世帯を対象とし、居住環境改善・居住継続という目的で支援することは、ほぼ妥当であると判断します。					
	施策寄与度	2	子育て世帯を持続的に支援することにより、コミュニティの活性化に寄与することになると判断します。					
総合評価	転入助成について、目標の約7割を達成できました。子育て世帯の転入・転居への支援などによる地域コミュニティの活性化への寄与は大きいと考えられることから、今後は、達成度の低かった転居助成について、助成内容などの見直しを行うことなどにより、目標を達成するための取組が必要です。						※ B 過年度評価	
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性	
改革方針	19年度から、区内転居する子育て世帯の円滑な居住継続のため、転居助成について、従来の家賃差額の助成に加え移転費用の助成を開始し、さらなる利用促進を図っていきます。また、ホームページを充実するなど、制度の周知に向けた取り組みを行っていきます。						※ 2	
							手段改善	

事務事業	100	都心共同住宅供給事業等の推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	01	住みよい環境づくり					
事業内容							
目的	居住機能の低下している都心域における良質な住宅供給を推進する制度です。共同建替え後も、認定を受けた住宅及び建替えにより創出された歩道状空地などオープンスペースを、適正に管理していくことにより、住環境の改善や防災性の向上を図ることができます。						
対象・手段	対象：東京都住宅マスタープランにおいて都心居住を推進すべき重点供給地域と定めたエリアのうち、センター・コア・エリア内（都市計画道路環状6号線の内側）又は特定促進地区（区ごとに東京都が指定した地区）での、複数権利者による共同建替え（「共同化タイプ」）を補助対象事業とします。 手段：事業補助要件に該当する共同建替え事業を募集し、都知事の事業認定を受け事業助成を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
敷地を共同化して中高層建築物を建設することにより、次のような成果を得ることができます。 ①密集住宅市街地の解消及び不燃化による防災性の向上が図られます。 ②都市型住宅の供給及び都心居住の促進が図られます。 ③一定の空地要件や壁面後退により、広場や歩道状空地などオープンスペースの確保が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
住宅供給戸数（事業累計）		都心共同住宅供給事業による補助対象事業における住宅供給戸数	（平成20）年度に （328戸）の水準達成				
事業実施地区数（事業累計）		都心共同住宅供給事業による補助対象事業の認定地区数	（平成19）年度に （6地区）の水準達成				
公募による新規事業採択地区数		第四次実施計画期間において公募によって新規事業採択された地区数	（ ）年度に （2地区）の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	戸	0.00	188.00	328.00	328.00	
	実績1②	戸	0.00	188.00	188.00	188.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	57.32	57.32	
	目標値2④	地区	0.00	4.00	6.00	6.00	
	実績2⑤	地区	0.00	4.00	4.00	4.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	100.00	66.67	66.67	
	目標値3⑦	地区	0.00	0.00	2.00	2.00	
	実績3⑧	地区	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	都心共同住宅供給事業に該当する建築計画（2件）の公募						
平成18年度	都心共同住宅供給事業に該当する建築計画（2件）の公募						

部名称		都市計画部		課名称		地域整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	19,992	50,908	0	0	
	人件費⑪	千円	5,837	5,837	4,169	4,140	
	事務費⑫	千円	94	148	11	49	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	25,923	56,893	4,180	4,189	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	25,923	56,893	4,180	4,189	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	10,931	18,712	4,180	4,189	
	特定財源⑱		14,992	38,181	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	42.17	32.89	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.70	0.70	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
新宿区内では、バブル経済崩壊後の地価下落、沈静化を追い風として、民間事業者によるマンション供給が活発化しており、住宅供給は活発化しています。 区としては、独自の補助採択基準を設定し、まちづくりに資する共同建替事業に対し助成することにより、より良質で、かつ住環境の改善に資する中高層住宅の供給を誘導していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	1	17年度及び18年度の2か年で、公募により2地区を事業採択する計画でしたが、2か年とも応募がなく、新たな事業地区を誘導することができませんでした。				
	効率性	2	事業化までは時間を要する場合がありますが、事業化されれば、既に関係権利者全員の合意に基づく事業として実施しますので、効率的に事業が進みます。				
	実施の成果	2	土地区画整理事業や市街地再開発事業などと比較すると、防災まちづくりの効果は限られますが、事業化された区域において、着実に成果を上げることができます。				
	行政の関与	3	この事業は、東京都が事業認定を行い、区が東京都の事業認定を受けた物件のなかから、助成地区を採択し、支援するものです。区のまちづくり施策に資する共同建替えを誘導していくために、今後とも行政の関与が必要です。				
	妥当性	2	事業計画の採択がまちづくりと連動する制度ですので、手段の妥当性が高いと言えます。				
	施策寄与度	2	都知事認定及び区の事業計画採択において、まちづくりに対する貢献が評価されますので、事業化されれば、まちづくりの施策目的達成に寄与します。				
総合評価	都心共同住宅供給事業は、建設費の一部を国、東京都及び区が補助することにより、良質な共同住宅を供給するとともに、オープンスペースの確保などまちづくりにも資する事業です。また、入居を希望する区民等にとって、家賃や分譲価格等が近隣同種と均衡し、また入居者が抽選等の公平な方法により選定されるなど、住宅需要者に対してもメリットのある制度です。 現段階では新たな事業地区を誘導することができませんでした。今後も引続き共同化タイプについて事業を継続し、区のまちづくり施策に資する事業計画の応募があれば、事業採択を行い支援を行っていく考えです。						※ D 過年度評価 17年度 D 16年度 A 15年度 14年度 方向性
改革方針	平成17年度、18年度の2か年度は、機会の公平性を確保するため、応募期限を定めて事業計画を公募しましたが、応募がありませんでした。 19年度からは、応募期限を撤廃する一方、補助採択基準を見直し、より住環境の改善に資する共同建替事業に助成していくことを明確にします。 このため、区の事業実施要領を改めるほか、事業計画の応募に関する相談など募集事務を経常事業として行っていくとともに、新たに制度案内パンフレットを配布するなど、一層の制度周知にも努めていきます。						※ 2 手段改善

事務事業	101	子育て支援マンションの整備誘導					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	01	住みよい環境づくり					
事業内容							
目的	子育てに配慮した民間のマンションを区が認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境の整備を図ります。						
対象・手段	乳幼児の安全に配慮した施設・整備仕様や子育て中の親子が使える共用スペース（キッズルーム、プレイロット等）を備えた集合住宅について、区が認定し、子育てしやすい民間住宅を誘導していきます。						
成果（事業が意図する成果）							
民間活力を活かし、子育てに配慮したマンションの整備・供給を促進し、子育て世帯の定住化と地域のコミュニティの活性化が図れます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
子育て支援マンションの認定		区が基準を定める子育てに適したマンション数の延べ数	(平成19年度に 20件) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	件	0.00	0.00	4.00	10.00	17年度目標：4件 18年度目標：10件 19年度目標：20件
	実績 1 ②	件	0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	子育て支援マンションの認定 実績 0 件						
平成18年度	子育て支援マンションの認定 実績 0 件						

部名称		都市計画部		課名称		住宅課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	1,668	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	2	2	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	1,670	1,658	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	1,670	1,658	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	1,670	1,658	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
事業者からの相談はありましたが、結果的には認定申請に結びつきませんでした。今後は、子育て世帯の居住環境を整備する事業内容の見直しを検討していく必要があります。							
『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	1	目標水準10件に対して実績が0件で、計画どおりに進んでいません。				
	効率性	1	実績0件に対し、コストが発生しています。				
	実施の成果	1	事業に対する相談はあったものの、申請には至りませんでした。				
	行政の関与	2	子育てに配慮したマンションの整備を区が誘導することは妥当であると考えます。				
	妥当性	2	子育てしやすい居住環境の整備という目的に対し、子育て支援マンションを認定するという手段は概ね妥当と判断します。				
	施策寄与度	2	認定申請の実績は0件でしたが、子育てしやすいマンションを事業者に知らせることで、施策目的に寄与すると考えます。				
総合評価	ホームページの内容を見直し、周知したことで事業者からの相談も増えましたが、申請には結びつきませんでした。事業目標の達成に向け、更なる周知を図っていく必要があります。						※ D 過年度評価 17年度 D 16年度 15年度 14年度
	マンション供給の動向を把握し、子育てしやすい居住環境の整備を図るため、事業そのもののあり方を含めて検討していく必要があります。						※ 2 手段改善

事務事業	102	主要な生活道路の整備推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備					
事業内容							
目的	主要な生活道路を、歩行者が中心の安全で快適な道路とするとともに、消防活動困難区域解消のために道路の幅員等、防災機能の向上を図るために整備します。						
対象・手段	対象：主要な生活道路（地区内主要道路、主要区画道路）77路線 手段：モデル路線や拡幅目標を設定し、地区計画等いくつかのメニューを提案し、まちづくり施策と連携して整備を進めます。						
成果（事業が意図する成果）							
主要な生活道路を整備し道路幅員を広げることにより、歩行者の安全が確保され、快適な道路となります。また、主要区画道路の整備により消防活動困難区域が解消され、防災機能が向上します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
主要な生活道路の整備		目標幅員を確保し、整備した路線			() 年度に		
					(77路線) の水準達成		
					() 年度に		
					() の水準達成		
					() 年度に		
					() の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	路線	77.00	77.00	77.00	77.00	道路の拡幅は、時間がかかるため目標年次の設定はできません。
	実績 1 ②	路線	24.00	24.00	24.00	24.00	
	③＝②／①	%	31.17	31.17	31.17	31.17	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	整備方針案の検討 開発等による整備（施工中 北新宿（再開発）、市谷砂土原町（自費）等）						
平成18年度	整備方針案の検討 開発等による整備（施工中 北新宿（再開発）、市谷砂土原町（自費）等）						

部名称		都市計画部		課名称		都市計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	6,670	6,670	6,670	6,624	
	事務費⑫	千円	74	71	53	68	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,744	6,741	6,723	6,692	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,744	6,741	6,723	6,692	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,744	6,741	6,723	6,692	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区が道路用地を買収して拡幅整備することは難しい状況です。しかし、歩行者の安全確保や、消防活動困難区域解消のためにも早期整備が求められており、まちづくり施策と一体となった整備手法の検討を行なう必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	再開発等のまちづくりの中で整備されつつある路線がありますが、道路のみでなく面的整備の中で事業を進めるため、目標達成には時間を要します。しかしながら、北新宿及び市谷砂土原町については、ほぼ計画どおり進捗しています。				
	効率性	2	まちづくり等の面的事業の中で道路を整備していくため、区財政を投入せず費用対効果の面で効率的ですが、事業が具体化するまで時間を要します。				
	実施の成果	2	まちづくり等の機会を捉え、必要となる道路整備を誘導していくことで、安全で安心な都市基盤を整備することができます。				
	行政の関与	3	道路の拡幅整備のためには、まちづくり等の面的整備の中で区が関与して誘導していく必要があります。				
	妥当性	2	歩行者の安全確保、消防活動困難区域解消のため、面的整備の中で道路を拡幅していくことは、必要です。				
	施策寄与度	3	早期に道路を拡幅していくことは、歩行者の安全確保や消防活動困難区域を解消し、人にやさしい道路整備に寄与するものです。				
総合評価	歩行者の安全確保や消防活動困難区域解消のため、大規模開発やまちづくり事業等の面的整備手法を活用した整備が必要であり、北新宿の再開発や市谷砂土原町の自費工事などすでにいくつかの路線が整備されつつあます。事業の進捗には時間がかかりますが、着実に成果を挙げていることは評価に値します。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	生活道路の整備にあたっては、用地買収による整備では区の財政負担が大きいため、民間の大規模開発やまちづくり等の面的整備にあわせてなお一層推進していきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	103	細街路の拡幅整備					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備					
事業内容							
目的	幅員4m未満の細街路を4mに拡幅整備して、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進するとともに、地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図ります。						
対象・手段	対象：幅員4m未満の細街路（建築基準法42条2項道路）で区道（99km）又は私道（125km） 手段：新宿区細街路拡幅整備条例により、道路後退部分を区道の場合は、沿道敷地所有者の寄附・無償使用承諾により拡幅整備し、区道化を推進します。私道（一部、区道を含む）の場合は、自主整備を基本としますが、一定の条件に適合する場合、建築主等の依頼により、区が拡幅整備を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
生活道路の4m未満の細街路が、4mに拡幅され、防災性の向上・居住環境の向上など、まちづくりの基礎を住民と区の協働で整備することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
道路整備率（区道＋私道）		整備累積延長（区道＋私道）／細街路延長（区道＋私道）	（平成19年度に） （8%）の水準達成				
道路整備率（区道）		整備累積延長（区道）／細街路延長（区道）	（平成19年度に） （13%）の水準達成				
			（ ）年度に （ ）の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	%	8.40	8.40	8.40	8.40	
	実績1②	%	2.10	3.30	4.60	5.84	
	③＝②／①	%	25.00	39.29	54.76	69.52	
	目標値2④	%	12.60	12.60	12.60	12.60	
	実績2⑤	%	3.20	4.80	6.55	8.12	
	⑥＝⑤／④	%	25.40	38.10	51.98	64.44	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	細街路拡幅整備協議件数 整備延長		470件 5,828m	537箇所 2,910㎡			
平成18年度	細街路拡幅整備協議件数 整備延長		434件 5,451m	508箇所 2,724㎡			

部名称		都市計画部		課名称		建築調整課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	93,401	79,495	107,641	112,205	
	人件費⑪	千円	85,759	85,759	94,097	85,480	
	事務費⑫	千円	5,537	3,921	4,165	4,310	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	184,697	169,175	205,903	201,995	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	184,697	169,175	205,903	201,995	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	184,097	168,925	205,803	201,595	
	特定財源⑱		600	250	100	400	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	99.68	99.85	99.95	99.80	
職員	常勤職員	人	10.00	10.00	11.00	10.00	
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00	
事業に関する検討課題							
① 区道の細街路の拡幅整備は、着実に進展しています。更に、行き止まりの私道の後退整備を推進していく必要があります。 ② 道路後退部分に再び塀等の突出や花壇等が設置されないように整備、維持管理方法を確立する必要があります。 ③ 災害危険度の高い地域を対象に他の関連事業と連携し、効果的に細街路の拡幅整備が図れるよう啓発活動を実施していきます。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	経済好調を反映し、建築着工件数の増加で細街路拡幅整備件数も増加しています。17年度から私道の拡幅整備を区施工で行なう制度改正を行い、工事実績を上げています。				
	効率性	3	建築確認申請の提出前に事前協議を行うことにより、建替えに合わせた道路後退が容易となっています。また、区道沿道の拡幅の場合、区が用地買収を行わず、寄附や無償使用により道路拡幅が可能となるため、効率的です。				
	実施の成果	3	細街路拡幅整備条例に基づき拡幅整備方法が確立し、着実に細街路が拡幅整備されています。事業の進展で区民、事業者の協力が得やすい環境が整ってきています。				
	行政の関与	3	生活環境整備・防災対策として細街路の整備は、行政の役割として重要です。行政が関与することで細街路の拡幅整備が確実なものとなっています。				
	妥当性	3	細街路拡幅整備事業は、生活道路の整備として有効な手法です。区民、事業者と区が役割分担し、細街路の拡幅整備を行うことは適切です。				
	施策寄与度	3	細街路拡幅整備事業は、防災まちづくりや人にやさしいまちづくりを区民、事業者と協働で作上げる具体的な事業として重要です。				
総合評価	細街路の拡幅整備は、当該条例の施行を契機に建築動向にあわせて着実に進展しています。私道についても拡幅整備を確実に進めるため、区施工で実施することが可能となるよう制度改正を行い、拡幅整備を推進しています。 測量委託は、道路現況を把握し、効率的に拡幅整備工事を進めるためには、必要不可欠であり、今後も本事業の一環として実施していきます。 本事業の役割は、区民生活の最も身近な交通手段の整備という面と、まちの防災性の向上及び居住環境の改善の面で貢献度も高く、まちの環境を向上させていく事業として区民から益々期待されており、更に、推進していく必要があります。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
							方向性
改革方針	災害危険度の高い地域を対象に他の関連事業と連携し、効果的に細街路の拡幅整備が図れるよう啓発活動を実施していきます。						※ 1
							現状のまま継続

事務事業	104	人とくらしの道づくり					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備					
事業内容							
目的	「ひと」の通行が優先されるべき幹線道路に囲まれた住宅街や学校周辺などの地域において、「まち」を通行する車を抑制することにより、住環境の改善を図り、歩行者が安心して歩ける生活空間を整備します。						
対象・手段	住居系、商業系地区において交通規制等のソフト対策と併せたハード整備（車両走行に物理的な負荷を与えるハンプ、狭さくなど）を行い、地区内の通過車両を減少させ、走行速度を抑制し、「ひと」中心のコミュニティ・ゾーンを整備します。整備にあたっては、地元区民と懇談会やワークショップを実施し、住民を中心に総合的・面的なまちづくりを行います。						
成果（事業が意図する成果）							
地区単位での歩行者の安全確保と住環境の改善が可能となります。また、ワークショップなどの手法により、計画にあたっては住民意見が反映されることとなります。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
新宿一・二丁目地区のコミュニティゾーン整備		新宿一・二丁目整備計画策定地区（5路線）に対する整備完了路線数/計画路線数	（平成19）年度に （5路線整備完了）の水準達成				
			（ ）年度に （ ）の水準達成				
			（ ）年度に （ ）の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	路線	0.00	0.00	5.00	5.00	
	実績 1 ②	路線	0.00	0.00	2.00	4.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	40.00	80.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	整備工事の実施（新宿一・二丁目地区）						
平成18年度	整備工事の実施（新宿一・二丁目地区）						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	1,995	38,443	60,996	事業費については、発生主義の考え方を取り入れています。 ＜減価償却費の算定＞ 工事費（通常舗装との差額分）×90%（残存価値10%）÷耐用年数 耐用年数：各舗装材の現時点での施工実績（歩道ブロック舗装10年、車道アスファルト舗装5年）
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	436	68	52	107	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	1,392	4,001	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	436	2,063	39,887	65,104	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	436	2,063	39,887	65,104	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	436	2,063	23,387	39,254	
	特定財源⑱		0	0	16,500	25,850	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	58.63	60.29	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
「交通安全」という住民ニーズと歩行者の安全性や快適性の向上を目的とした「生活道路の整備」という区の道路整備方針の合致を図ることが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	平成16年度における地元とのワークショップに基づいた3ヵ年計画のとおり実施しています。				
	効率性	2	国庫補助を活用し、国庫補助の採択基準の概ね5ヵ年の計画に基づいた整備は効率的です。				
	実施の成果	3	対象地区内5路線整備予定中4路線が終了し、一部交通量については減少がみられました。全体の事業完了は平成19年度のため、地区全体の効果については平成20年度以降となります。				
	行政の関与	3	生活道路の整備は道路管理者として取組むべき課題です。				
	妥当性	3	住民のニーズを反映するにはワークショップによる協働が妥当です。				
	施策寄与度	3	安心・安全の住環境を実現するとともに、住民との協働の良い場となっています。				
総合評価	計画段階から地元と一体となった事業展開は、これからの道路整備にあっては重要な手法です。また、面的かつ総合的な対策により、既存の道路ストックの中で歩行者を中心とした道路づくりを展開できる意義は大きいものがあります。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	事業の実施に向け、さらなる住民との連携を強めていくとともに、完了後の効果測定や住民満足度等による評価を充実していきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	105	道路の改良					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備					
事業内容							
目的	道路の舗装構造のレベルアップや副員構成を変更することによって、安全かつ快適な道路空間を形成し、併せて景観の向上を図ります。						
対象・手段	対象：区道 面積：1,742,933.25㎡、延長：290,790.52m〔平成18年度4月1日現在〕 手段：道路構造及び舗装構造の改良、舗装のカラー化、歩道の拡幅						
成果（事業が意図する成果）							
道路の改良は、歩行者や車両はもとより、沿道にとって良好な道路空間を提供します。具体的には、歩道の拡幅やカラー舗装などを行い、安全で快適な歩行空間を創出します。また、排水性（低騒音）や透水機能を持った舗装によって、環境負荷の軽減が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
平成14年度から平成19年度までの目標達成状況		平成14年度から19年度までの計画路線数／年度別実施路線数累計	(平成19) 年度に (28路線実施) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	路線	28.00	28.00	28.00	28.00	
	実績1②	路線	13.00	19.00	24.00	26.00	
	③＝②／①	%	46.43	67.86	85.71	92.86	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	舗装改良工事 2路線、※歩道拡幅整備工事 1路線、 道路新設工事 2路線 ※工事の一時中止に伴い平成18年度6月末へ工期延伸。						
平成18年度	舗装改良工事 2路線						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	138,003	178,263	221,220	94,631	
	人件費⑪	千円	41,690	50,028	50,028	49,680	
	事務費⑫	千円	0	437	476	426	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	179,693	228,728	271,724	144,737	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	179,693	228,728	271,724	144,737	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	179,693	228,728	271,724	144,737	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	5.00	6.00	6.00	6.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
本事業による舗装や道路施設の老朽化による更新だけでは、歩行者の安全確保や安心して歩ける歩行空間の確保するなどの抜本的な改良は行なえません。電柱の地中化をはじめ、荷捌駐車帯の設置等、歩道の有効幅員の確保、街路樹のあり方など沿道をはじめ関係機関との協議や合意がなければ進められません。来年度以降は、これらの協議結果を反映しながら、整備計画を策定しています。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	計画路線の整備年度の変更等は、地元の要望や地区別による策定計画等を十分に反映させるため、柔軟に対応します。				
	効率性	2	道路の改良による効果は、利用者や沿道に直接反映するため、事前の説明や要望を受けることが不可欠です。一方で、工事期間中における影響を最小限にするためにも、関係企業者との調整を図り、沿道へ協力を求めるべきと考えます。				
	実施の成果	3	排水性舗装のカラー化をはじめ、最新の工法は、景観面や環境面においても成果を上げることが可能です。 今後は、沿道に対し、新工法を積極的に提案し、事業の効果を高めたいと考えます。				
	行政の関与	3	道路の改良は、現状の課題や沿道の意見を十分に踏まえて、改良内容と実施路線を選定し、計画的に整備していきます。				
	妥当性	3	交通車両の増大や渋滞が蔓延する現状では、歩行者の安全確保を目的とした道路構造の改良は、妥当と考えます。また、環境に配慮した排水・透水・保水機能を有した舗装の実施や環境物品の積極的な採用を図ります。				
	施策寄与度	3	高齢化の進む現状において、歩行者の安全性と快適性を主眼とした改良は、早急かつ計画的に実施すべきです。				
総合評価	環境に配慮した排水性舗装の整備は、老朽化による全面的な舗装の打ち換えと併せて効果あったと評価できます。今後は、電線類の地中化事業を加え、総合的に効果の高い道路整備を行ないたいと考えています。また、エコセメントや溶融スラグなど、環境に配慮した材料の使用を拡大し、ヒートアイランド現象の抑制と循環型リサイクル社会の形成に大きく寄与していきます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	道路改良を、地球環境・景観などの幅広い視野に立ち、バリアフリーの観点を念頭に置きながら道路の利用状況、社会情勢、沿道住民の要望を踏まえつつ計画的に進めます。そのために、 ①道路の無電柱化整備事業で行う路線では、予備設計の結果を基に、地元との協議に早期に入り、メリットを確認の上、工事への協力をお願いしていきます。 ②無電柱化が無理な路線では、沿道住民との合意形成を図るために、計画的な調整を実施します。 ③環境や景観に配慮した工法や材料の施工後の効果測定を行い、その効果について検証します。						※ 1 現状のまま継続
改革方針							

事務事業	106	やすらぎの散歩道整備					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備					
事業内容							
目的	神田川の桜並木の復活をはじめとした道路の緑化や休憩施設の設置など、地域の環境や道路の利用状況に合わせて、特色ある安全で快適な歩行空間として散歩道の整備を行います。 また、これらの散歩道を系統的に組み合わせ、区内歩行系道路ネットワークを構築することにより、地域拠点を結ぶ安全性の高い歩行動線の整備を目指します。						
対象・手段	都市マスタープランに位置付けられている歩行系道路ネットワークのうち、主に改修が終了した河川沿いの道路を対象として整備を図ります。 また整備後の日常的な維持管理には、住民等との協働を検討します。						
成果（事業が意図する成果）							
散歩道の整備とネットワーク化により、広域的な歩行動線の確保と地域コミュニティの確立に寄与します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
散歩道整備実施済区間数の割合	整備実施済区間／整備目標区間	(平成19) 年度に (100%) の水準達成					
散歩道整備実施済延長の割合	整備実施済延長／整備目標延長	(平成19) 年度に (100%) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	区間	6.00	6.00	6.00	6.00	整備済区間(-H14) ○伏見橋-淀橋[1区間] (想定360m) 実績283m ○淀橋-菖蒲橋[0.4区間] 相当:想定410mのうち160m] 実績186m 15年度完了[1区間] ○戸田平橋 -源水橋(想定130m) 実績130m ○淀橋下流[0区間](当初予定なし) 実績 50m *基本計画では、区間延長を概数(想定)で計上
	実績 1 ②	区間	2.40	2.40	2.40	2.40	
	③＝②／①	%	40.00	40.00	40.00	40.00	
	目標値 2 ④	m	1,800.00	1,800.00	1,800.00	1,800.00	
	実績 2 ⑤	m	649.00	649.00	649.00	649.00	
	⑥＝⑤／④	%	36.06	36.06	36.06	36.06	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	案内板設置	2箇所（小滝橋、曙橋上流[魚道]）					
平成18年度	案内板設置	2箇所（新開橋、戸田平橋下流）					

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	21,150	498	1,642	6,384	*区間整備の外に案内板の設置を実施 ○15年度[2箇所] 田島橋、面影橋 ○16年度[3箇所] 中之橋、西江戸川橋、石切橋 ○17年度[2箇所] 小滝橋、曙橋上流 ○18年度[2箇所] 新開橋、戸田平橋下流
	人件費⑪	千円	0	0	0	828	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	21,150	498	1,642	7,212	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	21,150	498	1,642	7,212	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	21,150	498	1,642	7,212	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.10	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
歩行系道路のネットワークは早期の整備が望ましいものの、財政状況を勘案し、現在「水と緑の散歩道」のみを対象に事業化しています。 また、このルートは河川改修事業の完成後の整備となるため、河川事業の進捗との調整が必要となります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	都の河川事業と連携して整備を実施しており、事業は順調に進展しています。				
	効率性	3	都との連携により、事業の効率化を図っています。				
	実施の成果	3	散歩道整備により、安全で快適、そしてみどり豊かな歩行空間を地域に提供しています。				
	行政の関与	3	河川管理用通路を利用して、安全で快適な歩行空間を整備していくことは、区として妥当といえます。				
	妥当性	3	安全で快適な歩行空間の確保のため、河川管理用通路を「水と緑の散歩道」として、都と連携のうえ整備を進めており、妥当といえます。				
	施策寄与度	2	散歩道の整備により、地域での安全で快適な歩行空間の確保が図られてきています。				
総合評価	散歩道整備は、都の河川改修により基盤整備を行った後に実施する必要があるため、河川改修の進捗とともに急速な進展は難しい側面がありますが、改修中の区間で都との協議を進めるなど、散歩道整備に向けた調整を行っています。 また整備済みの区間においては、各種案内板を年2箇所程度ずつ設置するなど、散歩道の機能の向上に計画的に取り組んでいます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	今後は、平成17年度に妙正寺川で着手された激特事業区間をはじめ、未開設区間における河川管理用通路の整備等を東京都に働きかけ、歩行系道路ネットワークの早期の充実を図ります。 また整備済みの区間では、案内板や里程標（距離表示）の設置を進めるなど、利用促進に向けた取り組みを行います。					

事務事業	107	道路の無電柱化整備						
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち						
大項目	03	快適な生活環境づくり						
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備						
事業内容								
目的	主要な区道において、電線管理者の協力のもと電線類の地中化を推進し、歩行空間の拡大と都市景観の向上を図ります。							
対象・手段	対象：地区内主要道路、都市計画道路 啓開道路等 手段：電線共同溝方式（電線共同溝の整備に関する特別措置法に基づき、電線類を収容するため、道路管理者が道路の地下に施設を整備します）							
成果（事業が意図する成果）								
道路の既存ストックの中で電線類を地中化することにより、歩行空間の拡大に伴うバリアフリー化をはじめ震災対策・円滑な消防活動の実施などの防災性の向上が図れます。さらに、都市景観の向上と良好な住環境が形成されます。								
事業成果指標								
指標名		定義	目標水準					
地中化整備路線延長		電線類を地中化した区道延長／整備予定延長	(平成21)年度に (940m)の水準達成					
			()年度に ()の水準達成					
			()年度に ()の水準達成					
成果の達成状況								
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①		m	0.00	0.00	940.00	940.00	区道34－220 大日本印刷通り H17からH18まで 整備延長460m
	実績1②		m	0.00	0.00	200.00	460.00	
	③＝②／①		%	0.00	0.00	21.28	48.94	
	目標値2④			0.00	0.00	0.00	0.00	次期整備路線 補助72号線 H19からH21まで 整備延長480m (H19設計、H20・H21工事)
	実績2⑤			0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④		%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦			0.00	0.00	0.00	0.00	平成21年度までの整備延長 460＋480＝940m
	実績3⑧			0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦		%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容								
平成17年度	区道34－220（大日本印刷通り）の整備(自費工事) 200m							
平成18年度	区道34－220（大日本印刷通り）の整備(自費工事) 460m（新道部140mを含む）							

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	区道34-220の地中化は大日本印刷(株)の自費工事による整備
	人件費⑪	千円	0	0	1,668	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	55	47	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	1,723	1,703	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	1,723	1,703	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	1,723	1,703	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
無電柱化にあたっては、地上機器の設置スペースの確保や埋設方式の選択など技術的な検討を要します。さらに、整備にあたっては、多額の事業費を要することから、既存ストックの活用等、経費削減に努めることが必要です。こうした状況を踏まえ、財政状況を鑑みながら、効果的な路線選定と着実な整備を図ることが求められています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	道路拡幅工事と並行する形で、順調に整備が進みました。				
	効率性	3	道路拡幅工事に併せて施工することで、再工事による地元への不便の軽減や、工期の短縮を図ることができました。				
	実施の成果	3	歩行空間の拡大による、安全で安心して通行できる道路の整備と無電柱化による都市景観の向上が図られました。また、グリーンシンボルロードの整備により、みどりあふれる快適な歩行空間が創出されました。				
	行政の関与	3	区道における電線共同溝整備は道路管理者である区が整備することと定められていますが、再開発や自費工事等の機会を積極的に捉え推進します。				
	妥当性	3	自費工事による道路拡幅の機会を捉えて、これに併せた地中化整備を行ったことは、極めて妥当な方法です。				
	施策寄与度	3	安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出には、道路の無電柱化は重要な要素です。				
総合評価	区は、これまでも早大通りのほか再開発や自費工事の機会を捉え、積極的に道路の無電柱化を推進してきました。無電柱化により、安全な道路と快適な歩行空間が実現しました。今回の区道34-220は、自費工事による道路の拡幅と併せて無電柱化を行うことにより、工期の短縮と効率的な整備を行うことができました。						※ B 過年度評価
							17年度 A 16年度 15年度 14年度
改革方針	無電柱化事業の推進にあたっては、既存ストックの活用や構造のコンパクト化など技術的な検討を十分に行い、効果的な路線選定とコスト削減に努めます。 また、事業実施に際しては、沿道関係者の理解と協力を得るとともに効率的なスケジュール管理を行います。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	108	路面下空洞調査					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備					
事業内容							
目的	路面下の空洞を把握し、道路陥没等を未然に防ぐため実施します。						
対象・手段	防災上重要な路線やバス路線等、区民生活を支える主要な区道を対象に、地中レーダーによる探査及び解析を行い、空洞の有無の確認と原因の究明を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
路面下の空洞を把握し補修することで、道路陥没による事故の防止が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
調査延長（車道部）		年間の調査延長	(毎) 年度に (50.5Km) の水準達成				
調査延長（歩道部）		年間の調査延長	(毎) 年度に (17.5Km) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1 ①	km	9.00	50.50	50.50	50.50	
	実績 1 ②	km	12.92	52.32	52.83	57.11	
	③＝②／①	%	143.56	103.60	104.61	113.09	
	目標値 2 ④	km	5.00	17.50	17.50	17.50	
	実績 2 ⑤	km	18.03	21.71	26.74	23.27	
	⑥＝⑤／④	%	360.60	124.06	152.80	132.97	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	車道調査 52.8 km （空洞数 25） 歩道調査 26.7 km （空洞数 2）						
平成18年度	車道調査 57.1 km （空洞数 14） 歩道調査 23.2 km （空洞数 3）						

部名称		環境土木部		課名称		土木課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	7,461	16,200	16,201	16,200	
	人件費⑪	千円	1,668	2,501	2,501	2,484	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	9,129	18,701	18,702	18,684	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	9,129	18,701	18,702	18,684	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	9,129	18,701	18,702	18,684	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.20	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
現在、調査路線を主要な道路に絞っていますが、今後財政状況を勘案しながら、生活道路まで対象を拡大するか検討していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	緊急的調査が必要な道路にも対応していることから、計画以上の調査実績になっています。				
	効率性	3	調査を計画的に実施しており、効率的です。				
	実施の成果	3	空洞の早期発見と陥没防止につながっています。				
	行政の関与	3	道路管理者として、区がおこなうべき業務です。				
	妥当性	3	地中レーダーにより、道路を掘ることなく調査できる本調査方法は妥当です。				
	施策寄与度	3	本調査を実施することは、道路管理の考え方を従来の道路陥没発生後処置から未然対策処置に移行するものであり、事故防止等に大いに役立つものです。				
総合評価	これまで、経費を有効利用して予定延長を上回る調査を行い、車道部98箇所、歩道部33箇所の空洞を発見し道路陥没と事故の防止を図ることができました。 区道は、区民生活のみならず都市機能においても重要な役割を担っています。 委託にてレーダー技術を用いた高度な探査を行うことにより、道路下の空洞を迅速かつ正確に発見し事故の予防に寄与する当事業は、区民生活の安全性を高める有効な手段です。						※ A 過年度評価
							17年度 A 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	計画的に事業を実施する中で、空洞を的確に発見している実績があるため、今後も継続していきます。 また調査路線の対象を生活道路まで広げることについては、財政状況等を勘案しながら検討していきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	109	まちをつなぐ橋の整備					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備					
事業内容							
目的	まちをつなぐ橋の安全性を高め災害に強いまちづくりを図るため、計画的に橋の整備、補修を行います。						
対象・手段	東京都の河川改修事業に合わせ、河川工事と同時に区が管理する橋の架け替えを行います。 また、架け替え予定のない橋については、耐震性の向上や老朽箇所の補修を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
架け替えに伴う橋の拡幅、耐震性の向上により、交通の利便・安全性を確保するとともに、災害時における重要な避難経路を確保して地域の防災性を向上します。また、修景にも配慮して地域の景観向上にも寄与します。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
架け替え済み橋りょうの割合		架け替え済み橋りょう数／架け替え計画橋りょう数	(平成19)年度に (33橋)の水準達成				
落橋防止装置設置の割合		落橋防止装置設置済み橋りょう数／設置計画橋りょう数	(平成19)年度に (100%)の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	橋	33.00	33.00	33.00	33.00	
	実績 1 ②	橋	29.00	29.00	29.00	29.00	
	③＝②／①	%	87.88	87.88	87.88	87.88	
	目標値 2 ④	橋	13.00	13.00	13.00	13.00	
	実績 2 ⑤	橋	12.00	13.00	13.00	13.00	
	⑥＝⑤／④	%	92.31	100.00	100.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	架け替え 震災対策設計 補強工事	1 橋着手（北原橋） 1 橋（落合橋[神]） 2 橋（美仲橋、昭和橋）					
平成18年度	架け替え 震災対策調査・設計	1 橋継続（北原橋） 6 橋（新空橋、栄橋[妙]、大正橋、宮田橋、田島橋、ねずみ坂道路橋）					

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	62,678	11,891	16,141	40,990	
	人件費⑪	千円	0	0	0	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	62,678	11,891	16,141	42,646	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	62,678	11,891	16,141	42,646	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	62,678	11,891	16,141	42,646	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区管理橋58橋のうち、架け替え計画がなく老朽化の把握が必要な橋が10橋あります。 このうち特に早急な対応が必要な4橋については、18年度までに3橋が補強工事済みですが、引き続き1橋の補強を実施する必要があります。（17年度に調査・設計委託済み）							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	河川改修に合わせて架け替えを着実にを行うとともに、既存橋の計画的な補修を実施しています。また、本年度補修予定の1橋については、工法を再精査し、安全度向上や延命化のため万全を期し、次年度に工事を繰越しました。				
	効率性	3	架け替えは、河川改修に合わせ、都や隣接区との応分の費用負担で実施しています。また、当面予定のない橋については、定期的に調査を行い、適正に管理しています。				
	実施の成果	3	架け替えに伴う拡幅、耐震性や修景機能の向上により、地域の交通利便性や安全性が向上します。				
	行政の関与	3	区道橋の整備は、道路管理者としての区の責務です。				
	妥当性	3	河川改修に合わせ、橋の架け替えを進めています。また、当面予定のない橋については、健全度調査や精密診断により、程度や必要性を見極めた上で補修を実施する予定です。				
	施策寄与度	3	計画的な橋の架け替え整備は、安全なまちづくりの推進に大いに寄与しています。				
総合評価	都の河川改修の進捗に合わせ、老朽橋の架け替えを着実に実施しています。 また、架け替え予定のない橋については、定期的に健全度調査を行い、計画的に震災対策工事や補修を行っています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	架け替え予定のない既存橋については、平成17年度までに震災対策を終了しており、引き続き老朽化に伴う補修を計画的に実施していきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	110	放置自転車対策の推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	03	快適な生活環境づくり					
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備					
事業内容							
目的	「自転車の適正利用の推進」、「放置自転車の軽減・解消」を実現し、①円滑な車両通行の流れを確保、②交通弱者を含む歩行通行者等の安全確保、③災害時における防災空間の確保、④都市景観の保全を具現化することを目的としています。						
対象・手段	自転車駐車場（自転車等整理区画）の整備を図ることにより、駅周辺へ乗入れる自転車の放置を防止し、適正利用を促すと伴に「声掛け」等の啓発活動を強化します。また、地域住民との協働を図り、自転車の適正利用の啓発活動を実施します。						
成果（事業が意図する成果）							
平成10年に策定した「新宿区自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき、駐輪整備目標量を整備するとともに啓発活動を実施し、自転車の適正利用と放置自転車の軽減・解消を図ることにより、快適な駅前空間が確保されます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
区内鉄道各駅における自転車駐車場等の整備済駅数		区内鉄道駅30駅に対する駐輪場整備済駅の割合			(平成19年度に26駅)の水準達成		
自転車駐車場等の整備量		整備済駐輪場等の収容台数の合計			(平成19年度に6916台)の水準達成		
駅周辺の放置自転車台数の推移		区内既設鉄道駅30駅周辺への自転車の放置台数（放置自転車台数調査の台数）			(平成19年度に3,992台)の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	駅	20.00	22.00	22.00	24.00	整備目標数 平成17年度 22駅 平成18年度 24駅 平成19年度 26駅
	実績1②	駅	19.00	21.00	21.00	22.00	
	③＝②／①	%	95.00	95.45	95.45	91.67	
	目標値2④	台	4,686.00	6,916.00	6,916.00	6,916.00	放置自転車目標値 平成17年度 4,928台 平成18年度 4,435台 平成19年度 3,992台 平成15年度実績の毎年1割減
	実績2⑤	台	6,156.00	6,707.00	6,747.00	6,837.00	
	⑥＝⑤／④	%	131.37	96.98	97.56	98.86	
	目標値3⑦	台	10,492.00	9,442.00	4,928.00	4,435.00	
	実績3⑧	台	6,084.00	4,944.00	5,092.00	4,300.00	
	⑨＝⑦／⑧	%	172.45	190.98	96.78	103.14	
事業の実施内容							
平成17年度	新宿御苑前駅自転車等整理区画の整備（4区画 収容台数75台） 新宿駅自転車等整理区画の整備（1区画 収容台数15台） 啓発活動の実施（18駅）						
平成18年度	新宿西口駅自転車等整理区画の備（1区画 収容台数70台） 新宿駅西口自転車駐車場、曙橋駅自転車駐車場の整理区画化 啓発活動の実施（18駅）						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	63,553	134,662	70,747	74,069	整備・撤去費全体 108,077千円 歌舞伎町対策費 31,785千円 一般 76,292千円 (一般内訳) 事業費69,444千円 事務費 6,848千円 総合計画 全体 4,632千円 事務費 7千円 事業費4,625千円
	人件費⑪	千円	83,380	83,380	83,380	91,080	
	事務費⑫	千円	0	0	5,914	6,855	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	146,933	218,042	160,041	172,004	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	146,933	218,042	160,041	172,004	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	146,933	218,042	160,041	171,963	
	特定財源⑲		0	0	0	41	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	99.98	
職員	常勤職員	人	10.00	10.00	10.00	11.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区内駅直近での駐輪場の確保は、非常に困難な状況です。そのため、用地取得の必要がない道路を積極的に活用した、自転車等整理区画を中心に整備を推進しています。また、放置自転車に対する啓発活動としては、条例に基づく「撤去」の強化、放置させない「声掛け」を実施することで、放置自転車は着実に減少しています。一方で、駅前以外の商店街等の放置自転車が問題となってきたため、今年度策定中の、新たな「総合計画」に基づく商店街等の駐輪場の整備や、地域社会全体で啓発活動を充実実施するための、住民との協働の仕組みづくりが今後の課題となります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	撤去等を含めた啓発活動により、放置自転車は減少してきています。しかしより効果的に適正利用を促すためには、区民との協働をより一層強化していくことが重要です。また、実施計画に基づく、駐輪場等の設置については、ほぼ計画通り整備しています。				
	効率性	2	駅直近に駐輪場用地を確保することが困難な状況の中、用地取得の必要がない道路を積極的に活用し、自転車等整理区画を設け、整備を推進してきています。また、駅前の放置状況に応じて指導整理員を配置し啓発活動を効果的に実施しています。				
	実施の成果	3	駅周辺の放置自転車数は、ここ数年着実に減少してきています。これは、啓発活動による成果と、駐輪場等の整備が推進されたことによるものと判断しています。				
	行政の関与	3	放置自転車問題は、その内容・性格から自転車利用者個人の意識改革で解決する問題ですが、その解決は非常に困難です。問題解決にあたり、地域や社会全体で取り組むべき課題で、行政を中心に地域住民と共に推進すべき事業です。				
	妥当性	2	駐輪場等の整備を進めるとともに、適正利用の効果的啓発活動である条例の基づく「撤去」のほか、地域や社会全体で取り組むため、地域住民と共に地道な適正利用の啓発を更に進める必要があります。				
	施策寄与度	3	社会問題化している放置自転車等の解消を目指すには、自転車の適正利用とともに駐輪場等の整備は緊急な課題です。快適な駅前空間を確保し、災害に強く、弱者にも配慮したまちづくり、都市の美観の観点からも区が行う施策の果たす役割は大きいです。				
総合評価	放置自転車が社会問題化してから平成10年に総合計画を作成し、実施計画を推進してきています。しかしながら、新たな駐輪場等の確保や適正利用をどう図っていくか等大きな問題を抱えています。このような中、放置自転車のない歩行者にやさしい安全安心のまちづくりを進めるため、新たな考えに基づく総合計画の策定を行っているとともに、次期実行計画に基き今後も、区内全駅に新たな駐輪場等を整備する予定で、順調に事業が推進されてきています。また、条例に基づく「撤去」や、放置をさせない「声掛け」の啓発を実施することにより、放置自転車数も着実に減少するなど事業推進の効果は表れています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 B 14年度
改革方針							方向性
	平成10年に策定された「総合計画」に基づき、事業実施が図られていますが、今後、現在策定中の新たな考えの「総合計画」に基づいた、駐輪場等の確保や適正利用の推進を行っていきます。また、駅直近の用地が確保できない状況の中、道路を積極的に活用した整理区画の整備を推進するとともに、既存駐輪場の中で利用率の低い駐輪場や、巡回管理をしている駐輪場については、自転車等整理区画への移行を積極的に進めます。未整備駅等については、次期実行計画に基づき駐輪場等の整備を行い、地域住民、道路管理者、交通管理者、区が一体となって放置自転車の解消に向け対応します。						※ 4 拡大

事務事業	111	公共施設の緑化・民間施設の緑化					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり					
事業内容							
目的	みどり豊かなまちを実現するために、公共施設と民間施設のみどりについて、既存の樹木等を残しながら新たに増やすとともに、みどりの質を高めていきます。						
対象・手段	学校などの屋上緑化や芝生緑化、庁舎等の壁面緑化、河川の護岸緑化、ビオトープづくりなど区ならではの特色のある緑化を実施します。また、地上から建築物の壁面、屋上に至る多様な緑化手法によってみどりに包まれたまちを「空中緑花都市」と名付け、その実現のために区民や事業者を、緑化計画書制度や啓発事業により誘導していきます。						
成果（事業が意図する成果）							
学校や庁舎などの公共施設において、壁面緑化、芝生緑化、ビオトープなどの都心区ならではの特色あるみどりを新たに創出します。また、民有地における建築行為や開発に伴う既存樹木の喪失を最小限に抑え、地上部から建築物の屋上や壁面にいたるまで多様なみどりづくりを誘導します。これらの事業を進めることによってやすらぎとうるおいのあるみどり豊かなまちを形成していきます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
学校緑化実施箇所数	区立小学校、中学校、養護学校及び幼稚園における緑化実施箇所の累計	（平成19）年度に （44箇所）の水準達成					
学校ビオトープの設置箇所数	区立小学校、幼稚園につくられたビオトープの実施箇所数の累計	（平成19）年度に （32箇所）の水準達成					
屋上緑化の普及促進	屋上緑化モニターの参加者数の累計 ※屋上緑化モニター制度とは、区が区民等に屋上緑化ユニットを提供して体験してもらう一方で、区民等には屋上緑化に関する調査に協力していただく制度のこと	（ ）年度に （40人）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	箇所	46.00	46.00	44.00	44.00	小・中学校の箇所数は統廃合により46箇所から44箇所に減少したことに伴い学校緑化の対象箇所も変更となりました。
	実績 1 ②	箇所	10.00	20.00	28.00	37.00	
	③＝②／①	%	21.74	43.48	63.64	84.09	
	目標値 2 ④	箇所	32.00	32.00	32.00	32.00	
	実績 2 ⑤	箇所	21.00	22.00	22.00	23.00	
	⑥＝⑤／④	%	65.62	68.75	68.75	71.88	
	目標値 3 ⑦	人	0.00	40.00	40.00	40.00	
	実績 3 ⑧	人	0.00	10.00	20.00	30.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	25.00	50.00	75.00	
事業の実施内容							
平成17年度	公共施設緑化：学校緑化8箇所、庁舎等の壁面緑化4箇所、護岸緑化1区間、芝生緑化1箇所など 生き物の生息できる環境づくり：都立戸山公園ビオトープ推進地区の整備、学校ビオトープ補修（3校） 空中緑花都市づくり：緑化計画書制度（認定149件、完了89件）、屋上緑化モニター制度実施（10箇所） 緑化意識の啓発：みどりの協定（区民グループ47件、団体18件）						
平成18年度	公共施設緑化：学校緑化9箇所、庁舎等の壁面緑化2箇所、護岸緑化1区間、芝生緑化1箇所など 生き物の生息できる環境づくり：学校ビオトープ新設・補修（3校） 空中緑花都市づくり：緑化計画書制度（認定151件、完了81件）、屋上緑化モニター制度実施（10箇所） 緑化意識の啓発：みどりの協定（区民グループ30件、団体25件）						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	32,890	30,855	37,099	30,759	
	人件費⑪	千円	40,022	40,022	44,191	43,884	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	72,912	70,877	81,290	74,643	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	72,912	70,877	81,290	74,643	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	72,912	70,877	80,090	73,443	
	特定財源⑱		0	0	1,200	1,200	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	98.52	98.39	
職員	常勤職員	人	4.80	4.80	5.30	5.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区民や事業者に対して都市におけるみどりの効能、重要性を認識し、みどりに対して愛着を持っていたことが必要であり、そのための意識向上を図るための方策が課題です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	公共施設の緑化と民間施設の緑化は、ほぼ計画的に実施しています。				
	効率性	2	各事業とも区と区民・事業者等の協働によりほぼ効率的に実施しています。				
	実施の成果	2	公共施設の緑化はほぼ計画どおりに進捗しており、民間施設の緑化は、緑化誘導施策や啓発事業によって確実に増えていますが、区全体のみどりは漸減しています。				
	行政の関与	3	公共施設の緑化を図り、その質を高めることは区の責務であり、区の関与は妥当です。また、区のみどりの過半は民有地にあるため、みどり豊かなまちを実現するために区が民間施設の緑化の推進に関与することは必要です。				
	妥当性	3	みどり豊かなまちの実現のため、区が主体となり、協働も取り入れた公共施設の緑化をすること、また、区が民有地の緑化誘導と緑化意識の啓発を行うことは妥当です。				
	施策寄与度	3	みどり豊かなまちづくりに、公共施設と民間施設の緑化の推進は不可欠です。				
総合評価	公共施設と民間施設の緑化は、区内のみどりを守り、増やし、質を高めていくための大切な事業です。平成18年度には公共施設の緑化として、区立小中学校での多様な緑化、庁舎等の壁面緑化、神田川の護岸緑化、保育園の芝生緑化など特色ある様々な緑化を実施しました。また、民間施設の緑化として、区民や事業者等に緑化計画書制度により、既存樹木の保全と新たな緑化を誘導するとともに、屋上緑化モニター制度やみどりの協定によって区民主体の緑化、地域ぐるみの緑化を支援しました。これらの都心区ならではの効果的な緑化施策を着実に実施することによって、みどりの減少を可能な限り抑えるとともに、特色あるみどりを新たに創出しました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 B 14年度
改革方針	公共施設緑化を全ての公共施設で実施していきます。 地域の活動の拠点となるビオトープを増やしていきます。 屋上、壁面緑化の助成制度を検討します。 みどりの協定のグループ、団体との協定を進め、地域緑化を拡げます。						※ 4 方向性 拡大

事務事業	112	安心のみどり整備					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり					
事業内容							
目的	みどりの持つ防災機能を都市の中に生かし、みどりによる安心のまちづくりを進めます。						
対象・手段	対象：区内全域 手段：接道部緑化の助成						
成果（事業が意図する成果）							
接道部を生垣にすることにより、地震等の災害によるブロック塀の倒壊を未然に防ぎます。また、併せてみどり豊かなまちの実現を図ります。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
接道部緑化助成延長の推移		生垣及び植樹帯の助成延長（累計） 目標：200m／年 単位：m			（平成19年度） （2,000m）の水準達成		
					（ ）年度に （ ）の水準達成		
					（ ）年度に （ ）の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1 ①	m	1,200.00	1,400.00	1,600.00	1,800.00	
	実績 1 ②	m	716.00	759.00	834.00	864.00	
	③＝②／①	%	59.67	54.21	52.12	48.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	生垣助成 6件 施工延長 75.0m 934,500円 植樹帯助成 0件 ブロック塀等の撤去 1件 施工延長 2.0m 20,000円						
平成18年度	生垣助成 3件 施工延長 22.0m 273,000円 植樹帯助成 1件 施工延長 8.0m 40,000円 ブロック塀等の撤去 0件						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	736	778	956	344	
	人件費⑪	千円	2,501	1,668	1,668	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	3,237	2,446	2,624	2,000	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	3,237	2,446	2,624	2,000	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	3,231	2,444	2,622	2,000	
	特定財源⑱		6	2	2	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	99.81	99.92	99.92	100.00	
職員	常勤職員	人	0.30	0.20	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
接道部緑化助成の申請件数は区が意図する件数よりも少ないのが現状です。細街路整備の際に土地所有者並びに建築設計会社等に、防災面や景観面の効果を積極的にPRし、利用者数を増やすことが求められています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	1	助成実績の伸びは小さいですが、生垣等は着実に増加しています。				
	効率性	2	助成対象の基準の見直しを、公平性の見地から検討、実施しています。				
	実施の成果	2	接道部の緑化は、火の延焼や塀の倒壊を未然に防ぐ等の防災的な効果に加え、日常的に接するみどりの増大に寄与します。				
	行政の関与	2	ブロック塀等の震災時の危険性については、区民も認識してきていますが、これらを生垣等に代えることは多大な負担となるため、区の助成は適切です。				
	妥当性	2	減災社会をめざす中で、区が生垣や植樹帯設置の助成を行うことは妥当です。				
	施策寄与度	2	公平性の見地から助成対象の見直しを行いその後実績が伸びません。今後は、基準を更に見直すと共に安心のみどりの機能、効能を十分PRし、生垣等設置を推進します。				
総合評価	助成の対象及び金額の見直しを5年前に行って以降、助成実績は伸びない状況ですが、接道部に生垣や植樹帯を設けることは減災社会の構築や都市緑化推進の観点から必要性の高い事業であると考えます。18年度は区HPに生垣助成制度を掲載し、また町会にまとまった部数のパンフレットを渡したり、建築課のブロック塀除去の助成制度新設に併せPRを行いました申請件数は伸びませんでした。しかし、少しずつではありますが接道部のみどりは着実に増えており、平成18年度には4件の生垣、植樹帯の設置を助成することによって30mの新たな生垣等が創出されました。						※ D 過年度評価 17年度 D 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	今後は、より制度が活用される方向に基準を見直すと共に、防火、防災のための植栽方法や四季の花が咲く生垣等の設置方法、効能を具体的に、パンフレットや区HPを効果的に活用して区民や事業者にPRし、また、まちづくりに関する事業や細街路整備事業と積極的に連携していくことにより事業の普及促進を図ります。					

事務事業	113	みどりの保全					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり					
事業内容							
目的	既存の貴重な樹木や樹林を保全し、良質な景観と文化や歴史の薫るまちを実現することを目的とします。						
対象・手段	対象：区内の樹木・樹林等 手段：区内にある大木や樹林を保護樹木等に指定し、これらの貴重な樹木を保護します。また、建替えなどによって不要となった樹木をグリーンバンクで預かり、必要な区民に提供します。						
成果（事業が意図する成果）							
区内にある貴重な大木や樹林が保護、保全されることにより、歴史や文化が薫るみどり豊かな都市が実現します。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
保護樹木の指定本数		当該年度末における保護樹木の指定本数	(平成19) 年度に (1,250本) の水準達成				
グリーンバンクの利用件数		グリーンバンクにおける樹木の引取及び提供の合計件数	(平成19) 年度に (140件) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	本	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	保護樹木に指定する本数に対して、解除される本数の方が多いために全体の本数は横這いまたは減少の傾向にあります。
	実績 1 ②	本	1,025.00	1,030.00	1,021.00	1,014.00	
	③＝②／①	%	82.00	82.40	81.68	81.12	
	目標値 2 ④	件	140.00	140.00	140.00	140.00	
	実績 2 ⑤	件	66.00	80.00	85.00	108.00	
	⑥＝⑤／④	%	47.14	57.14	60.71	77.14	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	保護樹木等の指定状況：樹木＝ 1,021本(263件) 樹林＝92,169㎡(38件) 生垣＝ 1,315m(49件) グリーンバンク事業の実施：引取1件、提供4件						
平成18年度	保護樹木等の指定状況：樹木＝ 1,012本(264件) 樹林＝90,618㎡(39件) 生垣＝ 1,231m(45件) グリーンバンク事業の実施：引取10件、提供13件						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	7,021	7,083	7,208	7,709	
	人件費⑪	千円	10,006	10,006	10,006	9,936	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	17,027	17,089	17,214	17,645	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	17,027	17,089	17,214	17,645	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	17,027	17,089	17,214	17,645	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.20	1.20	1.20	1.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
近年、民有地の貴重な樹木や樹林は減少しています。これは、維持管理の負担が大きいこと、また相続や開発に伴う樹木の伐採を法令等で規制できないためです。保護樹木制度では、既存の樹木を保護指定し、所有者に対して管理費の一部を助成することで、樹木等の保全をお願いしていますが、相続や建築行為が発生すれば保護樹木であっても指定解除せざるを得ない状況にあります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	保護樹木等の新規指定は増えていますが、解除件数も増えており、全体としての保護樹木指定件数は横這いまたは減少しています。				
	効率性	2	区で民有地の樹木を保存することは容易ではありません。保護樹木制度やグリーンバンク制度は、ほぼ効率的な方策といえます。				
	実施の成果	3	保護指定によって建築行為で残る事例もあり、既存樹を守る方策として効果があります。また、グリーンバンクの利用件数は少ないのが現状です。				
	行政の関与	3	区内のみどりの過半は民有地にあり、保全するために、区が民間所有の樹木等を保護樹木として支援を行うことは妥当です。特に18年度からは区が貴重な樹木の剪定等を行う新たな支援を開始しました。				
	妥当性	2	所有者の負担を軽減するため助成を行うことは妥当です。				
	施策寄与度	3	民有地のみどりは、建築行為によって減っており、このような状況下で、保護樹木制度やグリーンバンク制度は既存樹木を保護、保全するための有効な方策です。				
総合評価	保護樹木事業は、約1,000本の樹木と約9.1haの樹林を保護樹木等として指定することにより、維持管理の支援を行うとともに、一定の規制を課すことによって、これらの樹木の保全を図っています。大きな樹木や樹林の所有者が樹木を保持していくことは、経済的にも精神的にも負担となる場合がありますが、保護樹木制度は維持管理を支援することによってこうした負担の軽減に効果があります。平成18年度は、区が所有者に代わって巨木等の貴重な樹木の剪定等を行う新たな支援を開始すると共に、昨年度より4本多い11本の樹木を新たに保護指定しました。相続等の理由から20本の樹木を指定解除がありましたが、結果として前年度から9本の減少にとどめることができました。						※ B 過年度評価 17年度 D 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	貴重な巨木等については区が直接維持管理を実施する等支援策を充実させていきます。地区計画等の制度により、地域でみどりの保全協定地区を指定していきます。グリーンバンクで需要の多い高木も引き取れる場所の確保を進めます。					

事務事業	114	新宿りっぱな街路樹運動					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり					
事業内容							
目的	都市の貴重なみどりである街路樹を再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を図っていきます。						
対象・手段	区道街路樹について、管理指針を策定し街路樹台帳による継続的な管理を行うとともに、一部路線で区のシンボルになるような街路樹の整備を図ります。このような活動を国道や都道の管理者にも周知し、かつ、沿道の住民等にも清掃等の協力が得られるよう道のサポーター制度の拡充を進めます。						
成果（事業が意図する成果）							
都市の貴重なみどりである街路樹を再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を目指します。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
サポーター数		団体・個人に係わらず、路線単位、場所単位で1団体として換算。	(平成19) 年度に (20団体) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	団体	2.00	15.00	16.00	18.00	(目標値1) 17年度 16団体 18年度 18団体 19年度 20団体
	実績1②	団体	13.00	16.00	18.00	24.00	
	③＝②／①	%	650.00	106.67	112.50	133.33	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	街路樹管理指針の策定（街路樹台帳の整備、重点路線、目標樹形の設定） 道のサポーター制度（追加3路線 辞退1路線） 18路線						
平成18年度	街路樹カレンダーの設定 街路樹管理指針に基づく剪定等計画策定（平成18年12月18日） 道のサポーター制度（追加6路線） 24路線 新宿グリーンシンボルロード（津の守坂通り、大日本印刷通りの工事完了）						

部名称		環境土木部		課名称		土木課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	14,262	51,453	
	人件費⑪	千円	0	0	9,172	8,280	
	事務費⑫	千円	0	0	0	405	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	23,434	60,138	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	23,434	60,138	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	23,434	60,138	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.10	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
街路樹の再整備を進めるには、街路樹管理指針を関係者へ十分に説明を行っていく必要があります。 また、管理指針が策定され、かつ、目標樹形に向けた具体的な剪定計画が決定したことから、街路樹台帳に沿って各街路樹の樹形を整え緑量を増やしていくため、現状把握と施工監理を着実にやっていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	街路樹管理指針を推進したほか、新宿グリーンシンボルロードでは、「津の守坂通り」「大日本印刷通り」の工事を完了しました。また、道のサポーターの活動路線の拡大もできています。				
	効率性	3	都市の景観・うるおいを向上させるために、既存の街路樹を活用することは、効率的です。今後に向けて、まず、台帳整備、指針策定を行い、総合的な対応と効果の早期発現ができました。				
	実施の成果	3	街路樹管理指針を決定したことにより、今後の街路樹の管理方針が確立しました。				
	行政の関与	3	区道における街路樹の維持管理は区の本来業務であるため、区が積極的に関与していく必要があります。				
	妥当性	3	街路樹は、道路景観ひいては都市景観を構成する重要な施設です。このため、街路樹維持管理の指針を策定することは、非常に重要なことです。				
	施策寄与度	2	主要な路線ごとに性格づけを行い、テーマを設定した中で街路樹の管理を行うことは、直接都市景観の向上につながります。				
総合評価	街路樹管理指針に基づき、日常の街路樹管理を進めることができました。また、シンボルロード計画や道のサポーター制度も着実に進捗しています。これらの結果、街路樹による、まちにうるおいと快適さをもたらす空間づくりが、少しずつ実現されてきたと考えます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
							方向性
改革方針	街路樹管理指針に基づき、既存の街路樹を有効に活用するための施策を進めるほか、引き続き、関係機関への働きかけを行いながら、街路樹運動を継続していきます。						※ 1
							現状のまま継続

事務事業	115	アユが喜ぶ川づくり				
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち				
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり				
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり				
事業内容						
目的	著しく都市化した神田川及び妙正寺川の新宿区区間において、生態系の回復や親水性の向上を図るなど河川環境の再生を行うことにより、ゆとりとうるおいのある自然豊かな区民の憩いの場を創出します。					
対象・手段	神田川や妙正寺川における生態系の回復や親水性の向上を河川改修の一環として位置付け、東京都で行っている河川改修事業の中で整備します。 また、区民と一体になって、河川環境の再生や河川行政を推進します。					
成果（事業が意図する成果）						
生態系の回復や親水性の向上により、神田川や妙正寺川をやすらぎとうるおいのある良好な河川環境として整備します。そして区民がそこで、川面をながめたり散策や休憩をするなど、水辺に親しめる自然豊かな憩いの場を創出します。						
事業成果指標						
指標名		定義			目標水準	
河川に関する啓発活動実施地区数		河川愛護の啓発活動地区数（累積）／区内特別出張所管内数			（平成19年度に） （90％）の水準達成	
親水施設の整備率		親水施設整備箇所数（累積）／整備予定箇所数 7箇所			（平成19年度に） （100％）の水準達成	
					（ ）年度に （ ）の水準達成	
成果の達成状況						
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	地区	10.00	10.00	10.00	10.00
	実績 1 ②	地区	6.00	6.00	6.00	7.00
	③＝②／①	％	60.00	60.00	60.00	70.00
	目標値 2 ④	箇所	7.00	7.00	7.00	7.00
	実績 2 ⑤	箇所	6.00	6.00	6.00	6.00
	⑥＝⑤／④	％	85.71	85.71	85.71	85.71
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00
	⑨＝⑧／⑦	％	0.00	0.00	0.00	0.00
事業の実施内容						
平成17年度	啓発活動の実施（神田川ファンクラブ）／柏木地域事業調整／都及び隣接区					
平成18年度	啓発活動の実施（神田川ファンクラブ）／落合第二特出管内事業調整／都及び隣接区、区民〔（仮称）戸塚地域センター建設準備会等〕					

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	392	340	365	10,130	
	人件費⑪	千円	0	0	0	1,656	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	392	340	365	11,786	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	392	340	365	11,786	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	392	340	365	11,786	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
現在進行中の河川事業において、治水事業の緊急性・安全性を踏まえながら、水辺空間における自然環境の保全・創出や親水施設の整備を図っていく必要があります。また整備や日常管理の方法等については、区民協働の仕組みづくりを進める必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	河川事業により親水施設の整備が進んできています。事業の進展に向け、東京都との調整や（仮称）神田川ふれあいセンターの検討を進めています。				
	効率性	3	河川改修に際しては、東京都をはじめ隣接区と連携して親水施設等の整備を実施しています。また啓発活動において、活動の運営や実施について、東京都や国、その他関連行政等と協力のもとに実施しています。				
	実施の成果	3	河川改修にあわせて魚道や親水施設が整備され、アユが以前より上流側で確認される等、生態系の回復や河川環境の向上が図られました。「神田川ファンクラブ」では、口コミによる広がりが見られる等、区民の神田川に対する関心の高まりが進んでいます。				
	行政の関与	2	やすらぎとうるおいのある水辺空間の整備（生態系の回復、親水性の向上等）は、区民の意向を反映して進めていくことが不可欠です。区は、区民意識を背景に東京都や隣接区と連携し、実現に向けた働きを積極的に果たす必要があります。				
	妥当性	3	区内の河川は都市における貴重な水辺空間であり、これを整備し区民の憩いの場として提供することは、やすらぎやうるおいの空間確保に有効です。整備にあたっては、都の河川事業に合わせて実施しており、確実な進展を見せています。				
	施策寄与度	2	都市における貴重な水辺空間に、生態系の回復や親水性の向上を図ることは、区民にやすらぎやうるおいをもたらす重要な役割を担っています。河川改修に伴い進展する河川環境の整備は、区民の生活環境の改善に大きく寄与しています。				
総合評価	やすらぎとうるおいのある水辺空間の整備（生態系の回復、親水性の向上等）については、東京都及び隣接区とともに協議を進めています。一層の整備の促進に向けては、さらに区が踏み込んで主体性を打ち出していく必要があります。 また、区民との協働を事業に取り込んでいくためにも、ファンクラブ活動等の啓発活動を継続していくことが重要であると考えます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	河川や河川沿いの管理通路と既存公園の一体的に整備する「河川公園」の具現化に向け、河川公園整備構想のもと、具体的な施設整備や運営管理について、今後も引き続き検討を進めていきます。 特にその核となる施設として、（仮称）戸塚地域センター内に設置予定の（仮称）神田川ふれあいセンターについて、整備内容等の調査・検討を進め、区民が気軽に川と親しめ川の愛護活動等を行えるよう、施設整備を進めていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	116	みんなで考える身近な公園の整備					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	02	公園、広場などの整備充実					
事業内容							
目的	地域住民にとって身近な公園を、より一層使いやすい公園にするため、子どもを含む地域の住民参加によって改修プラン作りを行い、再整備を図っていきます。						
対象・手段	主に住宅街の中にある小規模な既存公園（600㎡程度以下）のうち、施設の老朽化や立地状況から利用度が低下している公園を対象とします。計画から工事までの期間を2年間とし、地域との協働のよる改修プランの作成には十分な時間を確保します。10年間で5園の整備を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
地域の人たちが協働して公園を整備することにより、公園に対する愛着が湧き、公園の利用が増加されます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
整備目標公園数に対する整備済公園数の割合		目標値5園に対する達成率	(平成19年度に100%)の水準達成				
整備目標内容に対する整備済内容の割合		目標値5園に対する達成率（設計・施工別）設計10ポイント、施工10ポイントで換算	(平成19年度に100%)の水準達成				
			()年度に()の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	%	60.00	60.00	60.00	80.00	
	実績1②	%	40.00	60.00	60.00	100.00	
	③＝②／①	%	66.67	100.00	100.00	125.00	
	目標値2④	%	60.00	70.00	80.00	90.00	
	実績2⑤	%	50.00	60.00	70.00	110.00	
	⑥＝⑤／④	%	83.33	85.71	87.50	122.22	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	しんかいばし児童遊園 「しんかいばし児童遊園を考える会」の実施 区民との協働によるプランづくり						
平成18年度	しんかいばし児童遊園 実施設計及び整備工事 482㎡ 大久保北公園 設計ワークショップ実施＋実施設計＋整備工事 783㎡ 西早稲田児童遊園 設計ワークショップの実施 区民との協働によるプランづくり						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	188	5,269	27	27,459	
	人件費⑪	千円	4,169	8,338	4,169	20,700	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,357	13,607	4,196	48,159	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,357	13,607	4,196	48,159	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,357	13,607	4,196	40,159	まちづくり交付金
	特定財源⑱		0	0	0	8,000	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	83.39	
職員	常勤職員	人	0.50	1.00	0.50	2.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
本事業の対象とする公園は、利用者の範囲が限られる小規模な公園であるため、協働を行う際の区民参加者は少ないのが現状です。多くの地域住民の参加を得られるには、参加意欲が増すような仕組みづくりが大切です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	当初実施計画どおり進め、追加対象公園の整備を完了したので、目標園数を達成しました。				
	効率性	3	住民と協働で改修計画案を作成することから、効率的な設計が可能になっています。				
	実施の成果	3	整備が完了した既実施公園については、整備後の利用が高まっています。 18年度完成した公園では「公園サポーターズ」が結成され、管理・運営面での協働も進んでいます。				
	行政の関与	2	公園管理者として、施設改修は当然の責務です。また、協働で公園を再整備する事業では、技術的な助言などのように行政が積極的に関与していく必要があります。				
	妥当性	2	計画・設計の段階から地域住民が参加することにより、公園への感心は着実に高まっています。				
	施策寄与度	3	この事業により、公園が明るくなり、利用者も増加傾向にあります。				
総合評価	これまで、あまり利用されていなかった公園が、明るくきれいになったことによって、利用者が増えてきています。 計画・設計の段階から地域住民が参加することで、公園に対する関心がより高まっています。 18年度は、課題のひとつであった、工事完了後の維持管理の協働を実現できたことも収穫のひとつです。						※ A 過年度評価
							17年度 A 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	事業の推進に当たっては、幅広い年齢層の地域住民を取り込んで、多くの意見をいかに反映できるかがポイントになります。また、工事完了後も地域住民との協働で維持管理していくことが望ましく、その「仕組みづくり」を当初段階から念頭に入れ、管理・運営面での協働が実現できるような「プランづくり」を進める必要があります。また、今後は一般の公園改修にあたっては、できるだけ同様に進めていきたいと考えています。 さらに、現在、2年間に1箇所を整備する（1年目は設計まで、2年目は工事）という方法で事業を行っていますが、この進め方について今後も検討していきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	117	サポーター制度による公園管理					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	02	公園、広場などの整備充実					
事業内容							
目的	区民等が公園のサポーターとなって自発的かつ自主的に公園管理を行うことにより、公園利用の活性化と快適な公園施設環境を実現し、暮らしやすい地域を創出していきます。						
対象・手段	ボランティア活動により公園管理をするため、サポーター自身が活動計画を立て、活動者と区とで活動内容の合意形成を図ります。区は活動計画作成の相談のほか、活動内容に沿って、資器材の貸与・支給・ボランティア保険加入等の必要な支援を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
公園利用者である近隣の区民等が公園の管理に参画することにより、公園利用の活性化と快適な公園施設環境を実現し、暮らしやすい地域を創出します。公園はその新しい屋外レクリエーション機能として、「生きがい感」や「社会貢献意欲の充足」を提供するようになりました。さらにサポーターは特定人が頻繁に特定公園に立ち寄ることから、「匿名性を原因とする犯罪の予防」や「ホームレスの公園居留の抑止力」にもなっており、暮らしやすい地域の創出につながっています。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
公園のサポーター活動のある公園数		ひとつの公園を1活動として換算します。1公園で2組以上のサポーター活動があつて重複する場合も1公園として数えています。			(平成19)年度に (45園)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	園	36.00	42.00	41.00	43.00	(目標値1) 17年度 41園 18年度 43園 19年度 45園
	実績1②	園	29.00	33.00	40.00	50.00	
	③＝②／①	%	80.56	78.57	97.56	116.28	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の実施内容							
平成17年度	40園/337名/40組 (実施園数／参加人数／団体数)						
平成18年度	50園（のべ56園）/348名/50組 (実施園数／参加人数／団体数) 公園愛護会及び区民花壇との事業統合を図り、公園サポーターに統一しました。						

部名称		環境土木部		課名称		土木課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	776	781	196	388	
	人件費⑪	千円	4,169	4,169	4,169	4,140	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,945	4,950	4,365	4,528	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,945	4,950	4,365	4,528	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,945	4,950	4,365	4,528	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
サポーターは、自発・自主活動のため、内容や頻度等について進行管理することはできません。今後、公園管理手法の多様化に対応していくため、サポーター活動もひとつの公園管理手法として確立できるよう引き続き調査検討していくことが必要です。一方、一部のサポーターが排他的に公園を管理する等の弊害が起きないよう、サポーターの輪をより広げていく必要があります。そのため、サポーターの総会や発表会などのコミュニティの場の形成も必要であると考えます。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	目標を上回っており、計画どおりです。				
	効率性	3	行政の通常管理では目の届かない部分を地域の方にサポートしていただいているため、効率的です。				
	実施の成果	3	利用者である区民が公園の管理に加わることで、公園の活性化が図られています。サポーター活動の活発な公園では、その公園の個性が特化され、公園と地域との密着度が高まっています。				
	行政の関与	3	本制度は自主的活動のため、必ずしも長期的活動が期待できず、実施頻度が不十分な場合は行政によるフォローが必要となります。また、行政の後押しを受けての活動であることの周知（腕章貸与）がサポーター活動を支えている部分もあります。				
	妥当性	3	地域が求める公園管理を行う上で、区民等の参画を得ることは、有効な手段であると思われます。				
	施策寄与度	2	自主活動であることから、実施頻度・内容の計画的な進行管理はできませんが、住民参加で行き届いた細かい公園管理への寄与が期待できます。				
総合評価	公園の利用者である区民と話し合いながら、今後の公園・児童遊園の維持管理を進めることができたことは、区民が快適と感じる公園の実現を目指す上で、非常に有効な手法だと考えます。今後も継続して実施していくことは妥当であると考えます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	現状のままの継続を基本的な考え方とする上で以下の方策に向けた検討をします。 ①サポーター同士の情報交換を進めながら、公園管理の知識とボランティア意識の醸成を図り、参加者を拡大します。 ②より多くの方に公園管理に参加していただけるよう、サポーター活動を活性化させながら管理手法の多様化を目指します。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	118	湫石公園のリニューアル					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	02	公園、広場などの整備充実					
事業内容							
目的	郷土の偉人「夏目漱石」の足跡を区内外へ情報発信する公園として、リニューアル整備を行ないます。あわせて、老朽化した石積み擁壁の改修を行います。						
対象・手段	湫石公園において、リニューアル整備を有識者や地元区民をはじめ、湫石に思い入れのある区民との協働により計画づくりから運営まで行います。						
成果（事業が意図する成果）							
湫石公園は、夏目漱石が執筆活動を行なった住居跡の一部であり、終焉の地でもあります。漱石の足跡を伝え、湫石を偲ぶことのできる文化度の高い公園にリニューアル整備し、本区を代表的する文化資産の一つとして高めます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
リニューアル整備	①17年度 基本計画策定 30% ②18年度 実施設計策定 60% (地質調査・擁壁設計含む) ③19年度 整備工事 100%	(平成19) 年度に (100%) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	%	0.00	0.00	30.00	60.00	
	実績1②	%	0.00	0.00	30.00	60.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	「湫石公園リニューアル住民参加型基本設計業務委託」により基本設計を作成しました。業者の選定にあたっては、プロポーザル方式により選定しました。						
平成18年度	前年度実施の基本設計の成果に基づき、実施設計を行いました。						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	5,440	8,177	
	人件費⑪	千円	0	0	16,676	16,560	
	事務費⑫	千円	0	0	94	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	22,210	24,737	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	22,210	24,737	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	22,210	24,737	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
公園敷地の一部は、終焉の地であると同時に、漱石門下の討論の場でもあり、後の日本文学界・文芸界を代表する人々が育った場所でもあります。こうしたこの土地の記憶を、多くの人々と共有するためには、リニューアル後の公園運営が欠かせません。しかしながら、公園運営に必要な機能や組織づくりは、従来の公園運営の概念だけでは、困難と思われます。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	住民・有識者による漱石に対する熱意を隈なく集約し、終焉の地の記憶を伝えることのできる詳細設計が完成しました。				
	効率性	3	3か年にわたる本実施計画は、漱石終焉の地であるこの土地の記憶を、漱石に思い入れを持つ多くの参画者との議論や有識者の助言に基づき、慎重に議論することが欠かせないと考えます。				
	実施の成果	3	漱石を偲ぶことや足跡を伝えるに乏しい現状の公園において、参加者の発意から整備後の情報発信や活動拠点として整備されることは、大きな成果と考えています。				
	行政の関与	2	整備後の運営面においては、基本設計の参画者による積極的な活動を支援するとともに、多くの人々の協力を得ながら整備・運営を区と協働で行います。				
	妥当性	3	住民や有識者による意見と漱石に対する熱意を集約しました。その結果、漱石の足跡や、終焉の地の記憶を伝えることのできる公園に整備する詳細設計が完成しました。				
	施策寄与度	2	公園整備の一環として開始した本事業は、文化施策としての事業展開を図ることができました。				
総合評価	漱石公園は従来の公園とは異なり、文化資産の側面からの検討が欠かせません。平成17年度は、有識者をはじめ多くの漱石に思い入れのある区民からの意見や要望を得て、郷土の偉人「夏目漱石」の足跡を区内外へ発信できるプランの骨格ができました。この基本方針を基に実施設計を作成しました。また、リニューアル後の公園においては、足跡を伝えるための情報発信が欠かせません。19年度は、公園の整備に加え、運営方法について、引き続き参画された区民の提案や有識者の助言を得ながら、検討を図りたいと考えています。						※ B 過年度評価 17年度 A 16年度 15年度 14年度
改革方針	多くの名作が執筆され、文学界や文芸界を代表する人々を生んだこの土地の記憶は、文化資産として区が全国へ誇れるものです。この文化資産を多くの人々と共有するためには、本物志向による公園運営が欠かせません。そのためには、この地と漱石の関わりや漱石の足跡を区内外の来園者に伝えるための運営や情報発信の活動拠点として、関係部署との連携をはじめ、参加区民や有識者の助言や全国の漱石関係者の協力を得ながら、運営方法について検討します。						※ 4 拡大

事務事業	119	妙正寺川公園第Ⅱ期整備				
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち				
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり				
施策	02	公園、広場などの整備充実				
事業内容						
目的	新宿・中野両区で共同設置している妙正寺川公園の中で、運動広場として暫定整備している妙正寺川地下調節池の上部を、ナイター設備等を備えた複合運動施設として本格整備を図ります。					
対象・手段	妙正寺川公園運動広場 面積 9,594.33㎡ 整備工事は中野区の施行となり、経費の半分を新宿区が負担します。					
成果（事業が意図する成果）						
暫定整備で開放している運動広場を、複合運動施設として本格整備することにより、区民からの要望の多い少年野球場、サッカー場、陸上競技場等、新宿区で不足している施設の充実が図れます。						
事業成果指標						
指標名		定義	目標水準			
			() 年度に () の水準達成			
			() 年度に () の水準達成			
			() 年度に () の水準達成			
成果の達成状況						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①		0.00	0.00	0.00	
	実績 1 ②		0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容						
平成17年度	調査・検討					
平成18年度	調査・検討					

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
現在、新宿区で不足している野球場やグラウンドの整備は積極的に推進する必要がありますが、運動広場として開放している今の暫定整備に比べ、本格整備がどれだけ利用効率や使いやすさを向上するのか検討が必要です。 また、中野区との共同事業であることから、事業実施にあたっては中野区との十分な調整が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	当面の間（19年度以降まで）現在の暫定整備の状態を維持することで、中野区と協議・調整済みです。				
	効率性	2	中野区と共同設置することにより、応分の負担のもと、将来的に整備を実施します。				
	実施の成果	2	暫定整備により、運動広場として利用可能としています。 本格整備ができれば、不足する運動施設の充足が図れます。				
	行政の関与	3	運動施設が不足する現状において、運動施設の整備は中野区と連携のうえ、積極的に進める必要があります。				
	妥当性	3	調節池上部の活用による用地確保、中野区と共同による施設整備は、当該施設の立地・性格から妥当といえます。				
	施策寄与度	2	本事業の進展によって、運動施設のより一層の充足が可能です。				
総合評価	中野区と協議のうえ、計画のとおり平成19年度まで現状の暫定整備により、運動広場を両区民の利用に供しています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度 方向性
改革方針	本格整備でナイター設備等施設の充実が図られると、より一層の利用の拡大が見込まれます。 しかしながら、現在の暫定整備においても一定の利用が確保されており、今後、中野区との協議を踏まえながら、本格整備の必要性について、検討を行っていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	120	新宿駅周辺地区の交通環境整備推進					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	01	魅力あふれるまちづくり					
施策	01	魅力ある都市空間づくり					
事業内容							
目的	新宿駅周辺地区を回遊性の高い魅力ある都市空間とするために、歩行者空間の整備を促進するとともに、都市景観に配慮したまちなみの形成を図ります。						
対象・手段	対象：新宿駅周辺地区 手段：東西自由通路整備と連携した東口駅前広場の整備や、地下通路の整備等のそれぞれの計画について事業者間の調整を行ない誘導していきます。						
成果（事業が意図する成果）							
新宿駅周辺地区の整備を推進することにより、歩行者の回遊性の確保、交通混雑の解消、安全性の向上、市街地の活性化等が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
新宿駅東西自由通路の都市計画決定		基礎調査を行って50%、都市計画決定をして100%	(平成19)年度に (100%)の水準達成				
靖国通り地下通路延伸の都市計画決定		準備会を立ち上げて10%、都市計画決定をして100%	(平成19)年度に (100%)の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	50.00	60.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	50.00	60.00	
	目標値 2 ④	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	0.00	10.00	20.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	10.00	20.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	新宿駅東西自由通路の整備計画、費用負担等について、ＪＲ、東京都等と協議を行いました。 靖国通り地下通路延伸に向けた検討準備会を、地元商店街振興組合、沿道地権者、新宿地下駐車場（株）、東京地下鉄（株）等をメンバーとして立ち上げました。						
平成18年度	東西自由通路及び駅前広場の整備については、「第3回新宿駅周辺整備計画検討委員会・第4回幹事会」を開催し、幅員25mでの早期実現を確認しました。また、委員会では、自由通路を都市計画として位置づけることについての提案と、事業のスケジュール等の検討を行いました。 靖国通り地下歩行者道の延伸については、歩行者交通量調査等の具体的な現況調査を、東京都等関係者と協働して進めました。						

部名称		都市計画部		課名称		都市計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	6,670	6,624	
	事務費⑫	千円	0	0	70	75	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	6,740	6,699	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	6,740	6,699	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	6,740	6,699	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
新宿駅東口地区は、新宿駅南口基盤整備事業や地下鉄副都心線事業など都市のインフラ整備が進行しつつあります。その中で東口周辺のまちづくりを推進するためには、地元から要望の強い靖国通り地下通路延伸による回遊性の確保等について、関係機関と調整していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	東西自由通路の整備については、新宿駅周辺整備計画検討委員会を開催し、幅員25mでの早期実現を確認しました。靖国通り地下歩行者道の延伸については、具体的な現況調査を、東京都等関係者で協働して進めました。両事業とも、ほぼ計画通りです。				
	効率性	2	新宿跨線橋架け替え工事や地下鉄副都心線の関係事業者と総合的な意見調整を行うことは、効率的です。				
	実施の成果	2	東西自由通路は、JR等関係者間で、整備計画幅員、事業スケジュール等について、共通認識を持ちました。また、靖国通り地下通路延伸については、東京都等関係者で具体的な調査に着手しました。都市計画決定に向け、着実に検討が進んでいます。				
	行政の関与	3	新宿駅は、全国的にも利用者の多い主要なターミナル駅であり、関係する多くの事業者の調整を図るため、地元自治体として区が関与する必要があります。				
	妥当性	2	新宿駅周辺地区を回遊性の高い魅力ある都市空間にするために、地元や関係機関相互の調整を行ない、新宿駅東西自由通路の整備や地下歩行者通路の整備を推進していくことは、妥当です。				
	施策寄与度	3	新宿駅周辺地区の整備を推進することにより、歩行者の回遊性の確保や交通混雑の解消、市街地の活性化等を図ることは、東口の都市空間の快適性を向上させるために大いに寄与します。				
総合評価	新宿駅東西自由通路については、新宿駅周辺整備計画検討委員会において、幅員25mでの早期実現を確認しました。また、委員会では、19年度の都市計画決定に向け、自由通路を都市計画として位置づけることについての提案を行いました。靖国通り地下通路延伸については、東京都等関係者で具体的な調査に着手しました。新宿駅周辺の回遊性向上に向け、両事業が着実に進捗していることは評価できます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
	改革方針	新宿駅東口地区は、新宿の顔として栄え、新宿の商業活動をリードしてきた土地ですが、まちの更新が進まず古びた印象を免れません。ここに、再興の息吹を導入することが求められており、そのテーマは歩行者優先の施策です。その第一に位置づけられるのが新宿駅東西自由通路の整備です。自由通路の整備は、まちの東西の分断を解消するものであり、地域の活性化にとっても重要なものです。また、靖国通り地下通路の延伸については、地下歩行者ネットワークを構築し、東口周辺の歩行者の回遊性向上を図るために必要不可欠であるので、整備を実現していきます。今後は自由通路から駅前広場、そしてまちへの円滑なアクセス、さらにまちの更新などを視野に入れた一体的な計画の策定を行っていきます。					

事務事業	121	路上喫煙対策の推進					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	01	魅力あふれるまちづくり					
施策	02	清潔で美しいまちづくり					
事業内容							
目的	「路上喫煙」の弊害に関する区民・来街者への啓発の促進とともに、区内主要駅周辺など路上喫煙現場での継続的なキャンペーンとパトロールによる指導を進め、秩序ある分煙により、「路上喫煙」をなくし、清潔で美しいまちづくりをめざします。						
対象・手段	街頭キャンペーンや「路上喫煙」のパトロールの実施、事業所を通じた従業員への啓発活動、商店街等の協力によるPRなど、歩きタバコ防止対策を推進します。						
成果（事業が意図する成果）							
分煙化を推進し、「路上喫煙」が減少することにより、清潔で美しいまちづくりを推進します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
「路上喫煙」に関する苦情の減少率		平成16年度からの区長へのはがきの件数の減少率 基準値 95件⇒目標値 70件 減少率 26.3%			(平成19年度に 26.3%の水準達成)		
「路上喫煙」の減少率		条例施行前（平成17年6月）からの「路上喫煙」率の減少率 基準値 4.13%⇒目標値 1% 減少率 75.8%			(平成19年度に 75.8%の水準達成)		
事業者向け説明会の開催		参加事業者数 400社			(年度に 400社の水準達成)		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	26.30	26.30	平成18年度：路上喫煙関係の区長へのはがきは、210件でした。減少目標に対して増加してしまい、達成率がマイナスのため、表示不可。
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 2 ④	%	0.00	0.00	75.80	75.80	基準値4.13%に対して1.17%、減少率は71.7%、達成率は、94.59%でした。
	実績 2 ⑤	%	0.00	0.00	56.70	71.70	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	74.80	94.59	
	目標値 3 ⑦	社	0.00	0.00	400.00	400.00	
	実績 3 ⑧	社	0.00	0.00	176.00	279.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	44.00	69.75	
事業の実施内容							
平成17年度	区内主要駅周辺等における「路上喫煙」禁止のキャンペーン・パトロール、町会・商店街・事業所・学校・集客施設等におけるポスター・ステッカーの掲出、路面標示等のPR、企業・学校向け説明会、出張研修を実施しました。						
平成18年度	区内主要駅周辺等における「路上喫煙」禁止のキャンペーン・パトロール、町会・商店街・事業所・学校・集客施設等におけるポスター・ステッカーの掲出、路面標示等のPR、企業・学校向け説明会、出張研修を実施しました。また、喫煙率調査を行い、事業の実施に反映させました。						

部名称		環境土木部		課名称		環境保全課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	88,519	86,694	
	人件費⑪	千円	0	0	16,676	16,560	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	105,195	103,254	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	105,195	103,254	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	105,195	103,254	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
路上喫煙禁止については喫煙率調査結果からも理解は得られてきましたが、区内事業所・学校等に通勤・通学する人や来街者に対しても、路面標示やキャンペーンなどにより、さらに周知を重ねていくこととも、パトロールによる個別指導を継続的に実施していく必要があります。また、夜間における指導にも取り組んでいく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	ポスター等での周知活動やパトロールなどの啓発活動により喫煙率調査上からも路上喫煙は減少しています。				
	効率性	2	定期的に効果測定を行ない、評価・分析し、PR・パトロールの実施方法を改善していくことで、効率性を向上させています。				
	実施の成果	3	いまだ苦情も多く寄せられていますが、PR・パトロールを徹底することにより路上喫煙は減少しています。				
	行政の関与	3	意識啓発活動は区の責務であり関与は当然です。区民・事業者等は区の実施する施策に協力することが求められます。				
	妥当性	3	区民に対する継続的な啓発活動が必要であるとともに、多くの来街者がある新宿区においてはパトロールなど個別指導が必要です。				
	施策寄与度	3	路上喫煙は着実に減少しており、清潔で美しいまちづくりに寄与しています。				
総合評価	業者委託によるキャンペーン・パトロール等を実施し、路上喫煙率が大幅に減少しました。路上喫煙禁止について投書が210件寄せられ、区民や来街者等の意識も高まっています。今後も路上喫煙ゼロを目指し、さらに受動喫煙やたばこの火による被害の防止による快適なまちづくりを普及していく必要があります。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	路上喫煙禁止のパトロールによる個別指導地域の拡大や時間を延長するとともに、地域団体との連携による路上喫煙対策協力員制度を更に広め、区民との協働により路上喫煙率ゼロを目指します。 また、本年度、区長が指定する喫煙所を5箇所から6箇所に増やしましたが、分煙の徹底のため、敷地管理者と協議のうえ、受動喫煙にならない場所での喫煙所の設置に更に取り組んでいきます。						※ 2 手段改善

事務事業	122	ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	01	魅力あふれるまちづくり					
施策	02	清潔で美しいまちづくり					
事業内容							
目的	「ポイ捨て」についての意識改革を図るとともに、美化活動の充実により繁華街などの「ポイ捨て」ごみを可能な限り減らしていきます。また、平成17年8月1日から、「路上喫煙禁止」をこの事業の目的として加えました。						
対象・手段	区民だけでなく通学・通勤者も対象として、区が啓発活動を行うとともに、特に新宿駅東口周辺、西口周辺、高田馬場駅周辺の美化推進重点地区においては、地元住民・事業者等と協力して空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するため、散乱防止計画を策定し、美化活動を推進します。						
成果（事業が意図する成果）							
ごみの「ポイ捨て」「路上喫煙」が減少し、清潔で美しいまちづくりを推進します。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
ゴミゼロデーの参加団体数		新宿区一斉道路美化清掃日（ゴミゼロ）の参加地域団体数			（平成19）年度に （200団体）の水準達成		
					（）年度に （）の水準達成		
					（）年度に （）の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	団体	200.00	200.00	200.00	200.00	
	実績1②	団体	213.00	262.00	267.00	207.00	
	③＝②／①	%	106.50	131.00	133.50	103.50	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	散乱防止計画の策定、ポスター・標識等による美化意識の啓発、商店街等を中心とした美化キャンペーンを実施しました。						
平成18年度	散乱防止計画の策定、ポスター・標識等による美化意識の啓発、商店街等を中心として、企業、ボランティアによる美化キャンペーンを実施しました。						

部名称		環境土木部		課名称		環境保全課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	3,413	14,626	2,515	3,224	平成16年度については、(1)ポイ捨て防止意識の啓発、(2)歩きタバコ防止啓発活動を統合して実施しました。
	人件費⑪	千円	6,670	0	19,055	19,240	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	10,083	14,626	21,570	22,464	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	10,083	14,626	21,570	22,464	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	10,083	14,626	21,570	22,464	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	1.00	
事業に関する検討課題							
住民、事業所との協働により美化活動を実施してきましたが、繁華街での夜間や休日における路上喫煙による吸殻や、ポイ捨てゴミ等についての苦情がいまだに寄せられてきていることから、さらに多くのボランティアの参加を得て推進していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	ごみ散乱防止の意識啓発や美化活動の推進等の活動により、全体としてポイ捨てごみは減少していますが、繁華街ではいまだにポイ捨てや路上喫煙が多く、苦情も多く寄せられています。				
	効率性	2	地域における自主的な清掃活動等、コストを抑制しつつも、まち美化の意識が向上し、キャンペーン等の効果が上がっています。				
	実施の成果	2	自主的な清掃活動を行う団体やボランティアによる清掃活動も年々増加し美化意識が徐々に向上してきています。また、ゴミゼロデー等の参加団体・人数も年々増えてきています。				
	行政の関与	3	区・区民・事業者等の役割や責務を認識し、相互に協力しながら推進していく必要があるため、コーディネーターとしての区の関与は欠かせません。				
	妥当性	2	ポイ捨て防止ときれいなまちづくりという目的は妥当であり、散乱防止計画の策定、ポスター・標識などの活用、清掃用具の貸し出し等の手段も妥当ですが、今後は啓発対象として若年層に焦点を当てることによりさらに効果が期待できます。				
	施策寄与度	3	地元商店会の美化・清掃活動の活発化に伴い、来街者のポス捨てについての意識も以前より大きく向上し、清潔で美しいまちづくりに大いに寄与しています。				
総合評価	地元商店会の美化・清掃活動の活発化に伴い、来街者のポイ捨てについての意識は向上しています。今後ポイ捨ての意識向上を図りつつ、路上喫煙禁止対策も進めていくべきですが、区内全域に清掃活動が拡大していることは評価でき、協働の仕組みが整ってきたと言えます。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針							方向性
	早朝、夜間及び休日における美化活動については地元商店会、団体及びボランティアとの協働による清掃活動が定着してきていますが、今後更に、まち美化を推進するために美化推進重点地区を中心に、区民等との協働による清掃活動とポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンを総合的・一体的に実施していきます。また、散乱の原因となりやすい物品や食品の販売店などに対して、ポイ捨て防止への協力要請を行っていきます。						※ 4 拡大

事務事業	123	新たな景観まちづくりの推進					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	01	魅力あふれるまちづくり					
施策	02	清潔で美しいまちづくり					
事業内容							
目的	平成19年度に景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていきます。良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。						
対象・手段	区民会議や景観まちづくり審議会を活用し、区民や専門家の意見を踏まえた景観法に根拠を持った景観計画を策定していきます。また、東京都知事と協議を行い、景観行政団体になります。						
成果（事業が意図する成果）							
平成19年度に景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていきます。良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
景観計画の策定		基礎調査終了時点で20%、景観まちづくり審議会の答申時点で50%、景観計画策定時点で100%とします。			(平成19)年度に (100%)の水準達成		
景観行政団体		東京都知事の同意を得た時点で70%、告示した時点で100%とします。			(平成18)年度に (100%)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績1②	%	0.00	0.00	20.00	50.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	20.00	50.00	
	目標値2④	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績2⑤	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	景観計画を策定するための基礎的な調査を行いました。 景観計画検討小委員会を設置しました。						
平成18年度	景観まちづくり審議会に「今後の景観まちづくりのあり方とその実現方策について」を諮問し、予定どおり年度内に答申を得られました。						

部名称		都市計画部			課名称	地区計画課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	7,508	6,510	
	人件費⑪	千円	0	0	8,338	8,280	
	事務費⑫	千円	0	0	340	320	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	16,186	15,110	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	16,186	15,110	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	16,186	15,110	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
景観計画は、基本計画や都市マスタープランとの整合性を図りながら、策定をする必要があります。また、地域特性を踏まえた景観まちづくりを推進していくためには、地形や土地利用の歴史等の詳細な調査を踏まえた、きめ細やかな単位での景観形成方針を作成する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	景観まちづくり審議会に「今後の景観まちづくりのあり方とその実現方策について」を諮問し、予定どおり答申を得られたため、事業全体としてはほぼ計画どおり進めることができました。				
	効率性	3	景観計画検討小委員会の活用により、景観まちづくり審議会において効率的な議論を行うことができました。				
	実施の成果	2	景観計画を策定することにより、良好な景観まちづくりを積極的に推進していくことができます。				
	行政の関与	3	景観計画は区が策定する計画です。区民や専門家の意見を聞きながら、積極的に取り組んでいく必要があります。				
	妥当性	2	区民会議や地区協議会における議論を踏まえ、景観まちづくり審議会を中心に、区民や専門家の意見を十分に聞きながら景観計画を策定する必要があります。				
	施策寄与度	2	景観計画は、一定の強制力を伴う計画でもあるため、施策目標の達成に寄与できるものと考えられます。				
総合評価	景観計画の方向性については、景観まちづくり審議会からの答申を得られたことから、景観計画を策定するための準備は概ね整ったと考えられます。今後は、景観行政団体になった上で、景観計画を策定することが課題となります。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	都市マスタープランとの整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していく景観計画としていきます。そのためにも、平成20年度中に景観行政団体になります。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	124	中小企業活性化支援					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	02	活力ある地域産業づくり					
施策	01	中小企業の振興					
事業内容							
目的	区内の中小企業等を支援することにより、地域産業の活性化を図ります。						
対象・手段	区内中小企業等を対象として、情報の提供・学習・相互交流・人材育成の機会を拡大する事業を実施します。 ①企業育成の専門家を継続的に派遣して育成。(ベンチャー企業道場しんじゅく) ②他の模範となる中小企業等を表彰。(優良企業表彰) ③創業・経営等を支援する各種講座の実施。(学習支援の実施)						
成果（事業が意図する成果）							
区内中小企業等を対象に、各種支援事業を実施することにより、区内中小企業と地域経済の活性化が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
育成企業の応募企業数 (ベンチャー企業道場しんじゅく)		育成企業の応募企業数			(毎) 年度に (8 企業) の水準達成		
応募企業数 (優良企業表彰)		応募企業数			(平成18) 年度に (22 企業) の水準達成		
講座の受講率 (学習支援の実施)		受講者数／講座の定員数 (平均)			() 年度に (100%) の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1 ①	企業	0.00	8.00	8.00	8.00	ベンチャー企業道場しんじゅく：16年度創設
	実績 1 ②	企業	0.00	6.00	5.00	8.00	
	③＝②／①	%	0.00	75.00	62.50	100.00	
	目標値 2 ④	企業	22.00	22.00	22.00	22.00	
	実績 2 ⑤	企業	23.00	21.00	17.00	25.00	
	⑥＝⑤／④	%	104.55	95.45	77.27	113.64	
	目標値 3 ⑦	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 3 ⑧	%	79.00	52.20	29.20	69.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	79.00	52.20	29.20	69.00	
事業の実施内容							
平成17年度	ベンチャー企業道場しんじゅく(5企業) 優良企業表彰(7企業) 各種支援講座(創業支援講座・経営支援講座)						
平成18年度	ベンチャー企業道場しんじゅく(8企業) 優良企業表彰(6企業) 各種支援講座(創業支援講座・経営支援講座)						

部名称		地域文化部		課名称		商工観光課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	4,409	5,282	6,074	5,834	ベンチャー企業道場しんじゅく：16年度創設
	人件費⑪	千円	0	0	0	24,840	
	事務費⑫	千円	63	122	80	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	40	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,472	5,404	6,154	30,714	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,472	5,404	6,154	30,714	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	3,626	4,512	6,154	30,714	特定財源： 『東京都工業集積地域活性化 支援事業費補助金(12-16年度 実施事業)』
	特定財源⑱		846	892	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	81.08	83.49	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	3.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区内事業者に、実施する事業等を広く周知し、応募申込み企業を多く募ることが、より効率的、効果的に事業を実施することに繋がると考えています。 ①ベンチャー企業道場：育成企業応募数の増加を図り、複数の指導団体からの派遣について検討します。 ②優良企業表彰：より効果的な表彰者の募集及び受賞企業のPR方法を検討します。 ③各種支援講座：受講者数が少なく費用対効果が低いため、講座のあり方そのものを検討する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	ベンチャー企業道場しんじゅくは、8企業に対して実施しました。 優良企業表彰は、6企業を表彰しました。 創業支援講座・経営支援講座を実施しました。 各企業の成長・発展を支援することができました。				
	効率性	2	ベンチャー企業道場しんじゅくは、ほぼ企業の実情に応じた効率的な育成が図られています。 優良企業表彰の募集・応募企業の調査等は、委託することにより効率化を図っています。 各種支援講座は、17年度から立教大学に委託し、効率的な実施に努めています。				
	実施の成果	2	創業・経営支援事業を行い、企業の育成を図るとともに、優良企業表彰受賞企業のPR等を行うことによって、地域経済の活性化を図っています。				
	行政の関与	2	地域経済の発展を促すため、区が個別企業の発展を支援する必要があります。				
	妥当性	2	対象企業等の募集・PRにあたって、支援事業の内容を明確に説明する必要があります。				
	施策寄与度	2	各事業の実施により、中小企業の人材育成等が図られ、中小企業の活性化に寄与しています。				
総合評価	創業・経営支援事業については、対象企業の増など充実させ、個別企業の育成を図るとともに、優良企業表彰事業については、受賞企業のPR等を充実させることによって、地域経済の活性化が図られています。						※ B
							過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	事業効果をより高めるため、募集方法等について費用対効果を検証し、企業・金融機関・産業団体への働きかけなどを行いながら検討していきます。 ベンチャー企業道場しんじゅくは、企業の実情に応じた指導を目指すため、指導体制の充実を検討していきます。 優良企業表彰は、19年度から受賞企業同士の情報交換等を目的とした交流の場の提供を行います。（ビジネス交流会） 各種支援講座は、情報提供及び人材育成の場として、19年度から『産業振興フォーラム』を開催する事業に転換し、事業内容の抜本的見直しを行っていきます。						※ 2 手段改善

事務事業	125	地場産業の振興						
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち						
大項目	02	活力ある地域産業づくり						
施策	02	地場産業の振興						
事業内容								
目的	新宿区の地場産業である印刷・製本関連産業及び染色業の活性化を図ります。							
対象・手段	印刷・製本関連産業及び染色業の活性化を目的に、各団体が自主的・自立的に開催する展示会等に対して支援を行うとともに、地場産業の発展に貢献のあった者及び染色業優秀技能者を表彰します。							
成果（事業が意図する成果）								
新宿区の地場産業である印刷・製本関連産業及び染色業が広く周知され、活性化が図られます。								
事業成果指標								
指標名		定義	目標水準					
補助金交付件数		「新宿区地場産業団体支援事業補助金」の交付件数	(毎) 年度に					
			(2 件) の水準達成					
			() 年度に					
			() の水準達成					
			() 年度に					
			() の水準達成					
成果の達成状況								
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①		件	0.00	0.00	2.00	2.00	新宿区地場産業団体支援事業補助金 ：17年度創設
	実績 1 ②		件	0.00	0.00	2.00	2.00	
	③＝②／①		%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④			0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤			0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④		%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦			0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧			0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦		%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容								
平成17年度		「新宿区地場産業団体支援事業補助金」交付（『地場産業展』を事業転換） ・新宿区印刷・製本関連団体協議会（「経営者セミナー」の開催） ・新宿区染色協議会（展示会等） 「地場産業表彰」（印刷・製本関連産業功労者表彰：1名、染色業優秀技能者表彰：2名）						
平成18年度		「新宿区地場産業団体支援事業補助金」交付 ・新宿区印刷・製本関連団体協議会（「経営者セミナー」の開催） ・新宿区染色協議会（展示会等） 「地場産業表彰」（染色業優秀技能者表彰：2名）						

部名称		地域文化部		課名称		商工観光課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	12,126	217	1,908	1,852	[15年度] ・地場産業展 11,363千円 ・地場産業表彰 887千円
	人件費⑪	千円	0	0	0	8,280	
	事務費⑫	千円	124	20	84	32	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	[17年度] ・事業補助金 1,654千円 ・地場産業表彰 338千円
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	12,250	237	1,992	10,164	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	[18年度] ・事業補助金 1,576千円 ・地場産業表彰 308千円
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	12,250	237	1,992	10,164	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	8,617	237	1,992	10,164	特定財源： 地場産業展に対する『東京都工業集積地域活性化支援事業費補助金(12-16年実施事業)』
	特定財源⑱		3,633	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	70.34	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
平成19年度の「産業振興プラン策定会議」で、産業実態調査の分析結果等を基礎資料として、地場産業振興施策の方向性や手法などを検討していくことが必要になります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	「新宿区地場産業団体支援事業補助金」の補助対象事業として、各団体が企画立案した事業が実施されました。				
	効率性	2	地場産業団体としての活動実態や社会経済状況の変化を踏まえ、17年度から「地場産業展」を、団体が自主的に行う事業を助成する事業に転換しました。引き続き、地場産業に対する支援方法について検討していく必要があります。				
	実施の成果	2	地場産業団体の活性化に一定の成果を上げています。成果が具体的にどのように団体等の主体性・活性化につながっているかを把握するとともに、今後の施策についての検討が必要です。				
	行政の関与	3	地場産業団体の主体性、独自性を尊重し、自立化や活性化を支援する施策と位置づけられています。事業効果を検証するとともに、効果的な支援方法を検討する必要があります。				
	妥当性	2	区政を取り巻く社会状況等の変化に伴い、「地場産業振興」を今後どのように行っていくか、実施方法等の見直しが必要です。				
	施策寄与度	3	地場産業を周知し、活性化につながるものとして実施できました。各団体の事業への支援をより効果的に行い、成果を上げていくためには、各団体が主体性を発揮し事業運営できるよう促す必要があります。				
総合評価	地場産業の各団体が主体的に実施する事業を支援することで、地場産業団体の活性化に一定の成果を上げています。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	印刷・製本関連産業、染色業の事業者自身の意識改革と主体性をもった新製品開発・販路拡大等への取り組みなどの事業運営を促していきます。 また、平成18年度に実施した産業実態調査の分析結果を基礎資料として、平成19年度の「産業振興プラン策定会議」で今後の地場産業支援策の方向性についても検討していきます。						方向性
							※ 2 手段改善

事務事業	126	ものづくり産業支援					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	02	活力ある地域産業づくり					
施策	02	地場産業の振興					
事業内容							
目的	新宿区の製造業・情報サービス業等の活性化を図ります。 新宿区の産業の実態を把握し、産業振興施策について検討します。						
対象・手段	新宿区の製造業・情報サービス業等を営む中小企業・団体・グループ等に対して、新製品開発・技術開発・販路開拓等の事業の費用を一部助成します。 平成18年度に実施した『新宿区産業実態調査』の分析結果をもとに今後の産業振興施策について検討します。						
成果（事業が意図する成果）							
ものづくり産業を営む中小企業等を支援することで、地域産業全体の活性化が図られます。 また、平成18年度に実施した『新宿区産業実態調査』の分析結果を基礎資料として、平成20年度以降の「産業振興プラン」を策定し、産業振興施策の構築を図ります。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
ものづくり産業支援事業補助金 交付申請件数	ものづくり産業支援事業補助金の交付申請 件数	(平成18) 年度に (10件) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業 成果 指標	目標値 1 ①	件	0.00	0.00	20.00	10.00	
	実績 1 ②	件	0.00	0.00	13.00	7.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	65.00	70.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	「新宿区ものづくり産業支援事業補助金」交付（5件） 「新宿区産業実態調査」（平成18年度実施予定）の概要検討						
平成18年度	「新宿区ものづくり産業支援事業補助金」交付（5件） 「新宿区産業実態調査」の実施						

部名称		地域文化部		課名称		商工観光課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	5,046	19,324	
	人件費⑪	千円	0	0	0	10,960	
	事務費⑫	千円	0	0	13	10	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	5,059	30,294	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	5,059	30,294	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	5,059	30,294	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	1.00	
事業に関する検討課題							
補助事業については、補助対象事業の実施期間を年度で区切って実施せざるを得ないことや、募集時期が年度当初に限られることなどにより、申請事業者を目標数募ることができませんでした。 今後も事業者に対する事業内容の周知方法や補助金額の検証が必要となります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	ものづくり産業支援事業補助金は、7件の応募があり、5件に対して補助金を交付しました。産業実態調査は、昨年度に引き続きものづくり産業支援委員会で検討を行い実施しました。				
	効率性	3	ものづくり産業支援事業補助金の採択・効果の検証、産業実態調査の調査票等について、ものづくり産業支援委員会で検討し、効率的実施を図っています。				
	実施の成果	2	補助事業者から提出を受けた実績報告書及びものづくり産業支援委員会での実績報告についてのヒアリングにより、ほぼ計画どおりの成果が認められました。産業実態調査の結果報告が、新宿区の新たな産業振興施策の構築のための基礎資料となりました。				
	行政の関与	3	ものづくり産業の活性化を図るためには、新製品開発等への事業補助を区が実施する必要があります。今後の産業振興施策構築にあたって、産業実態及び行政へのニーズを把握するためには、区内全域的な現況調査を区が主体的に実施する必要があります。				
	妥当性	2	「ものづくり産業支援事業補助金」は、平成20年度以降の区の基本施策・総合計画に沿った産業振興施策の構築にあわせて、実施方法等を検討していくことが必要です。				
	施策寄与度	2	「ものづくり産業支援事業補助金」を事業補助として継続して実施することで、地域経済の活性化が図られます。 産業実態調査の分析結果を基礎資料とし、新たな産業振興施策を構築できます。				
総合評価	ものづくり産業への補助事業を実施しつつ、産業実態調査が今後の産業振興施策構築のための基礎資料となるよう、調査票等について検討し、調査を実施しました。 補助事業を実施するとともに、産業実態調査の調査結果を分析し、新たな「産業振興プラン」の策定に活かしていく必要があります。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針							方向性
	ものづくり産業への補助事業については、事業者への周知方法等の検討を継続して行います。 平成18年度に実施した産業実態調査の分析結果等を基礎資料として、平成19年度に「産業振興プラン」を策定し、新たな産業振興施策について検討します。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	127	商店街ステップアップ支援					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	03	魅力ある地域商店街づくり					
施策	01	商店街の活性化					
事業内容							
目的	商店街を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、商店会が自主的に取り組む調査・研究等の事業に対して、その経費の一部を助成し、商店街の活性化、自立化支援を図ります。						
対象・手段	区内商店会が自主的に取り組む研修事業、プラン策定事業、商圈拡大、商店街PR事業等に対して助成します。（補助率：補助対象経費の2／3、補助限度額：30万円）						
成果（事業が意図する成果）							
商店会が地域に密着した事業(商店街のマップ・ホームページ作りなど)に主体的に取り組むことを区が支援することにより、商店街の活性化が促され、まちの活性化につながります。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
補助事業実施件数	商店会に対する補助金交付予定件数	(毎) 年度に (7件) の水準達成					
補助事業実施効果度	商店会に対するアンケートで、「期待どおりに大いに効果がある」及び「まあまあ効果がある」と回答を得た事業の割合	(毎) 年度に (100%) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①	件	7.00	7.00	7.00	アンケートは、平成17年度から実施	
	実績1②	件	4.00	5.00	4.00		3.00
	③＝②／①	%	57.14	71.43	57.14		42.86
	目標値2④	%	0.00	0.00	100.00		100.00
	実績2⑤	%	0.00	0.00	100.00		100.00
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	100.00		100.00
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00		0.00
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00		0.00
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00		0.00
事業の実施内容							
平成17年度	事業補助金の支給：実績件数4件 関連事業：「商店街ステップアップフォーラム」の開催						
平成18年度	事業補助金の支給：実績件数3件 関連事業：「商店街ステップアップフォーラム」の開催						

部名称		地域文化部		課名称		商工観光課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	984	1,130	812	696	
	人件費⑪	千円	0	0	0	19,240	
	事務費⑫	千円	15	12	11	7	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	999	1,142	823	19,943	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	999	1,142	823	19,943	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	507	577	417	19,595	
	特定財源⑱		492	565	406	348	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	50.75	50.53	50.67	98.26	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	1.00	
事業に関する検討課題							
商店会に対して、事業内容を説明するとともに、「ステップアップフォーラム」で、具体的な成功事例・活動報告等の情報提供を行い、より効果的に事業が行われるよう支援していくことが必要です。 また、区が積極的に商店会の現状に合わせ助言し、商店会の自主的な取組みをさらに進めていく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	平成15年度から創設した支援事業であり、活用方法の浸透を図りながら、ほぼ計画どおり実施しています。ステップアップフォーラムを活用し、商店会の自主事業の成功例等を情報提供していく必要があります。				
	効率性	3	東京都の補助事業と連携し、区が商店会の自主的活動に支援することで、効率化を図っています。				
	実施の成果	3	事業実施後の「事業効果アンケート」で、『期待どおりの効果が得られたか』の質問に対して、実施した商店会のすべて（3商店会のうち3件）が効果があったと回答しています。				
	行政の関与	2	消費者ニーズの変化、景気の低迷等、商店街を取り巻く環境の変化が激しい状況の中で、商店会自らが社会の動向をつかみ、変化に応じた事業を柔軟に行うためには、区の支援は必要です。				
	妥当性	2	商店会に対し、本事業の目的が商店街の売上向上や商圏拡大等を図るための支援であることを積極的に周知し、説明の機会を増やす必要があります。また、商店会の自主活動を支援することで商店会の組織強化を図り、商店街の活性化につながります。				
	施策寄与度	3	商店会活動を来街者や地域に広めることができます。 また、これからの商店街活動の方向性や活性化に向けた基礎づくりができます。				
総合評価	本事業を活用することで、地域住民の商店会に対する認知度が上がるなど一定の成果が上がっています。商店会が自らの商店街の特性を活かした活動や地域資源を見直す取組みを行うことにより、商店会の組織強化、地域コミュニティとの連携を図ることができ、商店街の活性化につながっています。						※ B
							過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	現在は、主にHP作成や商店街マップ作成等の商店街PR事業として活用されています。 今後は、『まちづくり』に視点を向けた勉強会、マーケティング調査等、商店会の様々な取組みについて情報を提供し、より効果的な支援策となるよう、積極的に助言等を行う必要があります。 「ステップアップフォーラム」で商店会サポーター制度と連携させ成功事例を紹介し、また、事業内容について相談できる場を設けることにより、商店街活性化事業として効果を高めていきます。						方向性
							※ 2 手段改善

事務事業	128	魅力ある商店街づくり支援					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	03	魅力ある地域商店街づくり					
施策	02	魅力ある買物空間づくり					
事業内容							
目的	商店会が実施する施設整備事業、ＩＴ活用事業など魅力ある商店街づくり事業を支援します。						
対象・手段	区内商店会が実施する商店街内の施設整備（街路灯建替等）、地域・コミュニティ事業等に対して補助金を助成します。 （補助率：補助対象経費の２／３、補助限度額：２，０００万円）						
成果（事業が意図する成果）							
商店街の環境整備などを支援することにより、人が集まり、交流する楽しい買物の場として商店街の活性化が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
補助事業実施件数		商店会に対する補助金交付予定件数			（平成18年度に 5件の水準達成		
補助事業実施効果度		商店会に対するアンケートで、「期待した通りの効果があった」及び「まあまあ効果があった」と回答を得た事業の割合			（毎年度に 100%の水準達成		
					（年度に の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	件	9.00	8.00	10.00	5.00	アンケートは、平成17年度から実施
	実績 1 ②	件	9.00	8.00	10.00	5.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績 2 ⑤	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	事業補助金の支給：実績件数 10 件						
平成18年度	事業補助金の支給：実績件数 5 件						

部名称		地域文化部		課名称		商工観光課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	70,326	60,996	84,992	53,406	
	人件費⑪	千円	0	0	0	19,240	
	事務費⑫	千円	70	46	50	59	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	70,396	61,042	85,042	72,705	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	70,396	61,042	85,042	72,705	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	34,160	30,544	42,546	46,002	
	特定財源⑱		36,236	30,498	42,496	26,703	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	48.53	50.04	50.03	63.27	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	1.00	
事業に関する検討課題							
商店街の施設整備等は多額の経費を要するものが多く、商店会にとっては負担が大きいため、区の支援が必要です。 また、消費者ニーズの変化や高齢化対策などの地域社会の変化に対応したシステムや施設を整備していく必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	商店会から毎年10件以上の申請があり、審査会を開催して事業内容を精査し、支援商店会を決定している状況です。決定した事業については、100%実施されています。				
	効率性	3	東京都の補助事業と連携し、区が商店会の自主的な施設整備などに支援することで効率化を図っています。				
	実施の成果	3	意欲ある商店会等は、本事業を活用し大きな成果をあげています。事業実施後の「事業効果アンケート」で『期待どおりの効果が得られたか』の質問に対して、実施した商店会（5商店会・5件）すべてが、効果があったと回答しています。				
	行政の関与	2	事業対象には、商店街の老朽化した施設の整備もあり、区の関与の必要性は高いと思われます。区は、東京都と連携することで（都1/3・区1/3の補助）、より効果的な支援をしています。				
	妥当性	2	現在は、商店街の施設整備支援が中心となっていますが、今後は、より事業目的に適合した対象事業の選定が必要です。さらに消費者ニーズの多様化や電子マネーの普及等、時代の変化に対応した取組みについても情報提供していく必要があります。				
	施策寄与度	3	商店街の施設整備等は、安心・安全で魅力ある商店街づくりに必要不可欠です。経費が多額であることから、区の支援によって施策目的の実現を図っています。				
総合評価	安心・安全で魅力あふれるまちづくりを推進するためには、商店街が地域コミュニティの核となるように、商店街の集客力向上を図る事業とあわせて、施設整備事業が必要です。 これからも、にぎわいのある街並みをつくり、街全体を活性化させる事業として適切に支援していく必要があります。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
							方向性
改革方針	近接する商店街との連携事業への助成などを視野に入れながら、快適な買物環境の整備を図る支援事業として、商店会サポーターの助言活動と連携させ実施していきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	129	商店街にぎわい創出支援					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	03	魅力ある地域商店街づくり					
施策	02	魅力ある買物空間づくり					
事業内容							
目的	商店会が実施するイベント事業等を支援することにより、商店街への集客力の向上を図るなど、商店街活性化を図り、地域経済の発展に寄与します。						
対象・手段	区内商店会が実施するイベント事業等に対して補助金を助成します。 (補助率：補助対象経費の2／3、補助限度額：200万円)						
成果（事業が意図する成果）							
商店街イベント事業を支援することを通じて、地域のコミュニティや交流の場として、商店街のにぎわいや潤いが創出されます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
補助事業実施件数		商店会に対する補助金交付予定件数			(平成18年度に 88件の水準達成)		
補助事業実施効果度		商店会に対するアンケートで、「期待どおりの効果があった」及び「まあまあ効果があった」と回答を得た事業の割合			(毎年度に 100%の水準達成)		
					(年度に の水準達成)		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	件	74.00	84.00	83.00	88.00	アンケートは平成17年度から実施
	実績1②	件	71.00	80.00	82.00	82.00	
	③＝②／①	%	95.95	95.24	98.80	93.18	
	目標値2④	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績2⑤	%	0.00	0.00	95.10	98.80	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	95.10	98.80	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	商店街イベント事業補助金：実績件数82件						
平成18年度	商店街イベント事業補助金：実績件数82件						

部名称		地域文化部		課名称		商工観光課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	56,350	65,404	68,947	71,178	
	人件費⑪	千円	0	0	0	19,240	
	事務費⑫	千円	29	20	20	20	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	56,379	65,424	68,967	90,438	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	56,379	65,424	68,967	90,438	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	18,149	20,712	22,491	48,993	
	特定財源⑱		38,230	44,712	46,476	41,445	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	32.19	31.66	32.61	54.17	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	1.00	
事業に関する横付課題							
区が支援したイベント事業の波及効果として、来街者の継続的な増加や商店街の売り上げ向上につながるようにしていくことが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	商店会からの申請件数は増加傾向にありますが、ほぼ計画どおりに実施できました。				
	効率性	3	商店会と地域住民とが一体となって、自主的に事業を企画し、実施することに対し、東京都と連携して効率的な支援を実施しています。				
	実施の成果	3	事業実施後の商店会への「事業効果アンケート」で、『期待どおりの効果が得られたか』の質問に対して、82件の実施事業のうち80件が『効果があった』と回答しています。(実施事業の98.8%)				
	行政の関与	2	「魅力ある買物空間づくり」に向け、商店街の活性化や来街者の増加への取組みに対し、積極的な行政の関与が必要です。				
	妥当性	3	商店街イベント事業に対する補助事業は、「魅力ある買物空間づくり」を推進し、商店街における環境・防災・地域コミュニティづくり等の社会的役割の機能を高めています。				
	施策寄与度	3	商店街イベント事業に対する補助事業の実施によって、商店街活動の強化とともに、地域コミュニティとの連携を深め、商店街の活性化に寄与しています。				
総合評価	補助金交付対象事業について、実施主体となる商店会に対して、区が実施した事業効果アンケート調査によると、イベントのうち98.8%については、期待どおりの効果が得られたとの回答を得ています。本事業は商店街活性化に向け、効果を発揮しています。 また、本事業は、活力ある商店街づくりの促進とともに、人と人をつ結びつける交流の場としての商店街の機能を高め、地域コミュニティの活性化につなげるための事業として評価できます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
	改革方針	現在、商店会からの申請件数は増加する傾向にあります。 商店街の売上増加・活力ある商店街活動の促進を図るためには、本事業が来街者のニーズや地域の特性を踏まえた支援事業となるよう、商店会に対し、商店会サポーターによる積極的に助言を行う必要があります。そのためには、商店会を対象にした相談会や説明会を実施するとともに、「ステップアップフォーラム」を効果的に開催し、各商店会がより効果的な事業に取り組めるよう支援していきます。 さらに、継続的效果を期待できる事業とするため、商店会に長期事業計画書の作成・提出を促すとともに、事業目的に沿った申請事業すべてを実施できるよう予算規模を拡大し、支援体制を整えていきます。					

事務事業	130	消費者学習の充実					
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち					
大項目	04	豊かな消費生活の実現					
施策	01	消費者の自立支援					
事業内容							
目的	消費者が、自ら進んで必要な知識を習得できるような環境を整備するとともに、消費者教育の充実を図り、消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて、豊かで自立した消費生活を送れるよう支援します。						
対象・手段	<出前講座> 区内事業所、学校、消費者団体、地域団体等の要請に応じて講師を派遣します。 <中学生副読本の作成配布> 中学生を対象とした消費者教育実施のための副読本作成、「社会科・家庭科・総合学習」授業で使用することを通じて早期の段階から消費生活に関する正しい知識の普及を図ります。						
成果（事業が意図する成果）							
消費者が自ら進んで知識を習得できるような環境を整備するとともに消費者教育の充実により、自立した消費生活実現の一助となります。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
出前講座		実施回数	(平成18年度に 年12回)の水準達成				
副読本の作成配布		中学生用消費者教育副読本の作成配布	(毎年度に 100%配布)の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	回	9.00	9.00	9.00	12.00	
	実績 1 ②	回	8.00	11.00	27.00	19.00	
	③＝②／①	%	88.89	122.22	300.00	158.33	
	目標値 2 ④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 2 ⑤	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	出前講座 年27回（外部講師1回、消費生活相談員 26回） 消費者教育の支援 中学生用消費者教育副読本作成 3,000部（平成18年・19年度使用・・・2年度分一括印刷） 配布 1,360部						
平成18年度	出前講座 年19回（消費生活相談員 19回） 消費者教育の支援 中学生用消費者教育副読本配布 1,330部						

部名称		地域文化部		課名称		商工観光課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,209	0	1,271	0	
	人件費⑪	千円	2,156	905	2,251	962	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	3,365	905	3,522	962	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	3,365	905	3,522	962	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	3,365	905	3,522	962	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.25	0.10	0.25	0.10	出前講座：消費生活相談員
	非常勤職員		0.03	0.03	0.07	0.05	
事業に関する検討課題							
社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、区民が消費者として自ら対処できる「賢い消費者」として行動できるよう支援していくことが必要です。このため、学校、地域、団体等へ積極的に出前講座、出張相談、訪問相談を実施できる相談体制の充実が課題となっています。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	出前講座は目標値を大きく上回る実績であり、事業の達成度は高くなっています。また、副読本についても作成から活用まで教育委員会と連携して進める仕組みも定着しており計画どおり進んでいます。				
	効率性	2	出前講座は区民等の要望に応じて適切な講師を派遣しており、高齢者の被害防止に向け介護保険事業者などを対象とするなど効率的に実施しています。また、副読本も中学生の時期から消費者教育を行うものであり効率的です。				
	実施の成果	2	出前講座は団体等からの要望も広がりつつあり、高齢者の被害防止に向けて介護保険事業者等にも拡大し成果を挙げています。副読本は、作成段階から現場の教職員にも参画を得て中学生にも分かりやすいものとし、授業での活用を通じて成果を挙げています。				
	行政の関与	3	消費問題が多様化している現在、自主的な活動を支援すること及び若年層への消費者学習の機会の充実が区の責務と考えます。				
	妥当性	2	出前講座は、区民等の要望によりテーマに応じて専門相談員や外部講師を適切に派遣しています。また、副読本は作成から活用までを教育委員会と連携しながら実施しており、目的手段共にほぼ妥当です。				
	施策寄与度	2	社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、区民が消費者として自ら対処できるよう支援していくことは消費者の自立に不可欠であり、消費者被害未然防止の観点からも消費者学習の充実を図る必要があります。				
総合評価	消費者学習事業は、消費生活の諸問題について、区民が消費者として必要な知識を習得することができる環境づくりを推進し、消費者が自ら問題を解決し自立した消費生活が送れるよう支援しています。 18年度から悪質商法防止支援事業を本格実施し、特に高齢者の被害防止、被害の早期救済を図るために介護保険事業者や民生児童委員協議会などを対象に出前講座を実施し成果を挙げています。 今後、社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、消費者被害の未然防止の観点からも、消費者学習の充実を図る必要があります。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
							方向性
改革方針	社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、区民が消費者として自立した対応ができるよう支援するためには、最新の被害事例などタイムリーに紹介するなど、区民に適切な情報を提供していきます。中学生への消費者教育については、教育委員会との連携をより一層強化し、学校教育における消費者教育の拡充に努めていきます。 また、相談体制の充実を図り、地域団体等へ出前講座、出張相談、個別訪問を積極的に実施していきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	131	公害の監視・規制・指導の充実						
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち						
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築						
施策	01	環境への負荷の低減						
事業内容								
目的	区内の大気汚染、騒音・振動、悪臭の状況を把握するとともに、公害の発生源に対する規制・指導を充実し、汚染物質の排出低減を図ります。							
対象・手段	①本庁、四谷の2測定局で大気質等の常時測定、区内4交差点での大気汚染測定 ②神田川及び妙正寺川の水質調査、③酸性雨調査、④ダイオキシン類調査 ⑤自動車騒音・道路交通振動の測定・評価（1．要請限度に関する測定 2．環境基準に関する測定）⑥繁華街の騒音対策 ⑦工場・事業所等の臭気・燃料調査 ⑧アスベスト除去・建設作業の監視 ⑨有害化学物質の対策							
成果（事業が意図する成果）								
大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭の状況を監視し、大きな発生源に対しての対策を進めることで、区民の健康を保護し、生活環境を保全していきます。								
事業成果指標								
指標名		定義	目標水準					
苦情処理満足度		年間の苦情処理件数のうち、区の処理に対して「満足」又は「一応満足」と感じた件数の割合。（処理後の苦情者の態度・言動から職員が判断し、「満足」以下5段階に分類する。）	（平成24）年度に （80%）の水準達成					
			（ ）年度に （ ）の水準達成					
			（ ）年度に （ ）の水準達成					
成果の達成状況								
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値1①		%	80.00	80.00	80.00	80.00	平成18年度の苦情処理件数 全140件
	実績1②		%	61.00	56.00	56.80	52.90	
	③＝②／①		%	76.25	70.00	71.00	66.12	
	目標値2④			0.00	0.00	0.00	0.00	「満足」および「一応満足」とした件数 74件
	実績2⑤			0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④		%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦			0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧			0.00	0.00	0.00	0.00	
⑨＝⑧／⑦		%	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の実施内容								
平成17年度		環境測定局を常時稼働させて、年間の環境基準達成状況を監視しました。二酸化硫黄と一酸化炭素は、両測定局で環境基準を達成、二酸化窒素、浮遊粒子物質は、未達成の局がありました。自動車騒音については、夜間において基準の超過が見られます。ダイオキシンについては、全調査地点で環境基準を大きく下回っており、状況は落ち着いてきています。						
平成18年度		本庁測定局を更新し、四谷測定局と2局で大気等の常時監視を行いました。二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子物質については、各測定局とも環境基準を達成しました。オキシダントについては、基準を達成できない日がありました。						

部名称		環境土木部		課名称		環境保全課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	26,410	22,730	20,348	38,793	
	人件費⑪	千円	0	0	0	74,520	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	26,410	22,730	20,348	113,313	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	26,410	22,730	20,348	113,313	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	26,410	22,730	20,348	113,313	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	9.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
近年は自動車排出ガスによる大気汚染の解消が重要な課題となっています。また、建築ラッシュ等に伴い、建築作業に係る騒音・振動の苦情が増加しており対応に迫られているほか、アスベスト除去工事の監視の充実を図る必要があります。 平成20年4月稼働を目指して、平成19年度中に戸山測定局を再開します。これに際して自排局における測定項目の見直し並びに四谷測定局の測定機器更新の検討が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	大気汚染の常時監視、騒音・ダイオキシン測定及び本庁舎測定局更新は当初の予定通り実施しました。データは広報紙などに掲載周知し、国・都へも報告しました。苦情処理の区民満足度については平成15年度から61%→56%→57%→53%と減少傾向にあります。				
	効率性	3	測定方法を工夫し効率性を図っています。 規制指導では、事業者管理システムにより、情報閲覧を効率的に行っています。				
	実施の成果	3	東京都の広域データ集積の統計や区内の測定値の経年比較などにより状況把握を行い、苦情対応への基礎資料として活用しました。				
	行政の関与	3	法により定められており、区が責任をもって実施する必要があります。				
	妥当性	2	区内各域を測定・監視し、その状況を把握する当事業は区の環境行政に大きく関わり、目的・手段共に妥当であると考えます。測定地域や測定対象についても、測定結果を長期的視点で分析する為にも、継続することが妥当であると考えます。				
	施策寄与度	3	今後も法定測定等データの蓄積と監視及び東京都への報告等が求められています。公害の規制指導については、区民の生活環境を守ることに寄与しています。				
総合評価	地道な測定とデータの蓄積及び公表が、区民の環境問題への意識啓発にもつながっています。また、法定測定や東京都への報告等もあり、引き続き事業の継続が必要です。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	地道な測定とデータの蓄積及び公表が、区民の環境問題への意識啓発にもつながっています。また、法定測定や東京都への報告等もあり、引き続き事業の継続が必要です。 今後の予定として、平成20年4月戸山測定局再開があります。戸山測定局の再開に際しては、自動車排排出ガス測定局での測定項目の再検討を行い、事業経費の適正化を図っていきます。 また、四谷測定局についても老朽化及び環境負荷低減のため、測定機器の更新を検討していきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	132	ごみの発生抑制に向けた普及啓発					
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち					
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築					
施策	02	資源循環型社会の形成					
事業内容							
目的	持続可能な資源循環型社会形成のため、ライフスタイルを見直すきっかけづくりと同時に、ごみの発生抑制を主眼とした排出方法の普及の徹底を図ります。						
対象・手段	区民、区内事業者を対象として、①分別・排出の周知用パンフレット作成、②環境学習の充実、③事業系ごみの減量、④施設見学会の実施、⑤ごみ減量功労者の表彰、⑥区・地域の各種行事における、展示・ゲームなどの手法を用いた発生抑制・適正分別等の普及啓発を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
資源循環型社会を推進する意識が醸成されます。排出量の抑制、適正な分別・排出が期待でき、中間処理・最終処分施設の延命化、収集作業の安全化・効率化にもつながります。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
環境学習実施回数		区立小学校等での環境学習実施学校数	(平成19年度に 35校) の水準達成				
資源化率		資源回収量／（行政が収集するごみ+資源回収量）	(平成19年度に 20%) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	校	15.00	15.00	15.00	25.00	(目標値1) 17年度 15校 18年度 25校 19年度 35校 15、16年度は 17年度の目標値 を 設定
	実績 1 ②	校	9.00	11.00	15.00	45.00	
	③＝②／①	%	60.00	73.33	100.00	180.00	
	目標値 2 ④	%	20.00	20.00	20.00	20.00	
	実績 2 ⑤	%	17.50	17.30	17.40	18.30	
	⑥＝⑤／④	%	87.50	86.50	87.00	91.50	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	①パンフレット等の作成 「ごみの出し方」（日本語版・4カ国版）、「ステップアップ」（冊子）、年末年始ごみ収集のおしらせ」等 ②表彰の実施 リサイクル功労者（12件）、大規模事業所の表彰（4件） ③環境学習 児童向け講座（438人） ④地区イベントへの参加による啓発活動（10件参加）						
平成18年度	①パンフレット等の作成 「ごみの出し方」（日本語版）、「みんなでつくろう資源循環型社会」（冊子）「年末年始ごみ収集のおしらせ」等 ②表彰の実施 リサイクル功労者（11件）、大規模事業所の表彰（3件） ③環境学習 児童向け講座（1954人）						

部名称		環境土木部		課名称		新宿清掃事務所	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	4,700	2,846	3,311	5,107	
	人件費⑪	千円	24,180	23,346	23,346	23,184	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	28,880	26,192	26,657	28,291	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	28,880	26,192	26,657	28,291	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	28,880	26,192	26,657	28,291	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	2.90	2.80	2.80	2.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
家庭ごみの減量に関する普及啓発は、区報や各種パンフレットの配布により、一定の成果をあげています。今後は、新宿区内から排出されるごみ量の3／4を占める事業系ごみの減量を目指し、事業者の協力を求めるとともに、排出指導を充実させていくことが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	小学校の環境学習については、実施校は計画数の約半数です。PR活動を強化する必要がありますが、学校の考え方もあるため、これ以上の拡大は難しい面もあります。なお18年度は新規対象として区内の26保育園で実施しましたが、とても好評でした。				
	効率性	2	紙媒体による事業は、実施体制が整ってきており、効率的と思われます。製作内容の充実とともに、費用対効果の工夫に余地があります。イベント・環境学習などの事業推進に当たっては、地域活動団体などとの協同により効率を高めます。				
	実施の成果	2	普及啓発活動は、事業の性質上、短期的成果を測定するのは困難です。排出量の推移に与える影響も単独の要素として抽出できませんが、本事業による効果があるものと思われます。				
	行政の関与	3	発生抑制については区の積極的な取組みが必要です。適正排出・リサイクル促進についても、収集の主体となる区が強力に進めるべきものです。				
	妥当性	2	事業対象は、一般区民・児童・事業者・外国人向け等ほぼ網羅しています。				
	施策寄与度	2	緊急性は低いですが、引き続き継続することで今後の成果に期待できます。啓発事業においては、長期の視点に立って不断に持続することが重要です。				
総合評価	普及啓発事業は、長期間・継続的に実施することで、適正な排出と再利用への取組みが推進され、結果として、資源循環型社会の醸成、廃棄物処理・処分施設の延命化などが図られます。本事業の担う役割は大きいと考えます。 18年度は環境学習は計画を上回る実績を確保できました。また普及啓発事業は、概ね計画どおり実行できました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	パンフレット等の事業者向け内容を充実したり、事業者への排出指導の際に普及啓発活動を積極的に行います。また、環境学習については、実施対象の拡充を図ります。 なお、19年7月からはプラスチック製容器包装を資源として回収するモデル事業を行うとともに、20年4月からは区内全域に拡大します。この事業実施にあたっては、従来のごみの分け方・出し方が変更になるため、十分な普及啓発活動を行うとともに、3Rの推進（発生抑制、再使用、再生利用）についても併せて普及啓発します。					

事務事業	133	資源回収の推進					
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち					
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築					
施策	02	資源循環型社会の形成					
事業内容							
目的	ごみの最終処分場の延命化や資源の有効活用のために、ごみとして出される前に分別し、資源として回収することにより、資源循環型社会の構築を目指します。						
対象・手段	区民、事業者との協働により、集団回収、古紙回収、びん・缶回収、ペットボトル回収、乾電池の回収、白色トレイの回収を推進します。						
成果（事業が意図する成果）							
資源回収を推進することで、資源循環型社会の構築に寄与することができます。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
資源化率（％）		資源回収量/(行政が収集するごみ＋資源回収量)	(平成19年度に 20%)	の水準達成			
集団回収への参加率（％）		資源回収参加世帯数/区内世帯数	(平成19年度に 60%)	の水準達成			
			()年度に ()	の水準達成			
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	％	20.00	20.00	20.00	20.00	(目標値2) 17年度 55％ 18年度 58％ 19年度 60％ 15、16年度は 17年度の目標を設定
	実績 1 ②	％	17.50	17.30	17.40	18.30	
	③＝②／①	％	87.50	86.50	87.00	91.50	
	目標値 2 ④	％	55.00	55.00	55.00	58.00	
	実績 2 ⑤	％	47.90	48.30	49.00	48.70	
	⑥＝⑤／④	％	87.09	87.82	89.09	83.97	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	％	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	資源集団回収団体への支援（360団体）回収量 7,172トン 古紙回収量 9,536トン びん・缶分別回収量 3,230トン ペットボトル回収量 408トン 乾電池 24トン 紙パック 9トン						
平成18年度	資源集団回収団体への支援（378団体）回収量 7,383トン 古紙回収量 9,418トン びん・缶分別回収量 3,204トン 白色トレイ 1トン ペットボトル回収量 809トン 乾電池 21トン 紙パック 9トン						

部名称		環境土木部		課名称		新宿清掃事務所	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	546,488	535,901	555,087	621,781	
	人件費⑪	千円	39,900	39,900	39,900	39,940	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	586,388	575,801	594,987	661,721	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	586,388	575,801	594,987	661,721	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	506,608	490,563	506,729	560,577	
	特定財源⑱		79,780	85,238	85,258	101,144	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	86.39	85.20	85.67	84.72	
職員	常勤職員	人	4.50	4.50	4.50	4.50	
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00	
事業に関する検討課題							
資源化率は前年を上回っていますが、さらに回収量の増加を図るための方策の検討が必要です。 集団回収参加率は前年と同程度で推移していますが、さらに参加率を上げるための検討が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 「3・2・1」の3段階評価です。	達成度	2	18年6月から白色トレイの拠点回収を開始しました。ペットボトル回収については従来の店頭回収(約270箇所)に加え、びん・缶の回収拠点(約2700箇所)での回収を実施したことにより、17年度の2倍の回収実績がありました。				
	効率性	2	資源回収事業は多額の経費を必要としますが、現在は直営で実施している部分と業者委託している部分があります。概ね効率的な事業実施がなされています。				
	実施の成果	3	資源化率、集団回収参加率ともに概ね順調に推移しており、資源回収事業の推進により、資源循環型社会の構築に向け、一歩前進できました。				
	行政の関与	3	資源化率の向上を図り、資源循環型社会を実現するためには、区の指導・助言は必要です。				
	妥当性	3	区民及び区内事業者を対象としており、妥当です。				
	施策寄与度	3	資源回収を推進することは、資源循環型社会を形成するための、最優先課題です。区民の意識改革を進めるとともに、リサイクルが適正に行われるように排出指導を強化することにより、施策目的達成に向け、大いに寄与しています。				
総合評価	資源化率、集団回収参加率とも概ね順調に推移しており、資源循環型社会の構築に向け一歩前進できました。びん・缶の回収事業は業者委託により、効率的に実施されています。						※ B
							過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
改革方針	資源循環型社会実現に向けて、事業継続の意義は大きいと考えます。 新たな分別回収品目の設定や回収拠点の増設などにより事業を拡充します。 19年7月からはプラスチック製容器包装のモデル回収を始めるとともに、20年4月には区内全域に拡大します。						方向性
							※ 4 拡大

事務事業	134	環境学習情報センターを核とした普及・啓発					
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち					
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築					
施策	03	環境保全思想の普及と啓発					
事業内容							
目的	環境学習情報センターを活用して適切な情報提供、環境に関連するイベントなどを行い、環境問題への関心・理解を深め、環境に配慮した生活や行動ができるように普及・啓発を図ります。						
対象・手段	環境学習情報センターを核として、区民・企業・NPO・学校との連携と協働を進め、環境に関する意識を向上させ、具体的に環境改善を実践できるよう、啓発パンフレット等の作成と配布、出前環境学習の実施、ホームページへの掲載、区民・企業・NPO・学校への環境保全活動の支援を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
各種イベントの開催、事業者との連絡会を通じて、普及・啓発、支援を効果的に進め、区民、事業者、NPOが環境保全活動を実践しやすい条件を整えていきます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
エコリーダー養成講座の参加者数		地域の環境活動のリーダーを養成することを目的とした連続講座の参加者数です。			(平成19年度に 300人)の水準達成		
「まちの先生見本市」の参加者数		学校の環境学習・環境活動を推進するため、区民・地域団体・NPO・事業者・学校・行政が連携して実施する「新宿の環境学習応援団」まちの先生見本市（1日1回のイベント）の参加数です。			(平成19年度に 500人)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	人	0.00	300.00	300.00	300.00	実績1について 地域の環境活動リーダー養成講座の一段の創意工夫が必要である。
	実績 1 ②	人	0.00	265.00	340.00	150.00	
	③＝②／①	%	0.00	88.33	113.33	50.00	
	目標値 2 ④	人	0.00	500.00	500.00	500.00	実績2について 18年度は、6回目の開催となったが、本来目的のまちの先生育成に関しては、過渡期の状況です。区民向け環境保全普及に移行していく方向です。
	実績 2 ⑤	人	0.00	650.00	2,000.00	700.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	130.00	400.00	140.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	区立小・中学校における環境学習、地域の環境活動のリーダーを育成する「エコリーダー養成講座」、学校の先生や環境学習に興味のある人たちを対象にした「まちの先生見本市」、環境省の事業「こどもエコクラブ」事務局、夏休み親子体験教室「神田川たんけん隊」、環境保全活動を地域に広げていくことを目的としたエコライフ推進員の活動、エコ事業者連絡会の開催等を実施しました。						
平成18年度	区立小・中学校における環境学習、地域の環境活動のリーダーを育成する「エコリーダー養成講座」、学校の先生や環境学習に興味のある人たちを対象にした「まちの先生見本市」、環境省の事業「こどもエコクラブ」事務局、夏休み親子体験教室「神田川たんけん隊」、環境保全活動を地域に広げていくことを目的としたエコライフ推進員の活動、エコ事業者連絡会の開催等を実施しました。						

部名称		環境土木部		課名称		環境保全課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	3,208	3,125	3,157	2,781	
	人件費⑪	千円	0	0	0	14,076	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	3,208	3,125	3,157	16,857	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	3,208	3,125	3,157	16,857	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	3,208	3,125	3,157	16,857	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	1.70	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
環境学習情報センターを最大限に利用した環境学習の推進及び知名度は着実に広がってはいます。エコリーダー養成講座の参加者は減少していますが、「まちの先生見本市」の参加者は大幅に増加しているなど事業における参加者にばらつきがあり、継続的な開催事業への参加数の増加がなお一層求められます。同センターを核としたパートナーシップの構築・発展及び創意工夫が必要です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	環境学習情報センターを活用した環境学習事業実施、環境関連イベントへの参加、「環境たより」やホームページを通じた情報提供など、利用可能なツールを活用して、計画通り環境保全思想の普及啓発活動を実施しています。				
	効率性	2	環境学習情報センターを核とした、環境普及啓発事業展開は、地道な活動の積み重ねを行っています。少しずつですが、区民からの反応もあり、区民の行動にも変化が出てきています。更なるホームページの活用により普及啓発の効率化が望めます。				
	実施の成果	2	イベントへの参加者の満足度は高く、普及啓発事業が環境への理解や関心を深めるのに一定の成果を上げています。				
	行政の関与	3	環境保全に関する知識の普及及び意識啓発を図ることは、区の責務です。				
	妥当性	2	各種イベント等においては、区民等に対して環境について考える機会を提供していますが、さらに踏み込んで、環境保全思想の定着を担う仕組みづくりが必要です。				
	施策寄与度	3	平成16年6月5日開設の環境学習情報センターを核として、より一層活用することにより、一層効果的な普及啓発活動の展開に大いに寄与しています。				
総合評価	環境学習情報センターを核とした、区民・地域団体・NPO・企業・学校等の地道な連携と協働により、普及啓発事業の環境への理解や関心を深めるのに一定の成果を上げています。事業毎により参加者にばらつきがあることから、参加者の増加に向けた事業内容の一層の創意工夫が必要です。						※ B
							過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
改革方針	環境学習情報センターを核とした、区民・地域団体・NPO・企業・学校等の連携、協働を一層推進します。また、エコライフ推進員を一層活用し、環境保全思想の定着を担う仕組みづくりをしていきます。更にホームページを充実させるなど、手段の改善を図り、今後もより一層効果的な普及啓発活動の展開を図るとともに、参加者の増加を図れるような事業内容に一層工夫していきます。						方向性
							※ 2 手段改善

事務事業	135	環境白書の作成と報告会の開催					
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち					
大項目	02	快適環境の保全と創出					
施策	01	環境施策の総合的展開と推進					
事業内容							
目的	環境基本計画の進捗状況を点検するとともに、環境保全の取り組みについて普及啓発を図っていきます。						
対象・手段	環境白書報告会を通して、環境行動指針の普及を図るとともに、環境基本計画の進行管理をします。白書報告会の中で問題点が出てきた場合には、ワークショップを開いて検討し、パネルディスカッションを行います。18年度には、ワークショップでの検討結果について区民等から広く意見を聞くため、シンポジウムを開催しました。						
成果（事業が意図する成果）							
環境基本計画の進行管理と環境行動指針の推進を合わせて行うことができ、一貫した環境政策の推進が図れます。							
事業成果指標							
指標名		定義				目標水準	
環境白書の作成		環境白書の作成				(毎) 年度に	
						(1 回) の水準達成	
環境白書報告会の開催		環境白書報告会の開催				(毎) 年度に	
						(1 回) の水準達成	
						() 年度に	
						() の水準達成	
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	回	0.00	1.00	1.00	1.00	
	実績 1 ②	回	0.00	1.00	1.00	1.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④	回	0.00	1.00	1.00	1.00	
	実績 2 ⑤	回	0.00	1.00	1.00	1.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	環境白書を作成し、報告会を実施しました。						
平成18年度	後期の環境基本計画策定に向けて、「環境施策検討会」（ワークショップにあたる会議）を開催して環境基本計画の見直しを進めました。環境白書を作成し、「環境白書を読む会」（「環境施策検討会」のメンバーをパネリストとしたシンポジウムと、白書の報告会を兼ねた会）を開催しました。						

部名称		環境土木部		課名称		環境保全課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	29	516	300	473	
	人件費⑪	千円	0	0	4,169	4,140	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	29	516	4,469	4,613	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	29	516	4,469	4,613	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	29	516	4,469	4,613	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区民・事業者・NPO等と連携、協働して環境基本計画の進行管理、見直しを行っていく必要があるため、「環境白書を読む会」への参加者をさらに増やしていくことが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	環境基本計画の進捗状況を把握するため、新宿区の施策や区民・事業者・NPOなどの取組みを環境白書としてとりまとめました。また、「環境白書を読む会」として白書報告会とシンポジウムを兼ねた会を開催しました。				
	効率性	3	今年度から、環境白書に資料編として公害測定結果や区の地球温暖化対策の取組み結果などを掲載したことにより、環境基本計画の進捗状況を点検するツールとしてより分かりやすいものになりました。				
	実施の成果	2	環境基本計画の目標達成状況を白書の中で明確にすることにより、課題を整理することができました。また、白書報告会の開催により、参加者との環境に関する種々の意見交換をすることができました。今後は、報告会の参加者数の増加が望まれます。				
	行政の関与	3	区民・事業者・NPO等と連携、協働して、環境基本計画の進捗状況を把握する必要があるため、区の関与は欠かせません。				
	妥当性	3	環境基本計画の進捗状況を環境白書によって点検するという手段は妥当であるといえます。また、白書によって明らかになった問題点を踏まえ、後期環境基本計画策定に向けた見直しが今年度から始まり、本事業の目的が着実に達成されつつあります。				
	施策寄与度	3	環境基本計画の中の、現実とずれてきた部分については、今年度から見直しをしていて、PDCAサイクルが機能しています。環境施策の総合的展開と推進が効率的に行われており、施策の目的達成に大いに寄与しているといえます。				
総合評価	環境基本計画に掲げられた施策の進捗状況を環境白書として公表し、広報紙、ホームページ等で募集を行なった区民・事業者・NPO等と検証することにより、環境施策の着実な推進と見直しを図ることができました。また、シンポジウムにおいて「環境審議会」に諮問をしている「環境基本計画の見直し」についても参加者からの意見を伺うことができました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	環境白書の無償頒布、ホームページ上での公開、区民・事業者等を交えた報告会のほか、シンポジウムの開催などにより環境施策を広く公表していきます。 また、地球温暖化対策の推進を強化するための環境基本計画の見直しについて、環境審議会に諮問し、審議会及び環境施策検討会で検討を進めていきます。						※ 4 拡大

事務事業	136	環境に配慮した道づくり					
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち					
大項目	02	快適環境の保全と創出					
施策	02	環境保全型まちづくり					
事業内容							
目的		環境に配慮した舗装を実施することでヒートアイランド抑制効果を高めるとともに、道路施設において、資源の有効活用を進めます。					
対象・手段		対象：区道 手段：①遮熱透水性舗装（※）の実施 ②防護柵に間伐材を活用 ※遮熱透水性舗装とは、直射日光のうち、路面温度を上昇させる原因である赤外線を反射する塗料を路面に塗布した舗装をいいます。					
成果（事業が意図する成果）							
温度低減効果がある舗装の実施や既存資源の有効利用を図ることで、身近なところから、環境に配慮したまちづくりを進めます。							
事業成果指標							
指標名		定義				目標水準	
遮熱透水性舗装の施工面積		遮熱透水性舗装の面積				(毎) 年度に (1,300㎡) の水準達成	
木製防護柵の施工延長		木製防護柵の延長				(毎) 年度に (100m) の水準達成	
						() 年度に () の水準達成	
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	㎡	0.00	0.00	1,300.00	1,300.00	
	実績 1 ②	㎡	0.00	0.00	1,229.00	1,370.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	94.54	105.38	
	目標値 2 ④	m	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績 2 ⑤	m	0.00	0.00	110.70	161.40	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	110.70	161.40	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	遮熱透水性舗装 1,229 ㎡ 木製防護柵 110.7 m						
平成18年度	遮熱透水性舗装 1,370 ㎡ 木製防護柵 161.4 m						

部名称		環境土木部		課名称		土木課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	37,434	32,448	
	人件費⑪	千円	0	0	0	4,140	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	37,434	36,588	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	37,434	36,588	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	37,434	36,588	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
遮熱透水性舗装については、ヒートアイランド対策に効果がある環境配慮型舗装として、東京都土木技術研究所等の協力の下、導入を行い路面温度低減効果を検証しました。今後はより有効に機能する場所の選定基準等についても検証して行くことが必要です。 木製防護柵については、経年変化による劣化状況を経過観察することが必要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	予定施工数量を達成しました。				
	効率性	3	事業対象である区道は区民の生活道路が主であるため、事業実施による成果を区民が享受しやすいことから、事業の効率性は高いと考えます。				
	実施の成果	2	夏季の舗装温度低減による歩行者等への身体的な負担の軽減等、少しずつ成果が出てきています。また木製防護柵は木の温もりが感じられることから、地域住民から好評を得ています。				
	行政の関与	3	環境に配慮した施設づくりは、幅広い主体が取り組む問題です。その中でも、広く公共の用に供する区道は、区内全域に対して面積の割合が比較的多いことから、率先して取り組むことが必要です。				
	妥当性	3	道路における環境に配慮した取り組みとして、道路の大部分を構成する路面で対策を行う本手法は、非常に有効であると考えます。				
	施策寄与度	2	遮熱性舗装は、路面温度の上昇及び路面の蓄熱をそれぞれ抑制し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与するものと考えます。また間伐材を防護柵として使用することにより、資源の有効利用に貢献しています。				
総合評価	環境宣言都市にふさわしい新宿区を築いていくため、公共施設管理者は率先して環境施策に取り組まなければなりません。道路の分野においても、新たな工法や材料を取り入れ積極的に環境に配慮した事業を展開することが必要です。当該事業は道路における環境対策として有効であり、また地域に身近な区道における施策であることから区民が事業による成果を享受しやすく、事業効果が高い施策であると考えます。 なお当該事業は新しい取組みであることから、今後とも耐久性の検証や性能評価方法等の検討を続けていきます。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	国や東京都とも連携し、遮熱性舗装の耐久性を検証するとともに性能評価方法や維持管理手法について検討を続けながら、より有効に機能する場所についても調査していきます。また、木製防護柵についても、耐久性等を含め経過観察を続けていきます。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	137	区民参加型ミニ市場公募債の発行					
章	6	構想の推進のために					
大項目	02	参加と協働のまちづくりの推進					
施策	01	参加と協働のまちづくりの推進					
事業内容							
目的	区民の区政への参画意識の一層の高揚と、特別区債の資金調達手法の多様化を図ります。						
対象・手段	区民が区が実施する特定の施設整備や事業について、直接投資できる仕組みとして市場公募型の特別区債の発行に取り組みます。						
成果（事業が意図する成果）							
区民のまちづくりへの参加意識や事業への監視・チェック意識が高まることが期待できます。資金調達手段が多様化するとともに、区民の行政への意識を高めることにつながります。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
住民参加型市場公募債の発行		落合第二区民センター建設公募債発行			(平成18年度に		
					(1回の水準達成		
					(年度に		
					(の水準達成		
					(年度に		
					(の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	回	0.00	0.00	1.00	1.00	
	実績 1 ②	回	0.00	0.00	0.00	1.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	先進自治体を視察するなど、住民参加型市場公募債発行のための調査検討を行いました。						
平成18年度	IR活動（投資家への財務情報提供）の一環として、区の財政に関するリーフレットを作成するとともに、落合第二区民センター建設を目的とした住民参加型市場公募債（新宿夢まち債 発行額：293百万円）を発行しました。						

部名称		企画政策部		課名称		財政課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	665	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	665	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	665	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	665	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する横府課題							
公募債の購入者である区民を対象に区の財務状況及び公募債についての知識と興味を持っていただける効果的な広報活動が重要となります。 また、区民の方が、区政に対する参加意識を高めていただくとともに、資金調達手法の多様化を推進する観点から、低コストで住民参加型市場公募債を発行するためのノウハウ等、公募債の発行について継続して研究する必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	計画どおり落合第二区民センター建設を目的とした住民参加型市場公募債（新宿夢まち債 発行額 293 百万円）を発行しました。				
	効率性	2	政府系資金の調達に比べると効率性は、やや劣るものの一般の銀行等引受債との差は、ほとんどありません。				
	実施の成果	2	今後、区施設の更新による大きな資金需要が見込まれますが、財政投融资制度の変化を受けて、政府資金が十分に地方に供給されない事態が予想されます。住民参加型市場公募債の導入により、特別区債の資金調達手法の多様化を図ることができます。				
	行政の関与	3	地方分権の流れの中で、活力と魅力あふれるまちづくり整備をするための資金調達は、基礎自治体である区の役割ですが、公募債そのものについての区民の関心を高めていく必要があります。				
	妥当性	3	住民参加型市場公募債の資金の使途目的を明示し、区の事業に対する区民の関心を高める効果が期待できるとともに、コスト面でも政府資金の調達に比べ効率性は、やや劣るものの一般の銀行等引受債との差はほとんどありません。				
	施策寄与度	2	新宿区実施計画は、そのキーワードとして、「協働」と「参画」を掲げています。区民に、まちづくりのための施設整備や事業について、直接的に投資できる機会を設けることは、区政に対する関心を高め、まちづくりに参画する契機となることが期待できます。				
総合評価	計画どおり、平成18年度に「落合第二区民センター建設」の資金として、住民参加型市場公募債（新宿夢まち債）を発行することができました。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針	地方債市場の動向及び新たな実行計画の策定を踏まえ、住民参加型市場公募債に適する事業を選定します。具体的な実践を通し、今後の直接金融による資金調達手法のノウハウを蓄積していきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	138	区民との協働による基本構想・基本計画づくり					
章	6	構想の推進のために					
大項目	03	地域を基盤にした区政の推進					
施策	01	地域を基盤にした区政の推進					
事業内容							
目的	区民や地域団体、NPO、企業等が区民の目線から基本構想・基本計画原案を検討することにより、区民にとって自分たちの生活と区の施策とのつながりが分かりやすい計画づくりを行います。						
対象・手段	第一段階として、多くの区民等が参画した「新宿区民会議」を立上げ、ワークショップ方式等を用いながら、検討を行い、18年6月に、その検討結果を区長へ提言しました。第二段階として、基本構想審議会を設置・諮問し、専門的識見等からの審議を行い、19年2月に答申を得ました。第三段階である19年度は、答申に基づき区案案を作成し、パブリック・コメント、地域説明会等を経て策定します。						
成果（事業が意図する成果）							
計画策定のプロセスを重視した計画づくりにより、区民と行政が将来のまちづくりの方向性を共有できるようにします。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
区民会議へ100人規模の区民等の参画を得ること。		区民会議設置時の参加数			(平成17年度に (100人)の水準達成		
区民会議委員の自主的・主体的な活動状況		区民会議委員として、月2回の定例的分科会以外の活動の状況により、区民会議委員の自主性・主体性等を把握します。			(平成18年度に (60回(月1回))の水準達成		
基本構想審議会の審議状況		基本構想審議会での審議回数			(年度に (14回)の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1①	人	0.00	0.00	100.00	0.00	平成17年6月から平成18年6月までの1年間に、区民会議は、月2回の分科会以外の自主活動も含め全部で330回開催しました。 平成18年7月から平成19年2月までに基本構想審議会は16回、基本構想審議会起草部会は11回開催されました。
	実績1②	人	0.00	0.00	376.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	376.00	0.00	
	目標値2④	回	0.00	0.00	60.00	0.00	
	実績2⑤	回	0.00	0.00	119.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	198.33	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	14.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	16.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	114.29	
事業の実施内容							
平成17年度	平成17年6月に区民検討組織である「新宿区民会議」を立ち上げました。区民会議には400人近い公募区民が参画し、テーマ別の6つの分科会に分かれ基本構想、基本計画に盛り込むべき内容について検討しました。18年2月にはそれまでの検討成果を区民一般に発表する中間発表会を開催し、来場した多くの区民との意見交換も行ないました。						
平成18年度	平成18年6月に「新宿区民会議」から基本構想、基本計画に盛り込むべき内容についての検討結果として提言書を区長に提出していただきました。この提言書を受け7月に基本構想審議会を設置し、専門的識見等から基本構想・基本計画について審議し、平成19年2月に区長へ答申いただきました。						

部名称		企画政策部		課名称		企画政策課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	24,124	31,945	
	人件費⑪	千円	0	0	45,025	44,712	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	69,149	76,657	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	69,149	76,657	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	69,149	76,657	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	5.40	5.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区民会議の提言書を尊重した審議会答申を踏まえた区素案づくりを行うとともに、区素案に対する区民意見を十分聴く必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由 「3・2・1」の3段階評価です。	達成度	3	区民会議では当初想定した以上の区民参画を得て、提言書をまとめていただくことができました。基本構想審議会では、16回にも及ぶ議論や起草部会の検討により区民会議提言書を尊重した答申をいただくことができました。				
	効率性	3	基本構想審議会では、全体会を中心に審議いただきましたが、全体を2グループに分けた審議や審議会の開催回数を増やすなど、効率的、効果的に審議が行われるよう運営方法にも工夫を施しました。				
	実施の成果	3	区民会議での議論の経験がこれからのまちづくりの担い手となることが大いに期待できます。また、基本構想審議会では骨子案を作成し、それに対する区民等の意見を踏まえた答申を作成する過程を踏むことで、区民の声を十分活かした計画づくりとなっています。				
	行政の関与	3	行政計画の策定作業であり、区民会議、審議会の運営等、一定の区の関与は必要であり、妥当性があります。				
	妥当性	3	区民会議を設置し区民会議提言をいただくとともに、当該提言を専門的見地から検討いただく審議会を設置した今回の計画づくりは、区民等との協働と参画による計画づくりの方法として妥当です。				
	施策寄与度	3	区民会議の活発な活動及び審議会における熱心な審議の過程そのものが、自治の実践の場となっています。				
総合評価	基本構想、基本計画の策定については、その最初の段階から区民参画の手法により検討し、区民会議の提言をまとめていただきました。また、基本構想審議会は、その提言を最大限尊重して検討し、答申をまとめられました。こうした策定方法は、新宿区の計画づくりにおいて、まさに画期的なものであり、区民と行政が将来のまちづくりの方向性を共有するという大きな成果をもたらすものです。						※ A 過年度評価 17年度 A 16年度 15年度 14年度 方向性
	改革方針	基本構想、基本計画の策定にあたっては、区民会議及び地区協議会の提言・意見を尊重した審議会答申の内容を踏まえ各計画素案を作成し、パブリック・コメントを実施するとともに、各地域ごとに説明会を開催し、区民及び各地区協議会から意見をいただき区案をまとめていきます。					

事務事業	139	地区協議会の設立・運営（地区協議会との協働）					
章	6	構想の推進のために					
大項目	03	地域を基盤にした区政の推進					
施策	01	地域を基盤にした区政の推進					
事業内容							
目的	各特別出張所の地域単位で、区民の区政への参画及び地域課題を解決する場として設立した地区協議会が、区政に関し自由な議論と区との意見交換を行い区政へ参画するよう促すとともに、自らの発想と力で地域課題を解決する役割を担い住民自治の拡充を図ります。						
対象・手段	特別出張所が地区協議会の事務局として会議開催支援を行うとともに、地域課題の解決に向けた情報提供や関係機関への橋渡し等の支援を行います。						
成果（事業が意図する成果）							
各地区において、区民をはじめ多様な主体の区政への参画及び地域課題を解決する場として機能していくことで、地域の自治意識の高まりと自らの発想と力で地域課題を解決する力がつくことにより、住民自治の拡充が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
区へ提案（提言）		地区別まちづくり方針などについて区へ提案（提言）した地区協議会の数			（平成18年度に 10箇所）の水準達成		
地区協議会の運営		各分科会及び各課題プロジェクトごとに月1回程度の会議を開催する。 43（各分科会＋課題別プロジェクト）×12月			（平成18年度に 10所で516回）の水準達成		
地区協議会の参加		各地区協議会の委員の定足数を満たしているか。			（年度に 10所で508人）の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	箇所	0.00	0.00	10.00	10.00	17年度目標値地区協議会の設立は17年度内に100%達成済みのため18年度新たな指標に変更しました。
	実績 1 ②	箇所	0.00	0.00	10.00	10.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④	回	0.00	0.00	245.00	516.00	
	実績 2 ⑤	回	0.00	0.00	228.00	449.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	93.06	87.02	
	目標値 3 ⑦	人	0.00	0.00	508.00	508.00	
	実績 3 ⑧	人	0.00	0.00	453.00	448.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	89.17	88.19	
事業の実施内容							
平成17年度	地区協議会立ち上げのための具体的検討、準備 地区協議会の設立						
平成18年度	地区協議会の運営支援 事務局の機能強化に向けた検討 活動支援のための新たな財源担保の仕組み検討						

部名称		地域文化部		課名称		地域調整課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	1,000	2,228	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	1,000	2,228	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	1,000	2,228	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	1,000	2,228	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区は、地区協議会の自主性を重んじながら、その活動の充実が図れるように協議会の位置づけを明確化し、一定の責任と権能を付与するための仕組みづくりを検討していく必要があります。地区協議会が多くの区民との協働を進め、地域の自治意識を高め、地域課題の解決に向けての取組みを通して、「皆でまちを担うしくみ」として地域に根ざすことが重要です。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	各地区協議会から提案された地区別まちづくり方針の内容は、都市計画審議会から出された答申にも反映されました。また、それぞれの地域ごとの課題についても各協議会の分科会等において検討され、多くの取組みがなされました。				
	効率性	3	各課題別の分科会を設立し、各テーマごとに課題の抽出など具体的な検討が行われ、具体的な取組みがなされています。				
	実施の成果	2	18年度は、区から提起された課題として、次期基本構想・都市マスタープランについて地域の視点で議論を行い、地区別まちづくり方針がまとめられ、都市計画審議会から出された答申にも反映されました。				
	行政の関与	3	地区協議会は自主組織として位置づけられていますが、地区協議会の位置づけを明確にして、事務局の機能強化のための支援をはじめ、活動のための財政支援など、その運営については各特別出張所を中心に積極的な支援を行っていく必要があります。				
	妥当性	3	多様な主体による地域を支えるしくみづくりは、住民自治の拡充のためには極めて重要な施策であります。そのためにも地区協議会は重要な役割を果たすものであり、区民の区政への参画の一つの仕組みとしてその活動を促進していくことが必要です。				
	施策寄与度	3	新たな自治のしくみづくりとして、地区協議会の意義はとても大きなものです。今後、地区協議会が地域に根ざした組織として、区政参画と地域課題を解決する場として住民自治の拡充に寄与することが期待されます。				
総合評価	すべての地区協議会で次期基本構想・都市マスタープランについて地域の視点で議論され、地区別まちづくり方針がまとめられました。各地区協議会から提案された地区別まちづくり方針の内容は、都市計画審議会から出された答申にも反映されました。さらに、地域ごとの課題についても具体的な取組みが始まり、各地区ごとに展開されています。これらの取組みと成果は大変評価できます。地区協議会が実効性のある組織として今後、さらに区政参画と地域課題を解決する場として住民自治の充実が期待されます。						※ A 過年度評価 17年度 A 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	地区協議会が「区政参画」「地域課題の解決の場」として、実効性のある組織として活動するため、地区協議会の自主性を重んじながら、その活動の充実が図れるように、協議会の位置づけを明確化し、一定の責任と権能を付与するための仕組みづくりを検討していきます。						※ 4 拡大

事務事業	140	ホームレス対策					
章	6	構想の推進のために					
大項目	04	広域的な都市課題への対応					
施策	01	広域的な都市課題への対応					
事業内容							
目的	大都市問題であるホームレス問題の解決のために『新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画』に基づき、区全体で取り組んでいくための総合的な対策を整備していく中で、区とNPOや区民等と協力・連携、都及び各区との連携による事業の推進によりホームレスの自立を支援します。						
対象・手段	対象は、区内のホームレス、区民・事業者・NPO等民間団体です。 手段は、①宿泊所等入所者相談援助事業、②NPO・住民との連携、③啓発事業、④拠点相談事業です。						
成果（事業が意図する成果）							
①『宿泊所等入所者相談援助事業』では、自立生活への相談指導、再びホームレス生活へ戻らないよう相談、援助指導を支援します。②『NPO・住民との連携』では、区と区民・団体等が連携して、自立支援のネットワークをつくり、情報の共有化を図ります。③『啓発事業』では、ホームレスの実情や自立支援策を説明するパンフレットを作成・配布し、啓発活動を行います。④『拠点相談事業』では、継続的にホームレスの相談に応じ、自立に関する情報や福祉施策に関する情報を提供することで早期の自立を支援します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
新宿区区民意識調査の区政への要望で、ホームレスに関する施策の要望を減らす。	ホームレスの自立が進めば、ホームレスに関する要望が減り、前年度を下回れば100%	(毎) 年度に (100%) の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
		() 年度に () の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	ホームレスが、再び路上生活に戻ることをないように自立を支援する。
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値 2 ④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2 ⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	ホームレスの自立支援等に関するシンポジウム2回、ワークショップ2回、関係者等の連絡会議の開催。地域の集まりなどに参加して、ホームレスの状況や区の取り組みを伝える。 「宿泊所等入所者相談援助事業」の実施。						
平成18年度	ホームレスの自立支援等に関するシンポジウム等への支援（3回）。区立小中学校教師研究会への講師派遣（1回）。ホームレスの自立を支援する団体等の連絡会議を開催（12回）。『宿泊所等入所者相談援助事業』、『拠点相談事業』を実施。都区共同事業『地域生活移行支援事業』及び『自立支援システム事業』を実施。						

部名称		福祉部		課名称		生活福祉課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	9,505	27,783	
	人件費⑪	千円	0	0	0	15,440	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	9,505	43,223	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	9,505	43,223	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	4,852	33,167	国庫補助金 10,056千円
	特定財源⑱		0	0	4,653	10,056	(セーフティネット支援対策 等事業費・ 補助1／2)
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	51.05	76.73	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	1.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.20	
事業に関する横断課題							
区民・NPOとの連携、都・区の共同事業、区の単独施策などホームレスの自立支援のための仕組みが整えられてきています。今後は、より困難な自立への阻害要因を抱えるホームレスが再び路上生活に戻ることのないように、阻害要因を一つ一つ解決するために、自立支援の仕組みを最大限活用しながら自立を支援することが課題です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	平成16年8月の1,102名から平成19年2月に346名と減少していることは顕著です。				
	効率性	3	費用対効果の面で、たいへん効率がよいと思われます。NPO等との協力・連携、業務を委託して実施することで、NPO等の機動性と柔軟性により、ホームレスの自立支援に、高い効率性が発揮されています。				
	実施の成果	3	NPO等の協力・連携を得ながらホームレスの自立支援が進められており、また、元ホームレスが再び路上に戻ることを防ぐためのアフターフォローも効果を上げています。				
	行政の関与	3	生活保護制度や自立支援システムとの関係から、広域的な対応が求められ妥当であると思われます。今後ともNPO等と協力・連携しながら、ホームレスの自立支援を進めていくことは、必要です。				
	妥当性	3	NPO等地域の社会資源と協力・連携してホームレスの自立を支援していくことは、効果・費用ともに妥当です。				
	施策寄与度	3	広域的な都市問題であるホームレスの自立支援について、地域住民や豊かな経験と専門性を持った民間団体、都と他区との連携を深めていくことは、この問題を解決するために大いに寄与しています。				
総合評価	ホームレス問題に関する啓発活動を行うとともに、区民やNPO、都・他区との協力・連携が進み協力や業務の委託などにより、ホームレスの自立支援は効果を上げており、施策の有効性を示しています。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 15年度 14年度
							方向性
改革方針	ホームレスを路上生活に再び戻さないためには、都区共同事業や区の施策などの事業利用者を増やすことが重要です。そのためには、区民、NPO・都、他区との連携を基本に事業の体系化・総合化を図り、効率性をより一層高めた継続的な取り組みが必要です。						※ 1
							現状のまま継続

事務事業	141	電子区役所の推進					
章	6	構想の推進のために					
大項目	05	行財政の効率的運営					
施策	01	行財政の効率的運営					
事業内容							
目的	区民の利便性の向上、行政の効率化を推進するため、電子申請の活用普及を図ります。また、情報セキュリティ外部監査の導入により、電子自治体における安心と信頼の確保に努めます。						
対象・手段	東京電子自治体共同運営協議会が構築した電子申請システムを利用して、電子化が可能な手続きの拡大を全庁的に推進するとともに、客観性、専門性、公正性を保ち、情報セキュリティレベルを向上させるため、専門家による情報セキュリティ外部監査を導入します。						
成果（事業が意図する成果）							
情報通信技術を積極的に活用し、区民の利便性の向上及び行政の効率化を図ります。また、情報セキュリティ外部監査を実施し、情報資産保護の水準の向上を図ります。							
事業成果指標							
指標名		定義	目標水準				
電子申請		手続き数	(平成19年度に 30手続き)の水準達成				
情報セキュリティ外部監査		実施回数 (平成18年度2回) (平成19年度2回)	(平成19年度に のべ4回)の水準達成				
			()年度に ()の水準達成				
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値1①	手続き数	0.00	0.00	30.00	30.00	目標値2「情報セキュリティ外部監査」は平成18年度からの実施のため、現時点の目標達成率は計画どおり50%です。
	実績1②	手続き数	0.00	0.00	13.00	21.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	43.33	70.00	
	目標値2④	回	0.00	0.00	0.00	4.00	
	実績2⑤	回	0.00	0.00	0.00	2.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	50.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	申請手続き（13種類）の電子化の実施及び情報セキュリティ外部監査の準備						
平成18年度	申請手続き（21種類）の電子化の実施及び2課3システムを対象とした情報セキュリティ外部監査の実施						

部名称		総務部		課名称		情報システム課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	1,565	
	人件費⑪	千円	0	0	2,501	4,968	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	2,501	6,533	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	2,501	6,533	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	2,501	6,533	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.30	0.60	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
電子申請件数の増加及びセキュリティ外部監査のノウハウを利用した内部監査の充実が課題です。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	2	2 1 手続について、申請手続の電子化を実施しましたが、申請件数の増加について方策等検討が必要です。 2 課3 システムを対象とした外部監査を実施し、改善作業を進めています。				
	効率性	3	申請手続の電子化は東京電子自治体共同運営協議会が構築した電子申請システムを使うことで効率的に行えています。 専門家による客観的な外部監査を効率的に行えています。				
	実施の成果	2	業務を電子化した事業については、迅速で効率のよいサービスの提供、利便性の向上、行政内部事務の効率化が図られました。外部監査により、情報セキュリティ対策の妥当性と改善事項の確認を行い、セキュリティレベルが向上しました。				
	行政の関与	3	業務の電子化をさらに進めていくには様々な機関との連携・協力を検討する必要があります。 外部監査は、区と専門家の役割分担を明確化し適正に実施できました。				
	妥当性	3	インターネットを活用した電子化の方法は区民サービスの向上、行政事務の効率化の手段として妥当です。外部監査は、専門性の高い技術検査の実施及びシステム規模に応じた監査対象の選定を行え妥当でした。				
	施策寄与度	3	電子区役所を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図ります。 情報セキュリティを向上し、電子自治体における安心と信頼の確保に努めます。				
総合評価	電子申請の手続き業務の拡大は予定どおり実施されました。18年度は17年度に比べ、申請件数は1.9倍に増加しましたが、さらなる増加に向けて、引き続き検討が必要です。 情報セキュリティの確保は、計画どおりの遂行です。						※ B 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度
改革方針	他自治体の導入例を参考に全庁に対し電子申請の拡大に向けた働きかけをより一層推進し、区民等が電子申請の恩恵を受けられるようにしていきます。 また、さらなる情報セキュリティレベルの向上に向けて、平成19年度には監査対象及び監査規模の見直しを行い、2課4システムを対象とした外部監査を実施します。以降は、外部監査のノウハウを有効活用し内部監査を充実していきます。						方向性
							※ 1 現状のまま継続

事務事業	142	行政評価制度					
章	6	構想の推進のために					
大項目	05	行財政の効率的運営					
施策	01	行財政の効率的運営					
事業内容							
目的	区が行っている事業の経営状況を正確に把握し、コスト意識を持って事業をマネジメントするとともに、その成果を区民に公表することで、事務事業の執行、実施計画策定など行政運営の意思決定サイクルの透明性を高め進行管理できるツールとすることが目的です。						
対象・手段	対象：区が行っている事務事業 手段：キャッシュフロー計算書（対象事業について、1年間に実際に入り出した現金取引の流れを表した計算書）、貸借対照表（土地建物等の資産や退職給与引当金等のストック情報の計算書）、行政コスト計算書（1年間に提供されたサービスに要したすべてのコストと収入を記載、企業会計の損益計算書に相当）を活用してコスト分析を行います。また、行政評価の手法自体を検討します。						
成果（事業が意図する成果）							
①発生主義によるコスト意識を持って事業をマネジメントする職員の意識醸成と職場づくりを実現します。 ②単年度の会計だけでは把握することのできない行政コストについての情報を提供し、これからの事業のあり方を検討していく素材として、行政運営の意思決定サイクルに活用することができます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
職員へのコスト意識の浸透の度合い	コスト感覚・コスト意識が浸透した職員数 ／コスト計算実施職場（係）の職員数	（ 毎 ） 年度に （ 実施職場の 100% ） の水準達成					
事業のあり方の見直しへの寄与	事業のあり方の見直しにつながった事業数 ／コスト計算書の実施事業数	（ 平成19 ） 年度に （ 分析事業の 100% ） の水準達成					
		（ ） 年度に （ ） の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業 成果 指標	目標値 1 ①	人	66.00	57.00	50.00	0.00	18年度より事業別行政コスト計算書の成果をふまえ、行政評価による事業見直しに移行したため、成果指標の数値を掲載していません。
	実績 1 ②	人	66.00	57.00	50.00	0.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	0.00	
	目標値 2 ④	事業	3.00	2.00	3.00	0.00	
	実績 2 ⑤	事業	2.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	66.67	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3 ⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3 ⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	「文化センター事業」・「図書館事業」・「幼稚園事業」について、事業別行政コスト計算書を作成し、議会・区民にコスト情報を提供しました。3事業とも、今後の事業のあり方見直しに活用していく予定です。また、この3年間の取り組みを総括しました。今後、発生主義の考え方を行政評価制度に組み入れるなどにより、多くの職員がコスト意識を持って事業をマネジメントできる仕組みの導入を検討していきます。						
平成18年度	事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、主に施設整備を行った事業（学校施設の改修などの8事業）について、発生主義の考え方を取り入れ、試行的にトータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施しました。また、19年度の予算編成において、行政評価と予算との連動を深めて予算編成過程を公表し、行政運営の意思決定サイクルの中に、行政評価を一層定着させました。						

部名称		企画政策部		課名称		企画政策課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	8,097	6,509	7,344	0	
	人件費⑪	千円	10,006	12,507	8,338	828	
	事務費⑫	千円	0	0	323	734	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	18,103	19,016	16,005	1,562	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	18,103	19,016	16,005	1,562	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	18,103	19,016	16,005	1,562	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.20	1.50	1.00	0.10	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
区が行う事業には、事業別行政コスト計算書の手法が、比較的適応しやすい事業と、そうでない事業があります。コスト意識を持って事業をマネジメントする職員の意識の醸成と職場づくりを実現していくためには、より一層予算と連動した行政評価を実施するなど、行政評価制度を見直し、全庁的に展開できる工夫が必要です。また、行政評価の客観性・透明性を高めるため、外部評価制度の導入について検討を進める必要があります。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、主に施設整備を行った事業について、発生主義の考え方を取り入れ、試行的にトータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施しました。				
	効率性	2	区が行う事業には、事業別行政コスト計算書の手法が適応しにくい事業があり、コスト意識を持って事業をマネジメントする職員の意識の醸成と職場づくりを実現していくためには、行政評価制度を見直し、全庁的に展開できる工夫が必要です。				
	実施の成果	2	発生主義の考え方を取り入れ、試行的にトータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施した事業担当職場においては、職員のコスト意識の浸透に寄与している度合いは大きいものの、行政活動そのものをどう評価するか検討すべき課題があります。				
	行政の関与	3	限られた行政資源を有効に活用し、これからの公共サービスのあり方を見直し、効率的で質の高い行政サービスを実現していくためには、区自らが行政評価の手法を用いて、継続的に評価を行い、評価結果を公表していくことが大切です。				
	妥当性	2	区が行う事業には、事業別行政コスト計算書の手法が適応しにくい事業があり、コスト意識を持って事業をマネジメントする職員の意識の醸成と職場づくりを実現していくためには、行政評価制度を見直し、全庁的に展開できる工夫をしていくことは妥当です。				
	施策寄与度	3	行政の活動を計画・実行・評価・見直しといったサイクルの中でとらえ、評価を行っていくことは、職員の意識改革を行い、組織のマネジメント能力を高め、行政の体質改善を進めていく上でも欠かすことのできないプロセスです。				
総合評価	事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、主に施設整備を行った事業について、発生主義の考え方を取り入れ、試行的にトータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施することにより、事業が使用する資産にかかる日常の費用の把握に努めました。また、19年度の予算編成において、行政評価と予算との連動を深めて予算編成過程を公表し、行政運営の意思決定サイクルの中に、行政評価を一層定着させました。 今後は、コスト分析を行政評価制度に取り入れるだけでなく、行政評価が行政運営の意思決定サイクルの中でより効果的に活用される仕組みを構築していくことが必要です。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度
	事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、さらに、設備整備を伴う事業等について、発生主義の考え方を取り入れ、試行的にトータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施していきます。 また、行政評価制度の評価の客観性・透明性を高めるため、外部評価制度の導入について具体的に検討を進め、外部評価の仕組みを創設していきます。						※ 2 手段改善

事務事業	143	コンビニ収納業務委託					
章	6	構想の推進のために					
大項目	05	行財政の効率的運営					
施策	01	行財政の効率的運営					
事業内容							
目的	多様化する区民生活に対応するため、24時間、365日、全国で納付が可能なコンビニ収納を導入し、収納窓口・機会の拡大による区民サービスの向上を図ります。						
対象・手段	軽自動車税（平成18年度から）、国民健康保険料（平成18年度から）、介護保険料（平成18年度から）個人住民税の普通徴収分（平成19年度分から）をコンビニで納付できるようにします。						
成果（事業が意図する成果）							
コンビニ収納は、その特性（24時間、365日、全国で納付可能）から、区民に対して「いつでも納付できる」環境を提供することができ、区民サービスの向上に寄与することができます。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
軽自動車税及び個人住民税（普通徴収分）のコンビニ収納利用割合	軽自動車税及び個人住民税（普通徴収分）の全収納件数に占めるコンビニ収納件数の割合	（平成19年度）に （40%）の水準達成					
国民健康保険料のコンビニ収納利用割合	国民健康保険料の全収納件数に占めるコンビニ収納件数の割合	（平成19年度）に （40%）の水準達成					
介護保険料（普通徴収分）のコンビニ収納利用割合	介護保険料（普通徴収分）の全収納件数に占めるコンビニ収納件数の割合	（ ）年度に （40%）の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業成果指標	目標値 1 ①	%	0.00	0.00	0.00	40.00	開始年月
	実績 1 ②	%	0.00	0.00	0.00	29.26	軽自動車税 平成18年5月
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	73.15	国民健康保険料 平成18年6月
	目標値 2 ④	%	0.00	0.00	0.00	40.00	介護保険料 （普通徴収分） 平成18年10月
	実績 2 ⑤	%	0.00	0.00	0.00	26.90	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	67.25	
	目標値 3 ⑦	%	0.00	0.00	0.00	40.00	
	実績 3 ⑧	%	0.00	0.00	0.00	12.67	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	31.67	
事業の実施内容							
平成17年度	軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料のコンビニ収納導入に向けての準備{個人情報保護審議会への諮問（承認済）、収納代行業者の選定、システムの開発・検証、プリンタの設置等}						
平成18年度	平成18年5月から軽自動車税、同年6月から国民健康保険料、同年10月から介護保険料のコンビニ収納開始。 個人住民税普通徴収分のコンビニ収納対応に向けての準備{システムの増設・検証、プリンタの設置等}						

部名称		総務部		課名称		税務課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	6,126	11,475	
	人件費⑪	千円	0	0	16,676	19,872	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	22,802	31,347	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	22,802	31,347	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	22,802	31,347	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
①コンビニ収納の周知及び推進 ②個人情報保護対策の徹底 ③収納手数料等のランニングコスト低廉化 ④収納率の向上 が検討課題になります。							
評価基準に基づく評価と理由 『3・2・1』の3段階評価です。	達成度	3	平成18年度は、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料の収納がそれぞれ予定どおり開始し、順調に運用しています。また、個人住民税普通徴収分のコンビニ対応納付書の開発、システム修正、プリンタ増設分の設置などが、計画どおりに進みました。				
	効率性	3	コンビニの営業店舗や、収納代行業者を活用することにより、納付環境の整備や運用を効率的に進めることができます。				
	実施の成果	2	納付者の利便性、区民サービスの向上に寄与するだけでなく、納期内納付等の推進にもつながりました。				
	行政の関与	3	区民サービスの向上を図るため、引き続き24時間、365日、全国で納付可能な納付環境を提供する必要があります。				
	妥当性	3	金融機関の店舗数減少、ライフスタイルの多様化による時間、場所に拘束されない納付環境の整備は既に必要不可欠なものとなっています。				
	施策寄与度	2	コンビニ収納による、納付窓口の拡大は、区民の利便性の向上だけでなく、納期内納付等の推進についても寄与しています。				
総合評価	個人のライフスタイルの多様化に伴い、公金の納付環境整備は、区民サービス向上の観点からも、区として取り組むべき課題となっていますが、平成18年度に軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料のコンビニ収納を開始したことにより、納付環境の整備を図ることができました。 また、納期内納付件数等の増に結びついたことに加え、経費削減も実現し、大きな成果を収めることができました。 平成19年度個人住民税普通徴収分の取扱開始準備についても予定どおり完了することができました。						※ A 過年度評価
							17年度 B 16年度 15年度 14年度 方向性
改革方針	平成18年度に開始された軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、及び平成19年度より開始される個人住民税普通徴収分コンビニ収納の周知、推進に努めます。 制度導入後も、提携コンビニの拡大等さらなる利便性の向上を図ります。 個人情報保護対策をより確実なものとするため、引き続き事業者の立入検査等を行います。						※ 1 現状のまま継続

事務事業	144	区公共施設の保全計画の推進					
章	6	構想の推進のために					
大項目	05	行財政の効率的運営					
施策	01	行財政の効率的運営					
事業内容							
目的	区公共施設の効率的・経済的な維持管理を進めるため、施設の現状及び劣化状況等をシステム管理し、計画的な維持保全計画を進めます。						
対象・手段	すべての区有施設を対象とし、建物の現況調査と劣化調査を行い、施設ごとの中長期修繕計画の策定と生涯修繕費用の算出を行ないます。						
成果（事業が意図する成果）							
<住民サービス効果>①建物の老朽化等による危険箇所等の発生を未然に防止し、施設利用者の安全が確保されます。②施設の設備機器等の突発的な故障による「運営機能」マヒを未然に防止し、行政の円滑な運営が確保されます。<財政（経済的）効果>①膨大な修繕費用の平準化が図られます。②計画的な保全を実施することにより、維持修繕費用の二重投資の防止が図られます。③建物の機能や性能の低下・故障を未然に防ぐことにより、建物の長寿命化と保全経費の削減が図られます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
保全支援システムに建物基礎データを集積。		区有施設 176 建物のうち、計画保全対象施設 144 建物の現況調査及び劣化調査を行いデータを集積します。			（ 平成18 ） 年度に （ 100% ） の水準達成		
中長期修繕計画の策定及び生涯修繕費の算出		計画保全対象施設 144 建物について実施します。			（ 平成18 ） 年度に （ 100% ） の水準達成		
維持管理の手引き作成と施設管理に携わる職員の育成。		各施設に保全担当者を選任し、施設を健全に維持するための知識の向上を図ります。そのための「維持管理の手引き」を作成します。			（ ） 年度に （ 100% ） の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1 ①	建物	0.00	144.00	144.00	144.00	調査対象建物数 調査済数
	実績 1 ②	建物	0.00	43.00	105.00	144.00	
	③＝②／①	%	0.00	29.86	72.92	100.00	
	目標値 2 ④	建物	0.00	144.00	144.00	144.00	中長期修繕計画策定数
	実績 2 ⑤	建物	0.00	43.00	105.00	144.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	29.86	72.92	100.00	
	目標値 3 ⑦	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 3 ⑧	%	0.00	40.00	40.00	100.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	40.00	40.00	100.00	
事業の実施内容							
平成17年度	「新宿区建築物保全実施要綱」「新宿区建築物保全実施要領」「新宿区施設保全推進協議会設置要綱」を7月1日付け、改正。 建物現況調査 62 施設を実施し、前年度実施分と併せて 105 施設の中長期修繕計画を策定。						
平成18年度	建物現況調査 39 施設を実施し、全 144 施設の中長期修繕計画を策定。 維持管理の手引きを作成。						

部名称		都市計画部		課名称		営繕課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	30,310	27,472	15,713	
	人件費⑪	千円	0	10,839	9,172	0	
	事務費⑫	千円	0	271	140	140	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	41,420	36,784	15,853	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	41,420	36,784	15,853	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	29,555	36,784	15,853	
	特定財源⑱		0	11,865	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	71.35	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	1.30	1.10	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
「保全事業」は長期的で継続的な事業です。 また、業務量についても膨大であるため事業の推進にあたっては、執行体制の整備強化が必要となります。 す。							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	18年度は39建物の現況・劣化状況調査を実施し、17・16年度分を併せて144建物全てのデータを集積し、計画どおり終了しました。				
	効率性	3	中長期修繕計画を立案することにより、効率的な予算執行を行うことができます。				
	実施の成果	2	18年度に39建物を調査し、17・16年度に調査完了した105建物を併せて144建物全てについて必要なデータを入力し、中長期修繕計画(案)を立案しました。				
	行政の関与	3	建物の現況・劣化状況調査を業務委託しますが、その指示、履行確認することが区の責務です。				
	妥当性	3	保全支援システムの構築及び全建物の現況・劣化状況調査を費用対効果、専門性等から業務委託を活用しました。				
	施策寄与度	3	今後の区財政を取り巻く環境は、区有施設の老朽化による大規模改修等の将来需要への対応が不可欠となります。そのためには、中長期修繕計画を立案し計画的な予算の配分と平準化を図っていくことが必要となります。				
総合評価	本事業は、区有施設の有効なストック活用に資するために規程整備とシステム導入及び中長期修繕計画の立案を図るために推進しているものです。 規程整備については、「施設保全推進協議会」を立上げ、「新宿区建築物保全実施要綱」、「新宿区建築物保全実施要領」等を策定しました。システムについては、16年度に開発導入し、平成16年から18年の3か年で144施設全てのデータを収集し、中長期修繕計画(案)の立案を行い事業については、計画どおり終了しました。						※ B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度
	毎年度の修繕に加えて、新たに課せられた建築基準法に基づく法定点検の結果もあわせてより精度の高い効率的な中長期修繕実施計画(案)が提案できるように適宜見直していきます。 また、各所管の事業見直しについても効率的な中長期修繕計画(案)を提案をすることができます。						※ 1 現状のまま継続